

滋賀県 彦根市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	彦根市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保健部社会福祉課自立支援係	電話番号	0749-23-9590
参考 URL	http://www.city.hikone.shiga.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	113,171(人)		世帯数	47,854(世帯)	
高齢化率	24.5(%)	生活保護受給率	0.707(%)	面積	196.8(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	17(校)	公立中学校数	7(校)
地域包括支援センター	委託:6 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>国宝の彦根城をはじめ歴史的町並みを有する市北部、新興住宅地が多い市中部、農村集落が大半を占める市南部に分かれ、市内でも地域性に違いが見受けられる。産業面においては、3Bと言われる仏壇、バルブ、ブラジャー(縫製)の地場産業が発展を遂げたが、安価な外国製品の流通により地元製造業が低迷し、現在は地場産業の伝統産業の維持に努めている。地元産業における雇用は将来の見通しがつかず低迷しているものの、飲食店や小売業、警備事業等のサービス産業の雇用が増加傾向にあり、彦根職業公共安定所管内は、県下においても有効求人倍率は高い(平成 30 年 5 月時点 1.91 倍)。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市における地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる環境の整備および市における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりの支援および推進を目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができること。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	彦根市(彦根市社会福祉協議会)	
②事業名	彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行後、本市では家計相談支援事業を除く全事業に取り組み一定の成果を挙げてきた。また、平成29年4月からは家計相談支援事業にも取り組み、本市における包括的支援体制の更なる強化を図るところであるが、住民を主体とする地域力の強化が今後の大きな課題である。第2次彦根市地域福祉計画でも、地域レベルにおけるつながりを深め、助け合う地域となるような取組を行い、支えあい、信頼しあい、つながりあえるまちづくりを目標としており、地域で発生している問題について、他人事と考えず、一番に地域住民が我がごととして捉え解決を図ることを目指している。よって、住民主体によるボランティアや事業所等と連携し、これらが中心となって見守りと地域レベルでの問題解決を図っていける枠組みを構築するものである。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 彦根市内	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 2,613~12,603人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 住民個人や自治会、ボランティアグループ、事業所など	(支援の内容) 「地域福祉に関する活動をしたい(活動を頼みたい)」という相談に対して、必要な情報の提供やマッチング、コーディネートを行うなど、活動への住民の参加の促進や各主体間での顔の見える関係づくり、連携調整による困りごとの解決を図っていく。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 市内空き家 ※活用の検証中	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 住民個人、地域や学校、事業所等	(研修の内容) 住民主体によるボランティア活動を促進していくために、課題別の「ボランティア講座」を開催する。 また、ボランティア講座とは別に、地域の課題等の早期発見に向け、住民主体による見守り合い活動を促進していくため、「おたがいさんサポーター講座(基礎講座、ステップアップ講座)」を開催する。 地域(自治会等)や学校、事業所等へ福祉に関する学習機会を提供し、地域の福祉活動をより一層促進していくことを目的に、本会職員または外部講師による福祉講座・福祉教育の出前講座を実施する。	
(エ)その他		
「見守り合いフォーラム(仮称)」の開催 社協ひこね(年6回・全戸配布)における活動紹介記事の掲載 公式ツイッター、フェイスブック等における情報発信 など		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
「我が事・丸ごと」地域づくり事業について、個人や事業所からの事業選択型寄付の仕組みとして、本会が事務局を務める「赤い羽根共同募金」におけるテーマ型寄付、社会福祉法人である社協への寄付におけるメニュー化を検討する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
事業の成果目標		
別紙「計画書」とおり		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 彦根市内	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 2,613~12,603人

(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人) 生活支援コーディネーター
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 広報誌(社協ひこね)、相談支援包括化推進会議 など	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 自治会における見守り会議、学区住民福祉活動計画推進会議、地域包括支援センター主催の地域ケア会議、単位民児協の定例会、「困りごとシート」による地域課題の見える化 など	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) ・(ウ)により課題等の解決に向けた住民主体の取組の検討を行う。 ・住民主体の新たな活動やボランティアグループの立ち上げおよび運営支援を行う。	(バックアップする人) 地域づくりボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
事業の成果目標 別紙「計画書」のとおり	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	彦根市(彦根市社会福祉協議会)
②事業名	彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行後、本市の自立相談支援機関における相談支援については、庁内に相談推進委員会を設けるとともに、地域包括支援センター等の庁外関係機関と連携を図り、アウトリーチによる早期発見と早期支援に努めてきたところである。一方で、「制度の狭間」で支援に繋がらず何とか暮らしている、適切なサービスを受けられずいわゆる「たらい回し」といった状態にあるとの声も多く聞こえてくることから、今後ネットワークからの連絡体制を今以上に強化し、多様な手法で早期かつ積極的に把握し、必要な支援をコーディネートする中で、地域力強化推進事業と連携し、地域力を中心とした包括的な支援体制の構築を進めていくもの。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	彦根市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要 複合的な課題を抱える相談者等(相談者本人およびその属する世帯全体)を支援するため、“困ったときは、まずは社協へ”という「相談の総合窓口(最初の相談窓口)」として、相談受付および支援体制を強化する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 年4回 アドバイザー(学識経験者)、法律(司法)、警察、就労、地域代	(既存の会議の名称) 彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議

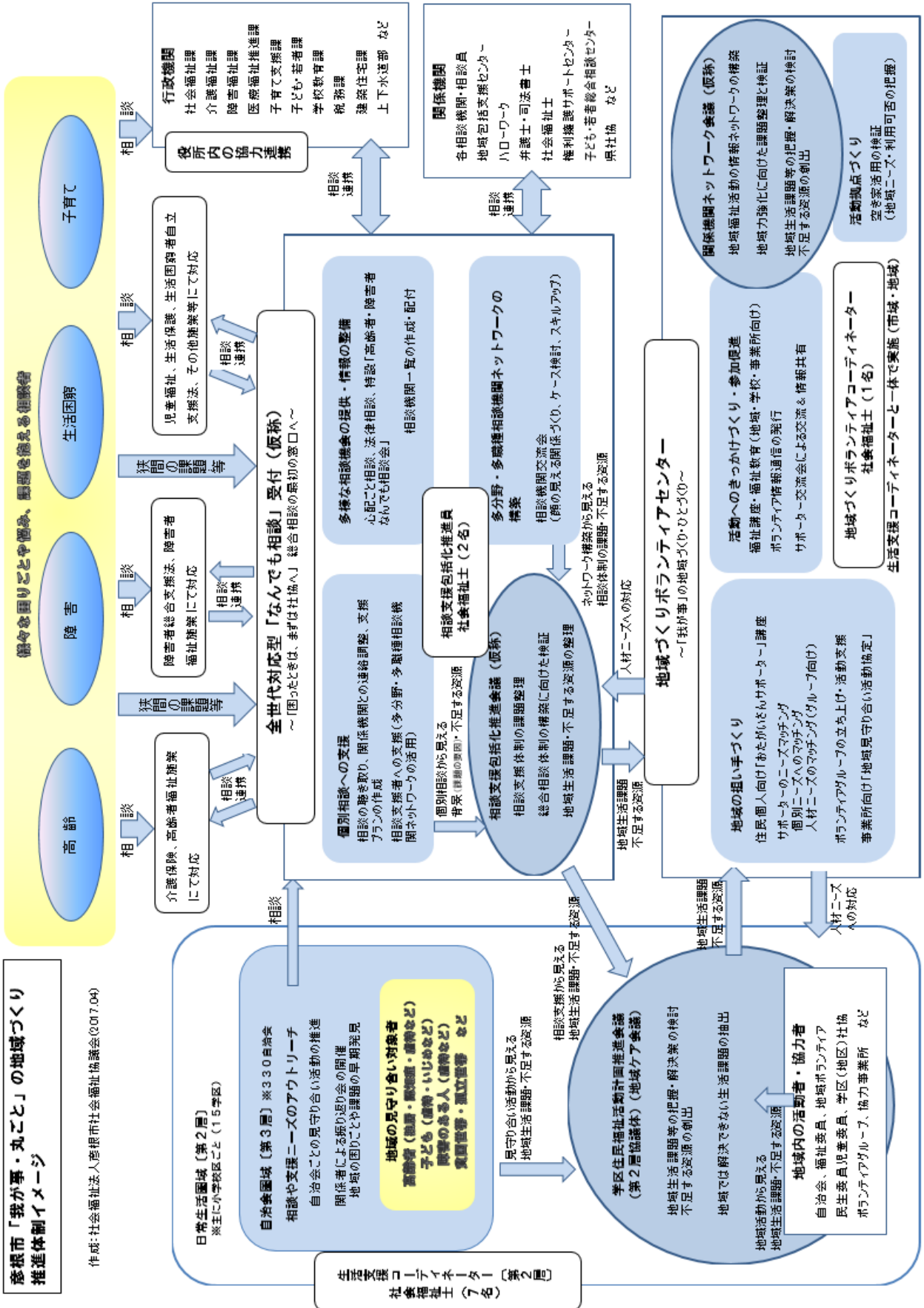
表、福祉(高齢、障害、児童、子ども・若者、生活困窮)の各関係機関の代表者	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年4回 67機関・団体(各回80名程度)	(既存の会議の名称) 相談機関交流会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
「我が事・丸ごと」地域づくり事業について、個人や事業所からの事業選択型寄付の仕組みとして、本会が事務局を務める「赤い羽根共同募金」におけるテーマ型寄付、社会福祉法人である社協への寄付におけるメニュー化を検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
「地域力強化推進事業」との一体実施により、住民のボランティア参加や個別ニーズへのマッチングを行う。 また、地域の見守り合い活動の推進や学区における住民福祉活動計画の推進会議等を通じて、地域課題等の早期発見(アウトリーチ)を図り、相談機関へ適切につなげていくとともに、相談等から見えてくる地域課題を整理し、地域づくりへと活用していく「地域丸ごと連携」の体制整備を図る。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
「制度の狭間」で支援に繋がらず何とか暮らしている、適切なサービスを受けられずいわゆる「たらい回し」とならないよう、ネットワークを活用した連絡・支援体制を強化し、多様な手法で早期かつ積極的に把握し、必要な支援をコーディネートする中で、地域力強化推進事業と連携し、地域力を中心とした包括的な支援体制の構築を進めていく。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

<p>地域力強化推進事業 地域づくりボランティアコーディネーターを中心に以下地域づくりに取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 必要な情報の提供やマッチング、コーディネートを行うなど、活動への住民の参加の促進や各主体間での顔の見える関係づくり、連携調整を行った。 ・地域住民等に対する研修の実施 「ボランティア講座」、「おたがいさんサポーター講座(基礎講座、ステップアップ講座)」、福祉講座・福祉教育の出前講座を実施した。 ・その他 市内モデル地区を選定し、地域活動の拠点づくりや生活支援に関する地域活動に至る取り組みを行った。 <p>多機関の協働による包括的支援体制構築事業について 相談支援包括化推進員2名を中心に相談体制の構築や多機関連携に関する取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議の開催 <ol style="list-style-type: none"> ① 彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議 アドバイザー(学識経験者)、法律(司法)、警察、就労、地域代表、福祉(高齢、障害、児童、子ども・若者、生活困窮)の各関係機関の代表者が参加し、相談体制の構築に向けての検討を行った。今年度検討を行った内容を来年度以降、具体化に向けて取り組みを行う。 ② 相談機関交流会 行政や事業所、弁護士、民生委員、社会福祉協議会など多機関が参加し、テーマに沿った勉強会や、その中で互いの業務について学び、交流が図れることを目的に年4回開催を行った。
--

**彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり
推進体制イメージ**

作成:社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(2017.04)



平成30年度彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業業務 計画書

1 委託業務の名称

彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進業務委託

2 目的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、住民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化している。また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害のある方など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。

これを踏まえ、本市における地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりおよび市における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護と同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりの支援および推進を目的とする。

3 委託業務期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、次の(1)および(2)に掲げる業務を行うものとする。

(1) 地域力強化推進事業

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

(ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

・地域福祉に関する活動への相談支援の実施

住民個人や自治会、ボランティアグループ、事業所などからの「地域福祉に関する活動をしたい(活動を頼みたい)」という相談に対して、必要な情報の提供やマッチング、コーディネートを行うなど、活動への住民の参加の促進や各主体間での顔の見える関係づくり、連携調整による困りごとの解決を図っていく。

特に「地域生活課題(生活における困りごとやボランティアニーズ等)に関する相談」に関して、本会職員(主に、生活支援コーディネーターおよび子ども・若者コーディネーター、相談支援包括化推進員)や民生委員児童委員、市および関係機関等と連携し、ニーズを把握するとともに、必要に応じて有償または無償によるボランティアのコーディネートを行う。

相談支援に必要な情報(地域福祉活動(ボランティア活動))の収集および一覧化

相談への対応(情報提供やマッチング、コーディネートなど) 随時

「困りごとシート」による地域課題の見える化 随時

地域生活課題に関する相談見込み数 70件

うち有償ボランティア 60件

(送迎 30件・その他 30件)

・自治会向け「地域見守り合い活動」の推進

地域課題等の早期発見や解決に向けた取組において、住民にとって最も身近な集まり(住民組織)である自治会が果たす役割は非常に大きい。このため、自治会単位での「地域見守り合い活動(地域サロンや見守り訪問等)」の取組を推進していくとともに、「関係者(自治会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、市社協など)による見守り会議」を実践する場合には、活動の立ち上げおよび拡充を図っていくための助成を行う。

※別予算(地域福祉ふれあい事業(補助事業))で実施

取組自治会目標数 96自治会(うち新規立ち上げ10自治会)

うち助成金活用 40自治会(うち新規申請 15自治会)

・ボランティアグループ等向けの活動支援の実施

地域福祉活動を展開していくためには、各福祉団体やボランティアグループ等の担い手が必要不可欠であることから、市内で地域福祉活動(ボランティア活動)に取り組んでいる団体・グループの情報収集および一覧化を行う。

また、地域福祉活動(ボランティア活動)の振興を図ることを目的に、各団体等からの相

談に応じるとともに、活動に必要な経費を助成し、市内における自主的・自発的な取組を推進していく。

地域福祉活動（ボランティア活動）の収集および一覧化〔再掲〕
活動費の助成 ※別予算（地域福祉ふれあい事業（補助事業））で実施
ボランティアグループ 22団体／福祉団体 15団体
住民主体の活動やボランティアグループの立ち上げおよび運営支援
活動やグループの新規立ち上げ目標数 3件（3団体）
（送迎ボランティア、生活支援ボランティア、災害ボランティアなど）

・事業所向け「地域見守り合い活動協定」の締結（協力事業所の登録）

配達業者や金融機関をはじめとする事業所（個人商店を含む）が、その業務の中で地域における異変等に気づき、早期に関係機関へと適切につなぐことにより、孤立死や虐待、消費者被害等を未然に防ぐことが可能となる。市内における協力事業所を募り、活動協定の締結および協力事業所の登録を図るとともに、事業所向けに活動のポイントをまとめたマニュアルや異変発見時の連絡先を記載したカードのほか、見守り合い活動の協力事業所であることを明示したポスターを作成し、配付する。

なお、協定の締結（協力事業所の登録）後は「地域見守り合い活動」にかかる出前講座を本会より行うほか、事業所の取組を広く紹介する機会を設け、多様な主体を巻き込んだ地域づくりの意識を高める。

協定の締結（協力事業所の登録）目標事業所数	10事業所
事業所向け活動マニュアル、カード作成	300部
事業所向け活動協力事業所ポスター作成	50部

（イ）地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

・地域拠点としての空き家活用の検証、実践

市において、空き家所有者向けに実施されたアンケート調査結果を受け、改めて福祉目的での利用における条件（費用、使い道等）を調査し、地域拠点としての空き家活用に向けた検証および実践を行う。

なお、実践にあたっては、市内で1小学校区をモデル地区に指定し、当該地域における生活支援ボランティアや各種相談窓口の地域拠点として、地域住民の相談を包括的に受け止める場、機能の整備に向け、本会職員（生活支援コーディネーター）と連携し、「丸ごと」の地域づくりを進めていく。

空き家活用に向けた調査の実施
福祉目的での利用意向ありの人（250人）への追加調査
モデル地区における取組の推進 1学区
取組例)

- ・地域の拠点づくり（生活支援ボランティアや各種相談窓口の地域拠点）
- ・生活支援ニーズに対応した住民主体の活動（見守り活動、サロン活動等）
- ・ボランティア養成およびボランティアグループの立ち上げ支援（人財バンク等）

（ウ）住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施

・住民個人向け「ボランティア養成講座」「おたがいさんサポーター講座」の開催

地域課題や生活のちょっとした困りごとの解決に向け、住民主体によるボランティア活動を促進していくために、課題別の「ボランティア講座」を開催する。

講座の講師は、すでに市内で活動を推進しているボランティアグループ等へ依頼し、講座修了後は各グループの活動へと人材をつなげていく。

生活支援ボランティア講座（基礎講座を兼ねる）	1回	（20名）
送迎ボランティア講座	1回	（20名）
傾聴ボランティア講座	1回	（20名）

また、ボランティア講座とは別に、地域の課題等の早期発見に向け、住民主体による見守り合い活動を促進していくため、「おたがいさんサポーター講座（基礎講座、ステップアップ講座）」を開催する。

サポーターには登録証としてネームプレート（市内の障害者施設で製作した“さをり織”を使用）を渡し、活動時に身につけてもらい、活動のPRを図る。

なお、基礎講座については、本会職員によるワークショップで「地域における見守り合いのポイント」を学習する内容とする。ステップアップ講座については、地域の見守り合い活動に必要な「コミュニケーション」等の内容とし、その分野に長けた外部講師へ依頼し、知識の習得にとどまらない体験・実践型の内容とする。

「おたがいさんサポーター」講座

基礎講座 2回 ステップアップ講座 3回（各回30名程度）

新規サポーター登録目標数 120名

※別予算（生活支援コーディネーター設置事業）で実施

・地域や学校、事業所等への福祉講座、福祉教育の実施

地域（自治会等）や学校、事業所等へ福祉に関する学習機会を提供し、地域福祉活動をより一層促進していくことを目的に、本会職員または外部講師による福祉講座・福祉教育の出前講座を実施する。

地域向け目標数 45回

学校向け目標数 延べ45回

事業所向け目標数 7回

・「見守り合いフォーラム（仮称）」の開催

住民同士の“おたがいさん”の関係を基にした、ふだんからの見守り合いを進めていくために、市内で行われている事例を紹介し、活動のポイントや効果を知ってもらうことで活動者や地域課題の解決に向けた活動の活発化を図ることを目的に、「見守り合いフォーラム（仮称）」開催する。また、フォーラム内では、実際に活動に取り組んでいる自治会やボランティアグループ、事業所等からの実践報告の時間を設け、地域丸ごとの取組としての意識を高める。

開催時期 平成30年11月25日（日）

会場予定 ビバシティホール

参加予定者 市民一般 約300人

内容 彦根市社会福祉大会 60分

社会福祉功労者に対する表彰および感謝状の贈呈（市長・社協会長）
（地域活動、ボランティア活動、寄付金預託者） 約50人

見守り合いフォーラム（仮称） 90分

市内で取り組まれている見守り合い活動の実践報告の後、活動のポイントを講師にまとめていただき、参加者と共有

（講師：1名、実践報告：2団体）

※表彰等にかかる分は、別予算（地域福祉ふれいあ事業（補助事業））で実施

・活動団体や活動者間の情報共有やネットワークづくり

ボランティア情報を広く住民への情報発信を行うことで、活動への参加のきっかけづくりを行うため、社協ひこねに紹介記事を定期掲載するコーナーを設けるほか、情報をタイムリーかつ効果的に周知していくため、市社協公式ツイッター、フェイスブック等における情報発信を積極的に活用していく。

また、グループには属さない個人ボランティアについて、ひこね市民活動センターや生涯学習課等の関係機関と協議しながら、受け皿となる仕組み（例：ボランティア人材バンク）の検討を進めていく。

社協ひこね（年6回・全戸配布）における活動紹介記事の掲載

公式ツイッター、フェイスブック等における情報発信（随時）

ボランティア人材バンク等の仕組みの検討

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

・地域住民主体による「丸ごと」の地域づくりの推進〔再掲〕

地域住民の相談を包括的に受け止める場、機能の整備に向け、本会職員（生活支援コーディネーター）と連携し、「丸ごと」の地域づくりを進めていく。なお、実践にあたっては、市内で1小学校区をモデル地区に指定し、当該地域における生活支援ボランティアや各種相談窓口の地域拠点として取組を推進していく。

モデル地区における取組の推進 1学区

取組例)

- ・地域の拠点づくり（生活支援ボランティアや各種相談窓口の地域拠点）
- ・生活支援ニーズに対応した住民主体の活動（見守り活動、サロン活動等）
- ・ボランティア養成およびボランティアグループの立ち上げ支援（人財バンク等）

・多機関連携による「地域まるごと連携」の体制づくりの推進

地域福祉活動団体や活動者による「関係機関ネットワーク会議」、相談関係機関で構成する「相談支援包括化推進会議〔(2)にて再掲〕」の開催等を通じて、「地域丸ごと連携」の体制づくりに向けた検討を進める。

「関係機関ネットワーク会議」の開催 年3回

「相談支援包括化推進会議」の開催〔(2)にて再掲〕

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

モデル地区をはじめ各地域における取組状況を、市内に全戸配布する社協ひこね等で広く周知していくほか、彦根市における相談体制を検討していく「相談支援包括化推進会議」において、「福祉まるごと連携サポートセンター（仮称）」のモデル試行を検証する中で、効果的な周知方法についても協議していく。

(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

・「自治会の見守り会議」等を通じた地域生活課題の把握

「自治会の見守り会議」や学区ごとに開催している「住民福祉活動計画の推進会議」、地域包括支援センター主催の「地域ケア会議」、「単位民児協の定例会」等の場に本会職員（主に、生活支援コーディネーター）が参加し、「困りごと把握シート」により地域生活課題の“見える化”を図り、相談ニーズのアウトリーチや関係者による共有を進める。

自治会における見守り会議

取組自治会目標数

40自治会〔再掲〕

学区住民福祉活動計画推進会議

各学区で随時開催〔再掲〕

地域包括支援センター主催の地域ケア会議

各包括で毎月1回開催

単位民児協の定例会

各学区で毎月1回開催

「困りごとシート」による地域課題の見える化 随時〔再掲〕

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

(ウ)により“見える化”および関係者間での共有を行った地域課題等について、「自治会の見守り会議」や「住民福祉活動計画の推進会議」、「地域ケア会議」等の場において、課題等の解決に向けた住民主体の取組の検討を行うほか、広く多様な主体を対象に開催する「見守り合いフォーラム（仮称）」において、地域課題の解決に向けた取組紹介を行い、地域丸ごと取組としての意識を高める。

また、個別ニーズに対する個人ボランティアやボランティアグループ等のマッチングを行うほか、共通する課題等については住民主体の新たな活動やボランティアグループの立ち上げおよび運営支援を行う。

自治会における見守り会議

取組自治会目標数

40自治会〔再掲〕

学区住民福祉活動計画推進会議

各学区で随時開催〔再掲〕

地域包括支援センター主催の地域ケア会議

各包括で毎月1回開催

見守り合いフォーラム（仮称）の開催

年1回〔再掲〕

住民ボランティアやNPO等とのマッチング〔再掲〕

「個別ニーズへのマッチング」目標数 70件

住民主体の活動やボランティアグループの立ち上げおよび運営支援

活動やグループの新規立ち上げ目標数 3件（3団体）

（送迎ボランティア、生活支援ボランティア、災害ボランティアなど）

ウ その他

上記の事業を推進するために「地域づくりボランティアコーディネーター」を配置するとともに、他の実施機関との情報共有を図りつつ、効率的な取り組みの推進を図るため、国が実施する担当者会議に参加する。

地域づくりボランティアコーディネーター 計3名（うち専任1名、兼務2名）

※2名は、地域拠点づくりのモデル事業や地域生活課題・困りごとの把握を行う生活支援コーディネーターと兼務
 国が実施する担当者会議への参加
 「我が事・丸ごと」地域づくり事業 会議等出席（東京） 年2回

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

ア 相談者等に対する支援の実施

複合的な課題を抱える相談者等（相談者本人およびその属する世帯全体）を支援するため、“困ったときは、まずは社協へ”という「相談の総合窓口（最初の相談窓口）」として、相談受付および支援体制を強化する。

・複合的な課題を抱える相談への個別支援の実施

彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議で平成29年度に検証および提言を行った“彦根市におけるめざすべき総合相談体制”について、年度前半にモデル的に試行し、本格実施に向けた課題の整理を行う。

相談支援包括化推進員が中心となって、複合的な課題を抱える相談を、相談者本人もしくは各種相談支援機関から受け付け、内容に応じて関係機関との支援の連携および調整を行い、多職種・多機関連携による個別支援の実施を進める。

特に、弁護士とは随時電話で相談できるようにするほか、モデル試行の中で法律問題が絡むケース検討会を開催する際は弁護士にメンバーへ入ってもらえるよう体制を整える。

複合的な課題を抱える個別相談の受付	随時実施
相談見込み件数	年間265件
内訳 丸ごと相談（随時）	120件
なんでも相談会	35件
心配ごと相談	80件
無料法律相談	30件
弁護士への随時電話相談	随時実施
弁護士をメンバーに加えた困難事例ケース検討会	必要に応じて開催

・「なんでも相談会（ワンストップ型相談）」の定期開催

複合的な課題を抱える相談ニーズに対応するとともに、総合相談体制の整備に向けたネットワークづくりを進めるため、個別相談の随時対応とは別に、多職種・多機関連携の総合相談（ワンストップ型相談）の機会として定期開催する。

「なんでも相談会」の開催	年3回
相談見込み件数	35件
協力相談機関・団体	30機関・団体

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社労士、税理士、地域包括支援センター、障害者支援センター、職安、就労支援センター、権利擁護サポートセンター、市行政（介護福祉・障害福祉・生活困窮自立支援）ほか

・多様な相談機会の確保に向けた体制および情報の整備

複雑多様化する相談ニーズに対応していくため、多様な相談機会を確保するとともに、支援が必要な方へ相談窓口の情報が行き届くように体制と情報の整備を進める。

「心配ごと相談」の定期開催 相談員2名配置 毎週2回（水・金）開催

※毎月第2水曜日は出張相談

（偶数月・北老人福祉センター／奇数月・南老人福祉センター）

相談見込み件数 80件

「無料法律相談」の定期開催 弁護士による無料相談

相談見込み件数 30件

「相談機関一覧」の追加・見直し 1,000部作成（相談窓口用）

1,000部作成（一般向け）

生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、民生委員児童委員等との連携による相談のアプローチの実践 随時実施

イ 相談支援包括化ネットワークの構築

複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援するため、多職種・多分野の連携による相談対応

を実施していくための「包括的な相談ができる体制づくり」を進める

・多職種・多分野における相談機関の連携体制の構築

相談機関の相談員同士の顔の見える関係づくり、相談スキルアップ研修、ケース検討等を実施することにより、多職種・多分野における連携体制を構築する。

「相談機関交流会」の開催 年4回

対象機関・団体 67機関・団体（各回80名程度）

・顔の見える関係作り（交流、自機関紹介シートの追加・見直し） 5月予定
滋賀県立大学 人間看護学部 助教 馬場文 氏

・守秘義務・個人情報保護研修 8月予定
たちばな法律事務所 森田弁護士

・アウトリーチ・ニーズ把握・アセスメント研修 11月予定
龍谷大学 社会学部 現代福祉学科 准教授 山田容氏

・多機関の協働による包括的支援体制作り研修 2月予定
同志社大学 社会学部 社会福祉学科 准教授 永田祐氏

・福祉総合相談窓口のモデルの施行および本格実施に向けた検討

彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議で平成29年度に検証および提言を行った“彦根市におけるめざすべき総合相談体制”について、年度前半にモデル的に試行し、本格実施に向けた課題の整理を行う。

彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議の開催 年4回

アドバイザー（学識経験者）と関係機関代表者により構成

関係機関代表者（案） ※国のモデルをもとに列記

法律（司法）、警察、就労、地域代表、福祉（高齢、障害、児童、子ども・若者、生活困窮）の各関係機関の代表者

ウ 彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議の開催

“彦根市におけるめざすべき総合相談体制”について、モデル実施を行うとともに、その結果の検証および本格実施に向けた課題整理を行うため、アドバイザーおよび関係機関代表者による推進会議を開催する。

彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議の開催 年4回〔再掲〕

〔実施内容〕

平成30年度前半 モデル案に基づく試行期間

↓

平成30年度 推進会議（計4回開催）

『モデル試行結果の振り返り（中間）（成果および課題の整理）』

『本格実施に向けた検討』

『市への提言書の作成』

エ 自主財源の確保のための取組の推進

「我が事・丸ごと」地域づくり事業について、個人や事業所からの事業選択型寄付の仕組みとして、本会が事務局を務める「赤い羽根共同募金」におけるテーマ型寄付、社会福祉法人である社協への寄付におけるメニュー化を検討する。

彦根市共同募金委員会、市社協内部での検討 平成29年度に引続き実施

オ 新たな社会資源の創出

「(1) 地域力強化推進事業」との一体実施により、住民のボランティア参加や個別ニーズへのマッチングを行う。

また、地域の見守り合い活動の推進や学区における住民福祉活動計画の推進会議等を通じて、地域課題等の早期発見（アウトリーチ）を図り、相談機関へ適切につなげていくとともに、相談等から見えてくる地域課題を整理し、地域づくりへと活用していく「地域丸ごと連携」の体制整備を図る。

住民個人向け「ボランティア養成講座」の開催〔再掲〕

個別ニーズへのマッチング〔再掲〕

自治会における見守り合い会議〔再掲〕
学区住民福祉活動計画推進会議の開催〔再掲〕
生活困窮者等に対する協力企業や団体等との開拓や連携

カ その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

上記の事業を推進するために配置する「相談支援包括化推進員（2名）」を配置するとともに、他の実施機関との情報共有を図りつつ、効率的な取り組みの推進を図るため、国が実施する担当者会議に参加する。

相談支援包括化推進員（社会福祉士）

計2名

※他業務（地域福祉権利擁護事業）との兼務とし、推進員としての業務比率は全体の2／3とする。

国が実施する担当者会議への参加

「我が事・丸ごと」地域づくり事業 会議等出席（東京） 年2回

滋賀県 長浜市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	長浜市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部 社会福祉課	電話番号	0749-65-6536
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	118,498(人)		世帯数	45,726(世帯)	
高齢化率	27.63(%)	生活保護受給率	0.85(%)	面積	681.02(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	26(校)	公立中学校数	13(校)
地域包括支援センター	委託:5か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>当市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しており、日本最大の湖である琵琶湖に面し、林野面積が 373.64 km²、湖沼面積が 143.14 km²を占め、可住地面積は 164.24 km²である。平成の合併で市域の面積が広くなり、中心部から最も遠い集落までの移動には車で約 1 時間を要する。</p> <p>従業者の割合は、1次産業が 1.1%、2次産業が 33.5%、3次産業が 65.4%である。</p> <p>代表的な地場産品である「浜ちりめん」は独特の持ち味と感触から県内外を問わず、多くの人に愛好されている。</p> <p>長浜は羽柴秀吉が開いた城下町であり、姉川の合戦、賤ヶ岳の合戦、小谷城などにまつわる史跡、琵琶湖・余呉湖などの自然、観音像などの文化財が市内に点在している。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>核家族化や近所との関係が薄れてきたことにより、支援者がいない世帯の増加や、近所の人から「さりげない支援」や「ちょっとした支援」を受けにくい状況がみられる。</p> <p>地域共生社会の実現には、地域力を高めるだけでなく、地域で解決が困難な課題について、専門職等のサポートも必要である。地域住民と専門職等で顔が見える関係をつくることにより、地域住民が専門職等にサポートを依頼しやすい環境を構築し、「地域」と「多機関」が連携・協働して共生社会の実現を推進する。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域の課題解決に向けて、地域でできることについて考えてもらうこと、または気づいてもらうこと。</p> <p>地域だけでは解決が困難な課題について、専門機関とスムーズな協働が図れるように、支援者どうして顔が見える関係づくり。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	長浜市(社会福祉法人・NPO法人に委託)	
②事業名	長浜市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、本市では任意事業として学習支援事業の他、平成 29 年度からは家計相談支援事業にも取り組んでいる。しかしながら、一方では少子高齢化・核家族化により、世帯内で生活課題を解決することが困難になっている現状がある。地域共生社会を実現するには、世帯内で解決できない課題を受け止めて解決するために、地域力の強化が必要になっている。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
虎姫地区・西黒田地区	小学校区等	虎姫地区 5,017 人、西黒田地区 2,222 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域住民や自治会町内会のほか、福祉以外の分野で活動する人も対象とする。	関係機関が連携して、地域の人からも支援者が育ってくるようにサポートする。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
集落の集会所、受託者が所有する施設	地区の自治会、受託者	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域の住民・地域で活動する人	複合的な課題の解決につなげるために、分野にとられない研修を実施する。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
交流の場において、収益を見込める事業も実施して財源の確保を図る。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業、地域子ども・子育て支援事業、ひきこもり支援事業、介護保険事業等と連携し、参加者が抱える地域生活課題を幅広く把握して解決につなげる。		
事業の成果目標		
地域内に交流拠点を創り、地域課題を把握し解決に向けて地域住民が共有できる環境づくり。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
虎姫地区・西黒田地区	小学校区等	虎姫地区 5,017 人、西黒田地区 2,222 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
集落の集会所	社会福祉法人・NPO法人	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	チラシによる周知の他、支援員による訪問や地区活動の場を活用する。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	地区の民生委員や保護司の他、地区活動を行なっている人などと連携して生活課題の早期把握を図る。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
包括的に受け止めた課題で、専門的包括的な支援が必要な場合は、関係機関と連携できるように、支援者どうしで顔が見える関係を構築する。	行政機関、社会福祉法人、NPO法人等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業、地域子ども・子育て支援事業、ひきこもり支援事業、介護保険事業等と連携して、地域生活課題を幅広く把握する。		
事業の成果目標		
対象者を制限せず、何でも話せる場を作ることにより、隠れた課題を受け止めるとともに、必要に応じて各種制度や社会資源につなぐ。		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

提出済の「地域力強化推進事業」様式 16-④をもとに記載してください(転記でも結構です)。

①実施主体 (委託先)	長浜市	
②事業名	長浜市自立生活サポート体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	少子高齢化や核家族化により、地域住民の複合的な課題を解決して地域共生社会を実現するためには、地域力の強化とともに、支援者のスキルアップだけでなく、分野の垣根を越えた連携が必要である。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	専任 1人、兼任 1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉主事やケアマネジャーとして福祉関係の実務経験がある。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	長浜市社会福祉課(生活困窮者自立支援機関)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
複合的な課題や複数の課題を抱える相談者を受け止める場所として、包括的相談窓口(自立生活サポート窓口)の設置。包括的な相談支援体制として庁内の関係部署に連携推進員を置くとともに、外部の関係機関とは、共同で取り組む事業等も活用して、支援者どうしの顔が見える関係づくり。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 毎月1回、課題に応じた支援者を選定して開催する。	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 全体会議:年1回、包括化推進会議の構成員で開催する。 企画会議:年2回、包括化推進会議の構成員で開催する。	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
社会福祉法人等との協働により、用途を制限しない募金や寄付金の検討。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
社会福祉法人やNPO法人のほか、企業・農業法人等と顔が見えるネットワークを構築し、新たな社会資源の創出を図る。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
相談支援包括化推進会議で支援の検討 15件 包括的な支援 2件 新しい社会資源の創出 2件		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

○地域力強化推進事業

委託・社会福祉協議会

地域住民を参加者とした「暮らしの支え合い検討会」を開催している。

地域住民が自ら地域課題を解決するための仕組みづくりを話し合う場づくりをサポートしている。

地域住民が自らの地域の課題や困り事、また、理想の姿について話し合いどんなまちにしていきたいかを話している。月に1回の開催で毎回20～30人程度が参加している。

委託・NPO法人

介護、B型作業所、放課後児童クラブ、ひきこもり支援、農園事業などの幅広い分野での事業を活かし、多様性を持った地域での交流を生み出すことに加え、福祉分野に捉われない相談を受け止める体制づくり。

○多機関協働による包括的支援体制構築事業

部局内の各課から連携推進員を選出してもらい毎月1回会議を開催し、事例検討や情報共有を行なっている。

相談支援包括化推進会議で事例検討	15件
包括的な支援(上の会議で支援者が増えたケース)	3件
新しい社会資源の創出	1件

滋賀県 甲賀市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	甲賀市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部 社会福祉課	電話番号	0748-69-2157
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	90,977(人)	世帯数	35,442(世帯)
高齢化率	26.98(%)	生活保護受給率	0.37(%)
面積	481.62(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	69.52(%)	公立小学校数	21(校)
		公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター	直営:5 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、鈴鹿山系を望む丘陵地が広がり、これらを源に発する野洲川、杣川、大戸川沿いに平地が広がる自然環境に恵まれた地域で、古代から近世までの主要街道の一つである東海道が市内を横断し、江戸時代には水口地域と土山地域が宿場町として栄え、さらに水口地域は城下町としてもにぎわいました。</p> <p>また、日本遺産に認定された「六古窯」や「忍者」をはじめ、国指定史跡の紫香楽宮や垂水斎王頓宮跡、甲賀郡中惣遺跡群、水口岡山城跡等、多様な観光資源と豊かな文化資源に恵まれた地域でもあります。</p> <p>さらに市内には、「朝宮茶」、「土山茶」で知られる茶と米を中心にブランド野菜や伝統野菜をはじめとする農業、スギ、ヒノキ中心の林業、忍者や山伏を起源とする薬業、信楽焼の窯業等、様々な地場産業も盛んです。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本事業は、誰もが役割を持ち、孤立しない「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを進めるとともに、福祉制度の狭間を作らない新たな仕掛けを創出することにより、地域の多様な主体による協働の仕組みづくりの推進を図ることを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	区・自治会や小学校区(自治振興会の活動単位)、町域等の住民にとって身近な圏域において、住民自らが地域生活課題を把握し、多様な主体との連携・協働により解決を試みることができるよう働きかけや活動の場を設けること。

3. 地域力強化推進事業について

① 実施主体 (委託先)	甲賀市 (甲賀市社会福祉協議会)																																																																			
② 事業名	地域力強化推進事業業務委託																																																																			
③ 事業実施の必要性	<p>少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や核家族世帯の増加とともに、地域のつながりは希薄化しており、社会からの孤立が、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題を顕著化させている。平成29年7月に策定した第2次甲賀市地域福祉計画では、(1)持続可能な地域福祉システムの構築(2)地域の力で支援する地域包括ケアシステムの構築(3)複雑多様化する問題への総合的な相談支援体制の充実などを重点課題と捉え、「人々がつながり暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀」を基本理念に、市の関係部局と社会福祉協議会が連携を図り、区・自治会、各種ボランティア団体、サービス事業者等が役割を持って連携・協力することにより取り組むこととしている。</p>																																																																			
④ 事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>ご近所福祉推進協議会単位(5地区)</td> <td>(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)</td> <td>(人口) 地区により異なる</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</td> </tr> <tr> <td>(支援する対象) ご近所福祉推進協議会の対象である5地区(町域)を対象として実施。</td> <td colspan="2">(支援の内容) 地域性に応じたきめ細やかなプロジェクト活動を展開するため、社会資源調査と各町域のご近所福祉計画策定支援。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>(拠点の場所) ご近所福祉ボランティアセンター「ぷらっとホーム」の設置。(水口社会福祉センター)</td> <td colspan="2">(運営主体) 甲賀市社協ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域住民等に対する研修の実施</td> </tr> <tr> <td>(研修の対象) 市民</td> <td colspan="2">(研修の内容) 生活支援ボランティアの養成及び活動支援</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ご近所福祉ボランティア活動者の養成</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り・声かけ・三方よし推進事業所(店)の協力啓発 ・ご近所福祉ボランティア活動基金の検討 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)に規定するご近所福祉推進協議会を支援・協働する生活支援コーディネーターのとりまとめや活動支援を行いながら、各地区(町域)で把握された課題に対する具体的な解決方法(プロジェクト)へのつなぎ役と協働を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所福祉推進協議会の開催(5地区×12回・のべ500人) ・我が事・丸ごとサミットの開催(1回・300人) ・「ぷらっとホーム」利用のべ500人 ・生活支援ボランティア養成講座(3回×2地区・のべ180人) ・ご近所福祉ボランティア活動養成講座(5回・のべ100人) </td> </tr> </table> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) ご近所福祉推進協議会単位(5地区)</td> <td>(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)</td> <td>(人口) 地区により異なる</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</td> </tr> <tr> <td>(場所・機関等の名称) 地域の居場所(たまり場)プロジェクトの推進(空き家を活用した居場所での相談体制整備等)</td> <td colspan="2">(相談を受け止める人) 地域住民、民生委員、健康推進員、地域包括支援センター職員、社協職員等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(周知方法) チラシ等により周知</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(把握の方法) ・各地区民生委員児童委員による担当地域の把握(訪問)</td> </tr> </table>		ご近所福祉推進協議会単位(5地区)	(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)	(人口) 地区により異なる	(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			(支援する対象) ご近所福祉推進協議会の対象である5地区(町域)を対象として実施。	(支援の内容) 地域性に応じたきめ細やかなプロジェクト活動を展開するため、社会資源調査と各町域のご近所福祉計画策定支援。		(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			(拠点の場所) ご近所福祉ボランティアセンター「ぷらっとホーム」の設置。(水口社会福祉センター)	(運営主体) 甲賀市社協ボランティアセンター		(ウ)地域住民等に対する研修の実施			(研修の対象) 市民	(研修の内容) 生活支援ボランティアの養成及び活動支援		(エ)その他			ご近所福祉ボランティア活動者の養成			地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			<ul style="list-style-type: none"> ・見守り・声かけ・三方よし推進事業所(店)の協力啓発 ・ご近所福祉ボランティア活動基金の検討 			事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			(ア)に規定するご近所福祉推進協議会を支援・協働する生活支援コーディネーターのとりまとめや活動支援を行いながら、各地区(町域)で把握された課題に対する具体的な解決方法(プロジェクト)へのつなぎ役と協働を行う。			事業の成果目標			<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所福祉推進協議会の開催(5地区×12回・のべ500人) ・我が事・丸ごとサミットの開催(1回・300人) ・「ぷらっとホーム」利用のべ500人 ・生活支援ボランティア養成講座(3回×2地区・のべ180人) ・ご近所福祉ボランティア活動養成講座(5回・のべ100人) 			(対象地域) ご近所福祉推進協議会単位(5地区)	(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)	(人口) 地区により異なる	(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			(場所・機関等の名称) 地域の居場所(たまり場)プロジェクトの推進(空き家を活用した居場所での相談体制整備等)	(相談を受け止める人) 地域住民、民生委員、健康推進員、地域包括支援センター職員、社協職員等		(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			(周知方法) チラシ等により周知			(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			(把握の方法) ・各地区民生委員児童委員による担当地域の把握(訪問)		
ご近所福祉推進協議会単位(5地区)	(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)	(人口) 地区により異なる																																																																		
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援																																																																				
(支援する対象) ご近所福祉推進協議会の対象である5地区(町域)を対象として実施。	(支援の内容) 地域性に応じたきめ細やかなプロジェクト活動を展開するため、社会資源調査と各町域のご近所福祉計画策定支援。																																																																			
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備																																																																				
(拠点の場所) ご近所福祉ボランティアセンター「ぷらっとホーム」の設置。(水口社会福祉センター)	(運営主体) 甲賀市社協ボランティアセンター																																																																			
(ウ)地域住民等に対する研修の実施																																																																				
(研修の対象) 市民	(研修の内容) 生活支援ボランティアの養成及び活動支援																																																																			
(エ)その他																																																																				
ご近所福祉ボランティア活動者の養成																																																																				
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保																																																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・見守り・声かけ・三方よし推進事業所(店)の協力啓発 ・ご近所福祉ボランティア活動基金の検討 																																																																				
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																				
(ア)に規定するご近所福祉推進協議会を支援・協働する生活支援コーディネーターのとりまとめや活動支援を行いながら、各地区(町域)で把握された課題に対する具体的な解決方法(プロジェクト)へのつなぎ役と協働を行う。																																																																				
事業の成果目標																																																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所福祉推進協議会の開催(5地区×12回・のべ500人) ・我が事・丸ごとサミットの開催(1回・300人) ・「ぷらっとホーム」利用のべ500人 ・生活支援ボランティア養成講座(3回×2地区・のべ180人) ・ご近所福祉ボランティア活動養成講座(5回・のべ100人) 																																																																				
(対象地域) ご近所福祉推進協議会単位(5地区)	(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)	(人口) 地区により異なる																																																																		
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備																																																																				
(場所・機関等の名称) 地域の居場所(たまり場)プロジェクトの推進(空き家を活用した居場所での相談体制整備等)	(相談を受け止める人) 地域住民、民生委員、健康推進員、地域包括支援センター職員、社協職員等																																																																			
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知																																																																				
(周知方法) チラシ等により周知																																																																				
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握																																																																				
(把握の方法) ・各地区民生委員児童委員による担当地域の把握(訪問)																																																																				

・各地区見守りネットワーク活動による訪問活動での把握	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 民生委員児童委員協議会と、社会福祉協議会地域福祉活動センターによるバックアップ	(バックアップする人) ご近所福祉コーディネーター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
(ア)に規定するご近所福祉推進協議会を支援・協働する生活支援コーディネーターのとりまとめや活動支援を行いながら、各地区(町域)で把握された課題に対する具体的な解決方法(プロジェクト)へのつなぎ役と協働を行う。	
事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の居場所(たまり場)での相談窓口の開設(5 地区×12 回) ・空き家等を活用した新たな活動拠点・相談機能の検討(5 地区×2 回) 	
ウ その他	
ご近所福祉コーディネーターの設置(地区担当5名、市全域担当1名)	
⑤ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
検討中です。	

4. 成果目標の達成状況

<p>ア ・ご近所福祉推進協議会の開催 5地区、115回、のべ3345人(役員会・研修会含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉大会の開催 1回、のべ268人 ・生活支援ボランティア養成講座 10回、2地区、のべ217人 <p>イ ・地域の居場所(たまり場)での相談窓口の開設 5地区、1回、のべ17人</p> <p>ウ ・ご近所福祉コーディネーターの設置 地区担当5名、市全域担当1名</p>

滋賀県 野洲市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	野洲市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	市民生活相談課	電話番号	077(587)6063
参考 URL	http://www.city.yasu.lg.jp/i/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	51,091(人)	世帯数	19,997(世帯)
高齢化率	25.52(%)	生活保護受給率	4.23(%)
面積	80.14(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	98.94(%)	公立小学校数	6(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>野洲市の基幹産業は、米作りを中心とする農業です。農業は現在大きな転換期にあり、時代に即応した米作りや、果物や野菜などのブランド化、ふるさとの作物を加工した新商品の開発などに力が注がれています。</p> <p>また、農林水産業等における資源を、まちづくりに生かすための施設の整備や、地産地消を進めています。</p> <p>そして、まちのもう一つの産業は、大規模な電気機械器具製造業等の工業です。製造業は、まちの経済の大きな支えとなっているほか、雇用の機会を増やし、地域の活力を生む源泉として成長が期待されています。</p> <p>しかし、日本経済の低迷が続く今日、全国的に新産業創出への取り組みが進んでいます。野洲市でも、新しい産業を育て、活力あふれるふるさとづくりのために、IT 関連産業、環境に配慮した新エネルギーなどの新産業創出の支援をします。</p> <p>また、三上山から琵琶湖までの野洲市の自然や歴史遺産を有効に生かした観光産業にも力を入れており、農業・商工業・地域産業の振興とバランスの取れた活力あるまちづくりを推進しています。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>市役所の庁内連携の取り組みが進む中で、地域にある様々な機関と顔の見えるつながりを作り、地域で活躍するプレイヤーを増やすために、市が拠点となつてつながりを構築する必要がある。体制として、自立相談支援機関である市民生活相談課が拠点となり、チームで実施体制を整備する。具体的には、野洲市見守りネットワーク協定を締結した協力事業者・協力団体との連携を活用して、地域の見守りを通じて生活困窮者の発見と支援につなげる。協力事業者・団体は随時募集で募り協定を推進する。当該事業を利用して、地域において認知症等の捜索につなげる仕組みを構築する。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>「変化」とは、起こすものではなく、起きるものである。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	野洲市																			
②事業名	野洲市地域力強化推進事業																			
③事業実施の必要性	<p>本当に困っている人は自ら相談をしないことから、問題が隠れてしまい、しいては社会的孤立に陥って重篤化する。そこで地域において困り事を持つ市民を早期に発見し、問題解決のために、それを地域の課題として地域住民と関係機関が一緒になって解決するための相談者発見の仕組みを構築する必要性がある。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>野洲市内</td> <td>小学校区</td> <td>5万人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会</td> <td>啓発リーフレットの配布、情報提供等</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>北部合同庁舎(市民サービスセンター)</td> <td>野洲市</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>市民、市民活動団体</td> <td>安心安全なくらしをするために必要なこと、</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	野洲市内	小学校区	5万人	(支援する対象)	(支援の内容)	民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会	啓発リーフレットの配布、情報提供等	(拠点の場所)	(運営主体)	北部合同庁舎(市民サービスセンター)	野洲市	(研修の対象)	(研修の内容)	市民、市民活動団体	安心安全なくらしをするために必要なこと、
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
野洲市内	小学校区	5万人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会	啓発リーフレットの配布、情報提供等																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
北部合同庁舎(市民サービスセンター)	野洲市																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
市民、市民活動団体	安心安全なくらしをするために必要なこと、																			
	<p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>市役所にある様々な部署等と協力し総合力で社会資源の開発と財源等の確保のため働きかける。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>同じ建物にある野洲市社会福祉協議会が実施する生活支援体制整備事業の生活支援コーディネータや地域包括支援センターと密な連携をする。市民サービスセンターに統合された市民活動支援事業と連携し見守りネットワーク協定等の活動を推進する。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>見守りネットワーク協定事業者・団体を拡充する。 拠点の利用者数 100人 研修会等を年間4回開催</p>																			
	<p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>野洲市内</td> <td>小学校区</td> <td>5万人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>北部合同庁舎(市民サービスセンター)、 市役所本庁舎(市民生活相談課)</td> <td>相談支援包括化推進員</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 野洲市広報での案内、関係機関、自治会等への周知啓発</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法) 同じ建物にある野洲市社会福祉協議会が実施する生活支援体制整備事業の生活支援コーディネータと密な連携をし地域生活課題の早期把握を行なう。</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <table border="1"> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td>(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>市民生活相談課が包括的な相談バックアップ体制を構築</td> <td>市民生活相談課</td> </tr> </table> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>同じ建物にある野洲市社会福祉協議会が実施する生活支援体制整備事業の生活支援コーディネータや地域包括支援センターと密な連携をする。市民サービスセンターに統合された市民活動支援事業と連携し見守りネットワーク協定等の取組を推進する。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>相談件数 100件 解決数(つないだ件数含む)相談の8割</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	野洲市内	小学校区	5万人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	北部合同庁舎(市民サービスセンター)、 市役所本庁舎(市民生活相談課)	相談支援包括化推進員	(バックアップの内容)	(バックアップする人)	市民生活相談課が包括的な相談バックアップ体制を構築	市民生活相談課				
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
野洲市内	小学校区	5万人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
北部合同庁舎(市民サービスセンター)、 市役所本庁舎(市民生活相談課)	相談支援包括化推進員																			
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																			
市民生活相談課が包括的な相談バックアップ体制を構築	市民生活相談課																			
	<p>ウ その他</p>																			
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画																				

生活困窮者支援事業を実施する市民生活相談課において、相談支援員と相談支援包括化推進員が連携し一体的なチーム体制を構築する。自立相談支援事業において受けた相談で、育児、介護障がい等の世帯全体の複合化、複雑化した課題を包括的に受け止める体制を強化するため各機関との顔の見えるネットワーク作りの強化に取り組む。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	野洲市	
②事業名	野洲市多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	市役所の庁内連携の取組が進む中で、地域にある様々な機関と顔の見えるつながりを作り、地域で活躍するプレイヤーを増やすために、市が拠点となつてつながりを構築する必要がある。体制として、自立相談支援機関である市民生活相談課が拠点となり、市民生活相談課に配属する相談支援包括化推進員と、拠点として設置した市民サービスセンターの相談支援包括化推進員とチームで一体的に実施体制を整備する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①生活困窮者支援事業を実施する相談窓口に2年以上勤務し経験豊富な職員。 ②市役所職員として長年にわたり勤務し業務を熟知している。併せて人権相談、自治会対応の経験豊富な職員。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	市民生活相談課、市民サービスセンター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
生活困窮者支援事業を実施する市民生活相談課において、相談支援員と連携して一体的なチーム体制を構築する。中主地区の相談拠点として市民サービスセンターに相談支援包括化推進員を配置し、地域の困り事を受け止める体制を整備する。育児、介護、障がい等の世帯全体の複合化、複雑化した課題を包括的に受け止める体制を強化するため、弁護士・司法書士の法律相談の拡充や、各機関との顔の見えるネットワーク作りの強化に取り組む。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 個別事例の検討については、支援調整会議(毎月1回/参加者:NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会から派遣の法律家、ハローワーク、就職ナビゲータ、自立相談支援機関相談員、市民生活相談課長)の活用。必要に応じて関係機関とのケース会議を開催	(既存の会議の名称) 支援調整会議 各ケース会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議を年間4回開催。参加者は、相談支援包括化推進会議設置要綱のメンバー及び関係者。	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
社会福祉法人等と連携して、用途を制限しない募金や寄付金を検討する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
野洲市くらし支えあい条例に基づく事業を活用し、地域の事業者、団体、自治組織と見守りネットワーク協定の締結を推進して地域の見守り体制に取り組む。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・困り事を持つ人の早期発見のため、地域で活動する事業者、関係機関、団体、自治組織との関係作りを推進するため、現在見守りネットワーク協定を31の協力事業者・団体と締結しているが、引き続き拡充を図る。 ・相談支援包括化推進会議を年間4回実施する。 ・年間で100件の相談を目標とし、自立相談支援機関と協力して地域課題に対応する相談ネットワークを構築する。 		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

- 見守りネットワーク協定については、6 事業者・団体と協定締結し地域における見守りネットワーク活動の拡充が出来た。
- 相談受付件数については、平成 30 年 4 月～2 月末で 231 件と年間 100 件の目標値を大きく上回った。
- 市民活動団体につながった相談件数は 12 件と市民が地域参加するきっかけとなった。
- 相談支援包括化推進会議については、年 4 回開催をした。内容は以下のとおり。

【相談支援包括化推進会議の概要】

○第 1 回 6 月 8 日

「我が事・丸ごと推進事業 彦根市における地域づくりの取り組みについて」

講師：彦根市社会福祉保健部社会福祉課自立支援係職員 彦根市社会福祉協議会職員

○第 2 回 8 月 10 日

「滋賀県・野洲市における自殺対策計画の推進について」

講師：滋賀県自殺対策推進センター職員

○第 3 回 10 月 30 日

「生活支援体制整備事業を活用した地域づくり」

講師：野洲市社会福祉協議会職員

○第 4 回 2 月 8 日

「生活困窮者自立支援制度における支援会議での個人情報の取扱いについて」

講師：野洲市役所市民部市民生活相談課職員

【参加者一覧】

- ・生活困窮者問題に取り組む民間団体
(特定非営利活動法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会)
- ・草津公共職業安定所
- ・社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
- ・社会福祉課
- ・子育て家庭支援課
- ・障がい者自立支援課
- ・高齢福祉課
- ・健康推進課
- ・発達支援センター
- ・地域包括支援センター
- ・納税推進課
- ・保険年金課
- ・住宅課
- ・商工観光課
- ・学校教育課
- ・市民交流センター
- ・人権施策推進課
- ・市民活動支援センター
- ・滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課
- ・滋賀県自殺対策推進センター
- ・彦根市社会福祉保健部社会福祉課自立支援係
- ・彦根市社会福祉協議会
- ・野洲市生活支援体制整備事業研究会
- ・(事務局)市民生活相談課

滋賀県 東近江市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	東近江市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉政策課	電話番号	0748-24-5512
参考 URL	-		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	114,361(人)		世帯数	43,999(世帯)	
高齢化率	25.8(%)	生活保護受給率	0.63(%)	面積	388.37(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	78.6(%)	公立小学校数	22(校)	公立中学校数	9(校)
地域包括支援センター	直営:1 箇所、ブランチ(支所):6 箇所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 箇所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>日本のほぼ中央部、近畿圏と中京圏の中間に位置しており、東の鈴鹿山脈から西は琵琶湖に面し、山地からなだらかな丘陵地や平野へと広がり、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる自然豊かなまち。</p> <p>道路交通の利便性や大都市圏に近接する条件を生かし、電気機器、IT 関連など多くの企業や事業所が集積する内陸工業都市として国土軸の一翼を担い、まちが発展してきた。また、肥沃な大地と温暖な気候に恵まれ、稲作、果樹、野菜、畜産等の農業が盛ん。</p> <p>平成 17 年 2 月、1 市 4 町(八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町)の合併により誕生し、その翌年 1 月、能登川町及び蒲生町と合併して、現在に至る。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	誰もが役割を持ち、孤立しない「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを進めるとともに、福祉制度の狭間を作らない新たな仕掛けを創出することにより、地域の多様な主体による協働の仕組みづくりの推進を図ることを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関わるすべての人が、東近江市の魅力に気づき、郷土愛を持ち、主体的にまちづくりに関わるようになることを目指す。 ・東近江市の持続的な発展のために、合併以前の 1 市 6 町ごとに育まれてきた「地域力」を結集させ、新たなアイデアや価値を創造する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	東近江市 (①社会福祉法人東近江市社会福祉協議会／②学校法人日本福祉大学)	
②事業名	①地域力強化推進事業(共助の基盤づくり)／②地域力強化推進事業(地域福祉基盤づくり)	
③事業実施の必要性	本市では、地域住民等が主体となり、地域生活課題の解決を目指す取組がいくつかの地域で生まれている。また、社会福祉法人による地域における公益的な取組も進められている。それらの取組を市内の各地域に展開していくためには、活動の見える化による周知を図っていくことと、関係機関と行政等のネットワーク構築によるバックアップ体制を整備していくことが必要であるため、本事業を実施する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 地区社協及びまちづくり協議会の活動単位である14地区のうち、複数の地区で実施。	(対象地域の範囲) 左記のとおり。	(人口) 地区により異なる。
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 生活支援サポーター、住民ボランティア等	(支援の内容) コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターによる講義や助言・指導。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) コミュニティセンター、社会福祉法人施設等を想定。(必要に応じて、空き家の活用等を検討する。)	(運営主体) 地域住民 (地域の実状に応じて、補助体制を検討する。)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、専門職、社会福祉法人等の事業者	(研修の内容) 地域福祉活動の実践者(住民組織、専門職)や有識者による講義やグループディスカッション。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ソーシャル・インパクト・ボンドの取組実績がある「一般財団法人東近江三方よし基金」との連携等により、新たな資金調達の仕組みについて検討を行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
対象とする圏域が、生活支援コーディネーター(第2層)と一致しているため、必要に応じて連携を図りつつ、地域生活課題の解決に資する環境整備を推進する。		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の支え合いによって、見守りや支援が必要と思われる個人及びその世帯を把握し、その対応に関する検討が行われるようになる。 ・地域の拠点に、ボランティアを始めとした多様な主体が集まることができるようになる。 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 地区社協及びまちづくり協議会の活動単位である14地区のうち、複数の地区で実施。	(対象地域の範囲) 左記のとおり。	(人口) 地区により異なる。
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区ボランティアセンター(仮称)	(相談を受け止める人) 地域住民(適宜、ソーシャルワーカー等が支援。)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域住民が利用しやすい名称、所在地にするとともに、相談者だけでなく担い手となる者にとっても、当該機関の役割や目的が理解できるような手法及び媒体による周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO法人、企業等と連携し、社会的孤立等により、相談支援を受けにくい状況にある方が抱える課題を把握できる体制を整備する。		

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) より専門的な知識を要する相談内容に対して、必要な対応を行い、専門機関につなぐことができる体制を構築する。	(バックアップする人) 支援関係機関、行政
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
対象とする圏域が、生活支援コーディネーター(第2層)と一致しているため、必要に応じて連携を図りつつ、地域住民の相談を包括的に受け止める体制整備を推進する。	
事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の拠点で、「支援が必要と思われる人を把握している人」や「支援を求めづらい人」が気軽に相談できるようになる。 ・地域のつながりによって、課題が深刻化するまでに把握し、解決できるようになる。 	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
下記実施計画に基づき、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を実施する。 ただし、事業の補助金は活用しない。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	東近江市
②事業名	特になし。(「地域力強化推進事業」の一環で実施するものとする。)
③事業実施の必要性、体制等	本市では、福祉総合支援課(高齢者、障害者、生活困窮者の相談支援担当課)と、こども相談支援課(児童関係の相談支援担当課)を中心に、市民からの個別相談に対応している。一方、本人や世帯内で複合的・複雑化した課題を抱えていたり、地域からの孤立が福祉制度の利用を阻害していたりするケースの把握や対応は十分にできていない。そのため、地域の相談支援機関等との役割分担も含めた現行体制における課題整理を行いつつ、必要な体制を整備することを目的に、本事業を実施する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	(本事業の補助金を活用しないため、相談支援包括化推進員を「協働の中核を担う機能」と読み替える。) 4人(福祉総合支援課3人、こども相談支援課1人)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	専門資格や実務経験を考慮し、チームを編成。(行政職員) (→保健師2人、社会福祉主事・介護支援専門員1人、社会福祉主事1人)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉総合支援課(自立相談支援機関、地域包括支援センターを含む。)、こども相談支援課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>【複合的な課題を抱える者の把握の方法】 各所属において、相談者本人やその世帯に課題が認められる事例を持ち寄ることにより把握する。</p> <p>【相談支援機関のネットワークの構築方法】 庁内の相談支援機関ごとの支援領域、課題を把握することから始め、適宜庁外にも拡大していく。</p> <p>【当該者に対する支援の方法】 公的制度だけでなく、本人の地域の中での役割・居場所づくりも意識した支援を実施する。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 各施策における協議、検討の場の役割・機能を整理することも含め、上記チームの構成員を中心に事例検討を行う。新たな場を設置することは想定していない。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 上記チームの構成員に加え、必要に応じて各相談支援機関の担当者が参加。各々の業務内容、役割分担、必要な社会資源について意見交換及び検討を行う。	(既存の会議の名称) 相談支援包括化ワーキンググループ

ウ 自主財源の確保のための取組の概要
ソーシャル・インパクト・ボンドの取組実績がある「一般財団法人東近江三方よし基金」との連携等により、新たな資金調達仕組みについて検討を行う。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
新たな社会資源の創出に当たっては、行政及び各相談支援機関のみならず、地域の多様な主体による取組との連携や各地区で進めている生活支援体制整備の取組等と一体的に進めていく。
オ その他
⑧事業の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ・各支援関係機関が、現行の相談支援体制に関する現状を把握し、課題分析ができるようになる。 ・地域住民の自主活動団体やNPO法人、社会福祉法人、企業等の多様な主体と行政が協働し、複合的・複雑化した課題や社会的孤立への対応に向けた意見交換ができるようになる。
⑨地域力強化推進事業実施計画
上記実施計画に基づき、「地域力強化推進事業」を実施する。

5. 成果目標の達成状況

<p>①既存の生活支援グループの交流会を1回開催。(6月)</p> <p>②社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を推進するため、「社会福祉法人ラウンドテーブル」を開催。現在の取組内容や今後の展望について情報共有を実施。6法人が参加。(8月)</p> <p>③市内14地区で地域福祉活動を行う団体の懇談会を開催し、各地区での実践を共有。(10月)</p> <p>④生活支援サポーター養成講座(4回連続講座)を2地区で実施。(11月～12月)</p> <p>⑤「地域共生のまちづくりフォーラム」を開催(2月)</p> <p>→世代や分野を越えたつながりを築く機会を提供することを目的に開催。教育、子育て、健康、福祉、まちづくり、交通、金融、環境、観光、産業等の分野から48の団体・企業が参加し、意見交換を行った。</p> <p>→準備段階において、行政職員と社会福祉協議会職員でプロジェクトチームを編成し、事前に参加団体・企業へのヒアリングを実施し、全ての参加団体の紹介資料を作成。</p> <p>⑥包括的支援体制の構築に向けて、庁内に「相談支援包括化ワーキンググループ」を設置し、現行の相談支援体制の現状や課題、他の相談機関との連携について、検討を実施。(5月～)</p>
--

滋賀県 米原市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	米原市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部くらし支援課	電話番号	0749-55-8110
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	39,295(人)		世帯数	14,455(世帯)	
高齢化率	28.49(%)	生活保護受給率	0.402(%)	面積	250.39(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	98.7(%)	公立小学校数	9(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所, 委託:1 か所(公社)				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所, 委託:1 か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

【地域性】
2005 年、旧坂田郡4町(山東町、伊吹町、米原町および近江町)が合併して米原市となる。滋賀県唯一の新幹線駅を有するほか、JR 東海・西日本・近江鉄道が乗り入れ、また、名神高速道路・北陸自動車道 IC も立地するなど、近畿エリアにおける広域交通の要所である。
【産 業】
従来から、鉱業、製造業の割合が高く、隣接する地域と比較すると卸売業・小売業、生活関連サービス業娯楽業の比率が低い。地場産業は近江真綿、彦根仏壇、彦根パルプ、上丹生の木彫りがある。
【観 光】
豊かな自然や歴史に惹かれて年間 160 万人の観光客が四季を通じて訪れる。また、関西屈指の雪質を誇れるとされるスキー場があり、スキーやキャンプ、パラグライダーなどのアウトドアスポーツも盛んであるほか、天の川ほたるまつりなど、四季を通じた多彩なイベントや、修学旅行生の農家民泊など都市と農村の交流が繰り広げられている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	今ある居場所(お茶の間事業・サロン)、子ども食堂、見守りネットワーク会議、地域福祉懇談会などの資源と連携して機能強化を図ることにより、住民と関係機関・住民同士がつながる仕組みをつくり、住民自らが地域の課題に目を向けることによって解決力の強化を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・居場所(お茶の間事業・サロン)が人との交流や役割を担う以外に、見守り・相談機能があることを住民自らが認識できる。 ・見守りネットワーク会議で協議する対象者が、居場所に出席する人以外にも気になる対象者として挙がってくる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	滋賀県米原市(社会福祉法人 米原市社会福祉協議会)	
②事業名	米原市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	本市においては、これまでから自治会ごとの支え合い活動の推進を図っており、(社福)米原市社会福祉協議会からの各種取組の提案に基づき、各自治会単位において様々な事業が実施されている。一方、各種事業の関連性や役割が十分に理解されておらず、更には一つ一つの事業の機能についても、十分であるとは言い難い。そのような中、少子高齢化の進展や人口減少、地域におけるつながりの希薄化、地元商店の閉店等による新たな生活課題の発生や生活課題が複合化している現状を踏まえ、本事業により地域力の強化を図る必要性が認められる。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 米原市内全域	(対象地域の範囲) 各自治会	(人口) 39,295 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 自治会ごとに設置された福祉委員会・ボランティアグループ等	(支援の内容) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による各団体への情報提供・相談支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各自治会館・空き家等におけるサロンや居場所づくり事業	(運営主体) 各福祉委員会・ボランティアグループ等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア団体、地域住民等	(研修の内容) 【合同説明会:市内4会場で実施】 近年の福祉の動向・地域課題、小地域福祉活動の役割・実施方法、住民間・福祉等事業所との連携の必要性についてなどに関する研修と情報意見交換の開催 【スキルアップ講座】 具体的なコーディネートの実施方法や、各福祉活動場面に求められるスキルに関する研修の実施 【地域福祉懇談会】 全住民を参加対象に、自治会ごとに地域課題についての共有・課題解決に向けた協議を行う。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会単位での福祉懇談会から課題解決活動実施までの CSW による継続した支援 ・自治会単位では解決できない課題の集約と自治会を超えたエリアでの活動団体の組織化 ・活動の創出をするための目的型共同募金の実施 		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
第1・2層生活支援コーディネーターとの連携による課題の集約と社会資源の創出		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉懇談会開催自治会数 86 自治会(全自治会の 80%) ・見守り(個別支援)ネットワーク会議開催自治会数 64 自治会(全自治会の 60%) ・住民が主体となった支え合い活動の新規実施 4事業以上 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 米原市内全域	(対象地域の範囲) 各旧町域	(人口) 39,295 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 自治会ごとの活動拠点における事業内での相談機能の強化、民生委員・児童委員をはじめとした活動者と各地域福祉センター(市内4拠点)に所属する CSW との連携強化	(相談を受け止める人) 民生委員・児童委員、ボランティア等活動者、CSW	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 各説明会やチラシでの周知、自治会単位での活動拠点を各種事業実施時に CSW が訪問して周知を図る。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) CSW による民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア団体を訪問しての聞き取り、自治会単位において開催される見守りネットワーク会議への出席、その他サロンなど各種事業への参加を通じての地域生活課題の把握を実施する。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) CSW による見守りネットワーク会議への出席や、民生委員・児童委員との情報意見交換によって把握された生活課題の解決に向けて、活動者への相談支援を実施する。住民では解決できない困りごとなど、必要に応じて CSW が相談支援包括化推進員と連携しながら、各種相談・支援機関等へつなぎながら、住民、福祉事業所等を交えたケース会議を開催するなどのバックアップを行う。	(バックアップする人) CSW
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金担当者、権利擁護をはじめとした(社福)米原市社会福祉協議会相談支援担当等との連携による困りごとの解消へ向けた相談体制の強化	
事業の成果目標	
見守りネットワーク会議から専門機関へつないだ件数 20 件以上	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
別紙「4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について」を参照	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	滋賀県米原市(社会福祉法人 米原市社会福祉協議会)
②事業名	米原市相談支援包括化推進事業
③事業実施の必要性、体制等	本市では、地域支え活動を推進するための活動拠点とする「居場所」をつくり、互助によるコミュニティの構築と地域の活性化を図っている。その中で、地域での孤立や見守り支援が必要なケースが掘り起こされてきているが、それらを受け止めつなぐ仕組みが十分機能していない。これら地域から掘り起こされた個別支援ケース、また、相談者からの相談を CSW や相談支援機関が受け止め、関係機関につなぐ仕組みをつくり、早期支援と地域での解決力の強化を進める。一方、多様な主体が参加する広域的な支え合いの仕組みづくりを目指し、「地域支え合いセンター」を設置した。その一つの事業である「まいばらまると交流会」では、福祉の関係者だけではなく、地元の商店や企業、農業や市民活動者など様々な分野で活動をしている市内の人材が集い、新たなつながりの中で社会資源の創出、具体的な生活支援の充実を目指している。 これら自治会を単位とした住民主体の活動への支援強化と福祉の枠を越えた活動者が参画する地域づくりの体制強化、それらをつなげる包括的な支援体制づくりを進める。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	経歴 <専任> 米原市役所:高齢、児童、地域包括支援センター事業(社福)米原市社会福祉協議会:権利擁護事業 <兼務> (社福)米原市社会福祉協議会:地域福祉全般 資格 <専任> 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、介護支援専門員 <兼務> 社会福祉士、介護支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 地域福祉課

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>自治会単位の見守りネットワーク会議において、CSW が住民の気付きや発見による支援ニーズや課題を受け止め、専門機関へつなぐ場合、また、各相談支援機関が相談を受けた場合には、相談受付後フロー図の流れに基づき、ニーズや課題が把握できる仕組みをつくる。さらに、委託事業を含む庁内各部署が情報を持ち寄るケース共有会議でも把握できる仕組みをつくる。包括化ケース会議では、各機関の情報から課題を整理し、相談支援機関の役割分担、支援の方向性を決定する。包括化ケース会議で検討するケースは、多機関の協働が求められることから、ケース共有会議において情報を共有する。各事例検討会を通じて、役割分担、協働の在り方を検討する。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが自分の立場で考えられる事例検討会(年2～3回) 市役所相談窓口担当(委託事業含む)、介護支援専門員、障がい者(児)相談支援担当、CSW、相談支援包括化推進員 ○CSW との事例検討会(年6回) CSW、相談支援包括化推進員 ○ケース共有会議(年12回) 気になるケースの相談、情報共有。状況によるが役割分担、支援の方向性:生活困窮者支援調整会議設置要綱に基づくメンバー ○包括化ケース会議(随時) 課題整理、支援調整:担当の相談支援機関、関係機関 	(既存の会議の名称)
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表者会議(年3回) 事業の検証:市役所相談窓口機関の所属長 ○相談支援担当者連絡会議(年6回) 情報共有等:市役所相談窓口機関の担当者(委託事業含む) ○包括化コアメンバー会議(年12回) 事務局:主任自立相談支援員、主任介護支援専門員、福祉政策担当、社会福祉協議会地域福祉担当、相談支援包括化推進員 	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>共同募金や社会福祉協議会の善意銀行の活用見直しのほか、住民主体の支え合い活動については、コミュニティビジネスの手法を取り入れながら、地域での仕事づくりを進めることで、担い手の活性化と事業の継続性を担保していく。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>地域カルテ(社会資源台帳)の作成や共有、相談支援担当者連絡会議、事例検討会等の個別課題から地域の不足する社会資源を検討。福祉事業者や相談機関、市民活動者、企業や農業経営者等によるつながりづくりと新たな活動づくりの場となる「まいばらまるごと交流会」から生まれたアイデアを具体化し、社会資源の創出につながるよう取り組む。</p>	
オ その他	
<p>地域カルテの作成・共有(社会資源台帳) 地域の特徴や社会資源のデータ化したカルテを市民や事業者等の協働により作成することで地域への気付きを促すとともに、地域や事業者が支援に活用できる情報を共有する。</p>	
⑧事業の成果目標	
複合的な課題を抱える者に対する相談件数:20件、支援の終結件数:10件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
別紙「3. 地域力強化推進事業について」を参照	

5. 成果目標の達成状況

○米原市地域力強化推進事業

【福祉懇談会開催自治会数】

目標数値:86 自治会 実績数値(見込数を含む):68 自治会 達成率:79.1%

地域における課題の明確化や共有、課題解決に向けた支え合い活動を推進するため、自治会ごとの福祉懇談会の開催を働き掛けたが、目標数値には届かなかった。一方で、同一自治会において複数回にわたり福祉懇談会を開催する取組も見られたことから、支え合い・見守り体制構築や居場所づくり、生活支援活動等への充実につなげることができた。

【見守り(個別支援)ネットワーク会議開催自治会数】

目標数値:64 自治会 実績数値(見込数を含む):59 自治会 達成率:92.2%

活動者が訪問活動や居場所づくり活動等から把握した困りごとを抱えた住民一人一人に注目し、個人の困りごとについての共有、個別支援策についても検討する機会として、各自治会へ働き掛けを行ったが目標数値を達成できなかった。その中でも、繰り返し見守りネットワーク会議を開催することで、共通認識をもって見守り活動に取り組む自治会や困りごとを抱えた本人、民生委員・児童委員、専門機関を交えて開催される見守りネットワーク会議も見られ、住民が関係機関とつながりながら、課題の解決に向けての取組を進めることができた。

【住民が主体となった支え合い活動の新規実施】

目標数値:4事業以上 実績数値:3自治会 達成率:75.0%

目標数値は未達成であったが高齢者見守り訪問活動や、子どもの居場所づくり活動等の新たな活動を創出することができた。

【見守りネットワーク会議から専門機関へつないだ件数】

目標数値:20 件以上 実績数値:3件 達成率:15.0%

目標数値に対して、実績数値は少数であった。この要因としては、各地で数多くの見守りネットワーク会議が開催されているが、その全てに(社福)米原市社会福祉協議会職員が出席できていないことから現状把握ができていない点がある。また一方で、ネットワーク会議に地域包括支援センターの出席を働き掛けたことにより、その場で直接専門機関による動きにつながる環境を設けた点などが専門機関へつなぐ件数の減少につながった。

○米原市相談支援包括化推進事業

目標数値:複合的な課題を抱える者に対する相談件数:20 件、支援の終結件数:10 件

複合的な課題を抱えるケースの相談は、ケース共有会議と包括化ケース会議に諮るための相談を合わせると11件、そのうち終結は3件で、目標数値には及ばなかった。しかしながら、相談支援包括化推進会議や研修会の開催を重ねることで、他機関との連携・協働の必要性、担当部署でできることを考える機運が醸成されてきたことが、相談支援包括化推進会議での意見や相談支援機関を対象としたアンケート調査結果からも分かった。また、相談支援機関の代表者には、複合的な課題のケースが介入困難で支援の停滞があるにも関わらず、多機関が情報共有、支援方法を検討する会議への情報提供が少ないことについて理解が得られた。このことは、複合的な課題を持つケースの早期改善・解決するための基盤づくりにつながった。

京都府 長岡京市

都道府県名	京都府	市区町村名	長岡京市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部社会福祉課地域福祉・労政係	電話番号	075-955-9516
参考 URL	http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	81,252(人)	世帯数	36,144(世帯)
高齢化率	26.5(%)	生活保護受給率	1.09(%)
面積	19.17(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	55.6(%)	公立小学校数	10(校)
		公立中学校数	4(校)
地域包括支援センター	委託:4か所(社協1、社会福祉法人2、一般財団法人1)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>京都と大阪の間に位置する高い交通利便性と西山など自然の豊かさがもたらす快適性が調和するまちです。西山の麓に広がる竹林では特産品である筍が生産されています。かつて都が置かれた歴史的背景もあり、毎年11月には「長岡京ガラシャ祭」が行われるほか、長岡天満宮や光明寺などの神社仏閣、西国街道沿いにある歴史的建築物など歴史的遺産が多く残されています。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域の福祉課題が多様化・複雑化するなか地域で地域を見守り、支えあう力を醸成し、市民・地域活動団体・企業など多様な担い手の役割分担と協働を基礎とした自助、互助・共助と公助の適切な連携を重視した地域づくりの推進。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の課題を「地域レベルで解決する」及び「地域支援の充実」によって解決を図る、という取り組みを通して、地域社会への市民の関心をいっそう高め、地域で地域を見守り支えあう力や解決する力を醸成する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	長岡京市 (社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会)	
②事業名	我が事・丸ごとの地域づくり推進事業(きずなと安心の地域づくり応援事業+多機関との協働)	
③事業実施の必要性	平成 28 年度より、2 つの小学校区において「きずなと安心の地域づくり応援事業(きずな事業)」をモデル実施。近年、社会課題を「社会全体で解決する」及び「個別支援の充実」によって解決を図る、という方向で進んできた一方で、地域で地域を見守り支えあう力や解決する力は弱くなった。 これからは、社会課題は「地域レベルで解決する」及び「地域支援の充実」によって解決を図る、という方向で大きく方向転換する必要があるとして進めてきた事業である。いずれの校区も事業成果が見えるようになってきており、今後も取り組む小学校区を拡大していく。また、地域支援を中心に取り組む中で個別支援へとつながる事例が掘り起こされており、協働する機関の拡大と連携の強化が必要である。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
長岡第四・第五・第八・第十小学校区	小学校区	約 32,000 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域コミュニティ協議会、自治会、老人会、こども会、民生児童委員、市民グループ 等	居場所づくり・見守り活動等、地域住民の交流の機会(場)創出の立上運営支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
自治会館、特別養護老人ホーム、個人宅(空き家含む)、寺 等	実行委員会、自治会、個人、地域コミュニティ協議会 等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
自治会員、小学生、民生児童委員 等	認知症の理解と対応、徘徊模擬訓練の実施、地域共生社会とは 等	
(エ)その他		
地域の特性に応じて、小学校区、自治会、より身近な圏域などで柔軟に設定し、その中で地域の互助・共助を再構築する取組(地域福祉活動の横断的なつながりを作る交流・見守り活動)を展開する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、地元企業の協力、地域包括支援センター受託事業者(社会福祉法人他)との協働により展開する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)は市社協内の別係に 4 名配置されており連携しやすい。また、小学校区単位で任意に設置されている地域コミュニティ協議会(各種地縁団体の協議体)とは、地域コーディネーター等を中心に連携を進める。		
事業の成果目標		
平成 32 年度までに 5 つの小学校区(10 小学校区中)での実施。 活動人口の増加(具体的数値化は未設定)。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
長岡第四・第五・第八・第十小学校区	小学校区	約 32,000 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
長岡京市社会福祉協議会 地域福祉係	きずなコーディネーター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
ホームページ、市広報紙、社協機関誌、リーフレット 等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
居場所や見守り活動等での地域住民の交流の機会(場)づくりを通じて、地域住民や福祉専門職、学校等との連携による早期把握を進める。		

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 行政や関係機関へのつなぎ・調整、スーパーバイズ等	(バックアップする人) 長岡京市福祉なんでも相談室相談員(市社会福祉課)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
基幹強化型地域包括支援センターは市社協内の別係に 4 名配置されており連携しやすい。また、対象地域を管轄する 4 つの地域包括支援センター(中学校区、東・西・南・北)との連携を進める。	
事業の成果目標	
相談(課題の発見)件数 5 件/小学校区	
ウ その他	
地域住民からの相談または既存の取り組み展開の中で共通認識の持てる課題を発見し、地域課題として共有、解決策の検討、解決策の実施へと進めていく。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
平成 30 年 4 月から同時に実施開始。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	長岡京市 (社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会)
②事業名	我が事・丸ごとの地域づくり推進事業(きずなと安心の地域づくり応援事業+多機関との協働)
③事業実施の必要性、体制等	平成 28 年度より、2 つの小学校区において「きずなと安心の地域づくり応援事業(きずな事業)」をモデル実施。近年、社会課題を「社会全体で解決する」及び「個別支援の充実」によって解決を図る、という方向で進んできた一方で、地域で地域を見守り支えあう力や解決する力は弱くなった。 これからは、社会課題は「地域レベルで解決する」及び「地域支援の充実」によって解決を図る、という方向で大きく方向転換する必要があるとして進めてきた事業である。いずれの校区も事業成果が見えるようになってきており、今後も取り組む小学校区を拡大していく。また、地域支援を中心に取り組む中で個別支援へとつながる事例が掘り起こされており、協働する機関の拡大と連携の強化が必要である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人(平成 33 年までの 4 年間)→4 人(平成 34 年以降、中学校区ごと)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	長岡京市社会福祉協議会 地域福祉係長、介護福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	総合生活支援センター 地域福祉係(長岡京市立総合交流センター内)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
平成 30 年度から 33 年度までは、地域力強化推進事業における「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備と一体的に行うため、長岡京市社会福祉協議会地域福祉係内にきずなコーディネーターを配置し、係の監督職を相談支援包括化推進員に充てる。地域支援を中心とした取組及び個別支援を中心とした地域包括支援センター事業の両面から、複合的な課題を抱える者を把握する。また、既存の福祉分野別の相談支援機関ネットワークに参画して横断的に活用し、当該者に対する支援について多方面から検証できる体制を構築する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 年 4 回 きずなコーディネーター、行政職員(地域福祉担当、生活困窮者担当、自治振興担当)による既存の会議参加者を拡大予定。事例に応じて行政職員(高齢者担当、障がい者担当、こども担当)等。	(既存の会議の名称) きずな事業調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年 4 回 きずなコーディネーター、行政職員(地域福祉担当、生活困窮者担当、自治振興担当)による既存の会議参加者を拡大予定。行政職員(高齢者担当、障がい者担当、こども担当)、脱引きこもり支援センター等。	(既存の会議の名称) きずな事業調整会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	

地域包括支援センター受託事業者(社会福祉法人他)との協働により展開する。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
地域包括支援センター受託事業者(社会福祉法人他)との協働により展開する。
オ その他
平成 34 年度以降は、4 つの地域包括支援センター(中学校区、東・西・南・北)ごとに 1 名相当の相談支援包括化推進員配置に向け、円滑移行するまでの役割を担う。
⑧事業の成果目標
複合的な課題を抱える者に対する相談支援 新規 8 件/市全域 適切な機関へのつなぎやフォローアップ完了による支援の終結 4 件/市全域
⑨地域力強化推進事業実施計画
平成 30 年 4 月から同時に実施開始。

5. 成果目標の達成状況

<p>○地域力強化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標:①平成 32 年度までに 5 つの小学校区(10 小学校区中)での実施。②相談(課題の発見)件数 5 件/小学校区 ・平成 31 年 2 月末時点の成果目標達成状況:①4 つの小学校区で実施。②584 件/4 小学校区 <p>○多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標:①複合的な課題を抱える者に対する相談支援 新規 8 件/市全域 ②適切な機関へのつなぎやフォローアップ完了による支援の終結 4 件/市全域 ・平成 31 年 2 月末時点の成果目標達成状況:① 1 件② 1 件
--

京都府 京田辺市

都道府県名	京都府	市区町村名	京田辺市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部社会福祉課	電話番号	0774-63-1127
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	69,798(人)	世帯数	29,291(世帯)
高齢化率	24.55(%)	生活保護受給率	1.06(%)
面積	42.92(km ²)	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	81.28(%)
公立小学校数	9(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営:3か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、大阪・京都・奈良いずれにも公共交通機関で1時間以内という立地条件であり、特に市内北部地域は人口が上昇を続けている地域である。地元産業としては、お茶、ナス、たけのことといった農業が中心である。以前より府下においての有効求人倍率は低く、地元での就労先は少ないが、通勤に便利な地域であることから、京都、大阪で職を求めることができる。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	要配慮者や家族が抱える暮らしや地域生活の不安、福祉課題に取り組むために区・自治会や民生児童委員協議会などの福祉団体、福祉施設や専門機関、企業や地元の商店など全体で支えあうネットワークの構築を推進し、いつまでも安心して暮らせる地域づくりを進める。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の問題を区・自治会を中心にそれぞれの地域で話し合い、そういった場に関係機関も参加する体制を作るため、その基となる協議体を各地域におくとともに、定期的に会議・研修を実施する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	京田辺市社会福祉協議会	
②事業名	京田辺市絆ネットワーク構築支援事業	
③事業実施の必要性	今般、地域福祉を進めるにあたっては、地域がより多くの関係機関と連携し、様々な課題に対して対象者や制度、社会資源を限定せず横断的に向き合うとともに、地域の枠組みの中で主体的に支え合う仕組みが必要であるが、地域の力のみでその仕組みづくりに主体的に向き合うことは非常に困難である。そのため、その土台づくりとして、従来より地域との関わりの深い社会福祉協議会に専門のコーディネーターを配置し、市内各地域に働きかけて、各地域の特性に応じた体制作りを支援していく必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域(平成27～29年度で市内5カ所のモデル地区で事業展開。順次拡大予定)	(対象地域の範囲) 区、自治会	(人口) 各地域100～2500
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 区、自治会の役員、老人会、民生委員、周辺の企業・商店等	(支援の内容) 各地域に「ネットワーク会議」を設置し、地域の特性や課題を地域で考え、サロンや見守り活動など必要な事業を実施する体制づくりを支援する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各地域の公民館等	(運営主体) の「ネットワーク会議」	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 区、自治会の役員、老人会、民生委員、周辺の企業・商店等	(研修の内容) ①要配慮者への対応について②企業と地域の関わりについて③消費者問題について等	
(エ)その他		
サロン活動、見守り活動の実施		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会と連携し、一般募金配分金を活用して、社会福祉協議会地区会費について分会活動費として地域に還元する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
民生委員活動、消費生活相談員活動、地域包括支援センター		
事業の成果目標		
現在5カ所のモデル地区を、10カ所まで広げる。各地域で複数回、研修を実施する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域(平成27～29年度で市内5カ所のモデル地区で事業展開。順次拡大予定)	(対象地域の範囲) 区、自治会	(人口) 各地域100～2500
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)各地域の公民館等	(相談を受け止める人)各地域の「ネットワーク会議」	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)回覧板、市の広報誌及び広報掲示板		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 絆ネットワークコーディネーターを中心に、区、自治会の役員、老人会、民生委員、周辺の企業・商店等が参加する「ネットワーク会議」で地域の人々自身で協議して問題意識を共有する。また、サロン活動や訪問活動を通して、住民と直接関わる機会を増やす。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 絆ネットワークコーディネーターがネットワーク会議に参加し、行政や関係機関と連携して支援する。	(バックアップする人) 絆ネットワークコーディネーター、関係機関の職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
民生委員活動、消費生活相談員活動、地域包括支援センター		

事業の成果目標
地域ネットワーク会議の名簿を作成し、事業を体系化して相談件数、内容等を集約する体制を作る。各地区において多様な相談に対応できているか、協議する体制を作る。最終的には市内全域で区・自治会を中心に実施する。
ウ その他
防災に関する問題やボランティアとの連携の方法についても、研修等を実施する。
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
本年度まず、本事業の実施により各地域での体制づくりを始め、包括化推進会議の位置づけの整備、相談などの役割を担う地域の方々の育成、財源確保の方法の検討を進め、体制が整ったのち、多機関協働の事業を取り入れていく。

4. 成果目標の達成状況

<p>地域ネットワーク会議については、地域ごとに区・自治会を中心に構築し、市内全域での実施を目指す。現在、一休ヶ丘、府宮団地、南山西、松井ヶ丘、山手南の5地区において先行して進めており、通年で定期的に会議やサロン活動、見守り活動を実施するに至っている。田辺、興戸、新興戸、飯岡、健康村、花住坂、三野、西住宅、同志社住宅、大住ヶ丘など他の地域においても、コーディネーターが自治会や社協、老人会、商店等に声を掛け、順次、説明会や研修会を開催している。地区によって体制づくりを進めやすい所とそうでないところの差が大きい。介護保険所管課や消費生活センターなど、庁内の他部局とも連携しながら事業を進めている。</p>

京都府 精華町

都道府県名	京都府	市区町村名	精華町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉環境部 福祉課	電話番号	0774-95-1904
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年 1 月 1 日現在)

人口	37,466(人)	世帯数	14,913(世帯)
高齢化率	23.6(%)	生活保護受給率	1.3(%)
面積	25.68(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	81.3(%)	公立小学校数	5(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	委託:2 か所(介護保険事業所、社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	なし		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>関西文化学術研究都市の中心地に位置し、東側は木津川沿いの農業地帯、南部と西部は丘陵地にある住宅地となっている。農業では、万願寺とうがらし、エビ芋、いちごが特産。ここ数年間においては、サントリー、大幸薬品、日本電産など企業の進出が相次いでいる。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>絆ネットコーディネーターが、地域福祉に関わる様々な団体と連携して、ネットワーク化を図り、相談内容に応じて、必要な機関に繋ぐなど、高齢者、障害者、児童、生活困窮など分野を問わず、総合的な相談窓口として包括的支援体制の構築を図る。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域の困りごと(ゴミ出し、買い物など)に対し、住民が主体となって、解決に向けて取り組んでいくことができるような互助による地域づくりを促進する。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	京都府精華町															
②事業名	「精華町版地域包括ケア」実現のための地域力強化推進事業															
③事業実施の必要性	<p>精華町は、学研都市地域の住民が増えたことに伴い、新しいコミュニティ(自治会)も増加しています。一つの町の中に、新旧自治会が混在していることから、高齢者福祉や子育て支援、コミュニティづくりといった生活課題について地域差が大きくなってきており、多様化する生活課題やサービス需要の拡大に対して、専門職の計画的な関わりが必要な状況であります。</p> <p>本事業では、町内の5つの小学校区ごとにかかえている地域の資源(福祉人材や居場所、担い手の育成、確保等)を調査し、それぞれの地域資源を活用して、公的なサービスや専門サービス等とつなげる取り組みをすすめることより、住民がかかえる諸課題の解消に大きく寄与すると考えられます。</p> <p>また、それぞれの5つの小学校区あるいは3つの中学校区ごとで、地域住民が主体となって小地域福祉計画(仮称)を策定していただく足掛かりを、この事業を活用して推進していきたいと考えているとともに、各学区において、モデル的な形で、空き家を活用した居場所と相談支援拠点を設置しようと考えています。</p>															
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 精華町全域</td> <td>(対象地域の範囲) 小・中学校区</td> <td>(人口) 37,466人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象) せいか地域福祉ドットコム</td> <td>(支援の内容) 補助金の交付</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所) きずなの家(空き家を借り受けて設置)</td> <td>(運営主体) せいか地域福祉ドットコム(山田川きずなポート)</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象) せいか地域福祉ドットコムに参加するメンバー</td> <td>(研修の内容) 近隣市町村で実施されている地域福祉に係る先進地視察</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 介護予防・日常生活支援総合事業への参加や、介護予防事業への支援やコーディネート。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 介護予防・日常生活支援総合事業の地域による支え合い体制づくり場、『せいかえんづくり』という第2層協議体も活用し、複層的な体制づくりを構築する。</p> <p>事業の成果目標 小地域単位で地域福祉計画づくりが進めば、「すべての地域住民が安心して暮らせる支えあいの福祉活動」の発展につながるものと考えられることから、小地域福祉委員会の設置状況の数や、居場所(介護予防事業)づくりの数、高齢者・障害・子育てサロンの数を数値目標に掲げる。</p> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 精華町全域</td> <td>(対象地域の範囲) 小・中学校区</td> <td>(人口) 37,466人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称) 福祉なんでも相談(場所ー精華町社会福祉協議会、商業施設)</td> <td>(相談を受け止める人) せいか絆ネットコーディネーター</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 広報誌『華創』、精華町社会福祉協議会の機関紙、チラシで町内全戸配布。</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法) 介護予防・日常生活支援総合事業の地域による支え合い体制づくり場、『せいかえんづくり』という第2層協議体。</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p>		(対象地域) 精華町全域	(対象地域の範囲) 小・中学校区	(人口) 37,466人	(支援する対象) せいか地域福祉ドットコム	(支援の内容) 補助金の交付	(拠点の場所) きずなの家(空き家を借り受けて設置)	(運営主体) せいか地域福祉ドットコム(山田川きずなポート)	(研修の対象) せいか地域福祉ドットコムに参加するメンバー	(研修の内容) 近隣市町村で実施されている地域福祉に係る先進地視察	(対象地域) 精華町全域	(対象地域の範囲) 小・中学校区	(人口) 37,466人	(場所・機関等の名称) 福祉なんでも相談(場所ー精華町社会福祉協議会、商業施設)	(相談を受け止める人) せいか絆ネットコーディネーター
(対象地域) 精華町全域	(対象地域の範囲) 小・中学校区	(人口) 37,466人														
(支援する対象) せいか地域福祉ドットコム	(支援の内容) 補助金の交付															
(拠点の場所) きずなの家(空き家を借り受けて設置)	(運営主体) せいか地域福祉ドットコム(山田川きずなポート)															
(研修の対象) せいか地域福祉ドットコムに参加するメンバー	(研修の内容) 近隣市町村で実施されている地域福祉に係る先進地視察															
(対象地域) 精華町全域	(対象地域の範囲) 小・中学校区	(人口) 37,466人														
(場所・機関等の名称) 福祉なんでも相談(場所ー精華町社会福祉協議会、商業施設)	(相談を受け止める人) せいか絆ネットコーディネーター															

(バックアップの内容)	(バックアップする人)
民生児童委員、支援員が開催するふくし相談会	精華町民生児童委員と支援員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
障害者地域自立支援協議会や地域包括ケア会議、地域福祉ネットワーク会議等を活用する。	
事業の成果目標	
福祉なんでも相談での相談件数や民生児童委員からの相談依頼等に関して、その後の支援台帳を作成し、達成度のランク別に整理簿を構成する。	
ウ その他	
介護予防・日常生活支援総合事業の地域による支え合い体制づくり場、『せいかえんづくり』という第2層協議体を活用し、住民主体の第3層協議体の体制づくりを模索する。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	精華町(委託先:精華町社会福祉協議会)
②事業名	精華町絆ネットワーク構築支援事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>高齢化や核家族化の進行は、精華町でも多くの福祉課題を生み出してきている。また、高齢者や障害のある人、子育て世帯に限らず、現代社会になじめない人や地域社会とかかわりを持とうとしない人、生活困窮者など地域には深刻な生活課題を持った人が増加してきている。(高齢化率:22%超え超高齢化社会に)</p> <p>このような時代を迎える中で、できるだけ多くの人たちが住み慣れた地域・自宅で安心して今までどおりの生活ができるようなまちづくりを進めるためには、よりきめ細やかな福祉活動を展開することとともに、絆ネットワークを構築することが重要である。</p> <p>自治会単位の小地域福祉委員会活動を充実・強化し、加えて小・中学校区圏域におけるフォーマル、インフォーマル組織等が連携することにより、制度だけでは解決できない福祉課題・生活課題の問題に対応し、住民とともに地域のニーズ発見・相談支援のシステムを構築するとともに、各団体が地域の課題について横断的に調整・推進するためのネットワークを構築することを目的とする。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・絆ネットワークの構築 ・地域団体を交えた実践報告会の実施 (例:見守りフォーラム) ・包括支援センター、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、老人クラブ、福祉サポート店等民間企業等、多様な関係主体(以下:関係主体)間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進するための協議体設置に向けた準備。 ※多分野の連携のあり方 ※人と人、人と資源のマッチングのあり方 ※高齢者、障害者、児童、生活困窮者等分野を問わず、生活上困難を抱える方への包括的支援体制のあり方 ・地域のニーズと社会資源(フォーマル・インフォーマル問わず)の状況の把握及び創出 ・地域の課題を我が事と捉え、地域住民が主体となり活動していくための支援 ・関係主体の組織化(協議体等設立の推進) 例:まちの福祉サポート店等協議会の未設置団体に対して協議会設立の推進 ・関係主体への活動支援 ・精華町地域福祉計画と精華町地域福祉活動計画に関する調整や意識調査の実施 ・精華町内の福祉全般事業(高齢者・障害のある人・生活困窮者・子育て世代等)で活躍する相談支援員等を対象とした研修会の実施 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議回数は、年に3回開催。 参加者は、高齢、障害、子育て、人権、家庭支援、健康関連の相談支援業務にあたる社会福祉士、保健師等	(既存の会議の名称) せいか絆ネットワーク研修会

(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議回数は、年に1回程度開催予定。参加団体は、自治会、老人クラブ、民生児童委員、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、行政、消防本部、民間企業等	(既存の会議の名称) 精華町の「ほっとけない」をみんなで考える会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
町商工会を中心とした「まちの福祉サポート店」からの寄付や共同募金、また、健康寿命の延伸や介護予防の推進を図る健康ポイント制度の寄付ポイントを活用し、自主財源の確保に努める。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
障害のある人や認知症、子どもや生活困窮者等の食問題など、新たな地域資源や社会資源を創造・構築するためのきっかけづくりとして、本事業を活用して作成した障害者差別解消法に基づく対応要領を活用して、各種団体や民間への啓発や研修活動を実施し、対価を得るしくみを構築する。	
オ その他	
この事業を取り組むには、行政機関として、現状の地域福祉計画を改定する必要があることから、平成30年度に同計画の改定作業を実施し、体制づくりを章立てに織り込む作業を行う。	
⑧事業の成果目標	
生活実態(社会参加、就労、医療等)における行政サービスの評価等の実態を把握し、高齢者や障害のある方等の活動に参画する団体等の変化をみることで、5年後に再調査して関係者等の実態を比較することにより、これらの活動(住民参加・参画型活動)の成果を評価する。 また、相談業務を通して、これらにより効果的で主体的な行政施策を推進するための新たな資源を組織機関で提案・創造し、安心して暮らせるまちづくりを向上させるしくみづくりを確立させる。++	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

■地域力強化推進事業について

(小地域福祉委員会)

小地域福祉委員会は、自治会単位で組織化され、活動内容としては、高齢者の見守り活動、集会場を開放した居場所づくり等を行っており、精華町においては、42自治会の中で20自治会が活動されている。

毎年、社会福祉協議会主催による本委員会の実践報告会を行っており、平成30年度は5月に実施し、3か所から活動内容について実践報告をしていただいた。参加者は約60名。

また、本委員会は小学校区(全5校区)ごとに連絡会を結成することを目的としており、平成31年2月に社会福祉協議会主催により1カ所(東光小学校区)で連絡会を実施した。本委員会が組織化されていない自治会も参加対象とし、それぞれの自治会から地域における見守り活動等について報告いただいた。参加者は約20名。

(せいか地域福祉ドットコム)

せいか地域福祉ドットコムは、平成21年度に精華町が第1次地域福祉計画を策定する際、実施した住民懇談会から有志の方々が集まって、地域福祉団体の組織化に繋がった。現在は、中学校区(全3校区)ごとに作業部会に分かれて地域福祉活動をされている。

毎年6月に総会を行い、各中学校区の作業部会のメンバーが集まって、前年度の活動及び会計報告を行うとともに、当年度の活動計画及び活動予算についての報告を行っている。また、精華町において毎年11月に開催される「せいか祭り」において、せいか地域福祉ドットコムの活動周知のため、各中学校区の作業部会のメンバーが集まって、チラシやポスターを展示し、来場客への説明やアンケート調査等を行っている。

精華中学校区は、「川西ふれあいネットワーク」という作業部会であり、主に精華町や福祉施設が主催する福祉関連のイベントについて周知啓発や会場準備などのサポートを行ったり、年3回道路等の清掃美化活動を行われている。

精華南中学校区は、「山田川きずなポート」という作業部会であり、主に、民家を週3回開放して居場所づくりを行い、カフェや習字教室をそれぞれ月2回実施されている。また、精華南中学校区の住民を対象に、まち歩き、コスモまつり、専門医を講師に招いた高齢者のための健康講座等を実施されている。

精華西中学校区は、「さわやかウエスト」という作業部会であり、主に、通院や買い物の送迎といった移動支援や自宅の掃除、調理、ゴミだしといった生活支援が行われている。また、道路等の清掃美化活動や精華西中学校の生徒との共同による清掃活動、案山子づくり、ほかほか祭り(一緒に焼き芋を焼いて食べる)も実施されている。

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

(せいか絆ネットワーク研修会)・・・案内チラシ有り

近年、精華町において、認知症介護、子育て、虐待、生活保護、ひきこもりなど様々な生活問題に関する相談が増加傾向にあることから、高齢、障害、児童等の分野を超えた相談機関の関係者を対象に、同志社大学の准教授を講師に招き、それぞれの専門職が抱える困難事例について事例検討を行い、お互いの専門的視点や価値

観を共有し、新たな発見につなげることを目的に、平成 30 年度は年 3 回(10 月、11 月、1 月)実施した。参加者は、行政(高齢、障害、児童、健康、人権部門)、地域包括支援センター、社会福祉協議会、児童関連・障害関連の相談支援事業所の職員が参加し、参加者数は延べ 47 名。

(精華町の「ほっとけない」をみんなで考える会議…案内チラシ有り)

精華町において、様々な分野における関係機関や団体が連携し、地域課題を話し合うための第 1 層協議体の設置をめざし、住民団体、民生委員、商店、銀行、消防本部、行政、地域包括支援センター、警察等を対象に、平成 31 年 3 月 10 日(日)開催予定。

内容は、「生きづらさ」「暮らしづらさ」「生活困窮」「ひきこもり」といった表面化しづらい「ほっとけない福祉的課題について考える」をテーマに、同志社大学の教授及び准教授を講師に招き、特別講演、パネルディスカッションを行う予定。パネルディスカッションでは、地元の商店(米穀店)、銀行、消防本部にご協力いただき、日頃の業務における困り事等についてお話いただく予定。

定員 60 名のところ、3 月現在での参加申込者数は、48 名となっている。

(研修等の参加)

平成 30 年 7 月、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施自治体向け研修会に行政職員 1 名が参加。

平成 30 年 11 月、先進地視察のため、愛知県豊田市へ赴き、市役所の福祉総合相談課にて、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組について、行政担当者よりお話を伺う。精華町からの参加者は、行政、社会福祉協議会の 2 名が参加。

(相談支援包括化推進員の配置)

社会福祉協議会に相談支援包括化推進員(精華町では絆ネットコーディネーターと呼ぶ)を 1 名配置し、高齢、障害、児童、生活困窮など分野を問わず、生活上困難を抱える方への相談支援や環境調整等を行っている。平成 30 年 4 月から平成 31 年 2 月末までの相談件数の実績については、延べ 117 件となっている。

(地域資源マップの作成)

精華町内における高齢、障害、児童等に係る相談機関の情報を集約し、見える化することを目的に、地域資源マップを作成し、3 月中に完成予定。



平成30年度せいか絆ネットワーク研修会



高齢化や核家族の進行は、精華町でも多くの福祉課題を生み出しています。

また、高齢や障がいのある人、子育て世帯に限らず、生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人、生活困窮者など地域には深刻な生活課題のある人が増加してきています。

このような時代を迎える中で、できるだけ多くの人たちが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを進めるためにはきめ細やかな福祉活動を展開するとともに福祉分野の枠を越えた絆ネットワーク（相談支援体制）を構築することが重要です。

研修会を通して、知り合い、語り合いながら、せいか版丸ごとの相談支援体制を目ざし、繋がりませんか。

日時 場所

- 1回目：平成30年10月 4日（木）精華町役場501会議室
 - 2回目：平成30年11月29日（木）精華町役場201会議室
 - 3回目：平成31年 1月29日（火）精華町役場501会議室
- ※時間は、3日間共に13：30～15：30です。

参加対象

精華町内の相談機関で働く相談員・支援員等

内容

「のぞいてみよう、ソーシャルワーカーのアタマの中を！」
～臨床推論を取り入れた研修会～

講師

同志社大学 社会学部准教授 野村 裕美 氏

「今、思うと、どうしてあのような決断をしたんだろう」と日頃の支援の中でそんなふうに思う場面はないでしょうか。

あの時、ああしていたらと今も小骨のようにひっかかる支援の一場面を思い出し、その時どうして、そう決断し行動したのかを振り返る研修会を3回にわたり開催します。

事例は、その時、その場面に直面していた支援者の頭の中（思考のプロセス）を描き出したものを使います。支援者の思考過程を振り返り、支援者のアセスメントといわれているものと実際の場面におけるとっさの決断との間にある隔たり・思考や行動に影響を与える要素について話し合う研修会です。

テーマはズバリ！「社会的孤立」。

支援者として最良の決断はどうだったのかを仲間とオープンに考える機会とします。皆様のご参加をお待ちしています。

申込み 方法

電話、FAX、又はEメールにて精華町社会福祉協議会 地域福祉課まで
平成30年10月1日（月）までにお申込みください
TEL：0774-94-4573 FAX：0774-93-2278
E-mail：chiikifukushi@seikashakyo.or.jp

主催

精華町・社会福祉法人精華町社会福祉協議会

※本研修は、厚生労働省の「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の補助金を活用しています。

絆ネット構築支援事業

参加費
無料

精華町の 「ほっとけない」を みんなで考える会議

「生きづらさ」「暮らしづらさ」「生活困窮」「ひきこもり」…など
表面化しづらい精華町の「ほっとけない」福祉的課題について
一緒に考えてみませんか？

日時 平成31年 **3/10** (日)

午後 **1:30** ~ 午後 **3:30**

場所 けいはんなプラザ5階中会議室

参加対象 地域福祉に関心のある精華町に在住・在勤の方

内容 ※当日は要約筆記があります

◆講演 「たすけられ上手 たすけ上手に生きる」

同志社大学社会学部教授 上野谷 加代子先生

◆パネルディスカッション「精華町のほっとけない話～あなたならどうする?～」

コーディネーター 同志社大学社会学部准教授 野村 裕美先生

「ほっとけない」
を話してください

パネラー

かみむら米穀店

上村 正吾 さん

京都臨行精華町支店 ※隣中

精華町洋方本部

林 友宏 さん

参加者募集

問合せ・申込み先

精華町社会福祉協議会地域福祉課

※3月4日(月)まで二重申込書にてお申し込みください

TEL:0774-94-4573

FAX:0774-93-2278

メール:chiikifukushi@seikashakyo.or.jp



同志社大学社会学部

教授 上野谷 加代子先生



同志社大学社会学部

准教授 野村 裕美先生

主催:精華町社会福祉協議会

共催:精華町

大阪府 大阪市

都道府県名	大阪府	市区町村名	大阪市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉局生活福祉部地域福祉課	電話番号	06-6208-7973
参考 URL	http://www.city.osaka.lg.jp/index.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	2,727,255(人)	世帯数	1,416,304(世帯)
高齢化率	25.3(%)	生活保護受給率	16.9(%)
面積	225.21(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	66.0(%)	公立小学校数	292(校)
		公立中学校数	130(校)
地域包括支援センター	委託:66 箇所(社協、その他民間法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:24 箇所(社協、その他民間法人)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>1889 年に市制が施行された。現在 270 万人以上の人口を擁する、大阪府及び近畿地方の行政・交通等の中心都市である。2019 年には G20、2025 年には万国博覧会が開催される予定であるなど、経済・文化の中心地として今後のさらなる発展が期待される。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 3 月に策定した地域福祉基本計画においては、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を基本理念とし、「みんなで支え合う地域づくり」と「新しい地域包括支援体制の確立」を2つの基本目標に掲げている。 ・本事業は「新しい地域包括支援体制の確立」に位置付けており、地域における見守り支援体制の強化と専門的な相談支援機関による支援の取組みの相乗効果により、相談支援機関・地域・行政が一体となった「総合的な相談支援体制の充実」を図り、社会的に孤立している方や複合的な課題を抱えた方など支援を必要とするすべての方に必要な支援が行き届く地域社会の実現を目指すこととしている。
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事例への支援を通じ、相談支援機関や地域住民、行政のそれぞれが「面」としてつながることにより、要援護者の課題が深刻化する前に、早期に把握・早期に対応を行う「予防的アプローチ」が可能となると考えている。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	大阪市 (各区社会福祉協議会)	
②事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の特性に応じた地域福祉支援体制の構築 ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 	
③事業実施の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展や社会状況の変化に伴い、家族や地域のつながりが希薄化し、「社会的孤立」の問題が表面化するとともに、経度の認知症や精神障がい疑われる方も増加しており、公的なサービスの受給要件を満たさない「制度のはざま」の方への支援という課題も顕著化している。 ・加えて、平成27年12月に本市からの委託により福祉分野の相談支援を実施する機関(293ヶ所)に対して本市が実施したアンケート結果において、約4割の機関が「地域のキーパーソンがいない等により地域との調整に時間がかかる」と回答しており、「地域力の強化」が喫緊の課題となっている。 	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
平野区	区域	193,788人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)		(支援の内容)
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)		(運営主体)
老人憩いの家等		老人憩いの家運営委員会等
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)		(研修の内容)
地域住民等		見守り活動や地域資源の活用等に関する研修の実施
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市民の寄付等により蓄積された「ボランティア活動振興基金」等を活用し、必要とされるボランティアの育成等の取り組みを実施するなど、自主財源の確保に向けた検討を行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・区社会福祉協議会による地域福祉への支援の取組みや、生活支援コーディネーターとの連携のもと、ふれあい喫茶や食事サービス、子育てサロン等の活動の担い手の発掘・育成を実施		
事業の成果目標		
・地域福祉活動に関わる人が、各地域の実情に応じた見守りや相談の体制が整いつつあると感じる割合が60%以上		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
平野区	区域	193,788人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)		(相談を受け止める人)
老人憩いの家等		地域福祉コーディネーター
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
・区役所・区社会福祉協議会のホームページにて事業の周知を図るとともに、各種ビラ等により各地域における活動内容を周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
・身近な地域の相談窓口として、生活課題等に関する様々な相談に応じるとともに、地域における「アンテナ役」として、民生委員等の地域住民と連携して要援護者情報を収集し、個別訪問等を実施		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)		(バックアップする人)
・地域だけでは解決できない課題に対し、見守り相談室に配置した福祉専門職のワーカー(CSW)と連携し、要援護者を適切な支援につなげる		福祉専門職のワーカー(CSW)

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
・一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者について、「総合的な支援調整の場(つながる場)(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)につなぎ、課題の解決を目指す	
事業の成果目標	
・地域福祉活動に関わる人が、各地域の実情に応じた見守りや相談の体制が整いつつあると感じる割合が60%以上	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

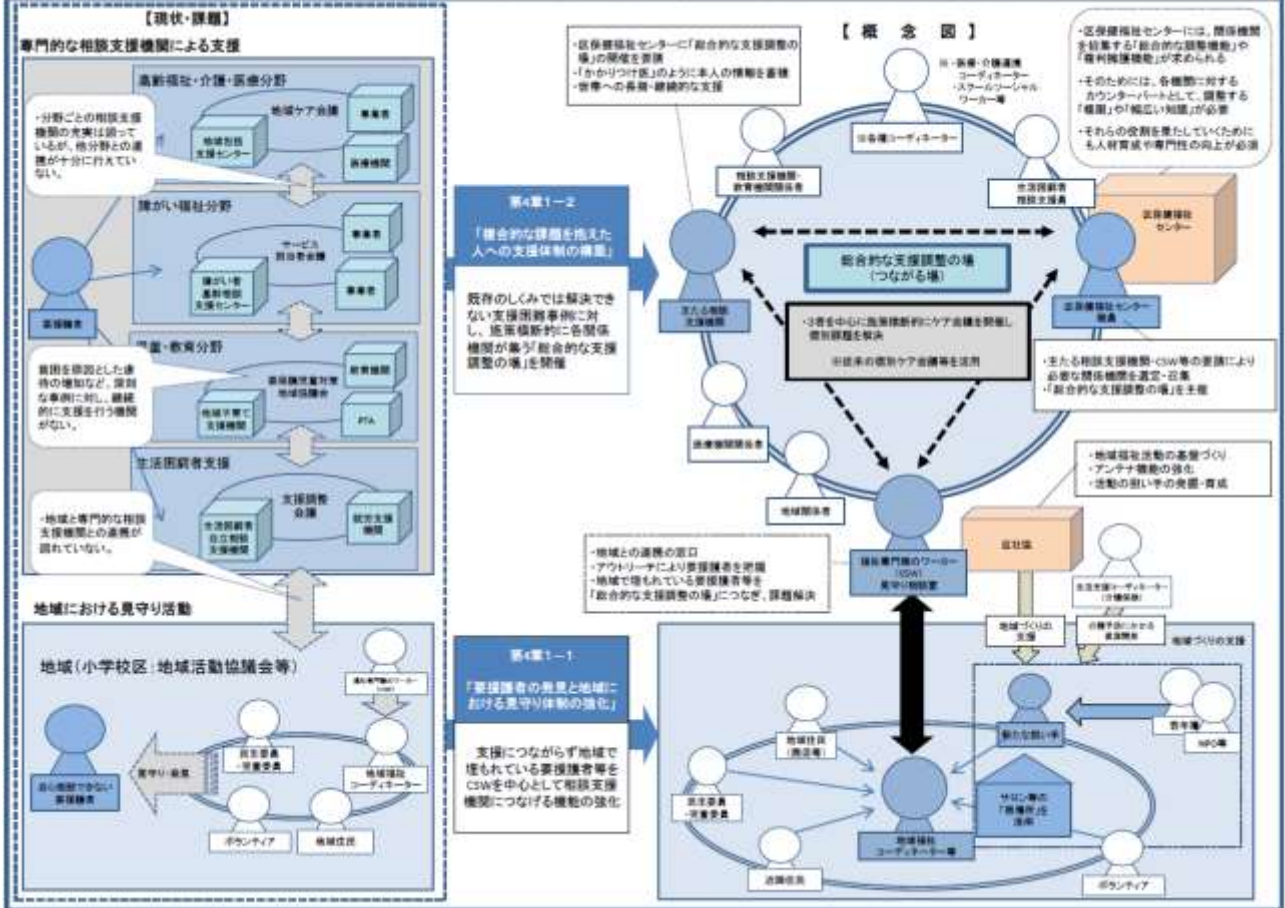
①実施主体	大阪市
②事業名	総合的な相談支援体制の充実事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>・これまで、大阪市においては、高齢者・障がい者・児童等、対象者ごとに福祉サービスの充実を図ってきたが、一層複雑化・多様化・深刻化する福祉課題に対し、単独の機関だけでは十分に対応できない現状がある。</p> <p>本市からの委託により福祉分野の相談支援を実施する機関(293ヶ所)に対して本市が実施したアンケート結果において、「相談者がたらい回しに合う」「連携にあたって主導的な役割を担う機関がない」「個別ケア会議への参画を依頼しても来てもらえない」「連携の場やツールがない」「他の相談支援機関の機能・役割が分からない」「時間等の制約があり、地域との関係づくりにまで手が回らない」等の課題が明らかとなった。</p> <p>・このことから、これらの課題の解決に向けて、区保健福祉センターが中心となり、相談支援機関・地域住民・行政が一体となった「総合的な相談支援体制」の充実を図る必要がある。(別紙1参照)</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	<p>・次の者が一体となり「相談支援包括化推進員」の機能を担う(平成31年度～)</p> <p>①区保健福祉センター職員(24名・既設) ②非常勤嘱託職員(19名) ③スーパーバイザー(複数名)</p>
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<p>①区保健福祉センター職員</p> <p>②非常勤嘱託職員(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事であり福祉事務所等で2年以上相談援助業務に就いていた者)</p> <p>③スーパーバイザー(学識経験者等)</p>
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	各区保健福祉センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p><事業目的></p> <p>・既存のしくみでは解決が難しい要援護者に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係機関や地域関係者が一堂に会する「総合的な支援調整の場(つながる場)」(以下「つながる場」という。)を開催し、支援方針の共有化と支援にあたっての役割分担の明確化を図る。</p> <p>・相談支援機関・地域・行政が一体となり、複合課題を抱えた要援護者やその世帯に対し、的確に対応できる「総合的な相談支援体制」の充実を図る。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①支援困難事例の蓄積(各区内の支援困難事例の分析・課題の把握等)</p> <p>②「つながる場」の開催(支援困難事例の支援方針検討、役割分担の明確化、福祉課題の把握等)</p> <p>③区職員・相談支援機関を対象とした研修の実施(各相談支援機関の機能・役割の共有、相談支援の連携を担う人材の育成など社会資源の創出方法の検討等)</p> <p>④相談支援機関の連携の強化に必要なツールの開発(支援マップ、情報共有シート等)</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 (個別事例の検討)</p> <p>・本人にとって「主たる相談支援機関」やCSW等からの要請により、区保健福祉センターが必要な関係機関を選定・召集し、「つながる場」を開催する。</p> <p>・必ずしも新たな会議体を作るものではなく、「地域ケア会議」等の既存の会議の枠組みを活用し、これらに施策横断的な機能を付加する。</p>	<p>(既存の会議の名称)</p> <p>「総合的な支援調整の場(つながる場)」</p>

<p>・「つながる場」には適宜スーパーバイザーが参画し、対応内容や支援方針に関する専門的な助言を行うとともに、対応の振り返りや、各区における実施内容の検証等を実施する。 (平成 29 年～31 年 1 月末現在 計 137 回実施)</p>	
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>・区内の行政職員、相談支援機関の担当者、民生委員等が集う連絡会を開催(平成 29 年～31 年 2 月末現在 計 10 回開催)</p>	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
市民の寄付等により蓄積された「ボランティア活動振興基金」等を活用し、必要とされるボランティアの育成等の取り組みを実施するなど、自主財源の確保に向けた検討を行う。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
関係機関が一堂に集う「つながる場」の取組を通じ、区内に必要な社会資源の把握を行うことで、企業やNPO等の新たな担い手の育成確保など、新たな社会資源の創出に向けた取り組みを行う。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
<p>・平成 29・30 年度に規模の異なる 3 区において、モデル事業の効果や実施手法、実施体制等の検証を行い、平成 31 年度以降に更なる事業展開を図ることにより、本市全域において、複合的な課題を抱えた要援護者に的確に対応できる包括的支援体制の構築を目指す。</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

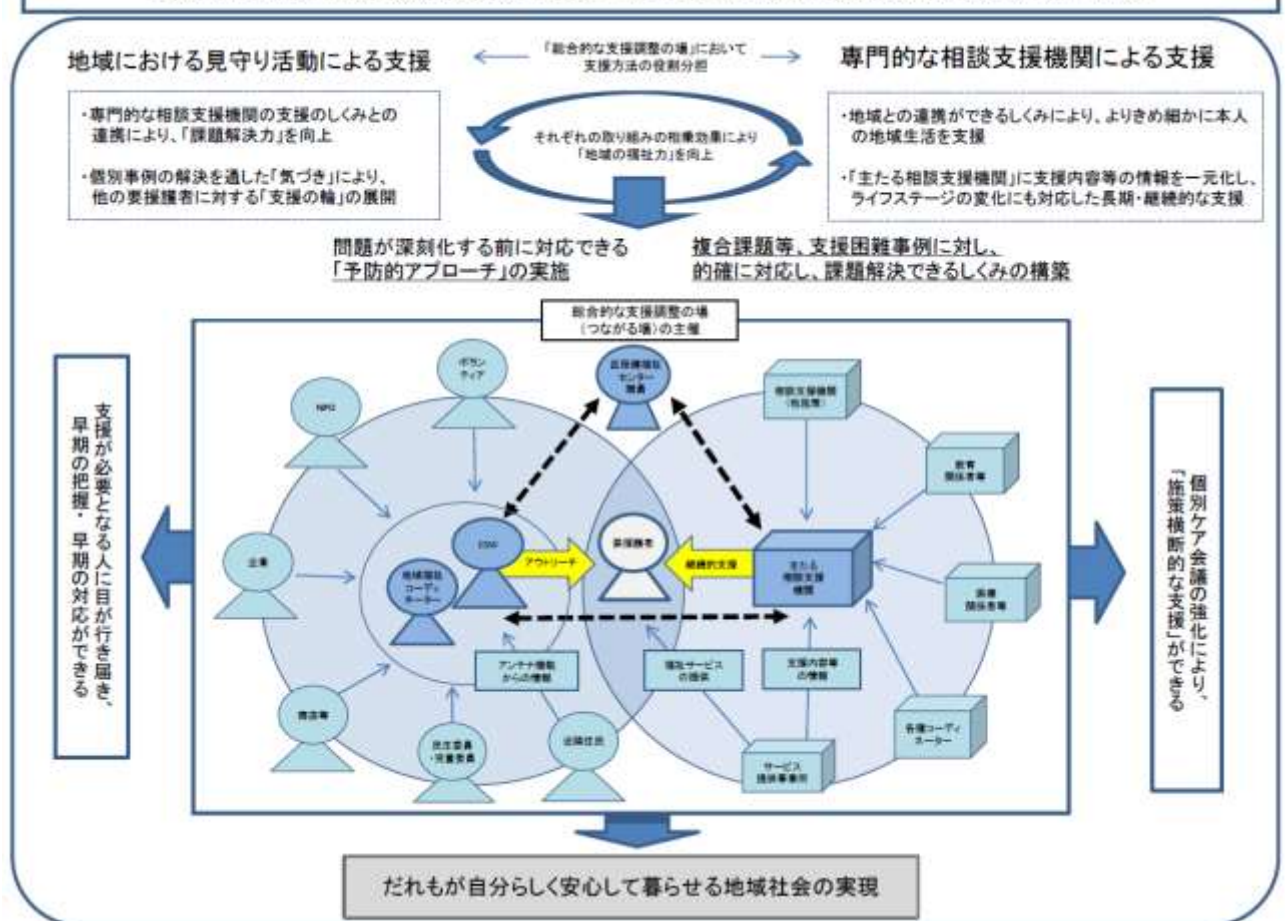
5. 成果目標の達成状況

<p>・平成 29・30 年度に行ったモデル事業の検証から、既存の会議の枠組みを活用し、区保健福祉センターが必要な関係機関を選定・召集し開催する「つながる場」などの実施手法、実施体制等について効果があったことが分かった。</p> <p>・平成 31 年度にはその検証をふまえ、本市全域(24 区)において、複合的な課題を抱えた要援護者に的確に対応できるよう、地域の実情に応じた総合的な支援体制の充実を図るべく事業実施を図る。</p>
--

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実【モデル事業の基本的な枠組み】<大阪市地域福祉基本計画より抜粋>



本人を中心とした「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」【めざすべき理想】



大阪府 豊中市

都道府県名	大阪府	市区町村名	豊中市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域力強化:健康福祉部地域福祉課 多機関協働:市民協働部くらし支援課	電話番号	06-6858-2733 06-6858-6863
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	406,593(人)	世帯数	190,512((世帯)
高齢化率	25.6(%)※1	生活保護受給率	2.521(%)
面積	36.6(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	41.6(%)※2	公立小学校数	41(校)
		公立中学校数	18(校)
地域包括支援センター	委託:17か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所, 委託:2か所(社協、一般社団法人)		

※1・・・平成 30 年 10 月 1 日現在 ※2・・・平成 30 年 4 月末現在

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>大都市周辺に位置し、阪急電鉄や北大阪急行、大阪モノレールの鉄道網に加え、名神高速道路、中国自動車道、阪神高速道路などの幹線道路網、さらに大阪国際空港が立地するなど、その交通の利便性の高さなどを背景に、早くから住宅地が開発され、生活に必要な社会基盤が整い、教育・文化、福祉が充実した住宅都市として発展を遂げてきました。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>① 福祉部局である地域福祉課は地域福祉計画や地域包括ケアシステムを通じて相談を受け止める体制づくりを進めており、関係機関と住民が協働し地域に潜在化した課題を発見し、受け止めていく機能を構築していく。</p> <p>② 商工労政部局であるくらし支援課は生活困窮者制度を所管しており、①で受け止めた課題のうち、解決が困難となった複雑な課題について、多機関で連携を図りながら出口につないでいくための仕組みを構築していく。</p> <p>福祉分野と商工労政分野を担う2つの部局が連携することで、地域共生社会の実現をめざしていくもの。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>すべての市民が役割を持ち、自助、互助・共助、公助の協働のもと、「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせることができる地域」を実現する。</p> <p>そのことで将来への安心と希望をつくり出し、私たち一ひとり・地域・まち・社会のすべてが、明日への活力とともに未来を創造し続ける。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会																			
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業																			
③事業実施の必要性	<p>少子高齢化の進展により従来の「支える人」と「支えられる人」の発想が限界にきている。課題を克服するために、本市が持っている市民力・地域力などを生かした仕組みづくりが求められている。</p> <p>本市が策定した『豊中市地域福祉計画』に掲げる福祉コミュニティの実現をめざして、社会福祉協議会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に「我が事・丸ごと」の地域づくりに取り組むもの。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>豊中市全域</td> <td>全小学校区</td> <td>406,593 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>校区福祉委員、民生・児童委員を中心とした豊中市民</td> <td>主体的に見守り、声かけなど活動を行う取り組みを支援</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>地域福祉活動支援センター(本部を含む7カ所)</td> <td>豊中市社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>①マンション管理組合・マンション住民 ②福祉なんでも相談員</td> <td>①福祉課題が見えにくくなっているマンション等集合住宅において、マンション居住者のつながるを深めることと、他のマンションの取組みについての情報や課題解決の手法を共有する ②相談対応力を高めるための相談員研修を実施し、自助力・地域力の向上を図る</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	豊中市全域	全小学校区	406,593 人	(支援する対象)	(支援の内容)	校区福祉委員、民生・児童委員を中心とした豊中市民	主体的に見守り、声かけなど活動を行う取り組みを支援	(拠点の場所)	(運営主体)	地域福祉活動支援センター(本部を含む7カ所)	豊中市社会福祉協議会	(研修の対象)	(研修の内容)	①マンション管理組合・マンション住民 ②福祉なんでも相談員	①福祉課題が見えにくくなっているマンション等集合住宅において、マンション居住者のつながるを深めることと、他のマンションの取組みについての情報や課題解決の手法を共有する ②相談対応力を高めるための相談員研修を実施し、自助力・地域力の向上を図る
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
豊中市全域	全小学校区	406,593 人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
校区福祉委員、民生・児童委員を中心とした豊中市民	主体的に見守り、声かけなど活動を行う取り組みを支援																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
地域福祉活動支援センター(本部を含む7カ所)	豊中市社会福祉協議会																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
①マンション管理組合・マンション住民 ②福祉なんでも相談員	①福祉課題が見えにくくなっているマンション等集合住宅において、マンション居住者のつながるを深めることと、他のマンションの取組みについての情報や課題解決の手法を共有する ②相談対応力を高めるための相談員研修を実施し、自助力・地域力の向上を図る																			
<p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>豊中市社会福祉施設連絡会や高齢者等見守りネットワークとの連携で新たな社会資源を創出</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援コーディネーターと連携しながら地域の課題解決に向けて取り組みを実施 (一部職員がコミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターを兼務)</p> <p>事業の成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動支援センターの来場者数…@1,200 名×6ヶ所 ・福祉なんでも相談員研修参加者数…300 名 ・マンションサミット参加者数…@50 名×2回=100 名 																				
<p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>豊中市全域</td> <td>全小学校区</td> <td>406,593 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>豊中市社会福祉協議会</td> <td>コミュニティソーシャルワーカー</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 各種広報、フェイスブック、ローラー作戦による全戸訪問など</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法) 小学校区ごとにアンケート調査を行い、福祉課題に対するニーズ・シーズを定量的に把握、分析するとともに、特に課題が多い、あるいは見えにくい地域に対しては、全戸訪問(見守りローラー作戦)により地域生活課題を把握する。</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <table border="1"> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td>(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>福祉なんでも相談で解決できない相談ごとをバックアップ</td> <td>コミュニティソーシャルワーカー</td> </tr> </table>			(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	豊中市全域	全小学校区	406,593 人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	豊中市社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー	(バックアップの内容)	(バックアップする人)	福祉なんでも相談で解決できない相談ごとをバックアップ	コミュニティソーシャルワーカー				
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
豊中市全域	全小学校区	406,593 人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
豊中市社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー																			
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																			
福祉なんでも相談で解決できない相談ごとをバックアップ	コミュニティソーシャルワーカー																			

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
生活支援コーディネーターと連携しながら地域の課題解決に向けて取り組みを実施 (一部職員がコミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターを兼務)
事業の成果目標
・相談件数:1200件 ・相談対応回数: 5000回
ウ その他
・H31.1月に全国校区福祉・小地域福祉活動サミット in とよなかの開催が予定されており、当該事業の取り組み内容を全国に向けて発信し、好事例としての横展開ができるように、成果目標の達成に努める。
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	豊中市 (豊中市社会福祉協議会、一般社団法人キャリアブリッジ) ※直営+委託方式により3機関が連携し実施する
②事業名	生活困窮者自立相談支援機関を活用した地域包括支援体制の構築事業
③事業実施の必要性、体制等	本市では、直営+委託方式(2か所)にて生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置しており、H29年1月~12月においては、新規相談の受付件数は1,437件となっている。相談内容を見ると、病気、メンタルヘルス、多重債務、経済的困窮、就職困難等相談者自身が複数の課題を抱えているケースのほか、高齢の親の介護や子どもの障害等相談者が属する世帯全体の支援が必要なケース等も多く、多分野・他機関による包括的な支援体制のさらなる充実が必要となっている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	豊中市地域就労支援センターの就労支援コーディネーター、生活困窮者自立相談支援機関相談員、コミュニティソーシャルワーカー業務等従事者。(資格)キャリアコンサルタント、社会福祉主事、職業カウンセラー(障害者)、一般財団法人生涯学習開発財団認定コーチ等資格保有者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	○くらし再建パーソナルサポートセンター@くらし支援課 (生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関) ○くらし再建パーソナルサポートセンター@社協 (生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関) ○くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき (生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関それぞれに相談支援包括化推進員を配置することによりワンストップにて相談を受け、支援調整会議にて支援方針・プランを作成した後、個々の状況に応じて必要な関係機関と連携し、支援を実施する。また、必要に応じて、個別ケース検討会議を実施する。 ・3か所の自立相談支援機関それぞれが持つ支援ネットワークの整理を行いながら、不足している社会資源の洗い出しを行い、その結果を踏まえ社会資源の開拓・育成を図る。また、最終的には、緊急時など必要に応じて各支援機関が有機的に直接連携できるよう、関係機関を対象とした研修会や交流会を実施するほか、平成28年度に作成した各機関の支援内容、体制等の情報共有を目的に作成した社会資源マップの活用を進める。
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)
①週1回~2回 市担当課課長級、係長、自立相談支援機関(直営・委託)の相談員等	①支援調整会議
②月1回 市担当課課長級、係長、自立相談支援機関(直営・委託)の相談員等	②自立相談支援機関連絡会議
③随時 自立相談支援機関の相談員、関係機関職員	③個別ケース検討会議

<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>①年1回 市の福祉部局に加え、税・保険の徴収部門、住宅、教育等の部局の管理職</p> <p>②年8回 自立相談支援機関の相談員、市の生活保護担当課、障害府福祉、高齢者支援、税、保健、水道等の徴収部門の窓口担当者</p> <p>③年7回 校区福祉委員、民生・児童委員、福祉なんでも相談窓口相談員、主任児童委員、高齢者施設、居宅介護支援事業所代表、障害者施設、こども園、幼稚園、行政支援機関職員</p> <p>④年1回 学識経験者、校区福祉委員、民生・児童委員、自立相談支援機関、社協の職員</p>	<p>(既存の会議の名称)</p> <p>①くらし再建パーソナルサポート事業連絡会議</p> <p>②くらし再建パーソナルサポート事業見交流会 地域福祉ネットワーク会議</p> <p>③地域福祉ネットワーク会議</p> <p>④生活困窮者・社会孤立者の早期発見・支援のための検討会議</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p> <p>豊中市無料職業紹介所や豊中市社会福祉協議会のネットワークを活用し、民間事業者に寄付等の依頼を行う。</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>現在の社会資源の状況把握を行いながら、必要な社会資源の洗い出しを行い、その結果を踏まえながら、本市に必要な社会資源の開拓を行う。</p>	
<p>オ その他</p> <p>本事業の関係機関への周知、社会資源の開拓・育成、関係機関の連携強化等本事業の取組みを効果的、円滑にすすめるため、定期的に関係機関を対象に研修会や交流会を実施する。</p>	
<p>⑧事業の成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援調整会議の実施(毎週) ・個別ケース検討会議の実施(必要に応じて随時) ・関係機関の連携強化を目的とした研修会への参加機関数 50団体(機関) ・関係機関の連携強化を目的とした研修会への延べ参加人数 200人 ・新たな連携先の開拓 5件 	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	

5. 成果目標の達成状況

<p>●地域力強化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動支援センターの来場者数…8,578人(平成30年12月時点) ・マンションサミット参加者数…7/7開催 69名参加 2/10開催 73名参加 					
<p>●多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p>					
成果目標	3機関共催	市直営	@社協	@いぶき	合計
支援調整会議の実施(毎週)	-	46回	12回	48回	106回
個別ケース検討会議の実施(随時)	-	35回	45回	21回	101回
関係機関の連携強化を目的とした研修会への参加機関数 50団体	145機関	51機関	61機関	24機関	281機関
関係機関の連携強化を目的とした研修会への延べ参加人数 200人	247人	86人	93人	49人	475人
新たな連携先の開拓 5件	-	11件	1件	8件	20件

大阪府 池田市

都道府県名	大阪府	市区町村名	池田市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	高齢・福祉総務課	電話番号	072-754-6123
参考 URL	http://www.city.ikeda.osaka.jp/fukushi1511828176957.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	103,655(人)	世帯数	48,293(世帯)
高齢化率	26.7(%)	生活保護受給率	0.7(%)
面積	22.14(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	約 33(%)	公立小学校数	10(校)
		公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター	委託 4 か所(社協、特別養護老人ホーム、社団法人医師会、医療法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営 1 か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>古くから街道が交わる交通の要衝として栄え、近隣地域の中心として発展。近年においては、大阪国際空港をはじめ複数の幹線道路が整備され、交通の利便性が高い住宅都市となっている。また山や川に囲まれ自然豊かな地域でもある。観光名所としては、インスタントラーメン発祥の地として建てられたインスタントラーメン発明記念館、五月山動物園などがある。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関が連携し、世帯全体の課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築 地域住民・福祉関係者のネットワークを構築し、困難を抱えている世帯等を早期に発見し、課題解決につなげようとする仕組み
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> 自分の住む地域の困っている人や世帯に関心を持つ人が増える。 地域のネットワークが機能し、住民や団体同士がつながりを深め、ともに話し合うことができる。 どの地域にも居場所や相談できる人・場があり、困っている人・世帯が見つけれられる仕組みがある。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	池田市(池田市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	地域では様々な団体が活動を行っているが、互いに情報交換や連携はあまり行われていない状況。各団体がつながることで、人手・情報・費用不足等の課題の解消の糸口となり、また活動の幅も広がると考えている。ネットワーク化により地域共生社会の実現に向けた有効的な取り組みも生まれるものと考え、そのための環境整備を行う。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	全11地域(原則小学校区)	103,655人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
各地域内の各種団体	ネットワークの構築を支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地域の会館、空き家など	各種団体	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
一般市民、各種団体	地域共生社会の実現及び先進事例について	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金配分金を活用した自主財源の確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、CSW設置事業		
事業の成果目標		
① 市民向けの地域福祉に関するシンポジウムを開催(1回) ②ネットワーク化に向け各種団体への説明会を開催(全11地域×1回以上) ③(仮称)福祉ネットワーク会議が自主的に開催される(3地域)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	全11地域(原則小学校区)	103,655人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地域の会館、空き家等	民生委員児童委員、地区福祉委員、その他団体メンバー等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	地域の各種団体の発行する広報誌や掲示板、サロン等での周知	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	民生委員児童委員、地区福祉委員、その他団体メンバー等からCSW、市、社協、各相談支援機関へ連絡が入る体制を築く	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
地域が実現を望む居場所、相談窓口などの設置を支援し、必要な助言、情報を提供する	市、社協、相談支援専門機関	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、CSW設置事業		
事業の成果目標		
相談件数22件、解決数5件、住民からつなげられた件数11件		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	池田市(社会福祉法人池田市社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
② 事業実施の必要性、体制等	市内では数々の相談事業が、様々な機関によって展開されているが、包括的・総合的な相談体制は整っていないため、社会福祉協議会を中心に各機関の連携を進めている。地域力強化推進事業を開始するにあたり、地域の課題を包括的に受け止められるネットワークを作っていく。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社協においてケアマネジャー等の経験を有し、社会福祉士等の資格を保有してる中堅職員	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	池田市保健福祉総合センター内の社会福祉協議会事務所	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
①CSW 等既に配置されている相談支援員と協働し、複合した相談の特徴と相談機関間の連携の状況について把握する。②相談支援機関のネットワーク化を図るため、相談支援包括化推進会議を定例的に開催する。③複合課題の相談があった場合、ネットワークを通して相談支援包括化推進員に連絡が行われるようにする。④相談支援包括化推進員は、相談者や支援機関担当者等との面談などを通し、課題を把握し、ネットワーク参加団体間の役割分担と調整を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援会議としての開催を検討	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議、年4回(原則)、参加者は、障がい・子育て・教育・医療・高齢者・社会貢献・その他に関わる約30機関の担当者	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金配分金を活用した自主財源の確保		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
小学校区単位に組織されている地区福祉委員会や地域のネットワーク等を基盤に、各地区の地域性、体制、必要性などを勘案し、優先順位の高いところからモデル的に住民相互の助け合いによる課題解決の仕組みを構築する。その際、生活支援コーディネーター等多職種とも連携する。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
①複合的な課題を抱えるものに対する相談件数 30 件 ②支援の終結件数 10 件 相談支援包括化推進会議の開催回数4回		③相
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

- ② 市民向けの地域福祉に関する講演会(研修会)を開催 1回 ⇒1回開催済み
- ③ ネットワーク化に向け各種団体の集いを開催 全11校区×1回以上 ⇒2校区でワークショップ開催
- ④ ネットワーク化の機運が高まった地域でネットワーク会議が開催される3校区 ⇒1校区

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ①相談件数 22件 ⇒ 42件
- ②解決数 5件 ⇒ 20件
- ③住民からつなげられた件数 11件 ⇒ 6件

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

- ①複合的な課題を抱えるものに対する相談件数 30件 ⇒ 59件
- ②支援の終結件数 10件 ⇒ 12件
- ③ 相談支援包括化推進会議の開催回数 4回 ⇒ 4回

大阪府 高石市

都道府県名	大阪府	市区町村名	高石市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	社会福祉課 地域福祉係	電話番号	072-275-6283
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	57,875(人)	世帯数	25,590(世帯)
高齢化率	27.1(%)	生活保護受給率	1.62(%)
面積	11.30(km ²)	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	68.5(%)
公立小学校数	7(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	委託1か所(社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、11.35km²という町並みであることから、3中学校区を一つの日常生活圏域と設定し、社協1カ所に地域包括支援センターを委託している。直径が約3キロで山谷がない平地のコンパクトシティの特徴を活かし、7小学校区単位によるネットワークづくりを進めている</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	小学校区ごとに、地域の課題や困りごとを把握や気軽に集える居場所づくりを設け、要援護者一人ひとりの暮らしを知るフェイスシート(パーソナルカルテ)を作成し、地域住民や関係機関協働による暮らしサポートネットワークの構築を目指す
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	拠点づくりを生活空間の場に設け、今まで想像でしかなかった身近な課題や困りごとを地域や専門職が気づかされ、在宅課題が生活課題に潜んでいることを再認識する取組みを行いたい。要援護者対象を個別の心身から見分けるのではなく、個人や世帯などの多様な生活スタイル中からの生活課題から対象把握をするなどの専門職の意識改革に取り組みたい

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	高石市 (社会福祉法人高石市社会福祉協議会・高石都市開発(株)・日本郵便(株))										
②事業名	「地域の暮らしを知る活動づくり」形成事業										
③事業実施の必要性	<p>住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるためには、「自分や家族が暮らしたい地域」や「地域で困っている課題を解決したい」「一人の課題」から取り組むことにより、解決する手法が積み重なるなど関わった人、機関が影響しあうなどにより、我が事の意識を高め地域全体が我が事の意識を醸成する。地域包括ケア推進に向け、生活支援体制の構築を図るべく、概ね自治会エリアごとでコミュニティカフェを定期的実施しており、生活支援コーディネーターが参画し、関係性を深めることで、課題の早期発見・支援につなげている。しかし、生活様式の多様化などにより地域が希薄化し、担い手が高齢化していることから世代交代が地域活動団体の共通課題となっている。喫緊にこれまで地域に関わってこなかった市民が気軽にふれあい、誰もが参画しやすい地域の体制づくりを行う必要がある。そこで、市民の身近な圏域である小学校区ごとに、誰もがいつでも気軽に通え、困りごとなどが相談でき、誰かとお話や交流、イベントに参加することができる居場所を兼ね備えた活動拠点を設置する。具体的には、地域の空き家・店舗などを活用して常設の拠点とし、立ち上げ支援・総括調整役となる地域担当コーディネーターの支援のもと、校区福祉委員をはじめ、ボランティアグループや自主活動サークルなどによる自主運営体制を構築し、よろず相談や、専門職のファシリテートにより地域の課題を見える化するワークショップの開催、その他イベントの企画・運営を行い地域の課題の「我が事」化を図る。また、こうした活動を通じて、地域担当コーディネーターが地域のニーズを集め、相談支援包括化推進員と連携しながら、制度にとらわれず地域の課題に「丸ごと」対応する取組を行う。</p>										
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 高石市全域</td> <td>(対象地域の範囲) 小学校区</td> <td>(人口) 57,905人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象) 生活支援コーディネーター、CSW、民生委員、校区福祉委員</td> <td>(支援の内容) 自治会単位で開催されるコミュニティカフェ、駅前商業施設におけるワークショップなどの調整</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所) 駅前商業施設(アブラたかいし)、コミュカフェ、公民館等</td> <td>(運営主体) 自治会、民生委員、高石都市開発(株)、社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象) 民生委員、校区福祉委員、地域住民</td> <td>(研修の内容) 事例の検証とケアプランの実施状況や今後の対応策</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地域に関わってこなかった住民も気軽に立ち寄れる場とするため、地域による書道教室や宿題支援サポートなどが行えるよう目指す。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>地域包括ケア会議に参画する事業所、社会福祉法人からの人員の協力を得、また郵便局との見守りに関する協力を得、郵便局において、相談窓口の開設を依頼する。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>地区のコミュカフェへの支援、相談会の実施について生活支援コーディネーターの協力を得て、相談取次ぎをお願いする。CSW のケース情報の提供を得るとともに、支援プランの作成に協力、アウトリーチの役割もお願いする</p> <p>事業の成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催数 4回 ・アブラたかいしワークショップ等参加者数 700人 ・よろず相談及び出張相談、郵便局での相談受付での相談件数 420件 		(対象地域) 高石市全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 57,905人	(支援する対象) 生活支援コーディネーター、CSW、民生委員、校区福祉委員	(支援の内容) 自治会単位で開催されるコミュニティカフェ、駅前商業施設におけるワークショップなどの調整	(拠点の場所) 駅前商業施設(アブラたかいし)、コミュカフェ、公民館等	(運営主体) 自治会、民生委員、高石都市開発(株)、社会福祉協議会	(研修の対象) 民生委員、校区福祉委員、地域住民	(研修の内容) 事例の検証とケアプランの実施状況や今後の対応策
(対象地域) 高石市全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 57,905人									
(支援する対象) 生活支援コーディネーター、CSW、民生委員、校区福祉委員	(支援の内容) 自治会単位で開催されるコミュニティカフェ、駅前商業施設におけるワークショップなどの調整										
(拠点の場所) 駅前商業施設(アブラたかいし)、コミュカフェ、公民館等	(運営主体) 自治会、民生委員、高石都市開発(株)、社会福祉協議会										
(研修の対象) 民生委員、校区福祉委員、地域住民	(研修の内容) 事例の検証とケアプランの実施状況や今後の対応策										
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 高石市全域</td> <td>(対象地域の範囲) 7小学校区</td> <td>(人口) 58,162人</td> </tr> </table>		(対象地域) 高石市全域	(対象地域の範囲) 7小学校区	(人口) 58,162人						
(対象地域) 高石市全域	(対象地域の範囲) 7小学校区	(人口) 58,162人									

(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	
(場所・機関等の名称) 校区運営委員会(自治会、老人会、民生委員、校区福祉委員)、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、介護事業所、郵便局	(相談を受け止める人) 包括化推進員、市職員
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) ちらし、各校区まちづくり勉強会の開催、介護事業所、医師会での周知	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 校区運営委員会でのケース検討、コミカフェ開催・ワークショップ時のなんでも相談会での受付、地域包括支援センターに設けた相談窓口での受付	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) コミカフェやワークショップなどの事業から出てくる相談業務を生活支援コーディネーター、相談員などが行事などに参加して受付ける体制をまた郵便局や老人福祉センターから取次ぎされた場合も対応する	(バックアップする人) 包括化推進員、市職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括ケア会議で取り扱う、医療介護連携、認知症対策、権利擁護の部会と連動する。 地域での生活支援コーディネータとも情報共有、支援プランにも参加してもらう	
事業の成果目標	
相談受付、ケース検討 250件 支援の結果終結するケース150件	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	高石市(社会福祉法人高石市社会福祉協議会)
②事業名	多機関による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	地域包括ケア推進に向け、生活支援体制の構築を図るべく、概ね自治会エリアごとにコミュニティカフェを定期的実施し、地域での支えあい(第三層)を目指してきたところ。ここで把握される課題が、経済問題、障害への対応など多面化してきたことから、①居場所を拠点とした、多機関を巻き込んだ中間的な協議の場(第二層)の形成、②市内医療・介護・福祉関係者が一同に集う「地域包括ケア会議」の「丸ごと」化(第一層)の形成を図る
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・地域包括支援センター職員 ・生活支援コーディネーター ・コミュニティソーシャルワーカー
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人高石市社会福祉協議会

⑦事業内容

ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

- ・地域担当コーディネーターとの連携により、民生委員、校区福祉委員、自治会等と連携し、よろず相談や地域住民の集うスーパー、コミュニティカフェ等における出前相談などを通じて分野に関わらず困り事を抱えたケースや地域の課題を把握。
- ・金融機関、ガス・水道検針員、新聞・郵便配達員との地域見守りに関するネットワークを形成。
- ・子育て支援拠点、家庭児童相談所、障害者の相談支援専門員、消費生活センターなどの多機関との連携関係を構築し、ケース検討や協議の場への参加を呼びかけ。
- ・貧困世帯等への住居確保等の支援体制の構築。
- ・ケースの対応については、生活困窮者自立支援会議・地域包括ケア会議の合同ケース検討会議を行い、相談支援包括化推進会議として相談支援関係機関の役割分担や訪問などのアウトリーチについても所管を超えたチーム編成など行政機構についての今後の体制について、試行的に実施し、新たな体制についても検討していく。

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域包括ケア会議において、関係機関の連携により、現状把握とケアプランの実行、進捗管理を行う。毎月の進捗、新規ケースの把握と役割分担による対応策を決めていく。日ごろの見守りなど、民生委員、近隣の住民への情報提供も進めて行く。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人や企業、個人等へ事業の主旨を説明し、寄付金の働きかけを行っていくとともに、運営に必要な備品(テーブル、テレビ等)は地域から寄付呼びかけを行っていく。 ・協力機関の機材やノウハウの提供を受け、地域の資源を有効に活用する。 	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議(第一層)での地域課題の議論の結果に基づきサービスの創出を図る。 ・高石市健幸のまちづくり条例に基づき設置される産官学による協議体である「健幸のまちづくり協議会」に、地域課題を投げかけ、企業による新たなサービスの創出や進出を図る。 	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議(第二層)の参画機関数 15団体 ・相談支援包括化推進会議(第二層)におけるケース検討 年42件 ・社会資源提案数 5件 	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

<p>○地域力強化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催:「高石校区運営推進委員会」3回(他、作業部会として「見守り支援(プライバシー保護)部会」3回、「コミュニティカフェ連携部会」3回、「オレンジカフェ交流会」4回、「地区懇談会準備委員会」6回) ・よろず相談及び出張相談、郵便局での相談受付件数:960件 <p>○多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議(第二層)の参画機関数:9団体 (市社会福祉課・高齢障がい福祉課・地域包括ケア推進課・健幸づくり課・学校教育課・こども家庭課・人権推進課、社会福祉協議会、地域包括支援センター) ・高齢者等ネットワーク事業の参画機関数:18団体 (商工会議所、警察署、障害生活支援相談室、特養、老健、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、キャラバンメイト連絡会、介護者家族の会、市地域包括ケア推進課、社協、地域包括支援センター等) ・相談支援包括化推進会議(第二層)におけるケース検討:28件 ・社会資源提案数:1件

大阪府 阪南市

都道府県名	大阪府	市区町村名	阪南市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部 市民福祉課	電話番号	072-471-5678
参考 URL	http://www.city.hannan.lg.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	54,526(人)	世帯数	24,183(世帯)
高齢化率	31.46(%)	生活保護受給率	1.14(%)
		面積	36.17(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	59.4(%)	公立小学校数	8(校)
		公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター	委託2か所(市社協)、(医療法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、大阪府の南部に位置し、農業や漁業が盛んな旧村の地域と大阪市のベッドタウンとして開発された新興住宅地域とが混在しています。主な産業は紡績や近海漁業ですが、衰退傾向にあります。また、近くに関西国際空港がありますが、観光資源に乏しく、空港の恩恵は少ない状況です。1970 年前後から開発された新興住宅に居住する方の高齢化、少子高齢化の急速な進展や人口減少が課題になっています。特別養護老人ホーム等福祉施設や介護保険事業所等は、人口の割合に比べ比較的多い方です。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組み目的・狙い</p>	<p>地域住民同士での支え合いや見守りの基盤は低下し、また、どこまで公としての役割が必要であるか判断していく必要がある。市民や地域が相互の多様性を認めながら、環境変化等に対して自立した対応をすることが「地域共生社会」の実現である。超高齢社会に対して、地域が自ら問題解決(例えば、生活問題、健康問題、介護問題、移動問題等)の手法を検討し、地域のことは地域で解決していくことを目標としていく。地域力の強化は、地域と密着した社会福祉協議会が推進し、丁寧な住民の主体形成・地域福祉活動の発展を目指す。長期的な目標として、要援護者を早期発見し、早期に公や民が問題解決を図り、地域で見守り等支援を行っていく。地域共生社会を実現していくことで、医療や介護等の社会保障関連経費の増大の抑制につながると思われる。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>多世代の住民に対して、住民主体の地域活動の参加やカフェ、サロン等の地域の拠点に参加する等、地域住民が地域福祉の担い手として地域住民を支えていくことが重要である。また、持続可能な地域づくりのための住民の主体形成(福祉教育)や新たな次世代の担い手づくりも行うことで、“自分たちの地域は自分たちでつくる”ためのハード、ソフト両面の基盤の整備・強化を行う。子どもの参加や子どもの担い手化を核にすることで、保護者等の大人が新たに活動に参加することを期待したい。</p> <p>特に若い世代の方には、地域の問題を将来の我が事として認識してもらい、地域の課題や問題点等を考え、地域共生社会の実現に取り組んでもらいたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	阪南市社会福祉協議会	
②事業名	阪南市地域強化推進事業	
③事業実施の必要性	多世代に住民の地域活動を広げ、地域力を強化していく必要がある。 地域住民と福祉専門職との連携が弱い。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲) 12 校区	(人口) 54,526 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 小・中学生	(支援の内容) 子ども福祉委員活動の立ち上げ・運営支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 共生型サロン等	(運営主体) 社協・社会福祉法人・ボランティア・CSW	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民・福祉委員・子ども福祉委員	(研修の内容) 地域で生じた課題をもとに住民と共に福祉学習会を企画	
(エ)その他		
住民と共に地域課題を知るアンケート調査の実施		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
なし		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業		
事業の成果目標		
①福祉委員会、子ども福祉委員の参加者数 ②地域での活動拠点の設置 ③多世代交流サロンの創出等		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲) 12 校区	(人口) 54,526 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) カフェ・サロンその他の拠点(拠点整備が必要)	(相談を受け止める人) 校区(地区)福祉委員・民生児童委員・CSW・地域包括・社協	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社協広報誌、各関係機関の会議等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) CSW・包括・社協の3者での校区担当ごとに情報共有会議(月1回)		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) (ウ)と同じ	(バックアップする人) CSW・地域包括・社協	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業・CSW 配置促進事業・地域包括支援センター運営事業		
事業の成果目標		
①地域住民の相談(まちなかほっこり相談)の実施場所や開催件数・相談件数		
②住民と専門職の協働での事例の創出		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
平成30年4月1日から事業開始		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	市及び委託(阪南市社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	公と民の役割を明確にし、公的な機関の支援終了者は、民につなぎ、民が主体となり、公が民と連携をしながら地域生活を見守る必要がある。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	市:地域福祉担当2年、社協:介護支援専門員、乳児院・保育所で保育、重度身体障がい者施設で介護、放課後等デイサービスで指導員、計画相談員	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	庁内まるごとネットワーク推進員(1名:市) 相談丸ごとネットワーク推進員(1名:社協)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
CSW や地域包括支援センターが身近な圏域で市民等から受けた相談が、多種多様で複合的な課題であった場合、民(社協)が多機関と連携をとり、支援方針等策定し、支援に取り組む。公的機関の支援が必要な事案については、公の庁内丸ごとネットワーク推進員につなぎ、公が主体者となり問題解決に取り組む。公が個別支援方針を策定し支援を実施。公での問題解決整理後は、主に民が主となって個別支援を実施していく。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	①月 1 回/CSW・市(庁内丸ごとネットワーク推進員)・社協(相談丸ごとネットワーク推進員) ②月 1 回/CSW・包括・社協 CW・必要により住民の方・社協(相談丸ごとネットワーク推進員)	(既存の会議の名称) ①CSW 連絡会 ②支え合い会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載	①月 2 回丸ごと連絡会議/CSW・社協・包括・市民福祉課・生活支援課(生活困窮部署)・介護保険課・学校教育課・SSW・地域就労支援センター ②月 1 回庁内連携推会議/市(8部16課)・社協	(既存の会議の名称) ①丸ごと連絡会 ②庁内連携推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
なし		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
オ その他		
平成 30 年7月から市の福祉部で総合相談窓口として、「くらし丸ごと相談室」を開設。		
⑧事業の成果目標		
①地域での相談件数やくらし丸ごと相談件数の実数 ②民が市民の問題や困りごと等解決し、引き続き地域での見守り等を実施している件数 ③公が民に引継ぎし、地域での見守り等を実施している件数		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

地域力強化推進事業
①「福祉を文化にプロジェクト」市民に向けての学習会(共生の地域づくり推進事業の啓発等) ・福祉校区長事務長会議(研修/平成 30 年 5 月) ・介護者家族の会(研修/平成 30 年4月) ・先進地事例(大阪府豊中市社協)の取組研修(平成 31 年 2 月)
②「子ども福祉委員」新たな担い手の育成。新たなコミュニティづくりのための次世代の育成 ・子ども福祉委員の拡充 H29 年度:1校(中学校)、/17名→H30 年度:3校(中学校)1校(小学校)/43名

③「子どもの居場所プロジェクト」地域ぐるみで子どもを支える支援(学習支援、食事支援等)

H29 年度:波太学(週3回)・はたこども食堂(月1回)/平均 35 名程度参加
子どもの居場所に関する情報交換会のネットワーク立ち上げ
ネットワーク参加団体 17 団体/情報交換会 3 月開催

H30 年度:子ども食堂2箇所(新規)

:子どもの居場所に関する情報交換会の実施/9 月開催
:子どもボランティアサミットの実施/12月開催
:引きこもり青年の職場体験の実施(社協)

④「多世代交流サロン」/既存のサロンカフェの利用者数の増加や対象者の拡大

(子育て世代、障がい者、引きこもりの人等の利用を考えたプログラムの導入)

H29 年度:共生型サロン「ライフケアきらきら」/月1回、月平均 14 名利用

共生型サロン「きらきら」/月1回 /月1回、月平均 10 名～11 名

H30 年度:共生型サロン「ライフケアきらきら」/月1回、月平均 14 名～15 名利用

共生型サロン「きらきら」/月1回、月平均 10 名～11 名

* 既存のサロンカフェ3箇所子どもや子育て世代の保護者が参加する企画を実施。

おぎきつまつり(新規実施) 地域住民30名、子ども120名

ほのほのカフェ 夏休みに高齢者と子どもの交流企画を実施 地域住民73名、子ども74名

桃の木カフェ カフェにキッズスペースを設置

平均 地域住民40名、乳幼児5～15組、障がい者事業所利用者10名

○市内全地区のサロンカフェの参加状況(1か所当りの平均参加人数)

H29 年度の参加者人数 21.6名(市内 31箇所)

H30 年度の参加者人数 23名見込(市内 34箇所)、ひきこもり者対象のひきこもりカフェの開催

⑤「地域福祉拠点づくり」

住民の地域福祉活動や相談活動の拠点づくり。身近な地域の拠点での相談の場づくり

H30 年度:サロンカフェ(6か所)で専門職によるほっこり相談の実施。

相談件数 122 件(4 月～12 月)

緑ヶ丘住民センターで居場所づくり拠点整備(10 月～月 2 回/モーニングカフェ)

光陽台住民センターで居場所づくり拠点整備(7 月～月 4 回/まちなかカフェ)

⑥「農福連携による地域活性化」

住民等による農業支援を通じた要支援者の生きがい支援、地域活性化の取り組みの推進。農業等を切り口にした障がい者や高齢者等の社会参加への支援。

H29 年度:おにぎりカフェ 鳥取(高齢者所有の遊休農地の活用/地域住民参加)

H30 年度:おにぎりカフェ 鳥取 参加者:70 名～80 名。(地域住民の他、子育て支援センターも参加) 舞地区にて遊休農地の活用相談あり。また、西鳥取漁業組合のカキ小屋の活用の見込みあり。

⑦「その他」

H30 年度:自主防災組織づくり支援・災害時要援護者支援

山中溪地区自主防災訓練(自治会・福祉委員会合同防災訓練の実施支援)

他地区への拡大支援、自治会と福祉委員会の防災福祉連携の構築支援など

多機関による包括的支援体制構築事業

・庁内連携推進会議(8 部 16 課/H30.5 月～)

・くらし丸ごと相談室の開設(福祉部/H30.7 月～) 相談実績(H30 年 12 月末:35 件)

相談室から見てきた主な本市の課題:各関係機関や住民等から情報提供を受けたひきこもり者やゴミ屋

問題に対する個人情報の問題。ひきこもり者に対する対する社会資源の創設。孤立死防止策の取組。

・相談丸ごとネットワーク推進員(社協/H30.4 月～)

相談実績(H30 年 12 月末:89 件)

支援依頼:市→社協(H30 年 12 月末:8 件)/市の支援終了ケース

毎週1回、生活困窮者支援調整会議に出席(市主催)

兵庫県 明石市

都道府県名	兵庫県	市区町村名	明石市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉局地域総合支援室地域総合支援担当	電話番号	078-918-5289
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	303,077(人)		世帯数	137,270(世帯)	
高齢化率	25.9(%)	生活保護受給率	1.76(%)	面積	49.42(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	73.23(%)	公立小学校数	28(校)	公立中学校数	13(校)
地域包括支援センター	委託:6 か所(社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>明石市は、東経 135 度の日本標準時子午線上にある。また、瀬戸内海に面しており、明石海峡をはさんで淡路島を眼前に臨むことができる。気候は温暖で、古くは万葉歌人柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれた風光明媚な地。さらに、阪神都市圏と播磨臨海地域、そして海を隔てて淡路・四国と結ぶ位置にあり、海陸交通のうえで重要な拠点となっている。市の東と北は神戸市と接し、西は加古川市、稲美町、播磨町と接している。現在、市の面積は 49.42 km²、周囲は 60.4km。最長距離は、東西 15.6km(海岸線は 15.9km)、南北で 9.4km あり、東西に細長いまちを形成している。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>高齢になったり、病気や機能面で障害があったり、失業して経済的に苦しいなど、何らかの生活のしづらさがあつたとしても、本人が病気や障害とうまくつきあいながらも、地域の支援を活かして社会に参加し、本人らしい生活を実現することを目指す。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>○住民が困りごとを持ち続けず、安心して生活ができるよう、「まず相談できる場所がある」ことを実感していただく。 ○住民の困りごとの相談だけでなく、地域の困りごとを相談できる体制づくりを行い、地域住民の互助力強化につなげていく。 ○日頃から住民が感じている地域課題が共有でき、またセンターの関わりにより新たな地域課題に気づいていただけるような関係性を構築していく。</p>

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	明石市(明石市社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	<p>○事業実施の必要性／世帯の複合課題など一の専門相談機関では支援できないなどの事例が増大し、「高齢者」「障害者」など今までの福祉的な対象の設定では問題がとらえきれない、一人ひとりの生活のしづらさに対応する支援が求められていることから、事業実施の必要性がある。</p> <p>○地域総合支援センターの概要／総合福祉センターを拠点とし、社会福祉協議会による一体的な組織体制のもとで地域総合支援センターを運営する。保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による高齢者や障害者、子ども等の総合的・包括的な相談支援、地域の支え合い体制の構築等、地域福祉の充実を目指した地域づくりを一体的に推進する。設置箇所数については、業務の効率性やセンター間における業務の平準化等の観点から、市内6か所に設置する。</p> <p>○市内6か所の地域総合支援センターに配置する総合相談支援員(相談支援包括化推進員)を中心として事業を実施する。</p> <p>○地域総合支援センター運営事業の概要／</p> <p>(1) 高齢者や障害者、子ども等に関する分野横断的な相談対応 高齢者のみならず、障害者、子どもを含む、様々な生活のしづらさを抱えた支援を必要とする人やその家族に対して、分野横断的な相談対応を行えるよう、庁内の連携体制はもとより、地域住民を主体とする支え合い体制の構築や、関係機関との連携を図りながら、本人やその家族を中心とする総合的な相談・支援調整を行う。</p> <p>(2) 地域の支え合い体制の構築 日常的な地域の中での「気づき」が、支援を必要とする人やその家族の早期発見につながるため、地域支援の担い手となる住民の結集と支え合い活動を含む幅広い社会資源等とのネットワークづくりに向けた地域住民主体の多様な支え合い体制を構築する。</p> <p>(3) 介護保険法に規定する各種事業 要支援認定者等に対する介護予防ケアマネジメントの実施や、高齢者の通いの場づくり等を行う介護予防事業の実施、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の取組、在宅介護支援センターで実施している事業等を行う。</p> <p>○平成30年度当初の地域総合支援センターの職員体制・職員数／ 原則、次に掲げる職種で常勤専従職員84名を配置する。 (1) 保健師又は看護師(8名)、(2) 社会福祉士(9名)、(3) 主任介護支援専門員(8名)、(4) 生活支援コーディネーター(13名)、(5) 総合相談支援員(6名)、(6) 介護支援専門員(28名) ※地域総合支援センターの総合調整や後方支援等を行う12名の職員を含む。</p>	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	6人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	地域包括支援センター等	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域総合支援センター(地域包括支援センター)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、相談者等が抱える課題の把握や、行動計画の作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言、その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施を行う。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>○会議の開催回数／概ね月1回</p> <p>○参加者／地域総合支援センター、基幹相談支援センター、後見支援センター、明石市(市民相談室、男女共同参画課、更生支援担当、生活福祉課、障害福祉課、発達支援課、高年福祉担当、子育て支援課、児童福祉課、こども健康課、健康推進課、学校教育課、児童生徒支援課、青少年教育課)</p> <p>○会議の内容／相談者等が抱える課題の把握や、行動計画の作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援の実施状況の把握・支援内容等に関する指導・助言、その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施に関することなどを検討する。</p>	(既存の会議の名称)	

(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 同上	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>地域社会への貢献を目指す社会福祉法人等のネットワークとして、会員相互の情報交換を通じて、明石地域の地域福祉の推進を図ることを目的とする「明石市社会福祉法人連絡協議会」(事務局:明石市社会福祉協議会)設立している。市内29法人が年額3,000円を出し合い、施設設備・備品等の活用や、福祉に関する出前講座の開催、講師派遣等についての検討を行っている。今後、この社会福祉法人の地域貢献の取組と連携した取組を展開する。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>地域総合支援センター(第1層生活支援コーディネーター)が事務局となる生活支援部会において、地域課題のうち運営会議において協議すべきと判断された地域課題について、課題ごとの中核的なメンバーが集まり、課題解決のための調査研究や施策提案等を行う。</p>	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
世帯の複合課題事例の検討/200世帯/年	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
<p>○概ね中学校区域を圏域とする地域拠点である「地域支え合いの家」を設置し、介護や生活上の悩みなどの相談を受ける窓口となるとともに、子どもから高齢者まで誰でも利用できる居場所づくりなどを行う。また、このような活動を通して、地域の課題を把握し、課題の解決に向けた住民主体のサービスや支援を創出する仕組みづくりを行う。</p> <p>○モデル地域(3中学校区)を選定し、地域ボランティア団体に地域支え合いの家設置・運営事業を委託し地域づくりに役立つ取組かどうかについて検証を進める。</p>	

4. 成果目標の達成状況

<p>○月1回、相談支援包括化推進会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例に関わる機関・団体が参加し、事例概要の把握と、質問の受付(可視化)、アセスメント(問題点の抽出)、ストレンクス探し・アイデア探し、合意形成(支援計画)一を行う。 ・現在までの参加機関:地域総合支援センター、基幹相談支援センター、後見支援センター、社会福祉協議会、明石市(更生支援担当、生活福祉課、障害福祉課、高年福祉担当、子育て支援課、児童生徒支援課、発達支援課、保健所、保護観察官、保護司、相談支援専門員、大学准教授) ○本事業の対象として支援している件数は341(H31.1.1現在) ○市民により身近な相談窓口として地域総合センターにおいてサテライト相談を実施するなど、アウトリーチ機能の強化を図っている。 ○各種相談支援の機能を高め、支援の漏れがないようにするためのマネジメント力の構築には至っていない。
--

兵庫県 芦屋市

都道府県名	兵庫県	市区町村名	芦屋市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部地域福祉課	電話番号	0797-38-2040
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	96,021(人)	世帯数	44,711(世帯)
高齢化率	28.55(%)	生活保護受給率	0.72(%)
面積	18.47(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	66.47(%)	公立小学校数	8(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	委託:4か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>芦屋市は、北は緑豊かな六甲の山々が連なり、南は、大阪湾を臨む自然環境や温暖な気候に恵まれた有数の住宅都市として、全国にその名を知られています。これは、芦屋市が古くから住宅地・別荘地として発展してきた歴史があり、また昭和26年には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が施行され、芦屋市自らも、「国際性・文化性あふれる住宅都市の建設」を目標として、まちづくりを進めています。</p> <p>★芦屋市公式ホームページ http://www.city.ashiya.lg.jp</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民主体の「地域発信型ネットワーク(※)」と専門職の連携による支援のネットワークの融合を図り、「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本市において、既に多様なニーズを受け止めるワンストップ機能として「総合相談窓口」に、「生活困窮者自立相談支援」の機能を加え、様々な機関と連携した支援を進めてきているが、専門職による支援が必要な多問題複合支援ニーズを抱えた世帯等を丸ごと受け止める地域づくり(住民が主体となり「丸ごと」を受け止められるような体制整備)が不十分な状況であるため、これらの課題解決に向けて、「地域力強化推進事業」を実施するとともに、住民主体の「地域発信型ネットワーク」と専門職の連携によることも、高齢者、障がいのある人等の支援のネットワークを効果的に連携させ、全世代の生活課題について包括的に受け止め、解決に導くことができるような包括的支援ネットワークの構築を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	芦屋市(一部社会福祉協議会他)																			
②事業名	地域力強化推進事業																			
③事業実施の必要性	<p>本市では、平成 12 年度から取り組んできた「芦屋市地域発信型ネットワーク(地域の課題を地域で解決する仕組)」において、様々な地域(主に小学校区単位)で、住民主体の見守り活動や居場所づくり等を進めるとともに、平成 27 年度には、従来から設置していた「福祉の総合相談窓口」に「生活困窮者自立相談支援」の機能を加え、様々な機関と連携し、いわゆる制度の狭間支援等を進めてきた。しかし、専門職の支援が必要な生活困窮者等(制度の狭間支援を含む)が住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制は、十分に整備されているとは言えず、平成 29 年度には、本事業の補助金を活用し、市民、専門職、行政が協働して、わが町を再発見する取組として、「地域白書」を作成するとともに、地域活動に取り組む企業・団体等とつながり、「健康増進」、「高齢者の社会参加」、「全世代交流」を進め、団体同士が連携し、新たな取組が生まれるなど、様々なアイデアの実現に取り組んだ。平成 30 年度は、「地域白書」を活用して、複合的な課題を抱えた住民を支える体制整備を進めるとともに多様な主体との連携を強化し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを目指す。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>全市</td> <td></td> <td>96,021</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>地域活動に取り組む市民・企業・団体等</td> <td>市民と市民、市民と団体等、団体等と団体等をつなぎ新たな取組の支援を行う</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>福祉センター、まごのて、高浜町 1 番社会福祉複合施設内</td> <td>市、社会福祉協議会、(社福)山の子会</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>地域発信型ネットワークに参画する市民</td> <td>多様な主体と連携した地域活動の取組事例</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	全市		96,021	(支援する対象)	(支援の内容)	地域活動に取り組む市民・企業・団体等	市民と市民、市民と団体等、団体等と団体等をつなぎ新たな取組の支援を行う	(拠点の場所)	(運営主体)	福祉センター、まごのて、高浜町 1 番社会福祉複合施設内	市、社会福祉協議会、(社福)山の子会	(研修の対象)	(研修の内容)	地域発信型ネットワークに参画する市民	多様な主体と連携した地域活動の取組事例
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
全市		96,021																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
地域活動に取り組む市民・企業・団体等	市民と市民、市民と団体等、団体等と団体等をつなぎ新たな取組の支援を行う																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
福祉センター、まごのて、高浜町 1 番社会福祉複合施設内	市、社会福祉協議会、(社福)山の子会																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
地域発信型ネットワークに参画する市民	多様な主体と連携した地域活動の取組事例																			
	<p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>芦屋市行政改革におけるプロジェクト・チームの活動を活用し、多様な主体(企業・団体・社会福祉法人等)との連携を進める。なお、その取組においては兵庫県地方創生補助金等の活用を検討している。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>「地域白書」を活用した地域発信型ネットワークの取組については、受託機関である社会福祉協議会と行政、生活支援コーディネーターが連携を図りながら取り組んでいく。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>多様な主体同士が連携した新たな取組事例(H29:5 例→H30:8 例)</p>																			
	<p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>全市</td> <td></td> <td>96,021</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>芦屋市保健福祉センター内 総合相談窓口(生活困窮者自立相談支援の窓口)</td> <td>主任相談支援員</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 広報あしや、啓発リーフレット、啓発グッズにより、周知</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法)</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	全市		96,021	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	芦屋市保健福祉センター内 総合相談窓口(生活困窮者自立相談支援の窓口)	主任相談支援員								
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
全市		96,021																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
芦屋市保健福祉センター内 総合相談窓口(生活困窮者自立相談支援の窓口)	主任相談支援員																			

地域発信型ネットワークに参画する市民を対象に、本事業の取組について周知することにより、対象者の把握を行う。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域活動に取り組む市民・団体等が多様な主体と連携を進められるようバックアップする。	(バックアップする人) 生活支援コーディネーター、CSW
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援体制整備事業	
事業の成果目標	
①全世代を受け止め多機能な取組を進める居場所を各小学校区に1か所(市内10か所程度)整備 ②住民主体の地域活動を進める拠点を各中学校区に1か所(市内3か所)整備	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
<p>「福祉の総合相談窓口」では、福祉に関する様々な相談をワンストップで受け止めており、相談内容によっては、対応する制度や相談支援機関等がないケースがある。そこで、そのような制度の狭間にあるケースについて、総合相談窓口を設置している保健福祉センター内にある相談支援機関等(12機関)が参加する「総合相談連絡会」において、共有・協議を行うことで、地域住民が抱える福祉ニーズの把握や、各相談支援機関の具体的な連携方法及び、地域に不足する社会資源の創出に関する検討を行う。さらに、総合相談連絡会で協議した内容を、地域発信型ネットワークの取組等と連動させることで、地域共生社会の実現に向け取組を進める。</p>	

4. 成果目標の達成状況

<p>①多様な主体同士が連携した新たな取組事例(目標8例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こえる場！」で提案された取組 5件 ・情報発信に関する連携 2件(世代をこえた人生を豊かにする学び、潮芦屋ふれあい秋まつり) ・朝日ヶ丘コムスク×芦屋大学 1件(地域のコムスクの教室のコーチを依頼) <p>②全世代を受け止め、多機能な取組を進める居場所を各小学校区に1か所整備(目標10か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・通いの場づくり事業補助金 活用件数 7件 ・介護予防・通いの場づくり事業補助金 活用にかかる相談中の件数 2件 <p>③住民主体の地域活動を進める拠点を各中学校区に1か所整備(目標3か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センター ・高浜町ライフサポートステーション を整備

兵庫県 宝塚市

都道府県名	兵庫県		市区町村名	宝塚市		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業	

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域福祉課	電話番号	0797-77-0653
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	234,209(人)		世帯数	104,181(世帯)		
高齢化率 (%)	27.3	生活保護受給率	1.20(%)	面積	101.89(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	58.8(%)	公立小学校数	24(校)	公立中学校数	12(校)	
地域包括支援センター	委託7か所					
生活困窮者自立相談支援事業	委託1か所					

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

宝塚市は兵庫県南東部に位置し、市域は南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と、豊かな自然に囲まれた北部田園地域から成っています。市街地から大阪や神戸へいずれも電車で 30 分ほど。「歌劇と温泉のまち」として知られているほか、安産祈願の中山寺など神社仏閣や、山本の植木産業などの観光資源が有名です。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市では小学校区を中心に地域の福祉課題を共有する場が形作られつつあるが、この度、地域ごとのまちづくり計画に取り組む中で、その福祉部分にこれまで各校区で議論されてきた認知症、障がいのある方の社会参加、要介護者支援、子どもの居場所づくりなどのテーマを盛り込んでいく必要がある。また、それらの福祉課題を考える場に事業所の参加を促進するなどして、幅広い主体が、組織を超えて地域の中で福祉を考えて、意識する地域づくりのため。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	上記のように、既に福祉活動に取り組んでいる方々だけでなく、まちづくりに関わる多様な主体が福祉課題を意識し、課題解決に向けてつながること。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	宝塚市 (宝塚市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施 の必要性	地域福祉計画に基づき、身近なエリア、小学校区、ブロック(行政区)、市内全域の4層構造による話し合いの場を設置し、早期発見・早期対応の仕組みを推進してきた。それらの話し合いにて把握した課題は多様であり、それらに対応していくには今後、多様な協力体制が必要とされている。住民主体の福祉課題の解決に向けた体制づくりをすすめるためには、課題の見えやすい小学校区が適切な範囲である。今後、小学校区ごとの中長期の活動計画として「まちづくり計画」を策定の支援を行ない、多様な人達が協働できる地域福祉力の強化を進めていく必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	同左	234,349人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
小学校区に組織された「まちづくり協議会」に参画する住民及び関係者など	まちづくり計画の策定支援として、既存の協議体へ参画を進めるため、様々な課題を抱える当事者や福祉関係機関のほか、商店などの民間企業の参加できる話し合いの場を設ける。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
市内全域住民	①小学校区単位の地域福祉活動の報告会と意見交換会 ②住民コーディネーターの養成研修会	
(エ)その他		
①地域活動拠点の利用状況の調査		
②福祉施設など既存の施設へ地域活動拠点としての活用に関する意向調査		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会の福祉コミュニティ支援事業の活用、エイジフレンドリーシティ推進事業(仮)		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター、地区担当ワーカーへ調査活動、啓発活動については協力を依頼する		
事業の成果目標		
■(ア)は、20のまちづくり協議会が取り組むことを目標		
■(ウ)の、①、②はそれぞれ1回開催。①50名参加、②については20名参加を目標		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	同左	234,349人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
各種相談機関・民間福祉事業所	専門職	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地域見守り隊(民間事業所)と見守り活動を行う住民との事例報告と情報交換会		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
各小学校において、民間事業所と住民の定期的な情報共有の場を整備します。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
専門職向けの地域住民との協働を進める研修会	専門職	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター、地区担当ワーカーへ調査活動、啓発活動については協力を依頼する		
事業の成果目標		
■(イ)、(エ)はそれぞれ1回開催。いずれも50名参加を目標		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

市域レベルでの総合調整機能については実施に向けて検討を進めるが、障がい・高齢分野の圏域の不整合が課題となっているため、この問題の解決に資する事業を地区ブロックエリア等における支援員の配置についても検討する。

4. 成果目標の達成状況

いずれも達成見込みだが、20のまちづくり協議会において福祉課題をとりあげる程度については差がある。

兵庫県 加東市

都道府県名	兵庫県	市区町村名	加東市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部高齢介護課 地域包括支援センター	電話番号	0795-43-0431
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	40,187(人)		世帯数	16,617(世帯)	
高齢化率	26.1(%)	生活保護受給率	3.04(%)	面積	157.55(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	9(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営:1か所 (ランチ2ヶ所)				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>加東市は、兵庫県中央部やや南よりに位置し、神戸・大阪へのアクセスがよく、豊かな自然環境に包まれた土地で、最高峰の酒米「山田錦」の一大産地であり、繊維工業、釣針、鯉のぼり製造などの地場産業が盛んです。加東の三大民族舞踊である上鴨川住吉神社の神事舞は国指定重要無形民族文化財に、国宝朝光寺の鬼追踊と秋津住吉神社の百石踊は県指定重要無形民族文化財に指定されています。また、西国25番札所である清水寺、運動施設・野外ステージ等の設備が整い自然あるれる兵庫県立播磨中央公園、おもちゃのテーマパーク東条湖おもちゃ王国があります。</p> <p>住みよさランキングでは、5年連続県内第2位、快適度は県内1位という評価を得ています。</p> <p>まちの将来像「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東～みんなが主役！絆で結ばれた笑顔あふれる しあわせ実感都市～」の実現に向けて取り組んでいます。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、助け合い・支え合いの地域づくりを推進していくことを目的に、以下の5つの目標を設定し取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 助け合い安心して暮らせる地域づくり 2 地域でつながるあたたかい居場所づくり 3 社会参加を実現する仕組みづくり 4 みんなが暮らしやすい環境づくり 5 ふだんから支え合えるネットワークづくり
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>心身機能に多少の低下があっても参加できる「活動」の場や“お互いさまの助け合い”は、心身が衰えても、慣れ親しんだ友人・知人関係の中で生活できる地域づくりにつながることから、誰もが分け隔てなく参加できる居場所や互いに助け合える仕組みを地域の中で創設する。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	加東市	
②事業名	福祉総合相談窓口	
③事業実施の必要性	現在「障害」「高齢」「児童」と各相談窓口で対応している。各相談窓口で支援しているが、横断的な支援に至っていない。市内の広い土地に住宅が点々としており、生活困窮の状態に気づきにくく、孤立し、問題が深刻化してから相談に来る方が多いと感じている。そのため問題解決に横断的な関わりが必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	3圏域(中学校区)	約4万人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
民生委員、NPO、ボランティア団体等	活動の相談や協力	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
高齢介護課地域包括支援係	加東市	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
民生委員、NPO、ボランティア団体、介護支援員等	各地域にて地域課題についてのワークショップ等	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会 社会福祉法人など		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターと協力し、ワークショップ等を開催		
事業の成果目標		
地域の活動の場の創出 15か所 研修会参加者数 100名		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	3圏域(中学校区)	約4万人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
高齢介護課地域包括支援センター、社会福祉協議会 (滝野ランチ・東条ランチ)	健康福祉部の専門職員 社会福祉士 社会福祉協議会職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
CATV や広報誌による啓発		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
民生児童委員との合同研修や福祉票などを活用して情報交換を行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
地域包括支援センターが中心となり、関係機関を集め、問題解決を図る。	福祉部の専門職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備推進事業		
事業の成果目標		
相談件数(実件数・延べ件数)、他課(機関)との連携件数、検討会議数、最終件数		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
生活支援コーディネーターと協同し、地域の実情を把握し、地域課題の解決に向け、関係機関との連携体制を構築する。		

4. 成果目標の達成状況

従来「障害」「高齢」「児童」等のそれぞれで相談を受けていたが、福祉総合相談窓口を開設したことで、単独課の対応から、他の関係部署・部門など多方面からの協力を得ることや支援の継続につながり、問題解決につながった。

独居・高齢夫婦の世帯や認知症、困窮などに加えて虐待のハイリスクのケースも散見しており、介入の困難さがあつたため、連携2次チームにつないだ後も、支援を継続するために総括する必要がある。

良かった事例として、独居高齢者が諸事情により、転居を余儀なくされたものの、他機関と連携で継続して地域の方との交流ができるように、家族や地域住民を巻き込み転居先を探し、今も地域で生活することができている。

兵庫県 たつの市

都道府県名	兵庫県	市区町村名	たつの市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域包括支援課	電話番号	0791-64-3270
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	77,177(人)	世帯数	30,451(世帯)
高齢化率	29.4(%)	生活保護受給率	0.47(%)
面積	210.87(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	91.53(%)	公立小学校数	17(校)
		公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所、在宅介護支援センター:5 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> ・地域性: 兵庫県の西南部の西播磨地域に位置し、南北に長く、移動に車がないと不便であるが、コミュニティーバスや市民乗合タクシーなどを運用している。また自治会組織率約90%、民生委員・児童委員の欠員もなく、地域のつながりも比較的ある地域である。 ・地場産業: 手延素麺、醤油醸造、皮革、かばん産業 ・観光: 播磨の小京都と言われる龍野城と脇坂藩の城下町に連なる古い町並み、江戸時代に海の宿場として栄えた室津港 など
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する相談のワンストップ受付 ・介護保険、障害者等施策との連動と協働
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ受付体制の充実を通し、福祉施策が必要な市民へ適切に支援が行き届き、自立支援ができる体制づくり。 ・様々な相談支援を行っている中、他機関との連携の拡大、深化を進め不足する資源の発見及び必要な資源の開発を分野問わず包括的に行っていく。また必要な資源開発を行政だけが行うのではなく、協議体等市民自らが課題に取り組む体制を構築していきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	たつの市																			
②事業名	地域共生社会推進事業																			
③事業実施の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援課内にふくし総合相談窓口を設置 ・保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員、主任介護支援専門員などの資格を持った職員を6名配置 ・複合的な課題をもった市民へ適切に対応していくため関係部署と情報共有を行い連携して支援を行う必要がある。 																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>たつの市内全域</td> <td>中学校区ごと</td> <td></td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>第1層及び第2層生活支援コーディネーター</td> <td>高齢者だけでなく、全世代、全対象型の地域づくりに関する助言。</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>協議会及びその他の会議体において拠点の整備に関する協議を行う。</td> <td>未定</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>市民、企業、社会福祉法人等</td> <td>地域共生社会推進に関する研修会</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	たつの市内全域	中学校区ごと		(支援する対象)	(支援の内容)	第1層及び第2層生活支援コーディネーター	高齢者だけでなく、全世代、全対象型の地域づくりに関する助言。	(拠点の場所)	(運営主体)	協議会及びその他の会議体において拠点の整備に関する協議を行う。	未定	(研修の対象)	(研修の内容)	市民、企業、社会福祉法人等	地域共生社会推進に関する研修会
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
たつの市内全域	中学校区ごと																			
(支援する対象)	(支援の内容)																			
第1層及び第2層生活支援コーディネーター	高齢者だけでなく、全世代、全対象型の地域づくりに関する助言。																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
協議会及びその他の会議体において拠点の整備に関する協議を行う。	未定																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
市民、企業、社会福祉法人等	地域共生社会推進に関する研修会																			
	<p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>地域の課題解決の財源確保のため、クラウドファンディング、企業や商店との協働、ソーシャルインパクトボンド等さまざまな方策を検討する。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、社会福祉協議会小地域福祉活動、地方創生など。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>地域共生社会推進シンポジウム参加者 100名</p>																			
	<p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>たつの市内全域</td> <td>中学校区</td> <td></td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>地域住民の相談を包括的に受け止める場の検討を行う。</td> <td>未定</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 上記の検討の場において合わせて検討</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法) 地域ケア会議や相談支援包括化推進会議等により支援が必要な市民を相談につなげる仕組みを検討する。</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <table border="1"> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td>(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>多機関協働による包括的支援体制構築事業によるバックアップを行う。</td> <td>相談支援包括化推進員</td> </tr> </table> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人等</p> <p>事業の成果目標</p> <p>地域住民の相談を包括的に受け止める場の決定及び設置。</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	たつの市内全域	中学校区		(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	地域住民の相談を包括的に受け止める場の検討を行う。	未定	(バックアップの内容)	(バックアップする人)	多機関協働による包括的支援体制構築事業によるバックアップを行う。	相談支援包括化推進員				
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
たつの市内全域	中学校区																			
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
地域住民の相談を包括的に受け止める場の検討を行う。	未定																			
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																			
多機関協働による包括的支援体制構築事業によるバックアップを行う。	相談支援包括化推進員																			
ウ その他																				
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画																				

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	たつの市	
②事業名	ふくし総合相談窓口	
③事業実施の必要性、体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援課内にふくし総合相談窓口を設置 ・保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員、主任介護支援専門員などの資格を持った職員を6名配置 ・複合的な課題をもった市民へ適切に対応していくため関係部署と情報共有を行い連携して支援を行う必要がある。 	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、介護支援専門員、認知症地域支援推進員、訪問看護ステーション管理者 ・社会福祉士、地域包括支援センター職員 	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	ふくし総合相談窓口	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ふくし総合相談窓口を平成 29 年度に設置し、約 3,000 件の相談を受け包括的な支援体制構築に向け庁内・外の関係機関とネットワークの構築を行った。更なる重層的なネットワークの構築を行う。 ・課題抽出に向け、実績からの自己分析及び評価支援を作成し、抽出した課題を相談支援包括化推進会議にて多機関で共有、検討していく。 		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 司法書士、介護支援専門員、相談支援専門員、民生委員等関係者 年 10 回程度	(既存の会議の名称) 個別ケア会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・介護支援専門員、相談支援専門員、自立支援相談員など福祉分野関係者 ・龍野公共職業安定所、西播磨障害者就業・生活支援センター、ひめじ若者サポートステーションなど雇用分野関係者 ・司法書士、法テラスなど司法分野関係者 ・保健所、医療ソーシャルワーカーなど医療分野関係者 などを参集。 ・年 3 回開催	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
昨年度より連携を深めた多機関より、いわゆるフードバンクのような食材確保のルートの開拓を検討する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
昨年課題として抽出した生活困窮世帯への支援の一環で上記のフードバンクの取り組みを検討する。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<p>約 3,000 件の相談内容を自己分析し、評価視点を立て事業の評価を行う。その過程で明らかになった課題を相談支援包括化推進会議等で検討し、解決を模索する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議を年 3 回開催。 ・連携シート等庁内・外の連携をスムーズに行えるようなツールを作成。 		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

<地域力強化推進事業>

◎地域共生社会推進事業

- ・ 地域共生社会の理念を市民に広く普及啓発し、その実現に向けた機運を高めるための体験型福祉イベント「おもんぱかるフェス」開催に向けた準備
- ・ たつの市において、地方創生の取り組みや地域共生社会実現の取り組みを実践している市民と市職員で実行委員会を立ち上げ、準備
- ・ 「おもんぱかるフェス」開催(12月15日)。223名参加

<多機関の協働による包括的支援体制構築事業>

◎相談支援包括化推進会議の開催(5月と8月の3月の3回開催)

- ・ 「生活困窮」、「ひきこもり」等の複合課題が混在する事例を通して必要な支援・制度について検討
- ・ 「生活困窮者」「ひきこもり」に対する制度等をまとめた情報をHPに掲載した。

奈良県 奈良市

都道府県名	奈良県	市区町村名	奈良市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部 福祉政策課	電話番号	0742-34-5196
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	357,171(人)	世帯数	162,119(世帯)
高齢化率	30.3(%)	生活保護受給率	2.0(%)
面積	276.8(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	72.91(%)	公立小学校数	43(校)
		公立中学校数	21(校)
地域包括支援センター	委託:13か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>高齢化の進展を背景に要支援・要介護者数は年々増加し、本市の認定者数、同じく介護サービス受給者数も増加している。居宅サービスの受給率は、全国平均を上回っている。また、2015年の国勢調査では、単身高齢者世帯が全国平均を上回り、2025年問題も控えており、社会保障費の大幅な増加が見込まれている</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>複数の課題を抱えた人や、高齢化による専門職の人材不足などに対応するため、将来を見据えた新たな人材の確保と地域での活動者、地域の地縁組織、民間事業者等との積極的な連携に努め、地域内で支えあう体制整備の後方支援を行い、人口減少社会への対応を行う。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>人口減少や働き方改革など大きな社会的課題に対応し、どのようにしてサステナビリティタウンを構築するかが大きな命題である。そのため、現在の社会保障制度に併せて、地域住民と地域の地縁団体、民間企業等が連携し、これまでの行政主体の「まち」づくりから地域主体の支え合いのまちづくりへと、変化を目指していく。</p>

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	奈良市(委託先:奈良市社会福祉協議会)	
②事業名	包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	複合的な課題や新たな福祉課題等に対応するため、課題解決に向け取り組んでいる民生委員・児童委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会などの活動において、より専門的な立場から地域での活動者を支援し、総合的・包括的に地域からの相談に応じる体制を構築する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	資格:社会福祉士を基本とし、主任介護支援専門員、介護支援専門員、精神保健福祉士等の有資格者 経歴:地域包括支援センターのセンター長、障害者施設職員等の福祉現場の経験者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	種類:権利擁護支援を基盤とする包括的体制整備事業 名称:奈良市権利擁護センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
権利擁護センターに相談支援包括化推進員を配置し、その運営については、奈良県と連携を図り、民生委員・児童委員、奈良市内の13か所の地域包括支援センター、奈良弁護士会、奈良県社会福祉士会、成年後見センター・リーガルサポート奈良支部、さらに関係機関(奈良市消費生活センター、地元の金融機関、警察)からの協力体制を構築していく。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数:事案・要望があれば随時開催 参加者:奈良弁護士会、奈良県司法書士会、奈良県社会福祉士会、奈良市医師会、障害・高齢者関係支援者、地域包括支援センター、市社協、奈良市	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数:年2回 参加者:奈良弁護士会、奈良県司法書士会、奈良県社会福祉士会、奈良市医師会、障害・高齢者当事者団体、市社協、奈良市	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
・奈良市社会福祉協議会とも調整を図り、社会福祉法人による地域貢献メニューでの活用について協議していく。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
・本年度配置する生活支援コーディネーターを活用し、地域での担い手を養成するなかで成年後見制度を地域で支えるノウハウについても研修を行い、人材育成を図っていく。 ・地域の社会福祉法人、NPO法人とも連携を図り、地域内で課題解決を図ることができるように支援を継続して実施していく。		
オ その他		
・本市においては、全国平均より単身高齢者世帯が多いことから、支援が必要になった場合や、死亡した場合など対処療法では対応に限界があることから、対処から予防を主眼におき、事業運営の取り組みを進めていく。		
⑧事業の成果目標		
制度と制度の狭間にあって支援の手が届かない人や高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯など複数の課題を抱えた人や、少子高齢化による専門職の人材不足などに対応するため、将来を見据えた新たな人材の確保と地域での活動者、地域の地縁組織、民間事業者等との積極的な連携に努め、地域内で支えあう体制整備の後方支援を行い、人口減少社会への対応を行う。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
・地域福祉活動組織の強化体制について検討を図る。 ・地域での相談体制や地域住民同士での支えあいの後方支援体制として、既存の地域包括支援センターの機能強化を図る仕組みづくりに取りかかる。 ・そのなかで、民生委員・児童委員や地区社会協議会などの会合場所や地域住民の交流の場として、既存施設の活用を視野に入れつつ、拠点について検討を図っていく。		

4. 成果目標の達成状況

福祉に関する総合的な相談窓口として権利擁護センターを設置し同センターを中核に相談支援包括化推進員を配置し相談に応じ解決に向け支援している。(相談件数・・・315件)

また、包括的な相談支援ネットワークの構築を進めている。具体的には、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、福祉施設職員、行政職員、社協職員等が月に1度勉強会を開催し、事例提供、情報共有、弁護士等専門職相談などを実施した。

支援者のネットワークづくりとして支援推進会議を2回開催し、奈良市民生児童委員協議会連合会、奈良市医師会、奈良弁護士会、奈良県司法書士会、奈良県社会福祉士会、奈良市社会福祉協議会からの代表に参画いただき、多機関連携によるプラットフォームづくりについて検討をした。

生活支援コーディネーターの機能と役割について知っていただくとともに、社会的孤立を防ぐ地域づくりへの第一歩をともに歩む意識ときっかけづくりの場とすることを目的として、「地域の支え合いフォーラム」を開催した。

権利擁護を支援するため市民や地域での活動者を対象にした成年後見制度に関するセミナーを開催した。

地域支援担当者との情報共有や支援の役割分担等を協議する生活支援調整会議を実施した。

課題解決型の相談支援ネットワークの充実に努めるため、多くの支援者等に参画していただき「権利擁護支援従事者研修」を開催した。

今後、テーマ型住民参加意見交換会(福祉でまちづくり作戦会議)を開催し、互いの情報交換やアドバイス等により地域福祉の推進に努める。

奈良県 桜井市

都道府県名	奈良県	市区町村名	桜井市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保険部 社会福祉課	電話番号	0744-42-9111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報 (H30.12.31 現在)

人口	57,357(人)	世帯数	24,673(世帯)
高齢化率	30.6(%)	生活保護受給率	1.90(%)
面積	98.92(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	85.3(%)	公立小学校数	11(校)
		公立中学校数	4(校)
地域包括支援センター	委託: 4か所(社会福祉法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>奈良盆地の中央東南部に位置し、県庁所在地の奈良市までは 20km 圏内、大阪市へは 40km 圏内にあり、市域全面積の約 60%が山間部である。地場産業としては木材、素麺、皮革製品などがあり、また古墳、古社寺、万葉歌碑などをはじめとする数多くの自然・歴史・文化資源に恵まれていることから、観光の地として知られている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	「いざというとき」の相談窓口をはじめ、検討会やコーディネーター等が複数存在する中で、その役割や機能を整理し、システム化を目指していく。また、福祉分野のみにとらわれない多様な相談支援機関のライブラリーを構築する事で地域の特性や個人的情報を反映した実務的なネットワークの構築に必要な基礎とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業の成果としては、相談窓口のための基礎資料であり、地域の相談者には間接的な影響しか生じないが、地域共生社会の概念を相談支援機関に理解してもらうことで、今後の連携強化の基礎づくりとしていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	桜井市(業務の一部を 株式会社 やまと に委託)	
②事業名	桜井市における地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	「いざというとき」の相談窓口等が多数存在する中、その役割や機能を整理し、システムとして再構築することで、住民に身近な圏域において様々な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備していく。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
桜井市全域	中学校区	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
民生児童委員	生涯学習の場や PTA 等への周知活動の支援 【市実施・市社協共催】	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地域福祉相談所【4校区中1校区を委託】	桜井市	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
旧小学校区を基本とした地区社会福祉協議会を通じて社会資源の開発・協働や共同募金の活用等を検討		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
各中学校区に配置する相談支援包括化推進員が生活支援コーディネーターを兼務		
事業の成果目標		
交流会や学習会の開催		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
桜井市全域	中学校区	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地域福祉相談所【4校区中1校区を委託】	桜井市地域福祉相談員(相談支援包括化推進員・生活支援コーディネーター兼務)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
民生児童委員の全体研修会や地区社会福祉協議会・地域福祉委員への周知のほか、広報チラシの作成等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
桜井市相談支援包括化推進会議の担当者部会である各中学校区相談支援包括化ネットワーク部会を通じて地域の関係者等と連携、情報共有を図る事で把握【4校区中1校区を委託】		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
自立相談支援機関の支援調整会議や桜井市相談支援包括化推進会議と連携し、バックアップ体制を構築	主任相談支援員等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
各中学校区に配置する相談支援包括化推進員が生活支援コーディネーターを兼務		
事業の成果目標		
相談受付件数		
ウ その他		
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

奈良県 王寺町

都道府県名	奈良県	市区町村名	王寺町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	王寺町住民福祉部福祉介護課福祉係	電話番号	0745-73-2001
参考 URL	http://www.town.oji.nara.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

人口	24,215(人)	世帯数	10,401(世帯)
高齢化率	28.0(%)	生活保護受給率	0.93(%)
面積	7.01(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	94.37(%)	公立小学校数	3(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	なし		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>王寺駅は奈良県有数の交通の要所であり、大阪のベッドタウンとなっているため、面積は狭いが人口密度は奈良県屈指である。特段の地域産業が無いこともあり、町内の達磨寺や明神山、マスコットの雪丸を活用した観光事業に近年力を注いでいる。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組み目的・狙い</p>	<p>コンパクトな町なので、地域住民のつながりは都市部と比較すれば残っており、行政も縦割りの弊害は少なく、課題があれば連携して解決するという土壌はある。ただ、行政や事業所に相談して解決してもらおうという方法が定着しているからか、地域福祉についての取組は進んでおらず、直近の町総合計画に関するアンケートでも地域福祉の優先度、重要性は低かった。また、住民活動についても活発だが、行政が主導となり行う、もしくは行ってもらっているものが多く、自発的な活動は少ないことから、地域課題を我が事として考える人を少しでも増やしたい。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>今後も課題について行政や介護福祉事業所等が連携して解決している事実や取組を知ってもらい、さらに課題解決へ住民の力を借りるなどして、課題解決には住民の力が必要であることを理解してもらい、行政と住民との協働意識が強くなってほしい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	王寺町社会福祉協議会	
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	相談があった際に行政各部署や他の機関と連携し解決することは規模の大きな自治体と比較して出来ている方だが、気づきのネットワークづくりや、従事者が変わっても同じように支援できるやり方の構築を行うことは、町福祉行政にとって有益であると考えられる。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 町全域	(人口) 23,643
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) サロンやこども食堂、助け合い活動を行うボランティアスタッフ	(支援の内容) 困りごとの発見、見守り、話し相手などを負担にならない範囲で行ってほしいと啓発	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) サロン、こども食堂、町内特養交流スペース	(運営主体) 住民ボランティア等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ボランティアスタッフ	(研修の内容) 集う場を運営する方同士の情報交換、運営課題の解決、集う場の福祉的な役割の理解や助け合い活動を促す等	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
各種助成金の情報提供と活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
小さな拠点づくり事業においての実践例を他の地域に活かす		
事業の成果目標		
サロンの開催箇所数の増加(13箇所⇒16箇所)集う場運営スタッフへの研修(年2回以上) 助け合い活動を行う団体の増加(新たに2団体以上)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 町全域	(人口) 23,643
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 心配ごと相談、王寺町社会福祉協議会、集う場	(相談を受け止める人) ボランティア、社会福祉協議会職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 相談会開催日を町広報誌等で広報、丸ごと受け止める機能についての協力依頼を各地で行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 既存事業の発展や民間企業の協力を得る等の気づきのネットワークづくりを行政、社協が連携して行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 受け止める場で出た課題について解決を目指し、その積み重ねから受け止める場で対応できることが増えることを目指す。	(バックアップする人) 行政、社会福祉協議会、福祉事業所	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センターの総合事業		

事業の成果目標
複雑な課題を把握、共有しやすい受付シートの作成 総合相談を受ける際のつなぎ先や傾聴方法をまとめたマニュアルの作成 社協が把握する複雑な課題を抱えたケースの発見
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
丸ごと相談、多機関協働を理想論ではなく実際に行える取組とするために、どのような方法でどこまで行うか等の認識を共有するための協議や研修を、福祉部署、町全体、福祉事業所、県福祉機関、福祉以外の専門家など徐々に範囲を広げて行く。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	王寺町社会福祉協議会
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業
③事業実施の必要性、体制等	地域力強化事業を行っていく中で、発見された複雑な課題を専門職が連携して解決しやすくするための取組として行う。(別紙『王寺町における「我が事・丸ごと」の地域づくりのイメージ』参照)
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人(地域力強化事業従事者)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①社会福祉協議会正職員 ②社会福祉協議会嘱託職員、ホームヘルパー1級
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	王寺町社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	地域包括支援センターが行っている多職種連絡会(仮称)開催に向けたコアメンバーによる事前会議に参入し、保健医療や法律の専門家等と関係を構築する。そして、高齢者以外の複雑な課題にも対応できる多職種連絡会となるよう参加してもらう機関を選定し、協力を求めて行く。また、地域福祉についての周知や多機関との関係強化を目的に合同でイベントを開催する。
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 多職種の連携がないと解決が困難な課題が発見されるなど、必要時に行う。参加者数は課題により異なるが10名前後を想定。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 2月に1回程度。参加者数は10名程度だが増加を目指す。	(既存の会議の名称) 多職種連絡会(仮称)開催に向けた事前会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	社会資源の創出が必要になった場合などに各種補助金や共同募金の活用を検討する。まずは、どのような社会資源の創出が地域課題の解決に繋がるか学んでいくことが優先。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	どのような社会資源の創出が地域課題の解決に繋がるか個別事例に対応する中から学んでいき、資金規模に応じた取組を検討する。
オ その他	
⑧事業の成果目標	多機関会議の開催を年度末までに行うことを最終目標とし、それまでにネットワーク構築のための会議や事前会議を数ヶ月ごとに重ね、支援・連携体制のすり合わせや調整を行う。また、多職種との連携によるイベント開催を企画し、従来からのイベントとの連動や共同開催により、相乗的な効果を図る(これまでの地域力強化事業におけるサロン等の集い・相談イベントと健康相談増進事業とのコラボレーションなど)。
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

- ・サロン開催箇所数の増加(13箇所⇒16箇所)
⇒新規2箇所について、新年度からの開始を予定している。
- ・集う場(サロン)運営スタッフへの研修(年2回以上)
⇒研修を予定していたが、まずはサロンの運営状況やニーズの把握が先決として方針転換を図り、サロン代表者へのアンケート実施や年度内の会議開催を予定している。
- ・助け合い(ボランティア)活動を行う団体の増加(新たに2団体以上)
⇒介護ボランティアの養成に向けて検討し、新年度からの開始を予定している。
- ・複雑な課題を把握、共有しやすい受付シートの作成
⇒困りごと把握シートを作成し、サロン活動後に開催する相談会等で活用している。
- ・総合相談を受ける際のつなぎ先や傾聴方法をまとめたマニュアルの作成
⇒より実践的なものとするため、解決事例の収集や分類作業等を行っている。
- ・社協が把握する複雑な課題を抱えたケースの発見
⇒社協職員が自治会活動(イベント)やサロン活動に出張し、地域住民とのつながりを作り、情報交換や意見交換の中で困りごとや問題を吸い上げ、行政を含む専門機関との連携により複合的な問題解決に取り組んでいる(実績10件)

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

- ・地域包括センターを中心に支援・連携体制の構築をめざした多機関連携会議※に参入し、年度内開催やその事前調整に向けて連携を進める。
- ※地域包括センター、介護サービス関係(ケアマネージャー、サービス事業所、グループホーム等)、保健センター、医療関係(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)、社会福祉協議会、サロン関係、ボランティア関係、その他各種団体等で構成
⇒イベント企画を通じた連携会議を5回開催し、支援体制の構築や強化に向けて取り組んでいる。
- ・多機関連携によるイベントを企画し、既存イベントと連動した共同開催により、相乗的な効果を図る。
⇒9月30日(日)に開催を予定していたが、台風により中止。(※次年度実施予定)

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	桜井市(業務の一部を 株式会社 やまと に委託)
②事業名	桜井市における多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	4・5月は前年度の引継期間として主任相談支援包括化推進員1名を自立相談支援機関に配置、前年度プランの引継やネットワークの準備支援を実施。6月以降は自立相談支援機関での配置をやめ、4中学校区すべてに桜井市地域福祉相談員を設置(うち1中学校区は公募による委託)
④相談支援包括化推進 員の配置予定人数	4人
⑤相談支援包括化推 進員の経歴等	市再任用職員3名と、相談援助にかかわる資格取得者(実務経験者)1名【業務委託】にて実施。生活支援コーディネーターとも兼務し、名称を「桜井市地域福祉相談員」とする。
⑥相談支援包括化推 進員を配置する相談支援 機関の種類・名称	地域福祉相談所【4校区中1校区を委託】
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
市域から県域にかけての相談支援機関を中心に、特定課題ごとに情報を集約したライブラリーを構築し、平成29年度の成果物である「多機関協働ガイドブック」をもとに相談支援包括化推進員が主催する各中学校区相談支援包括化ネットワーク部会の4部会を通じてネットワークの構築と必要なコーディネート・支援を行う	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 中学校区ごとに推進会議の担当者部会である相談支援包括化ネットワーク部会を設置し、個別ケースへの支援内容の検討及び意見交換を実施	(既存の会議の名称) 地域ケア会議などを想定
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)

平成29年度に了承を得ている会議員のほか、新たに市域から 県域にかけての相談支援機構等に参加を呼びかけて実施
ウ 自主財源の確保のための取組の概要
地区社会福祉協議会を通じた地域貢献の取組や共同募金の活用等を検討【市実施・市社協共催】
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
地区社会福祉協議会や各自治会の地域福祉委員を中心に、地域に不足する課題を把握し、決め細やかな連絡調整を通じて生活支援サービスなどの社会資源の創出を検討
オ その他
⑧事業の成果目標
推進会議及び各担当者部会の開催 相談受付件数(プラン作成件数)
⑨地域力強化推進事業実施計画

5. 成果目標の達成状況

<p>◆地域力強化推進事業</p> <p>地域福祉相談員が地域で行われるケア会議等に参加し、市民と一緒に活動することで存在を認識してもらい、地域での困りごとなどの掘り起こしや、課題解決に向けての手助けを行っている 「地域福祉相談所」を市民に向けて広報し、だれでも気軽に利用できるよう心掛けている</p> <p>◆多機関協働による包括的支援体制構築事業</p> <p>総合的な相談支援体制づくりを構築するため、相談支援包括化推進員を地域福祉相談所(市内4か所)に配置している</p>
--

奈良県 下市町

都道府県名	奈良県	市区町村名	下市町		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課	電話番号	0747-52-000(内線 150)
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	5,444(人)		世帯数	2,457(世帯)	
高齢化率	45(%)	生活保護受給率	1.38(%)	面積	64.07(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	99(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	※直営:1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	※未実施				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>下市町は、紀ノ川の上流、吉野川とその支流である秋野川、丹生川などが流れ、森林に包まれたまちです。豊かな森林資源をもつ吉野地域と都市地域を結ぶ接点に位置していることから、中世以降、商業の中心地として“市”が開かれるなど、賑わいをみせていました。しかし、近年の林業の衰退、少子高齢化により、わが町も過疎化・高齢化が進んでおります。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域住民が地域の助け合いにより、以前よりも住みやすくなったと思ってもらえる地域づくりを進めていきたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民が以前のような身近な住民の助け合い等ができる町にもどり、その活動が地域全体にいきわたるようにしていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	下市町役場健康福祉課(下市町社会福祉協議会)																																																																																		
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業																																																																																		
③事業実施の必要性	小学校区等の住民に身近な圏域において、地域住民ボランティアや地区社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進する。																																																																																		
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 下市町全域(小学校区と一致)</td> <td>(対象地域の範囲) 小学校区</td> <td>(人口) 5,444人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</td> </tr> <tr> <td>(支援する対象) 自治会・サロンの実施主体</td> <td colspan="2">(支援の内容) 地元説明会等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>(拠点の場所) 下市町交流会館</td> <td colspan="2">(運営主体) 下市町社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域住民等に対する研修の実施</td> </tr> <tr> <td>(研修の対象) 民生委員、老人会、自治会</td> <td colspan="2">(研修の内容)サロン活動について、活動を通じた気づきを早期発見機能として活用</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域の商工会・観光協会等と協議を行っていきたい。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">高齢者いきいきサロン・生活支援コーディネーター</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td> </tr> <tr> <td colspan="3">町内の41自治会で継続して事業を実施していく。 研修を年2回程度実施(1回100名程度)</td> </tr> </table> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 下市町全域(小学校区と一致)</td> <td>(対象地域の範囲) 小学校区</td> <td>(人口) 5,444人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</td> </tr> <tr> <td>(場所・機関等の名称) 下市町交流会館</td> <td colspan="2">(相談を受け止める人) 下市町社会福祉協議会職員(CSW)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(周知方法) 地元説明会・民生委員・サロン等を通じて、周知を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(把握の方法) 民生委員・サロンの実施主体との連携による。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</td> </tr> <tr> <td>(バックアップの内容) 内容により役場(包括)・福祉事務所等と連携</td> <td colspan="2">(バックアップする人) 健康福祉課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">健康福祉課内に包括支援センターがあり、常に連携している。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td> </tr> <tr> <td colspan="3">相談件数 36件(月3件)を目標とする。</td> </tr> </table>		(対象地域) 下市町全域(小学校区と一致)	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 5,444人	(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			(支援する対象) 自治会・サロンの実施主体	(支援の内容) 地元説明会等		(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			(拠点の場所) 下市町交流会館	(運営主体) 下市町社会福祉協議会		(ウ)地域住民等に対する研修の実施			(研修の対象) 民生委員、老人会、自治会	(研修の内容)サロン活動について、活動を通じた気づきを早期発見機能として活用		(エ)その他			地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			地域の商工会・観光協会等と協議を行っていきたい。			事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			高齢者いきいきサロン・生活支援コーディネーター			事業の成果目標			町内の41自治会で継続して事業を実施していく。 研修を年2回程度実施(1回100名程度)			(対象地域) 下市町全域(小学校区と一致)	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 5,444人	(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			(場所・機関等の名称) 下市町交流会館	(相談を受け止める人) 下市町社会福祉協議会職員(CSW)		(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			(周知方法) 地元説明会・民生委員・サロン等を通じて、周知を図る。			(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			(把握の方法) 民生委員・サロンの実施主体との連携による。			(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			(バックアップの内容) 内容により役場(包括)・福祉事務所等と連携	(バックアップする人) 健康福祉課		事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			健康福祉課内に包括支援センターがあり、常に連携している。			事業の成果目標			相談件数 36件(月3件)を目標とする。		
(対象地域) 下市町全域(小学校区と一致)	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 5,444人																																																																																	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援																																																																																			
(支援する対象) 自治会・サロンの実施主体	(支援の内容) 地元説明会等																																																																																		
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備																																																																																			
(拠点の場所) 下市町交流会館	(運営主体) 下市町社会福祉協議会																																																																																		
(ウ)地域住民等に対する研修の実施																																																																																			
(研修の対象) 民生委員、老人会、自治会	(研修の内容)サロン活動について、活動を通じた気づきを早期発見機能として活用																																																																																		
(エ)その他																																																																																			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保																																																																																			
地域の商工会・観光協会等と協議を行っていきたい。																																																																																			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																																			
高齢者いきいきサロン・生活支援コーディネーター																																																																																			
事業の成果目標																																																																																			
町内の41自治会で継続して事業を実施していく。 研修を年2回程度実施(1回100名程度)																																																																																			
(対象地域) 下市町全域(小学校区と一致)	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 5,444人																																																																																	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備																																																																																			
(場所・機関等の名称) 下市町交流会館	(相談を受け止める人) 下市町社会福祉協議会職員(CSW)																																																																																		
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知																																																																																			
(周知方法) 地元説明会・民生委員・サロン等を通じて、周知を図る。																																																																																			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握																																																																																			
(把握の方法) 民生委員・サロンの実施主体との連携による。																																																																																			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築																																																																																			
(バックアップの内容) 内容により役場(包括)・福祉事務所等と連携	(バックアップする人) 健康福祉課																																																																																		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																																			
健康福祉課内に包括支援センターがあり、常に連携している。																																																																																			
事業の成果目標																																																																																			
相談件数 36件(月3件)を目標とする。																																																																																			

ウその他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 成果目標の達成状況

<p>ア.</p> <p>住民が主体的に地域課題を把握し解決することができる環境整備のため、CSW 配置により地域アプローチを行う。年度ごとに重点テーマを決め、セミナー(地域住民等に対する研修)の実施や地域住民の参加を促す支援など地域へアプローチする。</p> <p>○平成29年度重点テーマ 「居場所・住民同士の「つながり」から「気になる」へと自然な見守りへ発展していく基盤(小地域福祉活動)づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民向けセミナー(地域住民等に対する研修)の実施 <ul style="list-style-type: none"> 第1回セミナー テーマ:「～あなたの『得意』が『役割』の場所～」 参加者:約90名(目標100名程度) 第2回セミナー テーマ:「“支える”から“支え・合う”地域～5年後、10年後の自分たちの町づくり～」 参加者:約100名(目標100名程度) ・地域アプローチ 住民座談会の開催等で、居場所・住民同士の「つながり」から「気になる」へと自然な見守りへ発展していく基盤(小地域福祉活動)の必要性を伝え、好感触であった(サロンの無い)地域には時期を逃さない様に立ち上げの為、アプローチを行い、立ち上げへの支援を行う。(現在、町内30箇所のサロン活動) <p>○平成30年度重点テーマ 「見守り活動へ発展する仕組みづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会と協働で、「民生児童委員だけの見守り」から「地域全体での見守り」へ 民生児童委員協議会定例会にて「地域でのゆるやかな見守り」の必要性を説明。“支え合いマップ”をツールとした見守りについて、地域住民が支え合いマップを囲んで集まり、情報共有を行い、地域課題を発見する仕組みづくりを提案して協働基盤の構築を図る。 ・町民向けセミナー(地域住民等に対する研修)の実施 <ul style="list-style-type: none"> 第3回セミナー テーマ:「気になることを思いやりのカタチに」～見守りのある地域づくりへ向けて～ 参加者:約100名(目標100名程度) 第4回セミナー(3月20日開催予定) テーマ:「わが地域、つながり、支え合い自慢」～人がつながり・まちを元気に～ 3つの活動について活動者から活動内容や思い、課題など話を聴く。 ①新規サロン立ち上げ、②長年継続しているサロン活動、③地域での支え合いマップづくり <p>イ.</p> <p>相談を包括的に受け止める体制として、平成29年度より社協職員をCSW(兼務)として配置。</p> <p>○町内を2つに分けエリア担当としてそれぞれのエリアにCSW2名ずつ計4名配置。 平成29年度中に町内34箇所で説明会の実施・各団体会議などで周知を図り、CSWが認知されるにつれ「気になる人(心配な人)」について地域からの声があがりはじめている。また、地域へ積極的に出向きアウトリーチで相談を受けとめる体制をとっている。</p> <p>相談件数:(4～1月 221件 月平均22.1件(目標 年36件 月3件))</p>
--

和歌山県

都道府県名	和歌山県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保健総務課	電話番号	073-441-2475
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	932,030(人)	世帯数	393,388(世帯)
高齢化率	31.5(%)	生活保護受給率	16.16(%)
面積	4,725(km ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	240(校)
		公立中学校数	122(校)
地域包括支援センター	直営:28 か所, 委託:22 か所(社協 6、医療法人 5、社会福祉法人 11)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:16 か所, 委託:0 か所		

※記入例 直営:1 か所, 委託:2 か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>和歌山県は、縦長の地形で、紀北・紀中・紀南の三つに分けられる。面積の 8 割以上を山地が占めているため、平野は少ないが、紀の川流域の和歌山平野と、有田川や日高川の下流などに小さな平野が広がっている。商工業においては、鉄鋼、石油といった基礎素材型産業の割合が高い。農業においては、みかん、はっさく、じゃばら、柿、梅の生産量が全国一位である。また、瀬戸内海と太平洋に面しているため漁業も盛んであり、マグロ、太刀魚、イサキ、シラス、イセエビなど多種多様な水産物に恵まれている。また海、山、川などの豊かな自然や、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される歴史や文化、多彩な食材、温泉や伝統行事など魅力あふれる多様な観光資源に恵まれている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>平成29年度に行った市町村アンケートでは、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現とは具体的に何か分からないとの回答が多かった。</p> <p>市町村が地域共生社会の実現とは何かを理解し、既存事業との連携や関係機関の連携方法等を整備するために、県として研修会や説明会を行う必要がある。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域共生社会の実現に向けて、地域住民や社会福祉協議会、社会福祉社法人、NPO、企業、民生委員、ボランティア等が協働する体制づくりを支援することにより、住民が主体的に地域福祉活動に取り組む意識を醸成する。</p>

3. 都道府県事業について

①実施主体 (委託先)	和歌山県
②事業名	平成30年度地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	平成29年度に行った市町村アンケートでは、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現とは具体的に何か分からないとの回答が多かった。 市町村が地域共生社会の実現とは何かを理解し、既存事業との連携や関係機関の連携方法等を整備するために、県として研修会や説明会を行う必要がある。
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象) 県内全市町村、市町村社会福祉協議会	
(取組内容) 厚生労働省職員を講師に招き、社会福祉法第106条の3の規定に基づく包括的な支援体制の制度説明や先進事例の説明を受けると共に、ワークショップによる各市町村の地域福祉に対する取組や課題の情報共有を行う。	
⑤事業の成果目標	
市町村及び市町村社会福祉協議会が、社会福祉法第106条の3の規定に基づく包括的な支援体制づくりを理解し、地域共生社会の実現に向け、市町村が行う既存の事業との連携や関係機関の連携を整備する。	

4. 成果目標の達成状況

<p>市町村職員、市町村社協職員を対象に包括的支援体制構築事業の周知、市町村間の情報共有の場づくりのために、研修会を実施した。</p> <p>H30.10.15 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業研修会 講師 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 梅本政隆 氏 参加者 51名(市町職員 27名、市町村社協職員 22名、県社協職員 2名)</p>

鳥取県

都道府県名	鳥取県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	電話番号	0857-26-7862
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	559,701(人)		世帯数	219,457(世帯)	
高齢化率	32.4(%)	生活保護受給率	1.27(%)	面積	3,507.13(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	不明(%)	公立小学校数	122(校)	公立中学校数	54(校)
地域包括支援センター	直営:21 か所、委託:12 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:8 か所、委託:12 か所				

※記入例 直営:1 か所、委託:2 か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

鳥取県は、日本列島本島の西端に位置する中国地方の北東部に位置し、東西約 120km、南北約 20~50km と、東西にやや細長い県です。北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が連なっています。山地の多い地形ながら、三つの河川の流域に平野が形成され、それぞれ鳥取市、倉吉市、米子市が流域の中心都市として発達しています。気候は比較的温暖で、春から秋は好天が多く、冬には降雪もあるなど、四季の移り変わりは鮮やかです。また、台風などの自然災害が少なく、気候条件に恵まれています。

鳥取県は、豊かな自然を背景に「らっきょう」、「スイカ」、「二十世紀梨」、「松葉がに」等海の幸や山の幸が豊富で、「鳥取砂丘」、「三徳山三佛寺投入堂」、「大山」、「水木しげるロード」、「温泉」、「民芸」等自然と歴史に育まれた素敵なスポットもたくさんあります。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	共生社会の実現に向けて、支援を要する人を地域で支える体制を構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	共生社会の実現に向けて、支援を要する人を地域で支える体制を構築することが必要であるが、支援が難しい事案などについては、地域での対応が困難な場合も生じている。そのため、本事業を通じて、支援を要する人(当事者、家族を含めて)を地域で支えるための良い支援の方法・ノウハウの蓄積を行い、支援を要する人を地域で支える体制を構築していく。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人地域でくらす会					
②事業名	地域協働相談支援事業					
③事業実施の必要性、体制等	共生社会の実現に向けて、支援を要する人を地域で支える体制を構築することが必要であるが、支援が難しい事案などについては、地域での対応が困難な場合も生じている。このため、県内の特定の圏域(西部圏域)をモデル圏域として、市町村の協力の下、県において、支援が困難な当事者やその家族等を支援するモデル的な体制づくりを行う。事業実施の中心を社会福祉法人に委託するとともに、地域の福祉サービス等の関係機関・関係者で連携して、訪問相談支援等を行うことにより、より良い支援の方法・ノウハウ等の蓄積を図る。					
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	16人					
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①福祉に関わる業務経験のある者(県の非常勤職員として配置) ②ケアマネジャーかつ障がい者相談支援専門員など関係機関から県に登録する支援員(地域協働登録支援員)					
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	①県西部福祉保健局 ②社会福祉法人地域でくらす会をはじめとした関係機関(障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、市町村担当部局、医療機関など)					
⑦事業内容	<p>ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</p> <p>県西部福祉保健局の相談支援包括化推進員が事業全体の管理を行うとともに、相談支援等の事業実施については、委託先である社会福祉法人地域でくらす会が中心・統括となって行った。相談支援に当たっては、地域包括支援センターをはじめとした関係機関から関係者を「地域協働登録支援員」として県に登録してもらい、当該関係機関の「地域協働登録支援員」によるコーディネートに基づき、関係機関によるネットワークで相談等に対応した。必要に応じて複数の関係機関での訪問相談支援等(複合的な課題の把握も併せて実施)を行った。</p> <p>イ 相談支援包括化推進会議の開催方法</p> <table border="1"> <tr> <td>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域でくらす会と関係機関の地域協働登録支援員等との間で、個別事例に関する検討会を開催した。(月に1回)</td> <td>(既存の会議の名称)</td> </tr> <tr> <td>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域でくらす会と関係機関との間で、連携の方法等に関する検討会を開催した。(月に1回、個別事例の検討会と併せて実施)</td> <td>(既存の会議の名称)</td> </tr> </table> <p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p> <p>本事業をモデル事業として実施することにより、将来的な市町村事業への移行につなげていく。また、本事業の安定的な実施に資するよう、委託先事業者等においては、地域の住民や企業の投資・寄付を促すなど自主財源の充実に努めることとする。</p> <p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>支援を要する人を地域で支えるに当たり、まずは支援を要する人の身近な人による地域での取組を進める。その一環として、委託先事業者と関連のある地域住民・家族会等との連携により、支援が困難な当事者を抱える者等の家族に対して、他の家族がピアカウンセリング等を行う相談対応を実施した。また、相談対応する家族等に対する学習会を開催した。</p> <p>オ その他</p> <p>関係機関における地域協働登録支援員の拡充を図るため、支援が困難な事例等への対応について、研修会を実施した。</p>		(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域でくらす会と関係機関の地域協働登録支援員等との間で、個別事例に関する検討会を開催した。(月に1回)	(既存の会議の名称)	(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域でくらす会と関係機関との間で、連携の方法等に関する検討会を開催した。(月に1回、個別事例の検討会と併せて実施)	(既存の会議の名称)
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域でくらす会と関係機関の地域協働登録支援員等との間で、個別事例に関する検討会を開催した。(月に1回)	(既存の会議の名称)					
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域でくらす会と関係機関との間で、連携の方法等に関する検討会を開催した。(月に1回、個別事例の検討会と併せて実施)	(既存の会議の名称)					
⑧事業の成果目標	西部福祉保健局や市町村、地域でくらす会にあった連絡等をもとに支援を要する対象者を把握し、当該対象者への訪問を通じて具体的な課題を把握する。また、支援困難者となつたがりのある地域住民・家族会等(委託先事業者と関連)も課題の把握や相談の受付を委託先事業者との連携の下で実施する。特に支援が困難であると考えられる者に対する包括的な支援を実施(支援困難事例の対応件数:7~8件)し、支援困難者に対する支援のノウハウを構築する。					
⑨地域力強化推進事業実施計画	西部圏域の米子市において、地域住民の居場所や活動の場づくりを進めるための取組、地域住民への研修などを、地域力強化推進事業により実施予定。					

4. 成果目標の達成状況

- 社会福祉法人地域でくらす会に委託して事業を実施。
 - 相談支援包括化推進員(※)の会を月1回開催し、各機関が抱えている支援困難者の中から当事業で支援する対象者を把握(今年度は4名の方に対して支援)した。
 - 対象者への支援は、相談支援包括推進員(※)が連携し、訪問支援、家族支援(対象者の支援者の支援)を含めた包括的な支援を実施した。
- (※)相談支援包括推進員は、社会福祉法人地域でくらす会をはじめとした関係機関(相談支援事業所、地域包括支援センター、市担当部局、医療機関)で構成されており、多(他)機関・多(他)職種での連携を行う。
- 月に1回、支援が困難な家族を抱える家族に対して家族会を開催し、ピアカウンセリングを行うと共に、家族に対して学習会を開催した(電話相談も適宜実施)。
 - 支援困難に陥っている本人だけでなく、家族等世帯やコミュニティへの支援を行なうことによる予防的対応の重要性を相談支援包括推進委員の共通認識としていく。

鳥取県 琴浦町

都道府県名	鳥取県	市区町村名	琴浦町		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉あんしん課	電話番号	0858-52-1715
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	17,504(人)		世帯数	6,472(世帯)	
高齢化率	35.4(%)	生活保護受給率	0.7(%)	面積	139.88(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	—(%)	公立小学校数	5(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>鳥取県のほぼ中央に位置し、北は日本海、南は秀峰大山から連なる山地に囲まれている。地質や地形を生かした農畜産物、漁業が県下で最も盛んな地域である。</p> <p>観光名所として山陰唯一の国特別史跡跡「斉尾廃寺跡」、「大山滝」、後醍醐天皇ゆかりの「船上山」が著名である。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域の生活困窮世帯等における複合的な課題を洗い出し、解決に繋がっていくよう協議する場を設け、解決するよう導いていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	当事者世帯のみの問題ではなく、集落や地域全体での課題ととらえ、助け合いで誰もが安心して暮らせる共助社会をめざす。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会																																																																																																	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業																																																																																																	
③事業実施の必要性	<p>29年度に実施した民生委員による実態調査結果から、町内で複合的に課題を抱える世帯が58件あった。なかでもひきこもり、失業、無職といった世帯や地域から孤立し、近所と交流がない人もある。本事業に合わせて、あんしん相談支援センターを設置し、複合的に課題を抱える世帯等の相談に応じ、必要に応じて、フードサポートや現物給付による経済的支援を行うことで自立へ向けての伴走型支援が必要である。</p> <p>また福祉委員、愛の輪協力員、民生委員などの連携により、要支援者の生活相談や見守り体制により孤立を作らないための関係者のネットワークを強化していく必要がある。</p>																																																																																																	
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>町内全域</td> <td>町内全域</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</td> </tr> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td colspan="2">(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>福祉委員(各自治会より1名選任)</td> <td colspan="2">自治会内における福祉の相談、推進役</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td colspan="2">(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>自治会公民館及び集会所</td> <td colspan="2">自治会</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域住民等に対する研修の実施</td> </tr> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td colspan="2">(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>①支え愛マップ作成事業 ②福祉座談会 ③福祉委員、愛の協力員、区長、民生児童委員研修会</td> <td colspan="2">①支え愛マップ作成において要支援者の把握と生活状況の把握 ②各自治会へ出向き、地域の福祉課題や不安のある世帯等の把握 ③各集落の福祉関係者が一同に会し、実践発表を通して役割の確認など</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="3">町補助金、社会福祉協議会会費や寄付金、共同募金</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">福祉事務所、地域包括支援センター職員(生活支援コーディネーター、介護保険ケアマネージャー)、障がい者相談支援専門員ほか</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①支え愛マップ作成事業 5集落 ②福祉座談会 30集落/年間</td> </tr> </table> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>町内全域</td> <td>町内全域</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</td> </tr> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td colspan="2">(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>ことらあんしん相談支援センター</td> <td colspan="2">包括化相談支援員、地域福祉担当職員</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</td> </tr> <tr> <td>(周知方法)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">福祉大会、各種研修会等(チラシ、広報紙、ホームページ)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</td> </tr> <tr> <td>(把握の方法)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">民生委員、福祉委員、愛の輪協力員、区長、ケアマネージャー、地域包括支援センター、生活困窮者相談支援専門員などからの情報提供</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</td> </tr> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td colspan="2">(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>必要とする支援内容の検討や関係機関への調整</td> <td colspan="2">福祉関係機関職員、行政職員</td> </tr> </table>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	町内全域	町内全域		(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			(支援する対象)	(支援の内容)		福祉委員(各自治会より1名選任)	自治会内における福祉の相談、推進役		(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			(拠点の場所)	(運営主体)		自治会公民館及び集会所	自治会		(ウ)地域住民等に対する研修の実施			(研修の対象)	(研修の内容)		①支え愛マップ作成事業 ②福祉座談会 ③福祉委員、愛の協力員、区長、民生児童委員研修会	①支え愛マップ作成において要支援者の把握と生活状況の把握 ②各自治会へ出向き、地域の福祉課題や不安のある世帯等の把握 ③各集落の福祉関係者が一同に会し、実践発表を通して役割の確認など		(エ)その他			地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			町補助金、社会福祉協議会会費や寄付金、共同募金			事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			福祉事務所、地域包括支援センター職員(生活支援コーディネーター、介護保険ケアマネージャー)、障がい者相談支援専門員ほか			事業の成果目標			①支え愛マップ作成事業 5集落 ②福祉座談会 30集落/年間			(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	町内全域	町内全域		(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)		ことらあんしん相談支援センター	包括化相談支援員、地域福祉担当職員		(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			(周知方法)			福祉大会、各種研修会等(チラシ、広報紙、ホームページ)			(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			(把握の方法)			民生委員、福祉委員、愛の輪協力員、区長、ケアマネージャー、地域包括支援センター、生活困窮者相談支援専門員などからの情報提供			(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			(バックアップの内容)	(バックアップする人)		必要とする支援内容の検討や関係機関への調整	福祉関係機関職員、行政職員	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																																																																																																
町内全域	町内全域																																																																																																	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援																																																																																																		
(支援する対象)	(支援の内容)																																																																																																	
福祉委員(各自治会より1名選任)	自治会内における福祉の相談、推進役																																																																																																	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備																																																																																																		
(拠点の場所)	(運営主体)																																																																																																	
自治会公民館及び集会所	自治会																																																																																																	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施																																																																																																		
(研修の対象)	(研修の内容)																																																																																																	
①支え愛マップ作成事業 ②福祉座談会 ③福祉委員、愛の協力員、区長、民生児童委員研修会	①支え愛マップ作成において要支援者の把握と生活状況の把握 ②各自治会へ出向き、地域の福祉課題や不安のある世帯等の把握 ③各集落の福祉関係者が一同に会し、実践発表を通して役割の確認など																																																																																																	
(エ)その他																																																																																																		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保																																																																																																		
町補助金、社会福祉協議会会費や寄付金、共同募金																																																																																																		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																																																		
福祉事務所、地域包括支援センター職員(生活支援コーディネーター、介護保険ケアマネージャー)、障がい者相談支援専門員ほか																																																																																																		
事業の成果目標																																																																																																		
①支え愛マップ作成事業 5集落 ②福祉座談会 30集落/年間																																																																																																		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																																																																																																
町内全域	町内全域																																																																																																	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備																																																																																																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																																																																																																	
ことらあんしん相談支援センター	包括化相談支援員、地域福祉担当職員																																																																																																	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知																																																																																																		
(周知方法)																																																																																																		
福祉大会、各種研修会等(チラシ、広報紙、ホームページ)																																																																																																		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握																																																																																																		
(把握の方法)																																																																																																		
民生委員、福祉委員、愛の輪協力員、区長、ケアマネージャー、地域包括支援センター、生活困窮者相談支援専門員などからの情報提供																																																																																																		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築																																																																																																		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																																																																																																	
必要とする支援内容の検討や関係機関への調整	福祉関係機関職員、行政職員																																																																																																	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
①地域包括支援センター ②福祉事務所(生活困窮者自立支援) ③ハローワーク ④ことうらあんしん相談支援センター ⑤社会福祉協議会地域福祉担当(フードサポート事業、資金貸付、日常生活自立支援事業) ⑥こども食堂	
事業の成果目標	
①地域包括支援センター 3件/年間 ②福祉事務所(生活困窮者相談) 3件/年間 ③ことうらあんしん相談支援センター 相談件数 5件/年間 ④こども食堂 毎月1回実施	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	琴浦町 (琴浦町社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	<p>地域で生活課題を抱えている世帯には、生活が困窮だけではなく、家族に病気や障がいがあったり、そのために就労が継続できないなど複合的な課題を抱えていることが多い。またそのような世帯は地域から孤立し近隣からの支援も滞りがちとなっている場合がある。このようなことから、関係機関・民生委員・集落の福祉委員等と連携しながら、制度の谷間にある要援護者への支援と包括的な相談体制によるネットワークシステムが必要である。</p> <p>本事業を開始して3年目を迎え、29年度に実施した実態調査結果から、本事業の一層の推進を図ることが必要である。また相談し易い窓口とニーズ把握に努めながら、相談支援体制の確立とネットワークづくりを重点に活動していく。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①社会福祉士、精神保健福祉士 ②社会福祉士、介護支援専門員、日常生活自立支援事業担当、成年後見援助事業担当、資金貸付担当 ③社会福祉主事、地域福祉活動担当、フードサポート事業担当、福祉教育担当
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	ことうらあんしん相談支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
①把握の方法 福祉事務所、包括支援センター、介護支援専門員、障がい相談支援員他関係機関からの情報提供 ②ネットワークの構築 福祉事務所、地域包括支援センター、社協地域福祉担当、弁護士、司法書士、福祉教育関係他 ③障がい者団体等へのヒアリングを実施し、ニーズ把握に努める。 ④民生委員や福祉関係者と連携して、訪問による実態把握に取り組む。 ⑤支援の方法 世帯全体のニーズに対する総合的なアセスメント、支援のコーディネートを行う。 ⑥事業 PR チラシ・パンフレット・広報紙によるPRを行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 4回開催 生保(ケースワーカー)、生活困窮者自立支援員相談員、包括支援センター、民生委員、ケアマネ、障がい支援員、ヘルパー、司法書士、相談者、家族	(既存の会議の名称) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業担当者会議

<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 2回開催 司法書士、町民生児童委員協議会長、町福祉事務所長、町福祉あんしん課長、町子育て健康課長、町教委教育総務課長、町社協会長、町社協事務局長</p>	<p>(既存の会議の名称) 包括的支援体制構築事業推進会議</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p>	
<p>①社会福祉協議会費を増やす取組(一般会員・賛助会員) ②地域福祉事業に対する寄付金収入を増やす。 ③助成事業の活用 ④地域貢献事業の活用 ⑤共同募金の活用</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p>	
<p>①ボランティアセンター登録者と協働して生活支援ボランティアの組織化の立上げ。 ②福祉委員や愛の輪協力員、民生委員との協働により地域住民による支えあい活動の組織化 ③包括支援センター等関係機関と連携して社会資源の創出に向けた取組を進める。 ④ひきこもりや生活困窮者等の居場所づくり。</p>	
<p>オ その他</p>	
<p>【関連事業】 ①生活困窮者等への食糧支援サービス(フードサポート事業) ②こども食堂による食事の提供と居場所づくり(困りごと相談)</p>	
<p>⑧事業の成果目標</p>	
<p>①多職種、機関による相談体制を整備することで、ワンストップで相談を受け付け、支援に繋げる。 推進会議(各機関の長) 2回/年、個別支援会議(各機関担当者)1回/月予定 ②こども食堂を開設し利用する子供、保護者、地域住民の困りごとなどの相談を受け、個々の状況に応じ関係機関につなぐ。6月から毎月1回実施</p>	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	
<p>地域課題を把握し解決を試みる体制づくり ①各社会福法人との連携・協働を図る。 ②各相談機関との連携強化を図る。 ③福祉委員・愛の輪協力員・区長・民生児童委員等との連携強化を図る。</p>	

5. 成果目標の達成状況

<p>1 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組について</p> <p>①把握の方法 福祉事務所、包括支援センター、介護支援専門員、障がい児(者)相談支援員など関係機関(者)や民生児童委員や集落の福祉座談会、防災福祉マップ研修会等で住民に事業の周知とニーズ情報を得ることに努めた。</p> <p>②ネットワークの構築 複合的課題を抱える世帯等への個別支援において、関係機関(者)によるネットワークの構築に努めた。</p> <p>③障がい者団体等へのヒアリングによるニーズ把握 未実施のため来年度に計画する。(町自立支援協議会に参加)</p> <p>④民生委員と地域の福祉関係者と連携して、訪問による実態把握に取り組む。 29年度に民生児童委員に協力を得て実施した実態調査の結果から、優先度の高い世帯へ訪問し個別支援に取り組んだ。(9件)</p> <p>⑤支援の方法 世帯全体のニーズに対する総合的なアセスメントと支援のコーディネートを行った。 個別支援における担当者会議を招集し各専門機関からアプローチを行った。</p> <p>⑥チラシ・パンフレット・広報紙による事業PR</p>
--

集落の福祉座談会や年4回発行の社協広報紙に毎回掲載し事業の推進に取り組んだ。

【関連事業】

- ①生活困窮者等への経済的支援(現物給付、フードサポート事業)
生活困窮者等からの相談を受け、食料支援による自立を支援した。
- ②こども食堂による食事の提供と生活支援
6月から毎月1回、ボランティアの協力を得て社会福祉協議会でこども食堂を実施した。利用者からの相談に対応したこども食堂を開設するなかで、利用するこども、保護者、地域住民の困りごとなどの相談体制が十分でない。相談に対応する相談員の設定がなく、各相談機関との連携が不十分である。
- ③多職種・機関による相談体制を整備しワンストップで相談を受け支援に繋げていく。
推進会議 2回／年、個別支援会議4回／年
個別支援会議を毎月1回計画していたが、ニーズ把握が十分にできず、個別支援会議の開催が少ない。
- ④その他
 - ・社会福祉法人の公益的な取り組みとして、社会福祉法人連絡会の継続と社会資源の開発に取り組む。
 - ・各相談機関との連携を強化しながら複合的な課題を抱える世帯への支援をしていく。
 - ・各集落の福祉委員、愛の輪協力員やボランティアなど地域住民と協働して地域の支え合い機能を作り出す。

鳥取県 北栄町

都道府県名	鳥取県	市区町村名	北栄町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉課	電話番号	0858-37-5852
参考 URL	-		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	15,119(人)	世帯数	5,359(世帯)
高齢化率	33.1(%)	生活保護受給率	0.44(%)
面積	56.94(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	91.1(%)	公立小学校数	2(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営:1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>平成 17 年 10 月、2 町が合併して誕生。鳥取県の中部に位置し、北は日本海に面し砂丘地帯、南には黒ぼく畑の丘陵地帯が広がる地形。東西約 12.5 km、南北約 9.5 km</p> <p>ブドウ、葉タバコ、長いも、ラッキョウ、大栄スイカなどの農業が盛ん。日本で唯一原形をとどめる由良台場(国史跡)がある。9 基の風車は環境問題の普及啓発シンボルとなっている。</p> <p>名探偵コナンの原作者、青山剛昌氏の出身地。「コナンの里」作りを展開している。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>複合課題を抱える世帯への支援体制が構築されておらず、単独の支援機関が個々に関わっているのが現状。いわゆる制度の狭間となる場合や潜在的な支援を要する世帯の洗い出しができていない。</p> <p>多課題を抱える世帯や将来的に困窮等の恐れのある世帯などを把握し、必要な相談支援機関につなげるとともに、居住している地域の見守りや助け合いの活動等につなげていく。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談支援機関が分野を超えて世帯全体の課題に対し気づきの視点を持つ。また、地域との関わりを含めて世帯の課題をとらえ、地域を巻き込んでチームアプローチを展開できるようになる。 ・民生委員や自治会長、各相談支援機関等、地域の様々な立場の者(機関)が地域で気になる方、心配な方、支援の必要な方などを早期発見し地域ぐるみで見守り、助け合うことができる風土を作る。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	北栄町
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	複合的な課題を抱える世帯に対し中核機関がなく、世帯全体の課題解決や支援体制の構築が十分に行えていない。そのため、対象者別の課題解決や支援のみならず、地域の課題をふまえたアセスメントや支援のコーディネート機能を充実し、多様な課題に対応できる体制の構築や多様な機関(者)のネットワーク化を行っていく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	地域包括支援センター社会福祉士 (前職:社会福祉協議会職員、保有資格:社会福祉士・精神保健福祉士・主任介護支援専門員・防災士)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	北栄町地域包括支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策アドバイザー(外部・有識者)による指導・助言を受け、横断的・包括的な相談支援体制を検討していく。今年度は地域包括支援センターを窓口として複合的な課題等の相談を受理し、多機関協働の取り組みを試行的に行い、その中で体制整備にむけた課題整理を行う。 ・多分野の相談支援機関等による意見交換やアドバイザーを講師とした研修会を行い、相談支援体制に関する課題の把握、体制整備にむけた検討材料としていく。 ・地域福祉の全体計画との整合性を図りながら、包括的な相談支援が仕組みとして機能する体制の構築をめざす。 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・多機関へ周知し該当ケースの洗い出しを行い適宜開催する。 (参加メンバーはそのケースの状況に応じ検討) ・支援を要する世帯の情報収集、アセスメント、課題の整理、支援方針の決定	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・4回(アドバイザーの助言・指導を受け実施) ・福祉事務所、障がい者地域生活支援センター、地域包括支援センター、ネウボウ等 ・包括的な相談体制の必要性の共通理解、支援を要する世帯の情報収集、連携体制等の検討	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人等の地域活動への取り組みについて働きかけを検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業と協働し地域課題の把握、必要な社会資源の洗い出しを行う。 ・民生児童委員や既存機関が実施している各種会議との連携 	
オ その他	
地域ケア会議や協議体、認知症初期集中支援チーム員会議、自立支援協議会など既存の会議や地域住民の集まりの場(自治会単位で実施する支え愛連絡会や災害時支援の会議等)の場を活用し情報収集するとともに、包括的な相談体制の必要性や推進員の役割等を周知しネットワークづくりを行う。	
⑧事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制が機能するよう仕組みづくりを行う。 ・既存の相談支援機関や民生児童委員、社会福祉協議会からの聞き取りによりニーズ把握を行う。また複合的な世帯に限らず地域の中の心配なケースが早い段階で相談機関につながるよう地域住民に窓口を周知する。 ・分野を超えた関係機関による検討会(推進会議)を適宜開催し、世帯アセスメント、課題の整理、支援の役割分担を決定する。相談支援包括化推進員は全体調整や進行管理を行う。 	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
生活支援体制整備事業で実施している取り組みを発展させ、対象者を限定することなく、地域の中で支援の必要な世帯への関わりや地域課題の解決を住民が主体的に行うことができるよう、意識啓発や座談会等での話し合い、課題解決への支援を行っていく	

4. 成果目標の達成状況

【包括的な相談支援体制の構築にむけた取組】

福祉施策アドバイザー(外部・有識者)からの指導助言を受けて、横断的な相談体制構築のための庁舎内研修(共通理解)、外部関係機関向け研修を実施。また、個別ケースの検討をどのような方式で実施するのか検討・決定した。

【相談支援包括化推進会議】

- ・内部機関による包括化推進会議を開催し取組の目的や方向性について協議。町内の複合的課題のあるケースの洗い出し。
- ・個別ケースにかかる検討会を開催(6回)

【その他】

- ・生活支援体制整備事業等と協働して地域課題の把握、必要な社会資源の洗い出しを実施している。

島根県 松江市

都道府県名	島根県	市区町村名	松江市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部福祉総務課	電話番号	0852-55-5302
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報 地縁組織加入率は H30.4 末時点、高齢化率は H30.3 末時点

人口	202,906(人)		世帯数	89,688(世帯)	
高齢化率	28.83(%)	生活保護受給率	13.35%	面積	573(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	60.7(%)	公立小学校数	35(校)	公立中学校数	17(校)
地域包括支援センター	委託:6カ所(社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1カ所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

平成17年に1市6町1村が合併し、さらに平成23年に1町が合併して現在の松江市となった。松江城を中心に観光資源が豊かで、昭和26年に国際文化観光都市に指定された。
市内29地区に公民館があり、地区社会福祉協議会の事務局を設置している。これを単位に住民が主体となった様々な地域福祉活動が活発に進められている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市においても複合的な課題を抱えたまま深刻化しているケースが増加しており、早期に適切な相談支援につながる仕組みづくりをすることに加え、地域での孤立を防ぎ、支えあいの中で安心して暮らせる地域の再構築を図っていきたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本市における地域福祉活動の中核となる松江市社会福祉協議会が進めるコミュニティソーシャルワークにより、一人一人の困りごとを受け止め、みんなで解決できる共生のまちづくりを進めていきたいと考えている。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	松江市社会福祉協議会	
②事業名	小地域「地域お悩み」解決して支え合い事業	
③事業実施の必要性	松江市では、公民館区(地区社協・小学校区)29 地区の小地域を第 2 層協議体として設定している。これまで「地区地域福祉活動計画」づくりを推進してきた。その過程で、それぞれの地域課題が明らかになってきている。「お知恵拝借シート」を活用し地域の強みも把握し、各地域の実情に合った「支え合いの仕組みづくり」を実践していくことが求められている。市社協CSW(コミュニティソーシャルワーカー)がバックアップをし、公民館(地区社協)がイニシアティブをとって住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内 29 地区の公民館区(地区社協)	(対象地域の範囲) 公民館区(地区社協)	(人口) 1,300~16,000 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) ・地区社協役員(第 2 層協議体メンバー) ・地域住民	(支援の内容) ・住民とともに各地区で「お知恵拝借シート」を作成し、地域の生活課題を明らかにし、その生活課題を解決するための仕組みづくりを行う。 ・ローラー作戦(潜在的課題の予測地域での訪問活動)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 空家、空き店舗、社会福祉法人・店舗の空きスペース	(運営主体) 自治会、単位高齢者クラブ、住民グループ	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ・民生委員・福祉推進員等 ・NPO、任意団体等 ・地域住民	(研修の内容) ・地区相談員研修(福祉推進員)を開催し、地域住民の早期発見力を強化する。 ・地域で引きこもり支援、ペット支援をしているNPO、任意団体の財源確保のためのファンドレイジングに関する研修の実施 ・第 5 次地区地域福祉活動計画へのメッセージ研修(地域福祉活動計画策定に併せ住民が主体的に計画づくりから実行へのヒントとなるセミナー) ・居場所づくりに関する講演会	
(エ)その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の気づきを促すための住民向け「おせっかいガイドブック」を作成 ・なごやか寄りあい参加者を対象として買い物と介護予防のセットメニューでの提供を企業との連携事業として実施。 ・住民主体の移送支援立ち上げに向けた、福祉有償運送運転者講習を主体的に実施。 		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
小地域での支え合い事業の財源として、共同募金も活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
市社協CSWが地域課題を把握し、その課題に対し生活支援コーディネーターとして新たな支え合いの仕組みづくりを創出していく。		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・拠点参加者数⇒延べ 100 人 ・「お知恵拝借シート」の作成⇒29 地区 ・地区相談員(福祉推進員)研修会の開催⇒29 回 ・研修参加者⇒福祉推進員 1,600 人 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内 29 地区の公民館区(地区社協)	(対象地域の範囲) 公民館(地区社協)	(人口) 1,300~16,000 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ①公民館や集会所を会場に「特設ふくしなんでも相談所」を開設 ②なごやか寄り合い事業(高齢者サロン)、各地区の民生委員定例会、福祉推進員の研修会に出向いて巡回相談を実施。	(相談を受け止める人) ①CSW(コミュニティソーシャルワーカー)、保健師 ②CSW	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地区社協だより、公民館だより等		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 民生委員、福祉推進員等がニーズキャッチした事例に対し、CSW、地域包括支援センター相談員等がアウトリーチして相談支援を実践する。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 市社協に設置されている総合相談調整室のコーディネーターで「なんでも相談実務者会議」(月1回)を開催し、受けた相談に対する支援方法について進行管理を行う。	(バックアップする人) 市社協総合相談調整室
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
CSWがニーズ把握を行い、相談を受けた事例に対して、必要に応じて対策会議【対応困難事例に対し市社協内各課係長参加による事例検討会】⇒困難事例検討会議【外部助言者(法テラス島根、医療関係者等)の参加による事例検討会】を活用し、支援策を検討する。	
事業の成果目標	
・巡回相談受付件数 100件	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	松江市社会福祉協議会
②事業名	福祉なんでも相談支援システムネットワーク事業
③事業実施の必要性、体制等	昨年度、市内14カ所に「ふくしなんでも相談所」を立ち上げ、高齢者介護・障害者福祉・子育て支援・生活困窮等の分野を問わない総合相談支援を展開してきた。今年度はさらにエリア内の社会福祉法人等にも「ふくしなんでも相談所サテライト」を立ち上げ、それぞれの相談機関が縦割りに対応するだけでなく、横断的かつ統合的に協働し、さらに外部機関との連携を強化することでさらなる包括的な支援体制の構築を目指す。またふくしなんでも相談から把握されたニーズを踏まえ、新たな社会資源の創出を図る。そして市社協が地域とともに培ってきた地域福祉の拠点としての公民館(地区社協)活動とのさらなる協働をすすめ、早期発見の予防的システムや支え合いの仕組みづくりを目指す。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	8名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	市社協のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	市社協地域福祉課に配置されているが、市内8カ所の地域包括支援センター(市社協運営)にも定期的に駐在し地域包括支援センター相談員と連携をとりながら相談対応する。
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>モデル的に地域包括エリア内の社会福祉法人が持つ事業所に「ふくしなんでも相談所サテライト」を立ち上げ、エリア内の相談から支援までの協働ネットワークの構築を図る。ランチで受けた相談に対し、総合相談調整室でコーディネーターを行い、地域ケア会議等を開催し具体的な支援や支え合いの仕組みづくりを検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内での多職種の連携強化や研修のために定期的に「事例検討サロン」を開催する。 ・他法人のランチを含めたなんでも相談対応能力を高めるための「スキルアップ研修」の開催 ・なんでも相談で把握されたニーズとして、特に障がい者の社会的孤立の問題が散見された。福祉推進員、民生委員を対象にした「困った人を見逃さないふくしなんでも相談研修会」を開催し、地域住民の早期発見力を強化する。また住民の気づきを促すための住民向け「おせっかいガイドブック」を作成 ・地域福祉ステーション事業…地域のなんでも相談の拠点として定着しつつある地域包括支援センターにモデル的にCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を常駐させ、相談から支援までの支え合いの仕組みづくりと強化する。 ・CSWによる巡回相談の強化…公民館等での巡回相談のみならず、地域の寄り合いや民生委員の定例会に出向いて巡回相談を展開する。 ・さらなる「ふくしなんでも相談所」の周知、広報 <p>個別相談対応の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①なんでも相談や巡回相談でのニーズキャッチ ②CSWによる相談対応、コーディネーター⇒③対策会議【対応困難事例に対し市社協内各課係長参加による事例検討会】 ④困難事例検討会議【外部助言者(法テラス島根、医療関係者等)の参加による事例検討会】 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)
・なんでも相談実務者会議(月1開催、総合相談調整室長、室長補佐、C)	・対策会議

<p>SW8名、各地域包括支援センター班長等)…前月の相談事例の対応状況の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策会議(随時、各課係長)…支援困難事例に対する社協法人内での作戦会議 ・困難事例検討会(随時、対策会議メンバー＋外部助言者として弁護士、医師等)…さらに支援困難な事例に対しては、法テラス島根等の弁護士を助言者に支援を検討 ・地域ケア会議(随時、CSW等相談員等＋民生委員等の地域支援者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例検討会 ・地域ケア会議
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20日会議(毎月20日、市社協管理職、各課係長)…モデル事業全体の進行管理 ・相談支援包括化推進会議(年2回)…松江市くらし相談支援センター(生活困窮自立支援事業)の運営協議会を活用 ・市内連携会議(年2回)…市・市社協との連携会議 	<p>(既存の会議の名称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江市くらし相談支援センター運営協議会
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p>	
<p>「子ども安心サポート基金の創設」…新たに基金を創設し、子ども食堂や学習支援の居場所づくり等の企画に対し助成を行う。</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉推進員、民生委員等が「困った人」を「困っている人」にできる地域のニーズ把握のアンテナ的存在に。 ・「ふくしなんでも相談」からひきこもりの相談より⇒ひきこもり家族会の立上げ…引きこもりの子どもを抱えた家族が共に支え合う「場」づくり ・社会福祉施設を活用した居場所づくり…法人連絡会を協働し、特別養護老人ホーム等を活用し、夜の居場所づくりを行う。 ・モデル地域包括エリアで把握された新たなニーズに対し、新たな支え合い等の社会資源を創出を検討する。 ・既に市内 47 カ所の社会福祉法人で法人連絡会を立ち上げている。新たなニーズに対し具体的な事業企画(子どもの居場所づくり、ふくしなんでも相談等)をすることで、財源的、人材的な連携強化を図っていく。 	
<p>オ その他</p>	
<p> </p>	
<p>⑧事業の成果目標</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしなんでも相談所としては、月20件程度の相談を受けている。→住民への周知、広報を図り、月相談件数25件をめざす ・対策会議10回、困難事例検討会5回、地域ケア会議10回 ・相談で把握されたニーズに対して、新たな支え合いや仕組みづくりを各包括エリアで1つは創出していく(6地域包括エリア) ・29公民館(地区社協)で最低1回は「困った人を見逃さないふくしなんでも相談研修会」を開催。 ・ふくしなんでも相談所の周知・広報…社協だよりでの広報2回、電光掲示板での広報6か月、チラシ配布 	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	
<p> </p>	

5. 成果目標の達成状況

<p>○地域力強化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点参加者数延べ 100 人目標⇒達成 ・「お知恵拝借シート」を市内 29 地区で作成することを目標⇒達成 ・地区相談員(福祉推進員)研修会を市内 29 地区で開催することを目標⇒達成 ・福祉推進員(1,600 人)を対象とした研修会の開催実施⇒福祉推進員全体研修の参加者 400 人、ブロック研修会の参加者数 123 人 ・歩いて行ける居場所づくり⇒1ヵ所設置(松江市美保関雲津地区) ・巡回相談件数目標 100 件⇒11 件(2 月現在) <p>○多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしなんでも相談所 月相談件数目標 25 件⇒4 月から 2 月までの相談件数 166 件(月 16 件程度) ・対策会議目標 10 回⇒実施 12 回 困難事例検討会目標 5 回⇒実施 1 回 地域ケア会議目標 10 回⇒実施 50 回 ・新たな支え合いや仕組みづくりを包括エリアで 1 つは創出していくことを目標とする⇒達成 ・公民館区でのふくしなんでも相談研修会の実施⇒6 回 ・ふくしなんでも相談所の周知(広報誌 2 回 電光掲示板 6 か月 チラシ配布)⇒達成
--

島根県 大田市

都道府県名	島根県	市区町村名	大田市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部 地域福祉課	電話番号	0854-83-8141
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	34,914(人)		世帯数	15,717(世帯)	
高齢化率	39.1(%)	生活保護受給率	9.05(%)	面積	436.12(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	16(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター	直営:1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>大田市は、島根県のほぼ中央部に位置し、国立公園三瓶山や世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」などを有している。市内にある大小 500 余りの集落は、市の市街地を除き、大部分が中山間地域に散在しており、高齢化の進行が著しく集落機能の低下が懸念される集落も多い。当市の産業は、これまで地場産業を牽引してきた瓦産業が他の屋根材の普及等により消費が伸びない状況にある中、高齢化に伴い福祉・介護・医療などのサービス業を中心とした第 3 次産業が増加している。観光面では、平成 28 年 7 月に三瓶山を含む「大山隠岐国立公園」が国立公園を世界に向けて PR する環境省の事業の対象地として選定され、2020 年までに受け入れ環境の整備を重点的に進めることとされた。また、2020 年開催の全国植樹祭の開催地にも決定し、関係機関と連携を図りながら、三瓶山への受け入れ態勢の充実や情報発信に取り組んでいる。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民主体による安心して暮らすことができる地域づくりに向けて、福祉委員や民生児童委員、CSW 等が連携して地域ニーズの把握及び情報の収集・共有し、課題解決に向けた地域活動の活性化を図る。また、複合化・複雑化した課題は関係機関へつなぎ、その世帯や本人に関わる機関や人々を広げ、解決へと導く。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域で生じる様々な問題を「我が事」と捉え、まずは課題に気づくこと、そして見て見ぬふりをするのではなく、誰かにつなぐこと、関わることにより、専門職と協働し課題解決に取り組もうとする気運を高めたい。また、そうした過程・経験を積み重ねることにより、地域において主体的に課題解決に取り組んで行こうとする意識醸成を図る。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	島根県大田市(社会福祉法人 大田市社会福祉協議)	
②事業名	地域福祉支え合い推進事業(CSW 設置事業、地域福祉力アップ推進事業)	
③事業実施の必要性	大田市では、少子高齢化等の影響で毎年約 500 人の人口減少が続き、地域の活力も低下傾向にある。こうした状況の中、安心して暮らせる環境を維持するため「ふれあいいきいきサロン」、「高齢者通いの場」など、様々な地域福祉活動に取り組んでおり、そこに集う高齢者、ボランティアなど地域住民が自分たちのまちの「気になる人」に気がつき、「ほっとけない」気持ちで助け合うことができる福祉の地域づくりに向け、より積極的にはたらきかけていくことが求められている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	市内全域	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区社協、単位民児協	研修の実施、地域連携の調整など	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
ふれあいいきいきサロン、通いの場など	第 2 層協議体、地区社協など	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
サロン等参加者、スタッフ	地域生活課題発見のための「気になる人、コト」の把握について	
(エ)その他		
民生児童委員・福祉委員・ボランティアなどの住民との定例的な協議や研修を行い、地域の困りごとや地域生活課題について考え、主体的に意見交換を行える仕組みづくりをモデル的に取り組む。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、社会福祉協議会の会員制度の周知と会員の増加に向けた呼びかけ		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(第1層、第2層協議体生活支援コーディネーター等) 地域包括支援センター実態把握調査		
事業の成果目標		
サロンや通いの場または研修会など地域に出かける回数を増やす。 サロンや通いの場などへ協力されるボランティアの増員により事業の継続性を担保する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	市内全域	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
ふくしよろず相談窓口	コミュニティーソーシャルワーカー等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
広報紙、音声告知放送、PR グッズ作成配布などによる周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
民生児童委員、第 2 層生活支援コーディネーター、地域包括支援センターなどと地区単位での情報交換会等を定期的開催し早期把握と連携強化に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
実務者会議による支援対象者の情報共有	自立支援主任相談員、第 1 層生活支援コーディネーター 各相談支援機関実務者	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活困窮事業実施期間(生活サポートセンターおおだ)との連携により、受け止めた相談内容を解決に向けて伴走型で支援する。		

事業の成果目標	CSW が受付けた相談についてエコマップを作成し、本人及びその世帯に関わる機関や人々の数を把握する。また、関係性にも着目し、定期的に評価をすることで関係性の変化を解決数として確認する。
ウ その他	民生児童委員・福祉委員・住民ボランティアなどを対象として、地域生活課題の早期発見に向け必要となる活動についての研修の機会を設け、いち早く住民の困りごとに気付き、CSW に繋ぐことで早期解決に向けた支援に関わるネットワーク体制づくりをモデル的に取組むため、助成金を交付する。
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	島根県大田市(社会福祉法人 大田市社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉支え合い推進事業(総合的な相談支援体制づくり事業)	
③事業実施の必要性、体制等	地域生活課題は、複合化・複雑化する傾向にあり、1つの世帯で複数の課題を抱えて悩んでいる事例も多くなっている。それらの課題について包括的に受け止め、関係する機関や団体、さらには社会資源まで一体となって解決するとともに、新たな仕組みづくりにも積極的に取組む必要性が増している。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	大田市福祉事務所、大田市社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	複合化、複雑化した地域生活課題に的確に対応するため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を適当数配置し、チームアプローチによる包括的、総合的な相談支援体制を構築する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ケースに関わる実務者:随時 実務者、各機関、専門家:月1回程度	(既存の会議の名称) 地域福祉推進支援機関実務者会議 自立相談支援事業支援調整会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 行政・福祉保健・就労・教育・民間団体等、支援実施機関の代表者:年1~2回	(既存の会議の名称) 地域福祉推進支援機関代表者会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	共同募金配分金及び社会福祉協議会会員制度の周知と会員増加に向けた呼びかけ	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	社会福祉法人連絡会による地域公益活動の取り組み	
オ その他		
⑧事業の成果目標	生活困窮者自立支援相談のプラン作成事案について、定期的な評価を行う。支援の調整を目的とした事例検討会等への参加者数(参加機関・団体数)や会議の開催回数などについても、意識的に増やす方向を目指すことで、問題解決に関わる者の増員に取組む。	
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

○地域力強化推進事業

4月に発生した島根県西部地震により立ち上げた「災害ボランティアセンター」に設置した専用電話をセンター閉鎖後も引き続き「ふくしよろず相談窓口」として使用している。

これにより、市民からの困りごとを広く受け止める場として機能させ、地区担当CSWがアウトリーチにより相談対応を行っている。

また、生活支援体制整備事業との連携では、第2層生活支援コーディネーターとの意見交換会を定期的を開催し、地域内での福祉活動の活性化を図るべく様々な取組を強化している。

当初の計画ではモデル地区の設定を予定していたが、震災被害からの地域ごとの復興に合わせてるように様々な活動の見直しや新たな仕組みづくりに向け、全市的に取組を進めている。

・ふくしよろず相談窓口相談件数(9月～2月) 145件

○多機関の協働による包括的支援体制構築事業

複合的な課題を抱える困難事例等に対応するため、支援実施機関代表者会議及び実務者会議を設置した。これにより、CSW、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などから相談支援包括化推進員へ繋がれた困難事例等について、関係者が集まり皆で考えながら支援する体制の構築を目指す。

- ・庁内連絡会議(1回開催)
- ・支援機関代表者会議(1回開催)
- ・支援機関実務者会議
- ・支援調整会議

岡山県 岡山市

都道府県名	岡山県	市区町村名	岡山市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉局保健福祉企画総務課	電話番号	086-803-1204
参考 URL	http://www.city.okayama.jp/hofuku/hukushisoumu/hukushisoumu_00071.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	709,241(人)	世帯数	327,462(世帯)
高齢化率	25.8(%)	生活保護受給率	1.9(%)
面積	789.95(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	80.4(%)	公立小学校数	91(校)
		公立中学校数	36(校)
地域包括支援センター	委託: 16か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 3か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>岡山市は国内交通の要衝で、温暖な気候が特徴の政令指定都市である。コンベンション開催件数は年々増加し、西日本有数であるとともに、2014 年には ESD ユネスコ世界会議を開催し、ESD を主導する都市として世界から高い評価を得ている。</p> <p>観光資源としては、5世紀にあった王国の遺跡が数多く残るほか、17 世紀末に築庭され、日本3大庭園の一つに数えられる後楽園はミシュランで3つ星を獲得している。また、岡山名産の白桃、マスカット、ピオーネ等の果物は国内外で高い評価を得ている。</p> <p>さらに、人口当たり国内トップクラスの医師数、病院数を誇り、高度医療を提供する医療機関が集積する医療先進都市である。こうした豊かな医療資源をいかし、誰もが医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で健康に暮らせるまちづくりを進めている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	複合課題を抱えた市民が岡山市のどこの相談機関に相談しても、漏れなく適切な支援が受けられるよう、各相談機関が世帯全体の課題の把握を確実に行うとともに、他の相談機関と連動する体制を構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	岡山市地域共生社会推進計画に掲げる、「誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるまち」を実現するため、医療・介護・福祉はもちろんのこと、産業、就労、防犯・防災、環境、交通、住まい、まちづくりなど福祉の領域を超えた分野もしっかりと結びついて、何かあっても自分らしく暮らせる生活を可能にする地域包括ケアシステムを進めるとともに、抱える課題を受け止めて寄り添い、解決を促す相談体制を作り、誰もが孤立することなく暮らせる地域づくりを進める。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	岡山市(委託先:社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会)	
②事業名	岡山市多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	<p>岡山市は平成6年保健所政令市へ移行し、6福祉区に設置した保健センターを中心に子どもから高齢者まで個別支援を行ってきた。平成 21 年には政令市へ移行し、こども総合相談所(児童相談所)、地域こども相談センターなどを設置し、また、平成 25 年には当時モデル事業であった生活困窮者自立支援事業(社会福祉協議会へ委託)を全国に先駆けて実施し、市民一人ひとりに寄り添う個別支援を行ってきたところである。このような経緯の中、岡山市においては個別支援を行う中で、それぞれの相談機関でノウハウと実績を積んできたが、次のような課題が表面化している。</p> <p>○保健センターにおいて精神障害者などを支援する中で、医療へのつなぎや、保健・福祉面での支援はできているが、住まい、権利擁護などの課題について対応に苦慮している。</p> <p>○一方、生活困窮者自立相談支援機関である「寄り添いサポートセンター」においては、福祉面での課題に対しての解決能力は高まっているが、保健・医療面での視点が欠けており、保健センターとの連携も十分とはいえない。</p> <p>○また、直近の支援ケースでは、同一世帯の親子に対して、親への支援を寄り添いサポートセンターが行い、子どもへの支援をこども総合相談所がそれぞれ行っていたが、情報が共有されないまま数年間それぞれが支援していた、というケースもあった。このような課題への対応や、社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、平成29年度に新たに地域共生社会推進計画(地域福祉計画)を策定し、全庁的に地域共生社会を推進することとしている。</p> <p>そして平成30年度から総合相談支援体制づくりの具体化に向けて、社会福祉協議会に新たに相談支援包括化推進員を配置し、保健と福祉の連動による一体的な支援体制づくりや、個人ではなく世帯の課題を把握し、包括的に支援する体制づくりを進めていく。</p>	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<p>資格:社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員 経歴:日常生活自立支援事業専門員、法人後見事業担当、貸付担当、地域福祉担当</p>	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会	
⑦事業内容	<p>ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</p> <p>岡山市では「福祉事務所」、「保健センター」、「地域こども相談センター」、「地域包括支援センター」などを6福祉区にそれぞれ設置するとともに、「寄り添いサポートセンター」、保健・医療・介護・福祉の相談窓口である「地域ケア総合推進センター」、妊娠・出産などの総合相談窓口である「産前・産後ステーション」など様々な相談機関を設置している。これらの相談機関は各制度をベースとする専門職の力により、これまで様々な課題を解決してきた。</p> <p>岡山市においては、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの連動をスムーズに行う体制づくりを進めることにより、各相談機関の強みをいかした包括的な相談支援体制のモデルを構築していく。</p> <p>※市役所内にワンストップ窓口を作るのではなく、各相談機関に相談があったケースについて、それぞれの相談機関が連動する体制を作ることにより、どの相談機関に市民が相談しても、保健・福祉が連動したサービスを漏れなく提供する体制づくりを推進する。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>①複合課題ケース検討会 役割:専門職等が一堂に会し、複合課題を抱える個別ケースの支援を行うためのトータルケアプランを作成する。 開催回数:週1回(案件がある場合のみ) 参加者:地域包括支援センター、保健センター、寄り添いサポートセンター、市職員等(課題に応じて関係者を招集)</p> <p>(既存の会議の名称) 新たに設置</p>	

<p>②複合課題解決アドバイザー会議 役割:保健・医療・介護・生活困窮、児童福祉など各分野に精通する相談機関の長をアドバイザーとして選任し、困難ケースの対応方針の決定や、世帯のトータルケアプランについての助言・指導を行う。 開催回数:月1回 参加者:複合課題解決アドバイザー、困難事例を抱える各相談機関、市職員等(課題に応じて関係者を招集)</p>	
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ①相談支援体制づくりワーキンググループ 役割:相談支援体制づくりを進める中で、出てきた課題を整理し、相談支援包括化推進員や各相談機関の役割分担の見直し・連動のルール作りや、ケース検討を重ねる中で必要なサービスについて検討を進める。 また、各局・各課との調整が必要となる場合は、個別のテーマ毎に相談・調整を行い、必要に応じてテーマ別ワーキングを立ち上げ、議論を行う。(教育と福祉の連携など) 開催回数:週1回または週2回 参加者:相談機関主管課(保健福祉企画総務課、地域包括ケア推進課、生活保護・自立支援課など)、相談支援包括化推進員 ②相談支援体制づくりコアメンバー会議 役割:相談支援体制づくりワーキングを円滑に進めるため、コアメンバーによる課題と方向性の整理を事前に行う。 開催回数:週1回 参加者:保健担当部長、保健福祉企画総務課、保健管理課、福祉事務所、相談支援包括化推進員</p>	<p>(既存の会議の名称) 新たに設置</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p>	
<p>社会福祉法人など関係者が議論する場を設け、社会福祉法人の主体的な地域貢献事業を促進する中で、自主財源の確保策についても検討していく。</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p>	
<p>社会福祉法人など関係者が議論する場を設け、社会福祉法人の主体的な地域貢献事業を促進する。また、医療法人や介護サービス事業所などと議論する場を設け、医療・介護・福祉の専門職や企業などの地域づくりへの積極的な参画を促進する。</p>	
<p>オ その他</p>	
<p>地域共生社会実現のためには組織横断的な相談支援体制づくりが求められることから、市保健福祉局の主管課である保健福祉企画総務課が複合課題のケース検討や市内部・関係機関との調整を相談支援包括化推進員とともに積極的に行っている。</p>	
<p>⑧事業の成果目標</p>	
<p>①複合課題ケース検討会の開催件数 20件(平成30年度)</p>	
<p>②関係機関による適切な支援に繋がったケース割合 90%(平成30年度)</p>	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	
<p>平成30年度は介護保険法の地域支援事業における生活支援コーディネーターを6名配置し、高齢者を対象とした地域支え合い活動を推進することとしている。個別支援を行う相談支援包括化推進員と地域支え合いを行う生活支援コーディネーターの2つの事業を進める中で、地域力強化事業の具体的内容について、検討していく。</p>	

4. 成果目標の達成状況

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

今年度前半は主に事業体制の整備やルール作りを行い、ワンストップ窓口の設置ではなくどの相談窓口からも適切な支援につながる総合相談体制づくりに取り組んだ。具体的には、以下のとおり。

- ・相談機関同士の情報共有を円滑に行うために作成した「つなぐシート」を、市内の各相談機関や窓口へ配布し、世帯全体の課題把握を義務化した。
 - ・「相談機関一覧」を作成し、つなぐシートと共に市内の各相談機関や窓口へ配布した。各相談機関の存在とその役割の見える化を図ることで、各職員が相談者の困りごとの適切なつなぎ先を判断できるようにした。また、確実かつスムーズにつながるように、機関ごとに主担当と副担当を定め、相談機関一覧に記載し、他機関からの相談を断らないことをルール化した。
 - ・分野をまたがる複数の課題を抱えるケースや、制度の狭間にこぼれ落ちるケースなど、主担当となる相談機関が定まらずに支援が困難なケースは「主管課である保健福祉企画総務課が適切な主担当（調整役）の相談機関を決定する」とし、支援の停滞を防ぐルールを定めた。
 - ・総合的な相談支援体制の整備に伴い、各分野に精通した「複合課題解決アドバイザー」を選任した。各分野の関係者が一堂に会する協議の場を設けることで、現場の担当職員のみでは支援調整が非常に困難なケースへの助言・指導を受けることを可能とし、属人的に行われていた相談ルートを、システムチックに整備した。
- 今年度後半は具体のケースについて事業運用を開始した。相談支援体制づくりワーキンググループや相談支援体制づくりコアメンバー会議で運用上の課題を洗い出し微調整を行いながら運用している。運用後の効果については、以下のとおり。

- 複合的な課題を抱える世帯が複数の相談機関と別々に話をする中でどうしたらよいか判断がつかず、サービスが導入できなかったケースについて、複合課題ケース検討会を開催し、相談機関が連携して導入すべきサービスの優先順位を決め、支援方針を決定したことで、サービス導入につながった。
- 複数の相談機関が地域から相談を受けていたが、本人からのSOSが出ないため、どの相談機関も関わることができなかったケースについて、複合課題ケース検討会を経て、複合課題解決アドバイザー会議を開催した結果、複数の相談機関と地域が連携して介入していく方針が決まり、支援への道筋が見えてきた。

○成果目標の達成状況

① 複合課題ケース検討会の開催件数 22回（平成30年度目標20回）

10月から本格的な事業運用を開始し、本格運用以前からモデル的に受けていたケースも含め、2月末現在で相談支援包括化推進員が対応した困難ケースは15件、関係機関等を集めた「複合課題ケース検討会」は22回開催となっている。

② 複合課題解決アドバイザー会議の開催件数 2回

調整が非常に困難なケースの助言・指導の場として「複合課題解決アドバイザー会議」を定例化し、10月、1月に会議を開催、各分野の識者が集い支援方針の検討を行った。3月も開催予定。

③ 関係機関による適切な支援に繋がったケース割合 87%（平成30年度目標90%）

平成31年2月末現在で15件のケースを受け付け、その内13件を関係機関とともに支援に繋ぐことができた。調整中は2件あるが、2月に受け付けた案件であることから、今後関係機関による複合課題ケース検討会を開催し、支援に繋げることとしている。

課題としては相談機関から相談支援包括化推進員への相談が伸び悩んでおり、「どういったケースをあげていいかわからない」といった声がある。このため、これまで扱ったケースを整理し、どういったケースを扱うかを整理するとともに、成功事例を「見える化」し、わかりやすく各相談機関に周知していく。また、各相談機関を回り、本事業の趣旨と内容について徹底を図る。

また、事業運用開始に伴い10月～11月にかけて市内の各相談機関・窓口、現状で他の相談機関とどの程度連携がとれているかについて調査を実施した。本市の規模に応じて窓口も細分化されており、分野によって連携状況にもバラつきは見られたが、“密な連携がとれている”と感じている機関の割合は全体の28%にとどまった。今回整備した「つなぐシート」や「相談機関一覧」等の活用により、この数値が上がることを目指し、継続した調査を行う予定としている。

岡山県 倉敷市

都道府県名	岡山県	市区町村名	倉敷市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康長寿課地域包括ケア推進室	電話番号	086-426-3417
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(H31.1 月時点)

人口	482,541(人)	世帯数	210,277(世帯)		
高齢化率	27.0(%)	生活保護受給率	14.9(%)	面積	355.63(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	不明(%)	公立小学校数	64(校)	公立中学校数	28(校)
地域包括支援センター	委託:25か所(社会福祉法人、医療法人、社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:2か所(社会福祉法人、NPO)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> ・全国有数の観光地、倉敷美観地区があり、平成 29 年の観光客数は 5,432 千人。 ・水島臨海工業地帯を有し、倉敷市の製造品出荷額(平成 26 年)は全国第3位(4.6 兆円)で工業都市の面もある。 ・市内には 3 次救急を担う医療機関が 2 か所あるなど、医療サービスは充実している。 ・H30.7 月豪雨災害により、特に真備地区において莫大な被害を受け、現在は復興に向け取り組みを進めている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>平成 28 年度から地域づくりを応援する生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のサロン活動の見える化や生活支援・介護サポーター等の人材養成を行い、高齢者が地域で元気に活躍できる場や人づくりを推進した。</p> <p>本事業ではコーディネーターが高齢者や子ども、障がい者など、地域で多様な住民を支え合っている活動事例を収集し、ガイドブックにまとめ、市内の各地域へ働きかけを行うことで、さらに地域の支え合い活動を推進する。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>元気な高齢者が支援を必要とする高齢者や障がい者等を支援していくこともできると、小地域ケア会議や地区社協等で我が事として考えられる機運をつくり、多世代交流サロンや子ども食堂、見守り活動等が地域住民主体で実現されることを目指す。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	倉敷市(倉敷市社会福祉協議会)	
②事業名	地域支え合い推進事業	
③事業実施の必要性	小学校区を基本とした小地域ケア会議で地域課題解決に向けた情報共有、検討を行っている。平成29年度から地域共生社会を見据え、生活支援コーディネーター(市社会福祉協議会に配置)が会議に参加し、助言や関係者のネットワークづくり等支援し、3世代交流サロンや子ども食堂、移動支援等の取組みが始まる地域が出るなど、地域の支え合い強化が進んでいる。一方、地域の支え合い活動の担い手、後継者不足等から継続した活動にならないこともある。そのため、高齢者の社会参加を推進し、地域で元気に活躍する方を増やすことで、地域活動を応援する。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域		482,530人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域活動の担い手等として元気に活躍している高齢者	スポーツ、生涯学習、健康づくり等の地域活動に参加して活躍している事例の情報提供	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
小地域ケア会議(ケア会議を通じて3世代交流サロン、子ども食堂等の通いの場)	地域包括支援センター	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
小地域ケア会議、地区社協役員、民生委員等	通いの場づくり、地域の支え合い活動等を行っている市内の活動団体による実践発表とグループワーク	
(エ)その他		
高齢者の社会参加を進め、介護予防や地域貢献につなげるいきいきポイント制度(ボランティア活動に応じて年間最大5,000円の交付金を受け取れる仕組み)を推進し、地域で活躍する方の増加を図り、地域の支え合いを強化する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
通いの場の場所等を社会福祉法人や企業が地域住民の活動に提供してもらう。 (例えば、特養の地域交流スペースをサロンや認知症カフェの場として提供いただく)		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)		
事業の成果目標		
住民が地域で気軽に集い、交流する通いの場 H29:500か所(見込) ⇒ H30:520か所 いきいきポイントのボランティア登録者数 H29:720人 ⇒ H30:825人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域		482,530人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
小地域ケア会議(事務局:高齢者支援センター)	高齢者支援センター(地域包括支援センター)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
市内4地区のミニフォーラム、市全体のフォーラム等を開催し、小地域ケア会議を通じた地域の支え合い活動を発表し、小地域ケア会議の周知とともに会議の活性化を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域包括支援センターが行う高齢者実態把握調査を推進し、高齢者世帯を中心に訪問し、生活状況を聞き取る中で、高齢者のみならず家族にも支援が必要な方の把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
担い手の養成、福祉の意識の醸成等を生活・介護支援サポーター養成事業や市民向けフォーラムで行う	生活支援コーディネーター	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業(地域包括支援センター)、生活支援体制整備事業		

事業の成果目標	
ミニフォーラム、フォーラム参加者数	延べ 450 人(60 人×4 地区、全市 210 人)
実態把握調査件数	16,500 件
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
平成 30 年度は生活支援コーディネーターが支援機関が集まる会議や研修に参加し、支援機関の窓口や支援内容を把握するとともに、地域活動の情報提供を行う等により、支援機関の情報共有、支援機関と地域住民との協働に向けたネットワークづくりを推進する。この取組みを通じて平成 31 年度以降の相談支援包括化推進員の位置づけや所属組織等、体制について検討する。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	倉敷市 (倉敷市社会福祉協議会)
②事業名	地域支え合い推進事業
③事業実施の必要性、体制等	本市では、小地域ケア会議で地域課題解決に向けた情報共有、検討を行っており、これまでに3世代交流サロンや子ども食堂、移動支援等の取組みが始まる地域が出るなど、地域の支え合い強化を進めている。市内真備地区においても、7 箇所で小地域ケア会議が開催されていたが、平成 30 年 7 月豪雨により被災し、集まる場と共に地域の担い手である会議メンバーが家を離れるなど人材を失っている。このため、地域包括支援センター主催の従来のやり方にとらわれず、新たな人材や協力者を探り、地域共生の視点で協議が行われるよう生活支援コーディネーターが関係機関と調整するなどして、地域課題を話し合う新たな小地域ケア会議の場を整備する必要がある。 また、真備地区では被災前から高齢、障がい、子どもなど関係機関がお互いの業務を知り、連携強化に向けた「真備連絡会」を開催しており、被災後も従来の関係機関に加えて、市民、災害支援団体も参加し開催するなどの取組を続けている。これら支援機関の連携や支援機関と地域住民が連携するなかで生まれた支えあいの好事例をまとめ、市全体へ発信し、支え合いや連携の強化を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	今年度は生活支援コーディネーター(5名配置)が暫定的に包括化推進員の役割も踏まえた活動を行い、当該事業を展開する中で、市として包括化推進員の本格的な配置について検討していく。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	倉敷市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
平成 30 年度は生活支援コーディネーターが支援機関が集まる会議や研修に参加し、支援機関の窓口や支援内容を把握するとともに、地域活動の情報提供を行う等により、支援機関の情報共有、支援機関と地域住民との協働に向けたネットワークづくりを推進する。この取組みを通じて平成 31 年度以降の相談支援包括化推進員の位置づけや所属組織等、体制について検討する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域包括支援センター(25か所)で開催され、年間延べ約100件開催。 参加者は民生委員、ケアマネジャー、介護事業所、保健師、障がい者支援センター、生活自立支援センター等	(既存の会議の名称) ミニ地域ケア会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 (地域ケア会議)医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、社協、民生委員、愛育委員、栄養委員等 (小地域ケア会議)地域の各種団体(民生委員、愛育委員、栄養委員、老人会、自治会、地区社協等)、社協、市保健師、その他地域の実情に応じて参加者を参集 (真備連絡会)真備地区の高齢、障がい、子ども部門などの関係機関	(既存の会議の名称) 地域ケア会議(行政区単位) 小地域ケア会議(小学校区単位) 真備連絡会 支援者連絡会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人や企業等から地域の移動支援に係る車両等提供やサロン、子ども食堂等の居場所提供及び人材の確保等。 コミュニティ農園で収穫された野菜等を地域の福祉施設や子ども食堂等への提供。	

<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>真備で暮らし続ける方への支え合い支援等を行う中で、高齢者、障がい者、生活困窮、子ども、NPO、災害関係等の支援機関の窓口やお互いの役割を知る事に加え、地域課題に対し、地域や関係機関が連携したことで解決につながったり、そこで生まれた地域の支え合いの事例等を収集、見える化し、被災していない他地域でも展開できるヒントとなることなどを通じ、支え合い活動を強化する。</p>
<p>オ その他</p>
<p>⑧事業の成果目標</p>
<p>ミニ地域ケア会議開催件数 110 件 生活支援コーディネーターが支援機関連携の会議、研修等への参加回数 5件</p>
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>
<p>小地域ケア会議の再建に向けた取り組みと、生活支援コーディネーターが小地域ケア会議に参加し、情報提供や関係者間のネットワークづくりを行うことで、住民主体の地域の支え合い活動を強化する。災害後の地域の支え合い活動の担い手として活躍している高齢者や障がい者等の活動や秘訣等をまとめ、住民や関係機関に情報提供することを通じて、地域づくりを推進する。</p>

5. 成果目標の達成状況

○地域力強化推進事業について

・住民が地域で気軽に集い、交流する通いの場(H29:500か所(見込)⇒H30:520か所)

H30年度に生活支援コーディネーターが把握した通いの場→約600箇所

(内、ふれあいサロン助成申請団体263箇所)

H28年度に作成した「通いの場ガイドブック」やH29年度に作成した「暮らし輝の支え合い(支え合い活動事例集)」の普及、支え合いのまちづくりフォーラム等の開催、出前講座や通いの場を中心に地域づくりの話し合いを進めていく中で、高齢者のみならず、3世代等の多世代、立場を超えて集う必要性が醸成されたことで、潜在化されていた通いの場が健在化する機会となったり、新たに通いの場が作られるなど、増加につながっている。H30.7月豪雨災害により大きな被害を受けた真備地区においては、活動を中断したふれあいサロン等の通いの場の再開支援に向け、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等の支援により、災害前に助成申請をしていた“ふれあいサロン”25か所中14か所が再開、さらに1か所の新規サロンが開設されている。

・いきいきポイントのボランティア登録者数825人を目標として推進(H29:720人⇒H30:825人)

平成31年2月末時点で718人

昨年度(H29)からボランティア対象の年齢を65歳以上から40歳以上の方に拡大したところ、40～64歳でボランティアとして活動されている方は平成31年2月末時点で81人(平成29年度81人)となっており、その内、60～64歳までの方が49人(平成29年度44人)であり、退職後に地域でボランティア活動をしたいという方の掘り出しにもつながっている。

また、ボランティア活動場所を介護保険施設に加え、平成28年度から子育て施設、平成29年度から障がい者施設も対象としたところ、子育て施設19か所、障がい者施設13か所がボランティア受入れ施設として登録がされている。(受入れ施設の登録は、平成30年度348か所)

さらに、ボランティア未登録者等を対象として、登録活動者の増加及びより多くの施設で活動が展開されることを目指した“ボランティア体験事業”やボランティア登録しているが、実際の活動に結びついていない課題に対する“いきいきポイントマッチングイベント”を開催し、ボランティア活動を通じた社会参加の推進について取り組みを進めている。しかし、平成31年2月末時点において、いきいきポイントの登録者は718人と、目標に達していない。

・ミニフォーラム、フォーラム参加者数 延べ250人の見込。(全市フォーラム参加者)

豪雨災害により年度当初予定していた地区ごとに開催するミニフォーラムについては、今年度実施を見送る。全市対象のフォーラムは3月に開催し、250名の住民・関係機関の参加を目指し広報中。

・実態把握調査件数 16,500件

高齢者のみならず家族にも支援が必要な方の把握に努めるために、地域包括支援センターによる実態把握調査を年間16,500件を目標に取り組みを進めており、H30年12月末実績:12,636件(3月末見込み:16,848件)の把握をしている。

○多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

・ミニ地域ケア会議開催件数 110件→H30年12月末実績:112件、3月末見込み:151件

・生活支援コーディネーターが支援機関連携の会議、研修等への参加回数 5回⇒7回以上

H31年2月末実績34回-真備連絡会への参加7回、研修会等への参加6回、災害ボランティアネットワーク会議での地域情報の発信21回-(3月末見込み:39回-真備連絡会への参加8回、研修会等への参加7回、災害ボランティアネットワーク会議での地域情報の発信24回-)

被災した地区で様々な関係団体により構成されている真備連絡会への参加及び真備連絡会主催の研修会に参加し、地域情報や課題を発信。また、災害ボランティアとして各種団体が定期的に集まる場においても毎回生活支援コーディネーターが地域の情報発信を行っている。その他、研修会開催に向けた後方支援も行って、会議や研修会参加以外にも幅広く取り組みを進めている。

岡山県 美作市

都道府県名	岡山県	市区町村名	美作市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部社会福祉課	電話番号	0868-75-3913
参考 URL	http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/hoken/shakai/sougousoudan/1530863912124.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	27,812(人)		世帯数	12,355(世帯)	
高齢化率	39.6(%)	生活保護受給率	0.56(%)	面積	429.29(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	9(校)	公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター	直営:1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

美作市は、平成 17 年3月 31 日に5町1村が合併して誕生した市である。岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県、東は兵庫県と接しており、地域全体に緑の豊かな山々と、清らかな川の流れ、その周辺に広がる田園などが調和して落ち着いたある景観を形成している。

市内には、美作三湯の一つとして知られる湯郷温泉があり、京阪神の奥座敷として人気を集めている。また、剣聖宮本武蔵の生誕地をはじめ、F1「パシフィックグランプリ」が開催された岡山国際サーキットなど豊富な観光資源に恵まれ、多くの観光客が訪れている。

しかし、その一方、その他の主要産業は農業・林業、高い高齢化率、県内の市の中で最も人口が少ない市という典型的な中山間地域の特徴も併せ持っている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民の身近な福祉活動の拠点である地区社協ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、既存の組織、取組みを活かしつつ、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができる体制づくり及び育児、介護、障害、貧困などの複合化・複雑化した課題を包括的に受け止められる総合的な相談支援体制づくりを推進する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	個人の困りごとを地域の困りごととして、支えられる側が時に支える側として、見守っていた人がいつかは見守られる人として、誰かが取り組むのではなく、誰もが参画する全員参加の地域福祉を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	美作市(社会福祉法人 美作市社会福祉協議会)												
②事業名	地域力強化推進事業 ～コミュニティーソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動～												
③事業実施の必要性	<p>現在、美作市では、地域福祉活動の基盤組織として、市内全域に31地区社会福祉協議会が設置され、定期的な会議や事業を実施し、住民主体の地域福祉活動を行っている。</p> <p>しかし、その活動のほとんどが、住民の交流や、高齢者の支援を目的としたものであり、地域に埋もれている、ニートや引きこもり、生活貧困世帯、障害者、複数の課題を同時に抱える世帯などを対象とした取組には至っていないことや、支える側と支えられる側が固定化しているなどの課題がある。</p> <p>地域の全ての人々が、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するためには、地域を包括的にとらえ、様々な情報提供による住民の学びや気づきの機会や、多様な関係者との連携など、専門的観点から地域活動を支え、コーディネートするコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)の配置が急務と考える。</p>												
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 市内全域</td> <td>(対象地域の範囲) 31地区社協単位</td> <td>(人口) 28,733人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象) 市内31地区社協</td> <td>(支援の内容) 地区担当CSWの配置による地域福祉活動の推進 地区社協毎に、担当CSW(8名)を配置し専門的観点から地区社協活動を支援する。また、市レベルでの取組の実施や、地区のCSWをバックアップするため、統括CSWを1名配置する。</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所) 遺贈の仕組みを活かした空き家による拠点整備 空家を活用して誰もが気軽に立ち寄れる場所を整備するため、遺贈についての調査研究を行う。</td> <td>(運営主体) 美作市社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象) 市内31地区社協</td> <td>(研修の内容) 住民の新たな気づき、活動を促す研修会の開催【毎年】 様々な地域課題(障害・生活困窮等)への、住民の気づきや福祉活動を促すため、地区社協に対し、市内で統一した内容で毎年研修会を行う。研修を通して、各専門職と、住民との繋がりをつくる。</td> </tr> <tr> <td>全市民</td> <td>住民と関係機関をつなぐ福祉フォーラムの開催【毎年】 地区社協関係者だけでなく、全市民を対象としたフォーラムを毎年開催する。フォーラムは、毎年様々な関係機関と協働して実施することで、住民に新たな情報提供を行うとともに、住民と関係機関との関係づくりを目的に行う。 H31年度は、社会福祉法人連絡協議会と協働開催し、地域公益事業の説明や、住民との協働のあり方についてをテーマに開催する。</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>新たな住民活動を促すボランティア養成講座の開催【毎年】 毎年開催する地区社協での研修内容にあわせて、住民がスムーズに具体的な活動を行えるように、ボランティア養成講座を行う。 想定しているボランティア養成講座:メンタルヘルスボランティア、福祉有償運転者、生活困窮者宅への大工ボランティア、一時里親など。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>社会福祉法人の地域公益事業の活用 H29年に美作市市内の社会福祉法人連絡会が設立され活動を行っている。本事業を通じて住民と社会福祉法人が連携する仕組みを構築することにより、社会福祉法人の地域公益事業を活用し、不足する社会資源づくりと、財源確保を図る。</p>		(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 31地区社協単位	(人口) 28,733人	(支援する対象) 市内31地区社協	(支援の内容) 地区担当CSWの配置による地域福祉活動の推進 地区社協毎に、担当CSW(8名)を配置し専門的観点から地区社協活動を支援する。また、市レベルでの取組の実施や、地区のCSWをバックアップするため、統括CSWを1名配置する。	(拠点の場所) 遺贈の仕組みを活かした空き家による拠点整備 空家を活用して誰もが気軽に立ち寄れる場所を整備するため、遺贈についての調査研究を行う。	(運営主体) 美作市社会福祉協議会	(研修の対象) 市内31地区社協	(研修の内容) 住民の新たな気づき、活動を促す研修会の開催【毎年】 様々な地域課題(障害・生活困窮等)への、住民の気づきや福祉活動を促すため、地区社協に対し、市内で統一した内容で毎年研修会を行う。研修を通して、各専門職と、住民との繋がりをつくる。	全市民	住民と関係機関をつなぐ福祉フォーラムの開催【毎年】 地区社協関係者だけでなく、全市民を対象としたフォーラムを毎年開催する。フォーラムは、毎年様々な関係機関と協働して実施することで、住民に新たな情報提供を行うとともに、住民と関係機関との関係づくりを目的に行う。 H31年度は、社会福祉法人連絡協議会と協働開催し、地域公益事業の説明や、住民との協働のあり方についてをテーマに開催する。
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 31地区社協単位	(人口) 28,733人											
(支援する対象) 市内31地区社協	(支援の内容) 地区担当CSWの配置による地域福祉活動の推進 地区社協毎に、担当CSW(8名)を配置し専門的観点から地区社協活動を支援する。また、市レベルでの取組の実施や、地区のCSWをバックアップするため、統括CSWを1名配置する。												
(拠点の場所) 遺贈の仕組みを活かした空き家による拠点整備 空家を活用して誰もが気軽に立ち寄れる場所を整備するため、遺贈についての調査研究を行う。	(運営主体) 美作市社会福祉協議会												
(研修の対象) 市内31地区社協	(研修の内容) 住民の新たな気づき、活動を促す研修会の開催【毎年】 様々な地域課題(障害・生活困窮等)への、住民の気づきや福祉活動を促すため、地区社協に対し、市内で統一した内容で毎年研修会を行う。研修を通して、各専門職と、住民との繋がりをつくる。												
全市民	住民と関係機関をつなぐ福祉フォーラムの開催【毎年】 地区社協関係者だけでなく、全市民を対象としたフォーラムを毎年開催する。フォーラムは、毎年様々な関係機関と協働して実施することで、住民に新たな情報提供を行うとともに、住民と関係機関との関係づくりを目的に行う。 H31年度は、社会福祉法人連絡協議会と協働開催し、地域公益事業の説明や、住民との協働のあり方についてをテーマに開催する。												

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
<p>高齢者の生活支援に関することは、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの役割となっているが、第2層のコーディネーターを社協が受託しているため、地域での会議等連携して行う。本事業を実施し、これまでの高齢者支援を主体とした協議から、全世代を対象とした事業展開を図る。</p>		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当 CSW8 人、統括 CSW1 人配置。 ・福祉会議等の定例開催【開催回数 90 回、参加人数述べ 1,500 人】 ・遺贈についての調査研究 ・(高齢者問題以外の)障がい者、生活困窮等の研修会の開催【31 会場、500 人】 ・障がい者、生活困窮、ニートなどが、就労またはボランティアという形で、地域の担い手として活躍できる仕組みづくり。【就労又はボランティア件数:H31 年度 5 件、H32 年度 10 件】 ・福祉フォーラムの開催【開催回数:毎年 1 回、参加者数 100 人】 ・ボランティア養成講座の開催【毎年1講座、参加者数:30 人】 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 31地区社協単位	(人口) 28,733人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 場所:社協各支所(旧町村単位 6カ所) 機関名:福祉出前ステーション(市社協)	(相談を受け止める人) CSW	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協広報誌 ・市社協広報誌での周知 ・地区社協福祉会議等での周知・市ケーブルテレビでの広報、活動PR(周知方法) 		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
<p>住民自らが、地区内の全世帯の生活課題を確認し合う見守り会議の開催【毎年】</p> <p>上記アの事業を実施し、住民の意識向上を図ることにより、現在行っている見守り会議(高齢者の要支援者の把握等)を、全世代を把握の対象とすることで、生活課題の早期発見に繋げる。</p>		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 権利擁護センター支援検討委員会 美作市では多職種の参加により、毎月支援検討委員会が行われている。包括的に受け止める場での対応が困難な場合には、支援検討委員会と協働して支援を行う。	(バックアップする人) 権利擁護センター(支援検討委員会)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
<p>CSWは住民の相談を丸ごと受け止めつつ、その中で、高齢者に関することは、包括職員に繋ぐ。また、高齢者に関する新たなに必要な社会資源づくりなどは、地域福祉コーディネーターと協力して実施する。</p>		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・全世代を対象とした見守り会議の開催【市内全 31 地区】 ・全 6 支所で福祉出前ステーションの開設・相談開始。 【初年度相談件数:60 件(内解決件数:20 件、つなぎ:40 件) ※つなぎ件数に関しても地域福祉での関わりを継続を目指す。 ・包括的に受け止めるための場の周知 地区社協広報誌への掲載【17 地区社協だより】、市社協広報誌への掲載【2 回】 地区社協会議での説明会の開催【31 地区社協】 		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
<p>地域力強化推進事業の実施により、地域で様々な課題が把握されるようになることが予想される。地域や各専門職に繋ぐだけでは解決されない課題にも対応するため、平成 31 年度からは、世帯全体の複合的・複雑化したニーズに対し、様々な相談支援機関等と連携しながら必要な支援をコーディネートするために相談支援包括化推進員を 1 名配置する。</p> <p>相談支援包括化推進員は、関係機関との連携のもとチームアプローチが可能となるように、現在、各関係機関の参加により構成されている美作市権利擁護センターと協働して、全市的な対応や連携について協議する相談支援包括化推進会議を毎月開催し、連携方法や、支援方針を決定する。また、統括 CSW や、地区担当 CSW と協力して、決定した支援方針に基づき、関係する機関との担当者会議を開催し、関係機関の調整を行う。</p>		

4. 成果目標の達成状況

- 住民の主体的な活動を促すための CSW の配置
 - ・社協6支所に9名のCSWを、本所に統括CSWを配置。
 - ・住民が地域の福祉課題について話し合う福祉会議にCSWが出席して地域課題について検討を行った。話し合いの中で、地域での見守りの方法についての検討や、つどいの場等の地域資源の活用についての情報交換を行った。(延べ78回開催、参加住民1,277人)
- 遺贈の仕組みを活かした空き家による新たな交流拠点の整備
 - ・遺贈についての調査研究 先進地調査を実施し、遺贈を含めた寄附のあり方検討会を3回開催した。
- 市内全地区社協での住民の新たな気づき、活動を促す研修会の開催
 - ・障がいや支援を必要とする人達を正しく理解し、支え合っていくために、地域活動支援センターと協働で地区社協の研修会を22会場324人が参加して開催した。地域活動支援センターの役割や機能、障がい者に対して地域でできる支援についての意識を高めることができた。
 - ・住民と関係機関をつなぐ福祉フォーラムの開催
12月7日、社会福祉法人等連絡協議会「美作お助け隊」との共催で「福祉のまちづくりフォーラム in 美作～地域共生社会の実現と美作お助け隊の活動について～」を開催した。基調講演のテーマは「地域共生社会の実現に向けて制度の狭間と生活困窮について」。併せて美作お助け隊の活動(地域公益事業)の報告と関係者によるパネルディスカッションを行った。フォーラムには地区社協関係者や市民約110名が参加したほか、フォーラムの様子は市内ケーブルテレビで放送された。
- 住民自らが解決を試みることができるボランティア養成講座の開催
 - ・2/25～3/13の11日間でメンタルヘルスポランティア養成講座を開催。
障がい者理解とこころの病を抱える人への寄り添い、地域との架け橋になる住民ボランティアを養成するため、「メンタルヘルスポランティア養成講座」を開催した。
精神科専門医師による講演「精神科の病気について」、社協職員による講演「ボランティアって何だろう」、当事者の体験発表、サービス事業所での体験実習、グループワーク「体験実習を終えて これから地域でできること」を実施し、38名の参加があった。
 - ・11月14日、障害者地域活動支援センターと協働で、障がい者が地域の担い手としてボランティア活動を行った。市内の農家で黒豆収穫を障がい者4名が参加して実施した。
- 社会福祉法人の地域公益事業の活用
 - ・H29年に市内の社会福祉法人が連絡協議会を設立し、地域公益事業に係る活動を行っている。本事業を通じて住民と社会福祉法人が連携する仕組みを構築することにより、社会福祉法人の地域公益事業を活用し、不足する社会資源づくりと、財源確保を図った。
生活困窮者へ弁当を配達し生活の自立に向けた支援を行う「カツ弁配達事業」の実施7件、就労訓練事業所として中間就労を行う「わーくわーく事業」の実施3件のほか、ゴミ屋敷状態にある世帯の清掃活動を行い生活上の課題解決に向けた支援を行う「お家さわやか事業」の事例検討を行った。これらの事業費は社会福祉法人の地域公益事業を活用した。
- 社協6支所での福祉出前ステーション(総合相談窓口)の設置
 - ・全6支所に福祉出前ステーションの開設及びCSW設置による相談受付を実施。
(相談件数198件、内解決9件、繋ぎ38件、継続151件)
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
 - ・地区社協広報紙への掲載【6地区社協だより】、市社協広報紙への掲載【平成31年3月号】
地区社協会議での説明会の開催【30地区社協】
福祉出前ステーションのチラシを作成し、地区社協福祉会議等60か所、延べ1,034人に周知活動を行った。
 - ・福祉出前ステーションのぼり旗を作成、各6支所の窓口に設置した。
- 地区内の全世帯の生活課題を確認し合う見守り会議の開催
 - ・住宅地図を活用し地区内全世帯の状況を確認する見守り会議を、39会場で開催し621人の住民が参加した。CSWが参加し見守り会議で困りごとを抱える住民を早期発見し、支え合い助け合うことができるよう住民の意識向上を図った。
- 権利擁護センター支援検討委員会によるバックアップ体制
 - ・毎月行われる支援検討委員会へ統括CSW、CSWが参加し、ケース検討に参加した。(11回開催。CSW延べ14人が参加)

広島県

都道府県名	広島県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域福祉課	電話番号	082-513-3144
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2,819,962(人)	世帯数	1,236,700(世帯)		
高齢化率	28.2(%)	生活保護受給率	1.5(%)	面積	8,479(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	不明(%)	公立小学校数	474(校)	公立中学校数	236(校)
地域包括支援センター	直営: 17か所, 委託: 83か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営: 10か所, 委託: 20か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>中四国最大の都市である広島市が所在する一方、県南部には瀬戸内海、県北部には中国山地があり、海・山の自然にも恵まれている。</p> <p>自動車メーカー「マツダ」が所在するなど、工業が盛んである一方で、レモンや牡蠣など、農水産物の生産も盛んである。</p> <p>沿岸部の離島や中山間地域では、高齢化が進行しているほか、交通の便が悪くなっており、移動が困難になっている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	県内全市町に設置され、広く分布している老人福祉施設を「地域の支え合い活動の場」として育成することで、地域共生社会実現に向けた基盤の一つとする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	老人福祉施設が積極的に地域との関係を築き、福祉施設としての強みを活かしながら、地域のニーズを満たしたり、課題解決を図ることで、地域の支え合い活動の拠点となるようにするとともに、そうした動きを全県に広めていきたい。

3. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	広島県(広島県老人福祉施設連盟)
②事業名	地域共生社会推進事業
③事業実施の必要性、体制等	県民が安心安全に暮らせる地域づくりを進めるためには、多様な機関・団体をはじめ地域住民や様々な社会資源と協働した地域包括ケアシステムの強化が必要であるため、広島県老人福祉施設連盟において、施設長等で構成するプロジェクトチームを中心に、会議、研修会、事例の収集等を行い、老人福祉施設・事業所が「地域の福祉拠点」としての役割を担っていくための方策を検討する。
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象) 老人福祉施設及び地域住民並びに市町職員を対象とする。	
(取組内容) 地域住民が老人福祉施設を支え合いの場として活動できる拠点の整備をすすめるための取組方法を検討する。 ・プロジェクトチームによる検討会議の開催 ・県内の各地域の実情に応じた研修会の開催 ・他県及び県内の先進事例を収集し、今後の取り組みの方向性を整理	
⑤事業の成果目標	
県内6か所の老人福祉施設が「地域の支え合い活動の場」としての取組を進めており、そのノウハウをとりまとめ、他の施設に伝達することができるようになっている。	

4. 成果目標の達成状況

<p>○ 特別養護老人ホーム6施設が、地域の支え合い活動の拠点になれるよう、次のような取組を実施。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会主催行事への施設内交流スペースの提供 ・ 施設を避難場所と想定した地域住民との合同防災訓練 ・ 地域住民との積極的な交流を通してニーズを把握し、認知症に関する講演会を開催 ・ 行政、自治センター、地域内の医療・福祉関係事業所等が参加する連携懇談会を開催し、地域課題の解決について協議 ・ 福祉人材の充実及び活動の活性化に向けた課題解決方策の検討 <p>○ 上記の取組を進めていくため、実施施設の施設長・生活相談員等を構成員とする会議を5回開催し、各施設の現状報告及び助言を実施した。</p> <p>○ 3月には、県内の老人福祉施設の施設長が集まる会議において、実践報告を行うこととしているが、県内市町に対しても出席を求めるなど、情報共有を図る予定である。</p> <p>○ また、3月中に、上記6施設の取組内容及び他県施設の事例をとりまとめた事例集を作成し、各老人福祉施設が同様の取組を進める際の参考にさせていただく予定である。</p>

広島県 広島市

都道府県名	広島県	市区町村名	広島市		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域福祉課	電話番号	082-504-2799
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,196,138(人)		世帯数	564,275(世帯)	
高齢化率	24.8(%)	生活保護受給率	2.07(%)	面積	906.68(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	58.4(%)	公立小学校数	142(校)	公立中学校数	63(校)
地域包括支援センター	委託:41か所(社会福祉法人等)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:8か所(市社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

- ・緑豊かな山々に抱かれ、南には波静かな瀬戸内海が広がるなど恵まれた自然環境を有している。
- ・ものづくりの高い技術を有する地場産業(特に中小企業)が多い。
- ・「平和都市ひろしま」として迎える平和を推進しており、世界各国から観光客が訪れる。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	これまで高齢、障害、子ども等の対象者の属性ごとに充実させてきた福祉サービスでは対応が困難なケースが浮き彫りとなってきており、多様な支援ニーズに的確に対応していく分野横断的な総合相談体制の整備を進める必要がある。また、そうした課題を抱える世帯が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域で活動する法人等も含め、地域の力で支え合うことが重要である。こうしたことから、この度、住民に身近な相談機関で総合相談を行い、地域の各関係機関と連携しながら課題解決に向けた支援を行う事業を実施する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで地域で支援につながっていなかった人が相談機関につながり、課題解決に向けて少しでも前進することができるようになる。 ・地域での活動に関心を持っていなかった人たちが、地域で困っている人に気を配ることができるようになる。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	広島市(委託先 社会福祉法人福祉広医会(地域包括支援センターを運営))	
②事業名	地域共生社会の実現に向けた地域における総合相談モデル事業	
③事業実施の必要性、体制等	これまで高齢、障害、子ども等の対象者の属性ごとに充実させてきた福祉サービスでは対応が困難なケースが浮き彫りとなってきており、多様な支援ニーズに的確に対応していく分野横断的な総合相談体制の整備を進める必要がある。また、そうした相談ができる敷居をできるだけ低くするため、身近な地域で相談できる窓口の設置が必要である。こうしたことから、住民に身近な相談機関に相談支援包括化推進員を配置し、地域の各関係機関と連携しながら相談支援を行うモデル事業を実施する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	福祉分野における相談支援機関に1年以上の実務経験を有する者を要件(従事者は精神科病院で精神保健福祉士として10年、地域包括支援センターで社会福祉士として8年、障害者相談支援事業所で相談支援専門員として3年の経験を有する)	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	広島市基町地域包括支援センター(モデル事業として1地域で実施)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
住民に身近な相談機関で、対象属性に関わらず、世帯全体における課題を把握し、分野横断的な総合相談支援を行う。なお、市が積極的に関わり、地域の各機関とのネットワークを構築し、総合相談機関から各機関へ、各機関から総合相談機関へつなぐ関係を築くとともに、定期的な情報交換会を開催する。また、民生委員とも十分に連携し、複合的な課題を抱える世帯のアウトリーチを積極的に行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 事案に関係する分野の相談機関のスタッフ等で検討ケースが発生する度に随時開催し、支援方針などを決定する。	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 高齢、障害、子どもの各相談機関のスタッフ、自立相談支援機関の相談支援員、区社協、民生委員等で2か月に1回程度会議を開催し、事例紹介、各相談機関における情報提供などを行う。	(既存の会議の名称) ・地域ケア会議 ・高齢者等見守りネットワーク	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
地域内の社会福祉法人の協力を得るとともに、企業等からの寄付金拠出の働き掛けを行う。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
ウの取組による財源を基に、地域において不足する社会資源の開発を行う。 (単身世帯への見守り、買い物支援など)		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
複合的な課題を抱える者の相談件数、プラン作成件数、プラン終結件数、各課題の解決件数		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
当該事業は地域における総合相談のモデル事業であることから、地域住民の協力、参画が必要である。そのため、翌年度は地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決するための機能整備(地域住民の参加を促す活動等)を検討する。		

4. 成果目標の達成状況

事業の開始が平成31年2月と当初の予定から大きく遅れることになった。そのため、今年度は十分な目標達成には至らなかった。 ※参考 支援件数:8世帯17名、プラン作成件数0件、課題解決件数:0件
--

広島県 呉市

都道府県名	広島県	市区町村名	呉市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	呉市福祉保健部生活支援課自立支援室	電話番号	0823-25-3570
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	224,922(人)	世帯数	110,358(世帯)		
高齢化率	34.32(%)	生活保護受給率	16.08(%)	面積	353(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	74.1(%)	公立小学校数	36(校)	公立中学校数	26(校)
地域包括支援センター	委託:8カ所(医師会,社協,同済義会,三篠会,かるが会,和恒会,白寿会)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1カ所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>瀬戸内海で一番長い海岸線(約300km)や山々、海に浮かぶ多くの島々など豊かな自然環境に恵まれ、海軍が築いた造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業などの「ものづくり」の技術を引き継ぎ、大和ミュージアム、音戸の瀬戸、御手洗町並み保存地区など多様な地域資源で満たされたまちです。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>育児、介護、障害、貧困等の生活課題を抱えるケース、またはこれらが混在するケースを包括的に受け止める総合相談体制づくり(入り口づくり)と、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制・活動づくり(出口づくり)を支援・推進することによって、すべての人が安心して暮らし続けることができる地域づくりと、年齢や障害の有無を問わず、それぞれが社会的役割を担うことによって、生きがいと活力のある「地域共生社会」の実現を目指していく。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域住民自らが地域の課題(福祉分野以外も含む)に気づき、それが自分に直接関わることのない事案であっても、地域の社会資源を活用しながら自らで対応し解決を試みるようになる。特に、地域で見過ごされ、孤立し、自力で相談もできないような人について、皆が「我が事」と捉まえ、相談体制につなげていけるような意識の変化を起こしていきたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	呉市																																																																																																																
②事業名	生活困窮者自立支援相談支援事業																																																																																																																
③事業実施の必要性	人口減少により、要介護者、障害者、児童が減少し、これまでのサービス提供が困難となるが見込まれる。そのため、制度の枠組みを超えた多様なサービスが提供できる「地域共生型サービス」の創設に取り組む必要性がある。																																																																																																																
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>呉市豊浜町(安芸灘地区)</td> <td>豊浜小学校区</td> <td>1,481人(6,218人)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</td> </tr> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td colspan="2">(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>民生・児童委員、市社協、地区社協、地域包括センター等</td> <td colspan="2">各会合に参加し、情報の共有化を図る</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td colspan="2">(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>豊浜まちづくりセンター内</td> <td colspan="2">呉市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域住民等に対する研修の実施</td> </tr> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td colspan="2">(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>各種団体の窓口となる人</td> <td colspan="2">連携強化の必要及び取組について</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特になし</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="3">共同募金を活用する</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)を活用して活動の範囲を拡大する</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td> </tr> <tr> <td colspan="3">誰でも気軽に集える(仮称)「地域サロン」の創設</td> </tr> </table> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>呉市豊浜町(安芸灘地区)</td> <td>豊浜小学校区</td> <td>1,481人(6,218人)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</td> </tr> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td colspan="2">(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>豊浜まちづくりセンター内</td> <td colspan="2">呉社協の臨時雇用職員</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</td> </tr> <tr> <td>(周知方法)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">ケーブルテレビ等による町内広報</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</td> </tr> <tr> <td>(把握の方法)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">民生・児童委員、市社協、地区社協、地域包括支援センター等との連携体制を構築する</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</td> </tr> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td colspan="2">(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>地域全体で課題解決を試みる体制づくり</td> <td colspan="2">包括的相談支援推進員</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域包括支援センターの事業の対象者を拡大して運用する</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td> </tr> <tr> <td colspan="3">子ども、障害者、高齢者など誰でもが集えるサロンづくり</td> </tr> </table> <p>ウ その他</p> <p>特になし</p> <p>⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	呉市豊浜町(安芸灘地区)	豊浜小学校区	1,481人(6,218人)	(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			(支援する対象)	(支援の内容)		民生・児童委員、市社協、地区社協、地域包括センター等	各会合に参加し、情報の共有化を図る		(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			(拠点の場所)	(運営主体)		豊浜まちづくりセンター内	呉市社会福祉協議会		(ウ)地域住民等に対する研修の実施			(研修の対象)	(研修の内容)		各種団体の窓口となる人	連携強化の必要及び取組について		(エ)その他			特になし			地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			共同募金を活用する			事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)を活用して活動の範囲を拡大する			事業の成果目標			誰でも気軽に集える(仮称)「地域サロン」の創設			(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	呉市豊浜町(安芸灘地区)	豊浜小学校区	1,481人(6,218人)	(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)		豊浜まちづくりセンター内	呉社協の臨時雇用職員		(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			(周知方法)			ケーブルテレビ等による町内広報			(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			(把握の方法)			民生・児童委員、市社協、地区社協、地域包括支援センター等との連携体制を構築する			(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			(バックアップの内容)	(バックアップする人)		地域全体で課題解決を試みる体制づくり	包括的相談支援推進員		事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			地域包括支援センターの事業の対象者を拡大して運用する			事業の成果目標			子ども、障害者、高齢者など誰でもが集えるサロンづくり		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																																																																																																															
呉市豊浜町(安芸灘地区)	豊浜小学校区	1,481人(6,218人)																																																																																																															
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援																																																																																																																	
(支援する対象)	(支援の内容)																																																																																																																
民生・児童委員、市社協、地区社協、地域包括センター等	各会合に参加し、情報の共有化を図る																																																																																																																
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備																																																																																																																	
(拠点の場所)	(運営主体)																																																																																																																
豊浜まちづくりセンター内	呉市社会福祉協議会																																																																																																																
(ウ)地域住民等に対する研修の実施																																																																																																																	
(研修の対象)	(研修の内容)																																																																																																																
各種団体の窓口となる人	連携強化の必要及び取組について																																																																																																																
(エ)その他																																																																																																																	
特になし																																																																																																																	
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保																																																																																																																	
共同募金を活用する																																																																																																																	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																																																																	
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)を活用して活動の範囲を拡大する																																																																																																																	
事業の成果目標																																																																																																																	
誰でも気軽に集える(仮称)「地域サロン」の創設																																																																																																																	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																																																																																																															
呉市豊浜町(安芸灘地区)	豊浜小学校区	1,481人(6,218人)																																																																																																															
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備																																																																																																																	
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																																																																																																																
豊浜まちづくりセンター内	呉社協の臨時雇用職員																																																																																																																
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知																																																																																																																	
(周知方法)																																																																																																																	
ケーブルテレビ等による町内広報																																																																																																																	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握																																																																																																																	
(把握の方法)																																																																																																																	
民生・児童委員、市社協、地区社協、地域包括支援センター等との連携体制を構築する																																																																																																																	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築																																																																																																																	
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																																																																																																																
地域全体で課題解決を試みる体制づくり	包括的相談支援推進員																																																																																																																
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																																																																	
地域包括支援センターの事業の対象者を拡大して運用する																																																																																																																	
事業の成果目標																																																																																																																	
子ども、障害者、高齢者など誰でもが集えるサロンづくり																																																																																																																	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	呉市(委託先:呉市社会福祉協議会)	
②事業名	生活困窮者自立相談支援事業	
③事業実施の必要性、体制等	ワンストップで対応できる「福祉の窓口」で「包括的な相談支援システムの構築」を目指し、各相談支援機関等との連携を図りながら複合的な課題・制度の狭間にある課題等についての調整を行う。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	経歴:H20~H28.3 老人保健施設(埼玉県), H28.4~現職 資格:社会福祉士(H20), 介護支援専門員(H28)	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	種類:自立相談支援機関(呉市社会福祉協議会に委託) 名称:福祉の窓口	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
地域包括支援センターや民児協からの吸い上げ、地区担当制を取っている社協職員からの情報提供など、庁内・庁外との連携を充実させ、対象者の把握に努める。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 各課題の整理・方針検討について、必要に応じて福祉関係課外関係機関が出席して開催する。(H29年度実績 6回開催)	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 包括化推進会議の開催時に、関係機関と連携してネットワーク構築を行う。	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金を活用する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
社会福祉法人による社会貢献の取組に、地域資源の開発を含めた提案を行っていく。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
1. 本年度は包括化推進会議にて審議する案件を年間約10件と想定、審議案件のうち解消及び終結を4件、経年案件として継続するもの(人間関係構築等で時間を要するもの)を6件想定している。また、アウトリーチで把握する案件を6件以上としたい。 2. 生活支援サービス体制構築事業の担当者に同行して地区協議体に参加し、地域ニーズ把握の準備を行っている。本年度も引き続きニーズ把握に努めると共に、地域資源の開発に取り組む。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
庁内関係部署が実施している他の事業との調整・連携を図り、一体的に取り組む予定である。		

5. 成果目標の達成状況

<p>○地域力強化推進事業 安芸灘地区では高齢化率が70%に迫る勢いで高くなってきており、地元の理解と協力を得ながら、既存のサロンにおいて高齢者を中心として誰でも集える環境づくりを進めている。 また、御手洗(豊地区)においては単位自治会での見守り体制づくりが進捗している。</p> <p>○多機関の協働による包括的支援体制構築事業 包括化推進会議の審議案件3件で、その内終結したのは1件で、残る2件は継続中である。 アウトリーチで把握した案件は、7件であった。</p>
--

山口県

都道府県名	山口県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業
			○

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部厚政課	電話番号	083-933-2724
参考 URL	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/index/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,365,926(人)	世帯数	600,441(世帯)
高齢化率	34.0(%)	生活保護受給率	1.08(%)
面積	6,112.53(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	- (%)	公立小学校数	288(校)
		公立中学校数	143(校)
地域包括支援センター	直営:15 か所, 委託:44 か所(社協等)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:4 か所, 委託:11 か所(社協等)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本州の西端に位置する山口県。 気候は概して温暖で、風水害や地震も比較的少なく、住み良い県といわれています。 約 1,500 キロメートルに及ぶ長い海岸線を持つ海は、穏やかな多島海美の「瀬戸内海」と、荒々しい浸食海岸美の「日本海」という異なった表情を持っており、北と南で鮮やかなコントラストを見せてくれます。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会の実現が求められている。</p> <p>そのためには、地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、複合的、多様化する課題に対応できる包括的な支援体制を整備することが重要となる中、本県においては、「地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の実現」を基本目標に事業を実施していく。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域のつながりの希薄化や支え合い機能の低下が進行する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域において住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりを促進する。</p> <p>また、地域に根ざして様々な支援を行っている社協を中心として、住民に身近な地域で相談を包括的に受け止め、行政等関係機関が連携し地域生活課題の解決を図る仕組みづくりを支援する。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	山口県(委託先:社会福祉法人山口県社会福祉協議会)	
②事業名	共生のまちづくり推進事業	
③事業実施の必要性	<p>少子高齢化の更なる進行や家族形態の変化による家庭の機能の低下、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域における支え合い機能の低下が進行する中、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境づくりを促進する。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 県内1地域(美祢市)	(対象地域の範囲) 市社協地域福祉センター及び地区社協の設置範囲(中学校区)	(人口) 25,002人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地区社協役員、自治会役員、福祉員、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、ボランティア、学校関係者、企業関係者、地域包括支援C職員、相談支援事業所職員、社会福祉施設職員、NPO関係者、行政、社協役員、その他地域福祉活動に関心のある方	(研修の内容) 住民自らが地域生活課題を発見し、解決する力を養うことを目的とした内容 ・地域生活課題に関するもの ・地域生活課題の発見及び解決に向けた取組に関するもの	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
<p>研修(セミナー)を通して、ボランティアや住民の活動を活性化させ、新たな社会資源の創出を図る取組を行っていく。また、各分野の補助金の柔軟な活用や、共同募金、企業等からの寄附金等による財源確保の取組を行っていく。</p>		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
<p>生活支援体制整備事業 第1層・第2層に配置されている生活支援コーディネーターと連携し、地域生活課題の発見や解決する力の養成、関係者のネットワークの構築に繋げる。</p>		
事業の成果目標		
研修(セミナー)参加者数 200名		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 県内1地域(美祢市)	(対象地域の範囲) 社協地域福祉センター及び地区社協の設置範囲(中学校区)	(人口) 25,002人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 市社会福祉協議会(地域福祉センター)、地区社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 福祉活動専門員、コミュニティソーシャルワーカー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 県・市社協ホームページ、市社協だより、県社協メールマガジン、市広報、民生委員定例会等を活用。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員定例会(月1回)や、ヘルパー、福祉員、ボランティア等との会議の場で情報収集・共有する。		

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 市社会福祉協議会を中心とした包括的相談支援体制の整備に向けた取組との連携を図る。	(バックアップする人) 福祉活動専門員、コミュニティソーシャルワーカー
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険サービス提供事業所、障害者サービス提供事業所、地域子育て支援拠点等との連携を図る。	
事業の成果目標	
地域住民等からの相談を包括的に受け止め、各機関との連絡調整により必要な支援につなげる体制をつくる。相談件数 200 件(月 17 件程度) うち改善及び適切な相談機関へ繋いだ件数 100 件(月 8 件程度)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
包括的相談支援ネットワークの関係機関に地域住民・ボランティアとの協働を意識してもらうため、セミナーへの参加勧奨や地域力強化事業の情報提供等を行い、支援体制構築の素地を作る。 併せて、都道府県事業での取組を通じてネットワークの構築支援を行い、当該地域における包括的支援体制の構築につなげる。	

4. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	山口県(一部委託先:社会福祉法人山口県社会福祉協議会)
②事業名	共生のまちづくり推進事業
③事業実施の必要性、体制等	県内市町において包括的な支援体制の構築を行うにあたり、先進事例の紹介や他団体の体制構築状況等の情報共有を図るなど、各市町の取組が進むよう支援を行う。 また、市町において、複雑・複合的な課題の相談を包括的に受け止め、社協を中心として行政等関係機関が連携し地域生活課題の解決を図る仕組みづくりを支援する。
④事業内容	<p>(ア) 単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築</p> <p>(対象とする専門的な支援を必要とする者)</p> <p>(構築する支援体制)</p> <p>(支援体制構築に向けたプロセス)</p>
(イ) 市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	<p>(対象) 市町行政、社協、生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険サービス提供事業所、障害者サービス提供事業所、地域子育て支援拠点等</p> <p>(取組内容) ○県内全 19 市町の行政及び社協職員が参画する包括的支援体制構築に向けた検討会議の開催 ○県内 2 地域を指定し、社協を中心として行政等関係機関が連携し地域生活課題の解決を図る仕組みづくりを支援 ・各福祉分野の制度横断的な連携のための、他制度を学ぶ勉強会の開催 ・先進県のコーディネーター等を講師に招いた先進事例紹介 ・ワークショップ等実践形式での多機関協働の場(研修会)の開催</p>
⑤事業の成果目標	社協を中心として行政等関係機関が連携し地域生活課題の解決を図る仕組みづくりのための関係機関とのネットワークを構築する。 ネットワーク加盟機関:高齢・障害・子ども・生活困窮者支援・保健・医療等

5. 成果目標の達成状況

(1) 地域力強化推進事業

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

(成果目標)

- ・住民自らが地域生活課題を発見し、解決する力を養うことを目的とした内容の研修(セミナー)の実施
- ・参加者数 200 名

(達成状況)

12 月に「山口県地域福祉でまちづくりセミナー」を開催し、357 名の参加があった。

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

(成果目標)

- ・地域住民等からの相談を包括的に受け止め、各機関との連絡調整により必要な支援につなぐ体制づくり
- ・相談件数 200 件(月 17 件程度)、うち改善及び適切な相談機関へ繋いだ件数 100 件(月 8 件程度)

(達成状況)

9 月～2 月の相談件数は 122 件、うち改善及び適切な相談機関へ繋げた件数は 120 件であった。

(2) 都道府県事業

イ 市町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

(成果目標)

- ・社協を中心として行政等関係機関が連携し地域生活課題の解決を図る仕組みづくりのための関係機関とのネットワークの構築

(達成状況)

7 月及び 3 月に県内全市町の行政及び社協を対象とした体制構築等に向けた会議を開催した。

また、県内 2 市において、高齢、障害、児童等の相談支援機関などによる包括的支援を目的とした横断的な連携のための研修会等を開催し、連携強化を図った。

山口県 宇部市

都道府県名	山口県	市区町村名	宇部市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域福祉・指導監査課 (福祉総合相談センター)	電話番号	0836-34-8393
参考 URL	http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/sonota/sougousoudan/nanndemosoudan.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	165,425 人	世帯数	79,161 世帯
高齢化率	32.3%	生活保護受給率	16.96‰
面積	286.65k m ²		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	93%	公立小学校数	24 校
		公立中学校数	12 校
地域包括支援センター	委託: 10か所(社会福祉法人、医療法人、生活協同組合)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社会福祉協議会、ワーカーズコープ、グリーンコープやまぐち生活協同組合による共同事業体)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

温暖な瀬戸内海式気候で、豊かな自然にまぐまれ、山口県の 9 割を生産するお茶や瀬戸内海最大の水揚げ量を誇るワタリガニ(ガザミ)など山と海の幸にも恵まれている。

明治期以降の石炭産業とその後の科学工業の発展から生じた公害問題に対し、産官学民一体となった「宇部方式」による対策に取り組み、この実績が評価されグローバル 500 賞受賞を受賞、その後「花いっぱい運動」「緑化運動」「まちを彫刻で飾る運動」が広がり、「緑と花と彫刻のまち」として生まれ変わった。国内有数の歴史と権威を誇る「UBE ビエンナーレ」の開催、市内随所への作品の設置や市民・企業等と一体となった花づくりや緑化運動、「ガーデンシティうべ」を目指した取組を全市的に展開し、宇部市固有の情景を醸成している。自然や産業の取り組みを生かし、ときわ公園を中心とした観光や産業観光ツアーにも取り組んでいる。

また、市内には、第三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ、数多くの医療施設があり、医師等の医療関係資格者も多く、医療環境が充実しており、山口大学医学部や工学部などをはじめとして多くの高等教育機関を有し、教育環境も充実している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	利便性の高い集約型のまち「多極ネットワーク型コンパクトシティ」への転換と「地域支え合い包括ケアシステム」の強化を図ることにより、高齢者や障害者をはじめ市民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる共生の福祉の地域づくりを目指し、『福祉なんでも相談窓口』を身近な生活圏域に設置し、その機能拡充を図ることにより地域における支え合いの仕組みづくりを進めていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害者等の相談に対応できる支援者のスキルの向上、対応の効率化 ○分野を超えた、縦割りに存在するネットワークの横のつながりの強化 ○住民が役割を持ち、支え合う(住民が主役の)地域づくりの意識の向上 ○地域の支え合い活動、見守り活動の推進

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	宇部市(地域包括支援センター)															
②事業名	地域力強化推進事業															
③事業実施の必要性	<p>少子高齢化が進み高齢化率は全国平均を上回っている。 また、南北に縦長く、北部の中山間地域が市の6割を占め、高齢化率は5割を超える地域もあり、地域の助け合いの力の低下が懸念される。</p> <p>住民主体の助け合い活動や居場所づくりの推進を行ってきたが、近年その数も微増となり、網の目のようなつながりを作るべき目標数には達していない。地域住民隣近所のもつながりも希薄になりつつある現状に地域へのコーディネイト力が追い付かない状態である。また、地域役員の高齢化、地域の次世代の担い手がいないといった問題が深刻になっている。地域の支え合いの意識醸成、担い手の発掘・育成の必要性が増している。</p> <p>市内には地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、発達障害等相談センター、生活相談サポートセンターなど相談窓口が多く存在し、市民からはどこに相談に行ってもいいのかわからないという声が聞かれていた。</p> <p>そのため『福祉なんでも相談窓口』の設置により個別対応するとともに生活支援コーディネーターや地域の関係機関と連携し、地域住民が主体的に支え合うための取り組みが推進できる支援体制を整えることとした。</p>															
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 市内全域</td> <td>(対象地域の範囲) 小学校区</td> <td>(人口) 165,425人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象) 地域住民や地域活動団体</td> <td>(支援の内容) ・集いの場の啓発活動 ・新たな集いの場の企画 ・既存の集いの場での学習交流の企画</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所) ご近所ふれあいサロン等</td> <td>(運営主体) 地域住民、民生委員、自治会等</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象) ・弁当配達業者、移動販売に取り組む業者、 その他商店 ・地域住民</td> <td>(研修の内容) ・市内にある自主的活動を知る ・住民による地域共生の必要性の周知 ・地域での見守りの仕方など地域活動の方法</td> </tr> </table> <p>(エ)その他 保健医療福祉専門職・学生を対象とした地域共生に関する研修を実施し、支援者の育成を行う。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 共同募金助成や自動販売機での募金活動等企業との協働の検討、市民活動助成金等が必要に応じ財源の確保を検討する。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 地域支え合い活動推進事業(生活支援コーディネーター)や障害者相談支援事業(相談支援専門員)、社会福祉貢献事業等と連携し、一体的に取り組むを進めていく。</p> <p>事業の成果目標 平成30年度中に集いの場など新たな集いの場や助け合い活動の全校区設置を目標に整備できていない校区への働きかけを実施。</p> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 市内全域</td> <td>(対象地域の範囲) 小学校区</td> <td>(人口) 166,023人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称) 福祉なんでも相談窓口(地域包括支援センター) H30年度は10か所整備(目標)</td> <td>(相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員(福祉なんでも相談窓口)</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) チラシの配布、地域支え合い会議や地域活動の場(サロン等)を活用した周知</p>		(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 165,425人	(支援する対象) 地域住民や地域活動団体	(支援の内容) ・集いの場の啓発活動 ・新たな集いの場の企画 ・既存の集いの場での学習交流の企画	(拠点の場所) ご近所ふれあいサロン等	(運営主体) 地域住民、民生委員、自治会等	(研修の対象) ・弁当配達業者、移動販売に取り組む業者、 その他商店 ・地域住民	(研修の内容) ・市内にある自主的活動を知る ・住民による地域共生の必要性の周知 ・地域での見守りの仕方など地域活動の方法	(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 166,023人	(場所・機関等の名称) 福祉なんでも相談窓口(地域包括支援センター) H30年度は10か所整備(目標)	(相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員(福祉なんでも相談窓口)
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 165,425人														
(支援する対象) 地域住民や地域活動団体	(支援の内容) ・集いの場の啓発活動 ・新たな集いの場の企画 ・既存の集いの場での学習交流の企画															
(拠点の場所) ご近所ふれあいサロン等	(運営主体) 地域住民、民生委員、自治会等															
(研修の対象) ・弁当配達業者、移動販売に取り組む業者、 その他商店 ・地域住民	(研修の内容) ・市内にある自主的活動を知る ・住民による地域共生の必要性の周知 ・地域での見守りの仕方など地域活動の方法															
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 166,023人														
(場所・機関等の名称) 福祉なんでも相談窓口(地域包括支援センター) H30年度は10か所整備(目標)	(相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員(福祉なんでも相談窓口)															

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 行政専門職(地域・保健福祉支援チーム)や生活支援コーディネーター(社会福祉協議会)、民生委員、自治会長等の地域住民と連携し、個別事例の検討を重ねながら地域課題の早期把握に努めていく。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) アウトリーチの同伴、周知のための企画、課題検討会議の企画	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員 (本庁 福祉総合相談センター)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(地域包括支援センター職員)や障害者地域支援事業(障害者相談支援専門員)、自立生活支援事業(相談支援員)と連携し、一体的に事業を展開していく。	
事業の成果目標	
助けてとSOSが出しやすい地域づくり ①地域生活活動拠点(ご近所福祉サロン)や地域活動(有償助け合いサービス等)を全小学校区に整備。 ②地域課題を把握し、地域支え合い会議に提案し、解決に向けた対応を行う。	
ウ その他	
地域住民を対象としたミニ講座や研修会の開催	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関への巡回 ・相談支援包括化会議の開催 6月～ ・相談支援機関への研修 7月 10月 1月 ・事業の分析、評価、次年度事業計画 10月 ・課題整理 	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

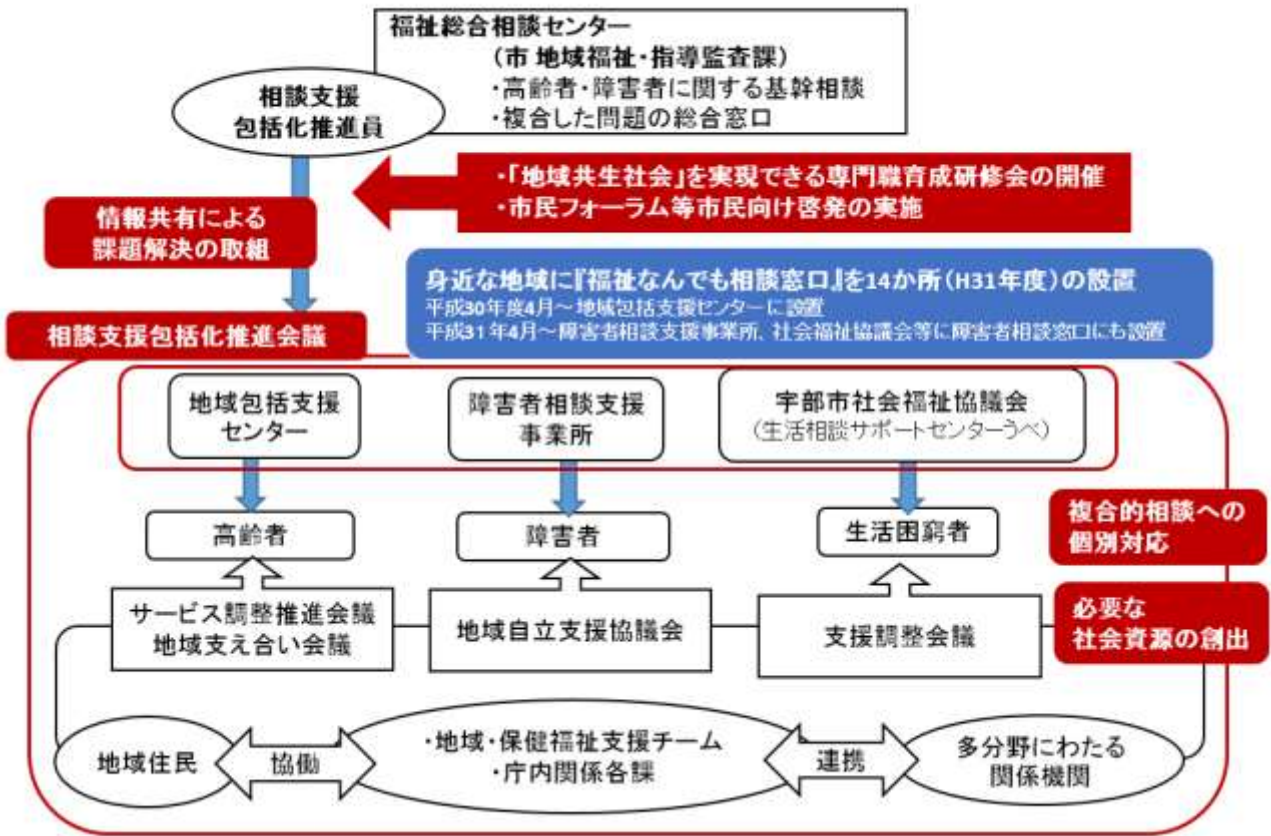
①実施主体(委託先)	宇部市 (地域包括支援センター)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>少子高齢化が進み高齢化率は全国平均を上回っている。また、南北に縦長く、北部の中山間地域が市の6割を占め、高齢化率は5割を超える地域もあり、地域の助け合いの力の低下が懸念される。</p> <p>本市では、平成26年より保健師や支援員で構成される地域・保健福祉支援チームを各市民センターに配置し、小学校区を単位とした、地域支え合い包括ケアシステム(多世代が支え合うしくみづくり)の推進に努めている。また、平成29年度は市役所内に『福祉総合相談センター』を設置し、複合的課題のある世帯の相談に対応するとともに関係機関の横断的連携を進めてきた。また、多職種連携については、積極的に取り組んでいるが、問題解決を図るためには分野を超えた多機関の連携が求められている。『福祉総合相談センター』が本庁内の地域連携室としての機能を果たし、多機関との連携体制を構築していく。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	福祉総合相談センター1人 地域包括支援センター『福祉なんでも相談窓口』2人(目標10人)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	福祉総合相談センター 看護師、保健師、主任介護支援専門員の有資格者 福祉なんでも相談窓口 社会福祉士、介護支援専門員等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	宇部市地域福祉・指導監査課 福祉総合相談センター 地域包括支援センター『福祉なんでも相談窓口』
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
昨年度の事業実績から整理された課題の分析を社会福祉協議会(生活支援コーディネーター)や地域・保健福祉支援チーム(行政専門職)等関係機関と共有し、課題解決に向けて取り組む体制を整える。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	

<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 当事者の担当CM,地域包括支援センター、地区担当保健師、民生委員宇部市社会福祉協議会等の地域住民の参加による検討会議を月1回開催する。</p>	<p>(既存の会議の名称) 地域ケア個別会議</p>
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月、福祉なんでも相談員と地区担当保健師が把握した地域課題の情報共有を行い、課題を地域支え合い会議に提案する。 各校区合同による相談支援包括化推進会議を開催し、共通課題を抽出する。 地域支えあい会議の参加者: 地域住民(民生委員、自治会長等)、地域事業所(福祉事業所、店舗等)、社会福祉法人、地域に配置された行政専門職、地域包括支援センター、社会福祉協議会(生活支援コーディネーター)、相談支援包括化推進員等 	<p>(既存の会議の名称) 地域支え合い会議</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p> <p>共同募金助成や自動販売機での募金活動等企业との協働の検討など必要に応じ財源の確保を検討する。</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>社会福祉法人と連携した買い物支援やタクシー会社との連携によるコミュニティータクシー等の外出支援、スーパーやコンビニの移動販売等地域の拡大を図るとともにその機会を活用した地域住民の集いの場の創出、企業や福祉施設との連携による就労の場の創出、有償ボランティアの活動の拡大等地域ニーズに応じた社会資源の創出を図る。</p>	
<p>オ その他</p> <p>多機関協働包括的支援体制構築事業における研修(関係機関、支援者等対象に年3回)</p>	
<p>⑧事業の成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合した課題を抱える個別の相談から地域の課題の掘り起こしを行い、地域支え合い会議への提案を行い、地域住民や地域の関係機関と協働し、課題の解決を図る。 平成29年度に対応した事例の整理を行い、潜在ニーズの掘り起こし、新たな課題の掘り起こしを行う。 複合した課題を抱える家庭、制度のはざまのケースへの対応相談件数:年間50件 うち支援の方向付けや支援者との連携により終結となる件数10件 	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な相談窓口『福祉なんでも相談窓口』の設置(4月3か所設置) 『福祉なんでも相談窓口』の増設 随時(目標10か所) 相談支援包括化推進会議 5月～ 地域支え合い会議への参加 	

5. 成果目標の達成状況

<p>■地域力強化推進事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域住民の相談を包括的に受け止める場として『福祉なんでも相談窓口』を設置 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター5か所に設置(平成31年度は14か所設置見込み) 65歳未満の相談が増え、複合的課題(8050、ひきこもり、生活困窮)を抱える世帯の相談に対応 86世帯、113人、のべ869人 課題解決件数 47件 地域住民が主体的に課題解決できるよう地域支え合い会議等を生活支援コーディネーター等と協働して支援 <ul style="list-style-type: none"> 抽出された地域課題 4件 地域支え合い活動(有償助け合いサービス)7校区、地域活動拠点 213か所に拡大 <p>■多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 本庁内に設置した福祉総合相談センターにおいて複合的課題を抱える世帯に対応 関係機関と連携して支援を実施 38世帯、54人 のべ558人 うち終結件数 18世帯 22人 課題の抽出件数 4件 相談支援包括化推進会議で検討 医療・保健・福祉分野を越えた関係機関のネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> 農協、派出所、銀行等民間事業所とのつながりを強化、協働して地域の見守りを実施 障害・高齢支援者の研修会(ひきこもり支援について)による支援者育成 1回 90人参加 市民フォーラムの開催による市民の意識の醸成 1回 200人参加
--

宇部市多機関協働包括的支援体制



香川県 高松市

都道府県名	香川県	市区町村名	高松市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉総務課	電話番号	087-839-2372
参考 URL	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kenkou/chiiki_fukushi/kfsoum2018kyosei.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(H31.1.1 現在)

人口	428,187(人)	世帯数	197,000(世帯)
高齢化率	27.3(%)	生活保護受給率	1.46人(%)
面積	375.53(k㎡)	公立小学校数	50(校) 分校含む
公立中学校数	24(校) 分校含む	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	57.65(%)
地域包括支援センター	直営(サブセンター方式:8か所 ブランチ方式:28か所)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1カ所(市社会福祉協議会)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

四国の北東部、香川県の中央に位置する、県庁所在地・中核市である。市の北部は瀬戸内海に面しており、穏やかな気候で年中過ごしやすく、災害が少ないのも特徴。四国の玄関口として四国を統轄する国の出先機関や、企業の四国支社や支店、また四国電力やJR四国といった、四国全域を営業区域とする公共サービス企業の本社などが置かれ、四国の政治経済における中心拠点である。また、県内有数のコンベンション施設等が集まるサンポート高松や、日本最長のアーケードを誇り近年賑わいが再生している中央商店街など、活気溢れる街として多くのメディアで紹介されている。今後は「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を目指して、それぞれの地域の特徴をいかした、都市的利便性と自然的環境が享受できる都市の実現に向け、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	人口減少・少子高齢化が進行し、地域の繋がりも薄れてきている中で、地域において、複合化・複雑化した課題を抱えている世帯や、既存の制度による解決が困難な課題を抱える世帯等が増加傾向にあり、そういった相談支援に対応するため、地域住民と行政、関係機関が連携し、「ほっとけん市民みんなで作る ほっとかんまち高松。」を目指して、全世代全分野型包括的支援体制の構築を進める。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自らの力で課題解決できる地域をつくる ・住民にとっての相談の敷居が低くなる ・住民と行政、関係機関が連携して支援していく

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	高松市(高松市社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	複合的課題を抱える個人や世帯が増加し、様々な分野の支援機関が連携した包括的支援が必要とされている。また、複合的課題を抱える世帯等が地域で潜在化している状況もみられることから、アウトリーチを行う「まるごと福祉相談員」を中心に、各総合センターの事務職・専門職が相談支援コアメンバーとして連携協力し、包括的な相談支援を行う。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関等で実務経験を有する者で、かつ、高度な情報収集能力と地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有する者として、市が適当と認めた者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	高松市社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
市社会福祉協議会へ「まるごと福祉相談員」を配置し、市内の2カ所でモデル事業を実施する。まるごと福祉相談員は、地域の拠点等へ出向いてアウトリーチを実施し、顔の見える関係づくりを行うほか、複合的課題を抱える世帯や個人の相談支援を行うため、各総合センターの事務職・専門職、地域における子育て支援拠点、障がい者支援拠点等の関係機関と連携し、支援の包括的なコーディネートを行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議:まるごと福祉個別会議 参加者:まるごと福祉相談員、行政・関係機関職員、地域住民、家族親族等	(既存の会議の名称) 地域ケア小会議、ケース会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議:地域共生社会推進プロジェクトチーム会議、関係機関実務担当者会、まるごと福祉定例会議、情報共有会、地域福祉ネットワーク会議 参加者:行政・関係機関職員、まるごと福祉相談員、生活支援コーディネーター、地域住民等	(既存の会議の名称) 地域福祉ネットワーク会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金等の活用検討		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地域福祉ネットワーク会議等を通じて、地域に不足する資源を把握し、地域住民やボランティア、高齢者・障がい者・子育て世帯等の支援を行う関係機関等に対し、新たな社会資源創出の働きかけを行う。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
目標① 相談の敷居を低くしよう! アウトリーチ件数:320件、相談受付件数:40件、チラシ配布数:20,000枚 (まるごと福祉相談員が地域へ出向き、アウトリーチや周知啓発、地域住民との顔の見える関係づくりを行い、話しやすく分かりやすい身近な相談支援を行うことで、困りごとを抱えた住民等の相談までの敷居をなくす。)		
目標② みんなで連携して支援しよう! まるごと福祉会議開催数:40回、アセスメント票・支援プラン作成数:40件、局内職員研修受講率:100% (まるごと福祉相談員と、行政各課・様々な分野の支援機関が連携協力して対応することで、どんな福祉の困り事にも対応できる仕組みをつくる。)		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
地域福祉ネットワーク会議等の、住民主体で包括的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりを推進し、地域福祉活動への地域住民の参画を促す。 各総合センター等へ福祉の総合相談窓口を設置し、ワンストップサービスの向上を図る。		

4. 成果目標の達成状況

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】※平成30年8月(事業開始)～平成31年2月末までの実績

目標① 相談の敷居を低くしよう！

各モデル地区において、まるごと福祉相談員が積極的に地域へ出向き、アウトリーチや周知啓発、地域住民との顔の見える関係づくりを進めており、関係機関からの持込相談案件だけでなく、民生委員や近隣住民等からの相談や情報提供も徐々に増加している。

成果指標	目標値	実績値 (~H31.2月末)
アウトリーチ件数	320件	314件
相談受付件数	40件	41件
チラシ配布数	20,000枚	11,400枚

目標② みんなで連携して支援しよう！

各モデル地区における実務者の定例・個別会議の他、庁内組織の連携体制構築に取り組んでいる。全個別案件について関係機関と連携して対応しており、定例会議等の場で参加者から、連携が不十分な分野へのアプローチ方法等について議論が交わされるなど、積極的な取組姿勢がみられる。

成果指標	目標値	実績値 (~H31.2月末)
まるごと福祉会議開催数	40回	48件
アセスメント票・支援プラン作成数	40件	39件
局内職員研修受講率	100%	105%

香川県 宇多津町

都道府県名	香川県	市区町村名	宇多津町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉課 地域包括支援センター	電話番号	0877-49-8740
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	18,990(人)	世帯数	8,732(世帯)
高齢化率	20.72(%)	生活保護受給率	2.02(%)
面積	8.10(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	33.1(%)	公立小学校数	2(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営: 1箇所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1箇所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

瀬戸内海に面した香川県のほぼ中央にあり、穏やかな地域です。江戸時代より昭和47年の塩田廃止まで全国屈指の塩の町でした。その広大な塩田跡地が瀬戸大橋の完成と同じくして、土地区画整理事業で、新宇多津都市へと変わり、商業、観光施設が立ち並んでいます。交通の便もよく、住みやすい町として人口増が続いています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本町においては、新都市と呼ばれる地域の開発によりマンションやハイツ等が数多く建設され、近隣市町よりの転入等により人口が増加しているが自治会等の地縁組織率が町全体で33%と低く、新都市では11%となっている。また一方、古街(旧市街地)の地縁組織率も51%と減少しており、高齢化により空き家が増加し、古くからの地域力が薄れつつある。古街においては薄れている地域力の再生、新都市については、地縁組織や自主防災組織への加入等町内のコミュニティ分館を活動拠点、居場所として開放し、高齢者だけでなく、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで多世代の人々が集まれる共生型の住民主体の居場所作りを支援する。そのため、「支え合い、助け合いのある地域づくり」を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の住民が自ら暮らす地域の生活課題を把握して解決を試みる体制を作り、地域づくりを推進する事で相談を丸ごと受け止める場を設けて互助の意識を醸成し、地域が元気になり、横の繋がりが深まるような地域を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	宇多津町、宇多津町社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	本町においては、新都市と呼ばれる地域の開発によりマンションやハイツ等が数多く建設され、「子育て全力応援宣言」を掲げ、近隣市町からの転入等により人口が増加しているが、自治会等の地縁組織率が町全体で33%と低く、新都市では11%となっている。また一方、古街(旧市街地)の地縁組織率も51%と減少しており、高齢化により空き家が増加し、古くからの地域力が薄れつつある。古街においては薄れている地域力の再生、新都市については、地縁組織や自主防災組織への加入等町内のコミュニティー分館を活動拠点、居場所として開放し、高齢者だけでなく、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで多世代の人々が集まれる共生型の住民主体の居場所作りを支援し、「支えあい、助け合いのある地域づくり」「自分や家族が暮らしたい地域づくり」を目指す。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 小学校区(2)	(人口) 18,990
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) ・地域での支え合い、助け合いへの関心が高く、住民主体での活動を進めている地域のリーダー ・そのほか地縁組織のない新都市地区	(支援の内容) ・主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができるプラットフォームづくり ・新都市地区には防災・健康などを切り口にして人材育成、関係づくり	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) ・各地区のコミュニティー分館 ・社協の拠点「陽だまり」を常設型サロンとして整備	(運営主体) 住民、ボランティア活動団体	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ・地域での支え合い、助け合いへの関心が高く、住民主体での活動を進めている地域 ・既存の地域団体、ボランティア活動団体	(研修の内容) ・地域生活課題の解決に向けての住民学習会の開催 ・地域福祉活動への参加を促すため、各地域での出前講座	
(エ)その他		
町全体の規模が小さいことを強みとして、福祉分野に限らず地域のまちおこし、農・商工等、あらゆる分野との連携・協働による地域づくりを目指す。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
庁内各課と連携を深め、地域づくりに資する事業を一体的に実施できるよう検討し、各分野の補助金を柔軟に活用していく。そのほか、赤い羽根共同募金助成事業や、社協独自事業のボランティア銀行事業、地域の企業の社会貢献活動とも結びつけることで、多くの人の目に触れる効果も期待できる。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターは自然に地域で行われている支え合いや助け合いを意識化し、「見える化」することで住民の自信を高めることが出来る。他地域にはこの活動を広報誌や「地域支え合い活動報告会」等で発表「見せる化」することで、町内の他地区に活動状況が伝わり、「自分たちにもできるかも」「やってみたい」等色々な声を拾い、未実施地区に入るきっかけとする。 ・生活支援体制整備事業 ・香川おもいやりネットワーク事業(自主事業)		
事業の成果目標		
・地域内で説明および研修を行なった回数、参加者数 ・拠点「陽だまり」の開設日数、利用者数		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校(1)	(人口) 18,990
(場所・機関等の名称) 「福祉まるごと相談窓口」 ・寿楽荘 ・いきいき荘 ・マイルドハート ・社協 ・「陽だまり」まるごと相談窓口	(相談を受け止める人) 専門職、ボランティア	

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) ●町広報・社協通信にて随時報告 ●メディア(新聞・ラジオ等)での広報 ●ちらし、啓発グッズ作成 ●各団体の会合、地域の人が集まる場(福祉セミナー・老人給食、小・中学校福祉体験学習・ボランティア連絡協議会…)などで周知 ●ネットワーク加入団体と町内のサロンを訪問して周知	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 傾聴ボランティア、子ども食堂、手話サロン、朗読&トークの会、民生・児童委員、社会福祉法人、NPO等「陽だまり うたづ」に集う人は様々であり、情報共有、連携によって地域生活課題の早期把握ができる体制となっている。また、「巡回型福祉まるごと相談」として「香川おもいやりネットワーク事業」加入団体と連携し、町内のスーパー、公園、図書館などの利用者などからもアウトリーチで得られた情報をもとに、各地域の生活課題を把握する。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 「香川おもいやりネットワーク会議」の定期的な開催により、ネットワーク加入団体に加え、見えてきた生活課題を改善していくため、連携のとれそうな団体・人にも呼びかけて包括的に受け止める場づくりを行なう。	(バックアップする人) ・「香川おもいやりネットワーク事業」に加入している社会福祉法人または民生委員児童委員、社協 ・多機関協働により連携している福祉分野に限らない組織
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
多機関の協働による包括的支援体制整備事業を実施し地域包括支援センター、相談支援センターと連携を図る。	
事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと相談窓口の相談数、利用者数、関係機関につないだ件数 ・周知した媒体数、問い合わせ数 ・巡回型福祉まるごと相談の巡回数、利用者数、関係機関につないだ件数 ・香川おもいやりネットワーク会議の開催数、参加者数 ・新しく連携、開拓のできた組織、企業、資源の数 	
ウ その他	
⑤ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
<p>宇多津町では、宇多津町地域包括支援センター(高齢者)と相談支援センター(子ども、障がい者)の業務を一括しており、子どもから障がい者、高齢者までの総合相談業務をワンストップ化している。相談支援包括化推進員を設置することによって、多機関と連携しながら、様々な問題を抱え地域から孤立したり、SOSの発信すら出来ない人を「待ちの姿勢」ではなく、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」をかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者等に対する支援の実施 ・相談支援包括化ネットワークの構築 ・相談支援包括化推進会議の開催(地域ケア会議を活用) 	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	宇多津町(一部 宇多津町社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	宇多津町では、宇多津町地域包括支援センター(高齢者)と相談支援センター(子ども、障がい者)の業務を一括しており、子どもから障がい者、高齢者までの総合相談業務をワンストップ化している。しかし様々な問題を抱え地域から孤立したり、制度の狭間で支援に繋がらず何とか暮らしているSOSの発信すら出来ない人を「待ちの姿勢」ではなく、アウトリーチにより対象者を早期かつ積極的に把握する対策が遅れていた。今後は他課との連携も含めネットワークからの連絡体制を強化し、相談支援包括化推進員が様々な相談支援機関と連携しながら必要な支援をコーディネートする。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	地域福祉に精通し、相談業務の経験もある社会福祉士の資格者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	宇多津町地域包括支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・相談者等に対する支援の実施 ・相談支援包括化ネットワークの構築 ・相談支援包括化推進会議の開催(地域ケア会議の活用) ・新たな社会資源の創出 		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)	
<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月に1度 保健福祉課内連絡会(介護・高齢グループ、障がい・生活困窮グループ、児童・社会福祉グループ、相談支援センター、地域包括支援センター) ・2ヶ月に1度 庁舎内担当者連絡会(教育委員会、まちづくり課、危機管理課、税務課、住民生活課、健康増進課、地域整備課、水道企業団) 		
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)	
相談支援包括化推進会議 年6回 学識経験者、司法書士、保健福祉事務所、精神・発達障害者支援センター、子ども相談センター、医療機関、民生児童委員、児童相談所、商工会、歯科衛生士、薬局、作業療法士	地域ケア会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯の見守りや買物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組をする。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
複合化・複雑化した事例の相談件数や、改善した件数等を踏まえるとともに数値化できるものを数値化する。数値目標として、年間12件程度の複雑相談事案で、その内改善件数を3件、継続事案を9件。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
本町においては、新都市と呼ばれる地域の開発によりマンションやハイツ等が数多く建設され、「子育て全力応援宣言」を掲げ、近隣市町からの転入等により人口が増加しているが、自治会等の地縁組織率が町全体で33%と低く、新都市では11%となっている。また一方、古街(旧市街地)の地縁組織率は51%と減少しており、高齢化により空き家が増加し、古くからの地域力が薄れつつある。古街においては薄れている地域力の再生、新都市については、地縁組織や自主防災組織への加入等町内のコミュニティー分館を活動拠点、居場所として開放し、高齢者だけでなく、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで多世代の人々が集まれる共生型の住民主体の居場所作りを支援し、「支えあい、助け合いのある地域づくり」「自分や家族が暮らしたい地域づくり」を目指す。		

5. 成果目標の達成状況

地域力強化推進事業

(ア)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

- ・町内にある古民家風改修施設にて、週に1回住民主体型の居場所を開設している。住民の活躍の場としての機能も持たせ、1回10名程度が参加し、自由な交流の場としている。そこから生活課題を把握し解決を試みるプラットホームとしての役割も持たせていきたい。
- ・生活支援コーディネーターが協議体メンバーと共に地域の居場所(いきいきサロン、まんでがん体操)を回り、地域での支え合い活動の推進に努めている。地域力強化から、単位自治会で地域ニーズの把握と担い手の発掘、ちょっとした困りごとを助け合う活動を開始した地区もあり、少しずつ広がりをみせている。より多くの住民に周知するため、3月につなごう宇多津 地域支え合い講演会、実践報告会を開催した。

(イ)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ・町内の社会福祉法人、民生委員・児童委員と社会福祉協議会が連携し、町内各所の居場所に出向き、アウトリーチを行ないつつ、町内に社会福祉施設も協力頂いて、5か所の相談窓口の開設を行なった。またその三者のネットワークづくりとバックアップ体制を構築するため、代表者出席のもと3ヵ月一度の定期的な会議を開催。
- ・チラシを作成し、巡回型用のおもいやりネットワーク事業の腕章を作成し、居場所(いきいきサロン等)や町内の公的機関、商業施設等にて周知を行なって回った。

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

保健福祉課 月1回程度、課内連絡会において、改善した事案、継続相談者の情報共有、今後の支援方法の検討、新たな相談事案の共有。

課内連絡会で協議された内容を元に、庁内で関係している課に庁内連絡会への参加の相談。

関係者によるケース会議を開催。

地域ケア会議を相談支援包括化推進会議と位置づけ、専門家からの意見を元に、個別から地域課題の抽出、各相談支援機関の業務内容の理解、相談支援包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法、地域住民が抱える福祉ニーズの把握、地域に不足する社会資源について検討している。

年間の複合相談事案件数7件。3月末までの相談件数8件。そのうち改善、終結件数5件・継続事案3件。

香川県 琴平町

都道府県名	香川県	市区町村名	琴平町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	琴平町福祉保険課	電話番号	0877-75-6723
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	8720(人)		世帯数	3709(世帯)	
高齢化率	38.5(%)	生活保護受給率	16.6(%)	面積	8.47(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	64.5(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営: 1カ所				
生活困窮者自立相談支援事業	県社協からの委託 社協				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

讃岐のこんびらさんで知られる金刀比羅宮の門前町として栄えてきた町であり、現在では年間 290 万人の観光客が訪れている。観光産業に携わる住民が多いため、第 3 次産業の従業者が全体の 7 割を占めている。人口は昭和 30 年をピークに減少し続けている。面積も狭く農作業の生産量も少ないが、にんにくのブランド化を図り、各種加工品の商品化をおこなっている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	複合課題、多問題世帯の相談が増えている現状の中で、専門職だけの支援では追い付かなくなっている。そこで、他人事を自分の事のように考え、実践していくように地域づくりをしていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	自分の地域は自分たちで変えていく、つくっていくという意識の醸成。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	琴平町 (琴平町社会福祉協議会)	
②事業名	地域推進体制構築事業	
③事業実施の必要性	自分たちが暮らしている地域は自分たちで創る意識を醸成することにより、支えあう関係を作っていくことにつながり、何気ない相談も増える事につながる。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
琴平町	全域	8,772 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区ネット、ボランティア各種団体	会の運営及び実践	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
琴平町地域福祉ステーション、ちよつとこ場、あつたかホーム井泉館、楽集館	琴平町社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域福祉懇談会、地域共生社会の実現に向けてシンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・町内実践者の発表を聞く。 ・講師による講演 ・地域の実情を知る。 	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
赤い羽根共同募金、チャリティー作品即売展での収益		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活困窮者自立支援事業、生活支援コーディネーター、指定特定相談支援事業		
事業の成果目標		
各地区ネット活動の実践		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
琴平町	全域	8,772 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
琴平町地域福祉ステーション、ひだまりクラブ	相談員、民生委員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	事務局通信シャントセナ、ひだまりクラブの世話人研修会での周知	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	地域福祉懇談会での意見交換、情報共有	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
相談場所の確保、当番表の作成および管理	琴平町社会福祉協議会	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活困窮者自立支援事業、生活支援コーディネーター、介護保険事業、指定特定相談支援事業		
事業の成果目標		
前年度よりの相談数増		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	琴平町 (琴平町社会福祉協議会)	
②事業名	多職種連携による包括的相談支援体制づくり	
③事業実施の必要性、 体制等	一つの機関だけでは対応できない相談が増えているため	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士 生活支援コーディネーター	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
複合型課題ケース等の困難ケースが発生したら、随時関係者で会議を開き解決するまで継続する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 随時行っていく 福祉保険課、高齢者支援課、地域包括支援センター等関係各課	(既存の会議の名称) 個別支援ケース会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 4回	(既存の会議の名称) ・社会福祉法人間連携会議 ・町内社会福祉法人連携会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金、チャリティー作品即売展での収益		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
拠点を活用した、「地域共生社会ホーム(仮)」の研究を行い、運用を目指す。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
地域福祉懇談会での情報収集 12回(全自治会) 『我が事・丸ごと』地域推進協議会 6回		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

拠点改修工事の完了 地域福祉懇談会の開催(14か所中14か所開催済み) 相談支援包括化推進委員の配置(社協2名) 相談支援包括化推進会議を開催(庁内各課) 『我が事・丸ごと』推進協議会を開催(6回中5回開催済み)
--

愛媛県

都道府県名	愛媛県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課	電話番号	089-912-2383
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	1,385,262(人)	世帯数	591,972(世帯)		
高齢化率	30.6(%)	生活保護受給率	1.582(%)	面積	5,676.11(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	不明(%)	公立小学校数	288(校)	公立中学校数	134(校)
地域包括支援センター	直営:17 か所、委託:19 か所(社協、医療法人ほか)				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:2か所、委託:29 か所(社協、一社県労働者福祉協議会)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>東中南予の3つの地域に分かれ、それぞれ以下の特性がある。</p> <p>東予:製紙・化学・造船・繊維業等が中心の工業都市</p> <p>中予:松山市を中心に、商業、観光・サービス業等の第3次産業が盛ん</p> <p>南予:第一次産業が主要産業であり、特にかんきつや養殖業が盛ん</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>急速な少子化や核家族化の進展による家庭内での支え合い機能の弱体化、地域のつながりの希薄化、将来的な福祉人材の不足等が問題となる中、福祉ニーズは高度化・複雑化しており、「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応が困難になってきている。</p> <p>こうした中、個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に対する包括的な対応や、高齢・障がいといった分野をまたがる総合的な支援体制、さらには、地域において住民がつながり、支え合う仕組みづくりに向け、都道府県の立場から検討する。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>県民の福祉に対する自発的参画意識の醸成や、福祉を支える関係機関や人材をつなぐネットワークを構築する。</p>

3. 都道府県事業について

①実施主体 (委託先)	愛媛県 (一部事業を愛媛県社会福祉協議会に委託)
②事業名	包括的地域福祉推進体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	急速な少子高齢化や地域でのコミュニティ力の低下が課題となる中、高度化・複雑化する福祉ニーズに対し、地域を取り巻く様々な関係機関や住民参加が求められている。本事業では、地域共生社会の実現に向け、支え手・受け手、制度の枠を超えた包括的な地域福祉推進体制の構築を図る。実施にあたっては、一部事業を県社会福祉協議会に委託し、行政・社協が一体となって取組みを推進する。
④事業内容	
(ア) 単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ) 市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象) 県内市町を対象とした情報交換、一般県民を対象としたセミナーの開催等を実施	
(取組内容) ①政策推進検討会議: 県内市町が一堂に会し、地域共生社会の実現に向けた具体的取組みの情報共有、本県全体の地域福祉政策に関する協議等を行う。 ②活動支援: 地域において多様な機関や住民が参画して活動する団体に助成を行う。 ③セミナー: 活動事例の紹介、セミナー参加者も加わった意見交換等をとおして、県民の自発的な参画意識の醸成を図る。 ④ワーキンググループ: 県内で実際に地域福祉に関わっている者(中間支援組織、民生委員、市社協担当者、学識経験者など)が集まり、地域共生社会の実現に向けた方向性、手法等について検討する。 ⑤庁内の検討会議: 庁内関係者が集まり、本県の地域福祉政策について検討(ゼロ予算)	
⑤事業の成果目標	
地域福祉計画に社会福祉法第 106 条の3の包括的支援体制の整備に向けた検討を行う旨記載した市町数(3市町)	

4. 成果目標の達成状況

今年度は平成 30 年 7 月に豪雨災害が発生したため、市町関係者との①政策推進検討会議は未開催。9 月以降、④ワーキンググループを開催し、地域共生社会の実現に向けた方向性、手法等について検討を行い、これらの検討結果を踏まえ、③セミナーを、平成 31 年 2 月 24 日に開催した。

〔セミナーの概要〕

○名 称: 包括的地域福祉社会づくりセミナー

○テーマ: 地域・人を耕せ！～平時から・災害時の生活課題の解決を考える。

○目 的: 県民の福祉に対する自発的な参画意識を醸成するとともに、包括的な地域福祉社会づくりにつなげるため、福祉関係機関や団体をはじめ、地域住民、NPO、まちづくり団体、企業等の幅広い関係者が地域の福祉課題の解決に向けて連携しながら主体的に取り組む活動の紹介等を行う

○日 時: 平成 31 年 2 月 24 日(日) 13:00～17:00

○場 所: 松山市総合福祉センター

○参加者: 200 名(定員)

○内 容: 【基調講演】

「災害にも強い地域福祉社会づくりを考える～平時から自分たちにもできること～」

講師: 愛媛大学社会連携推進機構教授 前田 眞

【テーマ①】

「平時から活動をしている、地域で生まれた生活課題解決の場・拠点を知る」

事例発表①: 地域活動の拠点の場づくり、運営

発表者: 環のひろば「ゆたか庵」(松山市)

事例発表②: 住民、学校、自治会、地区社協、福祉施設との連携から生まれた地域活動

発表者: 地域のみんなの食堂「渦井せせらぎ食堂」(新居浜市)

【ワークショップ】

「日頃から私たちでもできる活動、活動の幅を広げるネットワークを考える」

～「新・助け合い体験ゲーム」を活用して～

【テーマ②】

「平時から活動できる、災害支援時に生まれた『地域のコミュニティづくり、課題解決の仕組みづくり』を考える」

事例発表③: 地域住民の集いの場、困りごとの解決に(大洲市、西予市ほか)

発表者: 傾聴カフェ(四国地区曹洞宗青年会)

事例発表④: 豪雨災害で被災したサロン活動を外部支援者の協力とともに復活。

誰もがいつでも来れる居場所、地域コミュニティの再建に向けて

発表者: ふれあい・いきいきサロン「ぬくもり会」(宇和島市)

【総括まとめ(意見交換)】

コーディネーター: 愛媛大学社会連携推進機構教授 前田 眞

また、③として、地域における多様な主体が連携して福祉活動を行う 2 団体に対し、福祉課題の解決と地域福祉ネットワークを構築するための活動を支援した。

○助成上限額 250 千円/団体(事業費のうち 1/5 は市町負担)

○助成団体数 2 団体(県下全市町社協へ周知、公募のうえ決定)

○助成対象団体

(1) 西予市社会福祉協議会

「ネットワーク構築における福祉関係者の連携と地域福祉活動の広報事業」

住民座談会の実施に向けて、社協職員、行政関係者による準備会の開催、社会福祉法人の連絡会議の開催などを通じて、福祉関係者のネットワーク構築に取り組んだ。

(2) 愛南町社会福祉協議会

「小地域活性化事業」

旧小学校を活用した住民スペースの開設を目指して、地域の福祉関係者が連携して、住民主体の福祉活動の拠点機能を有し、誰もが気軽に立ち寄れる地域拠点の整備に取り組んだ。

愛媛県 宇和島市

都道府県名	愛媛県	市区町村名	宇和島市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域包括支援センター	電話番号	0895-24-1111
参考 URL	https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/kaigo/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	75,827(人)		世帯数	36,201(世帯)	
高齢化率	38.0(%)	生活保護受給率	2.36(%)	面積	469.58(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	77.64(%)	公立小学校数	28(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター	直営:1ヶ所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1ヶ所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>四国西南に位置する市。 リアス式海岸を生かして、養殖水産業(真珠、ハマチ、マダイなどの魚類)が発達し、稚魚・餌料供給、資材供給などの関連産業も発達。 7月22日~24日の「うわじま牛鬼まつり」では、「牛鬼」と呼ばれる祭りの山車が商店街を練り歩く。 郷土料理としては「じゃこてん」、「鯛飯」などが有名。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>郷土である宇和島に帰ってくる人や、自然豊かな宇和島に移住する人が、地域を支え、地域に支えられる「まちづくり」を行う。地域においては住民、NPO、ボランティア、社会福祉法人など多様な主体が「輪」になって、住民支援を行う。公的機関においても行政、医療、介護、警察、消防、学校などが「輪」になり、同じく住民の支援を行い二重の「輪」で住民を支える。 アウトカムについては「人口の増加」。「いつまでも安心して暮らせる「終の棲家」うわじま」を作ることによって住民が生き活きと生活し、魅力ある宇和島に移住していただく人を増やす。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決の主体が事例によって異なることへの気づき。「主役は誰でも良い。」 ・「人の生き方」を尊重すると、全てに介入することが正しくない場合もあることへの気づき。「自助」の力を上げるための支援。 ・多世代住民の世代間ギャップについて「ちょうど良い距離感」を探求する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	(1) 宇和島市三間地域(福)宇和島市民共済会 (2) 宇和島市九島地域(福)正和会	
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業・地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	高齢化率が37.7%(平成30年4月1日現在)の宇和島市において、地域により異なる住民のニーズを全て行政、民間事業者でカバーすることは限界があり、地域住民自らが支え、支えられる関係性を改めて構築する必要がある。様々なニーズに対し自治会、民生委員、NPO、ボランティア団体、公民館、地元事業者等様々な資源を発掘し、対応する仕組みを構築する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 宇和島市三間地域及び九島地域	(対象地域の範囲) 三間地域(中学校区) 九島地域(小学校区)	(人口) 5,845人(三間) 867人(九島)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地区社会福祉協議会(三間地域) 地域づくり協議会(九島地域)	(支援の内容) 地域力強化推進コーディネーターの配置	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 旧三間幼稚園(名称「もみの木」・三間地域) 旧九島診療所(九島地域)	(運営主体) (福)宇和島市民共済会(三間地域) (福)正和会(九島地域)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 地域が何に困り、地域で解決する資源が何かを考えるグループワーク	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
介護保険地域支援事業の導入を検討中		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(宇和島市と協働) 介護保険・障害福祉の共生型サービス(今後検討)		
事業の成果目標		
住民協議による旧三間幼稚園の交流拠点施設「もみの木」の改修(三間地域) 地域住民による「九島における地域共生社会の取り組み」案の策定(九島地域)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 宇和島市三間地域及び九島地域	(対象地域の範囲) 三間地域(中学校区) 九島地域(小学校区)	(人口) 5,845人(三間) 867人(九島)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 旧三間幼稚園(名称「もみの木」・三間地域) 旧九島診療所(九島地域)	(相談を受け止める人) (福)宇和島市民共済会(三間地域) (福)正和会(九島地域)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシ、新聞を作成し地域全世帯に配布 自治会、民生児童委員、地区社協、老人クラブの会合に参加し周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 三間地区社会福祉協議会との連携(三間地域) 地域の困りごとと地域資源を探求するグループを設置(九島地域)		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 宇和島市との連携	(バックアップする人) くらしの相談窓口 地域包括支援センター	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業(年齢により)、生活困窮者自立支援事業、障害福祉事業、保健事業		

事業の成果目標
地域住民からの相談件数 20 件(本人 10 件、近隣住民 10 件)、解決数 10 件、つないだ件数 10 件(三間・九島同数)
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	宇和島市
②事業名	包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	高齢化率が 37.7%(平成 30 年 4 月 1 日現在)の宇和島市において、高齢者の支援者の不足及び支援者自身の高齢化に伴い、相談事案が複雑化しており、従来の組織体制では支援体制が不十分かつ非効率である。 そのため、多種多様な問題に対するワンストップの窓口を設置し、組織横断を可能とする職員を育成、配置する必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、社会福祉主事
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	くらしの相談窓口
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	相談支援包括化推進員の他に保健福祉部内に相談支援包括化協力員を配置。暮らしの相談窓口で相談事案があった際、関連する担当課の協力員に連絡し、窓口で職員を派遣しチーム体制で相談を丸ごと受け止める。また、職員の資質向上のため、先進地より講師を招聘し、保健福祉部職員対象の研修会を実施し、丸ごと受け止められる職員の育成を図る。
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議(月1回開催参加者10名程度)	(既存の会議の名称) 生活困窮者自立支援事業の支援調整会議と同時開催
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進本部会議(仮称・年3回参加者15名程度)	(既存の会議の名称) 新設
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
当面は市直営で実施。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域包括支援センターが実施する地域ケア会議や地域力強化推進事業で行われる住民主体の会議に参加。両会議で創出される社会資源と連携し、隙間のない支援体制を構築する。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
くらしの相談窓口における相談件数・・・27 件 相談支援包括化推進会議に使用する資料作り(ケース情報)について負担が大きかったため平成 29 年度は月 1 回のケース対応に留まった。システムを導入することで資料作成を自動化し、月 3 件のケースを取り扱いたい。7 月から翌年 3 月までの 9 ヶ月で 27 件を目指す。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

地域力強化推進事業 地域住民からの相談件数 62 件(本人 11 件、近隣住民 6 件、その他 44 件)、解決数 53 件、つないだ件数 10 件 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 くらしの相談窓口における相談件数・・・79 件
--

愛媛県 伊予市

都道府県名	愛媛県	市区町村名	伊予市		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	市民福祉部福祉課	電話番号	089-982-7330
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	37,265(人)		世帯数	16,044(世帯)	
高齢化率	32.7(%)	生活保護受給率	7.62(%)	面積	15,985(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	—(%)	公立小学校数	9(校)	公立中学校数	4(校)
地域包括支援センター	委託 1 力所(社会福祉法人)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1 力所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

愛媛県のほぼ中央道後平野の西南部から四国山地の一部にわたり、西北は瀬戸内海に面し、県都松山市から約10km、南予の玄関口に位置している。沿岸地域では1年を通じて温暖・少雨、山間部では、最低気温が氷点下を記録するなど寒暖の差が大きい盆地の特性を持っている。市域の約70%を山地が占め、山麓は柑橘やビワ・栗などの果樹園に利用されている。複数の削り節工場が立地し、国内に出荷される6割のシェアを占めている。また、五色浜をはじめとした海水浴場や、JR予讃線・タヤけこやけラインから見える景色等、美しい瀬戸内海(伊予灘)が本市の観光資源となっている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>本市では、2035年に人口が3万人を切ることが予測されるなか、「人口3万人を切らないまちであり続ける」という人口減少に対する強い意識を持ち、少子高齢化・人口減少社会への対応として、多様な地域性や地域の規模を有する市の特性から、「生活環境の向上(ずっと住み続けたい・住んでみたいと思える生活環境の整備)」「経済環境の充実(市民を支える産業の育成)」「市民・行政の意識改革(市民の力を結集できる意識改革)」を重要課題とし、市民と行政が手を携えながら、未来に向けたまちづくりに取り組むこととしている。</p> <p>地域住民と行政がパートナーシップを持ち協働することで、支援を必要としている人の問題を地域住民全体の問題として受け止め、地域社会全体で支え合い、助け合える仕組みを構築し、地域共生社会の実現に向けて、「人(個)」「まち(地域)」が「つながり・つながる力」を大切にしながら共に成長し、一人一人がその人らしく安心して生き生きと暮らせる『しあわせのまち』になることを目指す。『しあわせのまち』を目指して取り組む数値目標としては「人口3万人を維持し続けること」とする。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>以下のことが、市民一人一人、地域の中で推進されていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困ったことがあったら、一人で抱え込まず誰か(どこか)に相談ができるようになる。 ・地域で困っている人に対し、「他人事」を「我が事」と意識し、声かけができるようになる。 ・身近な地域の会合等の中で相談窓口の紹介などの情報交換をしたり、困りごとを話せる場(機会)を持てるようになる。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	伊予市	
②事業名	伊予市包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	近年、複合的かつ複雑化した相談が増加し、包括的な支援が必要となる中、第3期伊予市地域福祉計画策定の際には相談体制の充実を求める声も多く挙がり、分かりやすい相談窓口・相談体制整備が必要となっていることから、「福祉総合相談窓口」(仮称)を設置し、効率的かつ効果的な支援体制を整備することとした。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4名(全員兼務)	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、保健師、福祉課事務職	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	市民福祉部福祉課に開設の「福祉まるごと相談窓口」 (※30.11.1 開設に伴い名称を決定)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
市民福祉部内の5課による庁内プロジェクトチームを立ち上げ、事業の運営方法等について協議。窓口設置体制(職員配置)整備と合わせ、市が一体的に事業に取り組んでいくため、制度についての理解を深めることを目的に職員研修会を開催。庁外各関係機関との連携、ネットワーク構築に向けた取組について検討。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 窓口開設後、庁内プロジェクトチーム員により定期的(月1回)に開催する包括化推進会議で検討。その他、必要に応じて個別会議を開催、参加者は、事例の解決に関わる関係課・関係機関と相談支援包括化推進員とする。また、その後の経過については、関係者に報告することとする。	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 定例の包括化推進会議において、各機関の役割や連携方法の確認、寄せられた相談に対する支援方法等を検討。庁内プロジェクトチーム員に加え、市関係部局と、各関係機関との開催に向けて検討中。	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
当面は市直営での運営となるが、安定的な財源の確保に向けて、社会福祉協議会や地域の企業等と連携・協働を図り、寄付金や募金等の活用についても検討していきたい。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
相談支援包括化推進会議の構成機関だけでなく、各機関と関連する民間団体や既存の会議・検討会等への参加や活用など、新たな行政サービスや民間サービスの創出を図る。		
オ その他		
なし		
⑧事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと相談窓口の認知度が向上し、相談件数が増加する。 (市民や関係者にとって、利用しやすい窓口となる。) ・地域力強化推進事業の実施により、住民同士の声かけや身近な地域での相談機会の場が増えていく。 		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
生活支援体制整備事業、民生委員活動等、既存の事業や組織との連携により、市民にとって身近なところで、課題を把握し受け止めることができる環境の整備や体制づくりについて、検討を進めていく予定。		

4. 成果目標の達成状況

【多機関協働事業】

○福祉まるごと相談窓口

庁内プロジェクトチームでの協議を経て、平成30年11月1日に開設。複合化・複雑化した事例への相談対応件数は31年2月末現在で32件。その他の対応件数(※)が27件。

(※複合化・複雑化した事例として実績報告には挙げなかったが、まるごと相談窓口への相談として対応した件数。)

市内の福祉に関する相談機関の所管課がプロジェクトチーム員になっていることから、「関係(相談)機関⇒所管課⇒まるごと相談」の流れになることが、相談者や関係機関にとって、より効果的な活用になると思われるため、今後はその体制を固めた上で、利用者(市民や関係者)に浸透させていくことが課題。

○主な事業の取り組み

庁内プロジェクトチーム…市民福祉部内の5課から2名ずつが集まり、総合相談窓口開設に向けて運営方法(使用する記録票の検討や庁内・外の連携方法等)を協議、各課が抱える困難事例の支援方法について検討を行った。窓口開設までにチーム検討会5回実施。

包括化推進会議…プロジェクトチーム検討会を、窓口開設後に包括化推進会議として実施。定例として月1回開催。

個別事例の検討…困難事例について、定例の包括化推進会議とは別で随時実施。

職員研修会開催…市が一体的に事業に取り組んでいくため、制度についての理解を深めることを目的に職員研修を2回開催。

窓口開設について周知…社協・地域包括、民生委員役員会・広報区長会・相談支援事業所定例会・要保護児童対策地域協議会、広報紙・HPにより窓口開設の周知を行った。窓口説明用のチラシの作成。

身近な地域で行われている会合や集会等の中で、相談窓口の紹介などの情報交換や、住民同士の声かけや相談できる場が増えるよう、今後実施予定の地域力強化推進事業の取り組みを進めていくことが課題。

高知県 高知市

都道府県名	高知県	市区町村名	高知市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部健康福祉総務課	電話番号	088-823-9440
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	330,167(人)	世帯数	163,478(世帯)
高齢化率	28.9(%)	生活保護受給率	3.5(%)
面積	309(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	76.65(%)	公立小学校数	41(校)
		公立中学校数	18(校)
地域包括支援センター	高齢者支援センター…直営:5ヶ所, 分室1ヶ所 出張所…委託:17ヶ所(社会福祉法人, 医療法人, 社会医療法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1ヶ所(社会福祉法人)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>○四国南部のほぼ中央に位置しており、四国山地の支峰である市域北部の北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市を形成。都市中心部には高度な都市機能が集約し、周辺部には大規模な団地が造成。市内北部には中山間地域、南部には田園地域を抱え、バランスの取れた都市を形成している。</p> <p>○人口は県人口の 46.3%を占め、県下で 2 番目に多い南国市の人口は約 4.8 万人であり、県人口の著しい一極集中の状況が見られ、その傾向は年々強まっている。出生数の減少と合わせ、若年層を中心とする社会減が課題となっている。</p> <p>○市内総生産額は約1兆円で県全体の約 48%を占めており、産業別の構成比では第三次産業が約 90%と非常に高いのが特徴。</p> <p>○就業者数は減少傾向にあり、各業種ごとに見ても就業者数が減少しているなかで、第三次産業のうち「医療・福祉」の業種では増加している。</p> <p>○医療機関数, 病床数…全国一。</p> <p>○社会資源についても本市に集中。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	少子高齢化・人口減少による多様な課題解決のため、住民同士の支え合いなど地域福祉の推進等に取り組みながら、持続可能な地域(経済)づくりを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	ほおっちょけん(おたがいさま)の意識醸成。⇒住民の主体的な活動 地域の住民・多様な主体、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して福祉課題をはじめとするあらゆる地域課題の解決に向け取り組む。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	高知市 (一部委託:高知市社会福祉協議会)	
②事業名	高知市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	社会情勢の変化, 少子高齢化, 人口減少, 核家族の進行, 住民のつながりの希薄化など地域社会の環境の変化に伴い地域住民が抱える課題も複雑・多様化している状況の中, 行政による財政資金の投入や専門職等の体制整備には限りもあり, 十分な公的支援サービスの提供は難しい。こうした課題解決に向けて, 地域住民が安心して暮らせる支え合いのまちづくりを理念とした地域福祉活動推進計画を策定しており, 計画実施に向けて住民が主体的に地域福祉活動に参加し住民同士の支え合い, 助け合いができる仕組みづくりを支援する必要がある, 本事業を実施するもの。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 地域の実情による	(人口) 330,167
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 民生委員児童委員, 地区社会福祉協議会, 福祉委員, コミュニティ団体, NPO, 企業, いきいき百歳体操及び子ども食堂の運営団体 等	(支援の内容) 専門機関へのつなぎや社会資源の情報提供	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) ふれあいセンター, いきいき百歳体操会場, 子ども食堂会場, 各サロン 等	(運営主体) 行政, 運営団体	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地区社会福祉協議会, 福祉委員, コミュニティ団体, いきいき百歳体操及び子ども食堂の運営団体 等	(研修の内容) 各地域の 1, 地域福祉の課題と現状 2, 地域福祉課題の把握と解決に向けた協議	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金, 法人や企業による既存の助成事業, 社会福祉法人や企業との協働 等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター), 避難行動要支援者対策事業, 地域内連携協議会, ふれあい収集事業 など地域に関する事業との整合性を図る		
事業の成果目標		
既存の活動団体の中で先駆的に地域課題について意識して取組もうとする団体や可能性のある団体が活動しているエリアの地区をモデル的に8地区選定し, 研修会をそれぞれ2回実施し延べ参加者数300名を目標とする。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 各地域の実情による	(人口) 330,167
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 高齢者支援センター, 生活相談支援センター, いきいき百歳体操会場, 子ども食堂会場, 薬局, 子育て支援センター, 市民会館, 社会福祉法人 等	(相談を受け止める人) 活動者, 施設従事者	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) HP, フェイスブック, チラシ, 広報紙, マスコミ取材		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 専門職と住民の協議の場(地域ケア会議など)		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 相談に関する研修の提供, 人的支援, 専門機関や社会資源へのつなぎ	(バックアップする人) 行政, 社会福祉協議会, 民間の専門機関	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
生活困窮者自立支援事業, 権利擁護事業, 社福連携事業(社会福祉協議会事業)
事業の成果目標
包括的に受け止める場となりえる可能性のある施設, 機関に対し働きかけを行い, 各エリア1箇所整備をし, 1箇所あたり4件/月程度の相談件数を目標とする。
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	高知市
②事業名	包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	世帯の抱える複合的な課題や狭間の問題などの解決に向けては, 行政も含め様々な専門分野の多機関が横の連携をとりながら協働や共通認識を持つことが必要不可欠であるため, まずは行政内での横のネットワークづくりに取り組み(庁内関係課にて構成するワーキンググループにて検討), 段階的に体制整備していく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	現状(最初に相談を受けた部署が調整役となっている)を踏まえ, どこで誰が相談を受けても多機関協働による包括的支援につながるようシステム化を図り, 協働の中核を担う部署に調整機能を持たせる。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士, 保健師 等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	現状(最初に相談を受けた部署が調整役となっている)を踏まえ, どこで誰が相談を受けても多機関協働による包括的支援につながるようシステム化を図り, 協働の中核を担う部署に調整機能を持たせる。
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>相談支援関係機関の相談内容等の状況把握をするとともに, 協働の中核を担う機能のあり方について, 庁内の関係課や第2次地域福祉計画策定にかかる協議の場等で検討を進め, 今年度中にネットワークの仕組みを構築する。</p> <p>また, 民生委員や町内会・自治会長へのアンケート調査実施により, 本市における 8050, ダブルケア, ごみ屋敷問題の実態を把握し, 関係機関で共有の上, 支援方法の検討を行う。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 現状, 個別事例の検討会議は最初に相談を受けた者が調整役となり随時開催されている。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ネットワーク構築の会議については, 生活困窮の取組みの中にある会議との整理を進めていく。	(既存の会議の名称) セーフティネット連絡会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
クラウドファンディングや共同募金, 社会福祉法人との連携など考えられるが, 段階的なネットワークの構築の中で詳細は検討していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域の実情に応じて取り組むこととなるが, 詳細は課題解決のための支援をする中で検討していく。	
オ その他	
地域の社会資源を収集し, それぞれの課題解決に資する資源を有効活用できるよう, 効果的・効率的に紹介できる仕組みを構築する。	
⑧事業の成果目標	
30年度は, 庁内関係部署および庁外関係機関と情報共有・合意形成の上, 包括的支援体制の構築を目指す。(段階的に精度を上げていく)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

【地域課題等に関する研修会等の実施】

ブロック	実施回数	参加者数
北	9	148
西	7	120
東	5	87
南	1	32
全域	1	37
合計	23	424

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- 現行、地域には行政や民間の相談窓口が多数存在するため、「身近な地域の相談窓口」の役割やその位置づけを整理し、市全体の相談支援体制の見直しを行った。
- 「身近な地域の相談窓口」の設置にあたっては、31年3月策定の第2期高知市地域福祉活動推進計画のスローガン「地域の宝(社会資源)を活かしたつながりのあるまちづくり」に基づき、現在でも地域でなんでも相談窓口を実施している民間事業所等を相談窓口として位置づけ、課題解決に向けては、その地域内の社会資源につながることでできる仕組みづくりを目指すとともに、専門的支援の提供に向け、行政で包括的な支援体制を構築することとし、庁内で協議・検討を進めている。
- 「身近な地域の相談窓口」は、31年度に5地区でモデル的に実施することとし、その担い手として薬局に協力(手上げ方式)していただくため、県市薬剤師会との協議を進めており、7月頃の開設を目指している。

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

- 庁内関係各課(5部18課)に個別訪問し、地域共生社会の実現に向けた動向を説明、今後の動きについて情報共有するとともに、相談支援窓口関係課の担当レベルで意見交換会を行い、今後の体制や相談支援包括化担当の在り方について協議をしてきた。
- 来年度の機構改革において、庁内横断的な施策の企画や調整など、協働の中核を担う機能を持った部署を新設し、相談支援包括化担当機能として市役所内外を問わず、各分野の相談支援担当者が、複合課題や狭間の課題解決に向け、分野を超えた調整会議を開催する際などに、必要に応じ支援を行うこととした。
- 全庁的に取り組む必要があることから、必要に応じ段階的に組織体制を整備していく。
- 来年度、地域の様々な社会資源情報を収集し提供できる仕組みを構築し、足りない社会資源を創り出すことのできる環境の整備に取り組む。(2020年1月の運用開始を目指す)

高知県 中土佐町

都道府県名	高知県	市区町村名	中土佐町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課	電話番号	0889-52-2662
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	6,970(人)		世帯数	3,552(世帯)	
高齢化率	45.2(%)	生活保護受給率	13.4(%)	面積	193.28(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	72.3(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>高知県中西部に位置し、太平洋に面した沿岸部と、清流四万十川の上流域に位置する標高 300mの山々に囲まれた農村地域により構成される、海・山・川の自然豊かな町。県内外から多くの観光客が訪れる観光スポット、サーフィンや釣り等のアウトドア・アクティビティ、さらには人情豊かな町民性などから、高知県でも有数の観光地として知られている。</p> <p>人口密度は県内市町村平均の半分以下で、全域が特定農山村地域、過疎地域に指定されている。</p> <p>町の中心部で商業中心地の久礼地域は家々が隣接・密集する集落で、全人口の半数を占めており高齢化率も他の地域に比べ低い。中心地から車で 20 分程にある上ノ加江、矢井賀地域は、近年では体験漁業など観光に力を入れているが、高齢化率は 50%を超え、商店も少なく、久礼地域などでの生活用品の購入が必要になることもある。山々に囲まれた大野見地域は、気候は沿岸部とは異なり、昼夜の寒暖の差が激しく降雪もみられる。地域内の結びつきが強く、地域活動への積極的な参加も見られる。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>本町がこれまで「あったかふれあいセンター」や「権利擁護支援センター」の設置、「生活支援コーディネーター」の配置によって、それぞれの福祉機関や事業所で見えてきた課題解決が困難なケース・事案に対応するために新たに包括化推進員を配置することで、社会福祉協議会に相談や地域生活課題が集約されやすい体制を整備し、その課題を解決するための仕組みや資源開発を住民・事業所等多機関で連携し実施する体制を確保する。</p> <p>それら体制の整備や確保をすることにより、第 1 期地域福祉計画のもと各地域(久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見)で取り組んできた住民活動の更なる発展を目指すとともに、見えてきた地域生活課題に地域を越えて横断的に取り組む事で地域福祉の底上げを行う。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>制度の間にいる住民の支援の必要性を住民だけでなく事業所等も気づき、また、住民が支援する側とされる側に分けることなく「お互いさま」の意識を持ち続けることで、潜在化した課題の深刻化・重度化を防ぐとともに、連携した支援や取り組みにつなげる。</p> <p>また、そういった個別支援や明確になった地域生活課題により、これまでの住民が考える地域課題に対して取り組む地域づくりから、5 年、10 年先の「誰もが安心して生活できる地域」を具体的に住民が思い描くことができ、より主体的な住民活動へとつながる。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	中土佐町(委託先①)社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会)																													
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 地域力強化推進事業(1)																													
③事業実施の必要性	<p>○中土佐町においては、平成 24 年度に第 1 期地域福祉計画を策定し、地理的状況や生活圏域などから 4 地域を地域福祉活動の地域と位置づけて、対象を限定せず誰でも集い、相談等ができる地域福祉の拠点「あつたかふれあいセンター」を 3 ケ所設置し事業継続してきた。各地域に地域生活課題の検討や地域の関係性づくりに取り組んでいるが、「あつたかふれあいセンター」だけでは解決が困難な事例もあり、地域福祉活動を推進する社会福祉協議体全体での取り組みはもとより、他の福祉分野、教育分野等との連携も重要となっている。また、各地域の課題として把握がなされた中には全町的な課題解決に向けて協議し第 1 層協議体と連携した取組が必要なものもある。</p> <p>○このことから、社会福祉協議会において「あつたかふれあいセンター」や地域住民との連携を深めるとともに、各支援機関との連携を深め、地域生活課題を「丸ごと」受止める体制を整備するため、職員を配置する。</p>																													
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>中土佐町全域</td> <td>4 地域福祉活動エリアに分けた全町</td> <td>6,970 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>小地域ケア会議への参加者、地域ふくし活動推進委員、民生児童委員</td> <td>当該事業の配置職員は(イ)に常駐するコーディネーターへのスーパーバイズ・サポート役を担う。</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>(既存設置)あつたかふれあいセンター3 か所</td> <td>中土佐町社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>「地域ふくし活動推進委員」、「小地域ケア会議」参加者、民生児童委員、一般地域住民等</td> <td>地域課題、地域生活課題に沿った研修テーマを設定し、活動や取り組みの活性化による解決力の強化を目指す。</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>あつたかふれあいセンター毎に開催する地域福祉研修会やイベント開催時の募金活動やバザーの売り上げ、商工業者等の協力、健康パスポートのポイント寄付促進などにより財源確保を行う。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>既存設置 3 カ所のあつたかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」や包括的支援事業により配置している「生活支援コーディネーター」との連携/多機関の協働による包括的支援体制づくり事業により配置する「相談支援包括化推進員」との連携</p> <p>地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、日本福祉大学地域福祉研究所、地域福祉計画における地域福祉計画進行管理事務局会、地域福祉計画推進会議</p> <p>事業の成果目標</p> <p>①住民が地域生活課題を「我が事」として考えられる意識の醸成を図るため、「小地域ケア会議」の運営支援を行い、地域住民と協議しつつ役割分担を行う体制が強化される。結果、「小地域ケア会議」の開催場所、参加者数も拡大し、地域の解決力の向上につながる。</p> <p>②地域課題に沿う内容の研修会等を開催することができ、活動や取り組みの活性化につながる。</p> <p>③地域福祉計画推進会議で住民や関係機関・団体等と取り組みを共有し検討を行うことで、全町的な地域生活課題の把握が可能となり地域力強化の視覚化ができる。</p> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>中土佐町全域</td> <td></td> <td>6,970 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>あつたかふれあいセンター3 か所</td> <td>あつたかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法)</p> <p>各あつたかふれあいセンターのアウトリーチ時等活動の中での紹介、「あつたかふれあいセンターだより」、「社会福祉協議会だより」、「広報なかとさ」での周知など。</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法)</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	中土佐町全域	4 地域福祉活動エリアに分けた全町	6,970 人	(支援する対象)	(支援の内容)	小地域ケア会議への参加者、地域ふくし活動推進委員、民生児童委員	当該事業の配置職員は(イ)に常駐するコーディネーターへのスーパーバイズ・サポート役を担う。	(拠点の場所)	(運営主体)	(既存設置)あつたかふれあいセンター3 か所	中土佐町社会福祉協議会	(研修の対象)	(研修の内容)	「地域ふくし活動推進委員」、「小地域ケア会議」参加者、民生児童委員、一般地域住民等	地域課題、地域生活課題に沿った研修テーマを設定し、活動や取り組みの活性化による解決力の強化を目指す。	(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	中土佐町全域		6,970 人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	あつたかふれあいセンター3 か所	あつたかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																												
中土佐町全域	4 地域福祉活動エリアに分けた全町	6,970 人																												
(支援する対象)	(支援の内容)																													
小地域ケア会議への参加者、地域ふくし活動推進委員、民生児童委員	当該事業の配置職員は(イ)に常駐するコーディネーターへのスーパーバイズ・サポート役を担う。																													
(拠点の場所)	(運営主体)																													
(既存設置)あつたかふれあいセンター3 か所	中土佐町社会福祉協議会																													
(研修の対象)	(研修の内容)																													
「地域ふくし活動推進委員」、「小地域ケア会議」参加者、民生児童委員、一般地域住民等	地域課題、地域生活課題に沿った研修テーマを設定し、活動や取り組みの活性化による解決力の強化を目指す。																													
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																												
中土佐町全域		6,970 人																												
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																													
あつたかふれあいセンター3 か所	あつたかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」																													

<p>あったかふれあいセンターの相談機能は勿論、訪問や集い機能を通じて得た情報からも地域生活課題の早期把握が可能となる。「小地域ケア会議」や地域ふくし活動推進委員会も把握の機会となる。「小地域ケア会議」では一定の開催頻度を保つことでモニタリングでき、あったかふれあいセンターが相談窓口となり逐次把握可能である。</p>	
<p>(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p>	
<p>(バックアップの内容)</p> <p>①各地域で開催する、「小地域ケア会議」や「地域ふくし活動推進委員会」の開催にあたり行う事前準備、開催当日、振り返り等の活動を通じてバックアップを行う。</p> <p>②これらの会議で出た地域生活課題を解決するため、地域単独では解決が困難な事例やつなぎ先が明確でない場合などに調整を図る。</p>	<p>(バックアップする人)</p> <p>当該事業で配置する職員を中心に、多機関の協働による包括的支援体制づくりで配置する相談支援包括化推進員と連携しながらバックアップを行う。</p>
<p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>既存設置3カ所のあったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」や包括的支援事業により配置している「生活支援コーディネーター」との連携 多機関の協働による包括的支援体制づくり事業により配置する「相談支援包括化推進員」との連携 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、日本福祉大学地域福祉研究所 地域福祉計画における地域福祉計画進行管理事務局会、地域福祉計画推進会議</p>	
<p>事業の成果目標</p> <p>①「小地域ケア会議」や「地域ふくし活動推進委員会」が充実することで、地域生活課題の早期把握がなされ地域課題の解決につながる。</p> <p>②地域課題の整理が進み、解決の優先順位が決定できる。</p> <p>③地域課題を解決するための協議に、福祉を超えた多機関が関わり開催することで解決困難なケースへの支援が進む。</p>	
<p>ウ その他</p>	
<p>⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画</p> <p>地域力強化推進事業と多機関の協働による包括的支援体制構築事業を一体的に取り組む職員を配置し、また複合的な課題や困難事例等について権利擁護支援センターにおける包括化推進員や相談支援の専門的な包括化推進員と連携し、つなぎや一体的な支援ができる体制の整備、全町的な新たな資源づくりに取り組む。</p>	

①実施主体(委託先)	中土佐町(委託先)②日本福祉大学 福祉社会開発研究所)	
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 地域力強化推進事業(2)	
③事業実施の必要性	<p>○中土佐町では、「あったかふれあいセンター」事業やその他事業を社会福祉協議会に委託し、少子高齢化が進む中山間地域小規模自治体ならではの厳しい諸条件を克服するべく、地域福祉人材の確保・育成・発掘を行い新たな資源づくりにも注力しながら、地域福祉を推進してきた。あらゆる住民が役割を発揮し、支え合い、自分らしく活躍できる地域づくりにおいて社会福祉協議会のこれまでの経験値やノウハウを活かしつつ、さらに、住民主体の課題解決力の強化を行い、地域生活課題を「丸ごと」受け止め解決へと積極的に取り組む包括的相談支援体制の推進を図っていく必要がある。</p> <p>○これまで6年以上に渡り、本町の地域福祉計画の策定・進行管理も含め福祉に関し様々な助言や支援を得て関係性の深い日本福祉大学の研究機関と協働することで、客観的指標を持ちつつ中土佐町らしい事業実施ができるものとする。必要に応じ助言を得るためのアドバイザー等の派遣を主とし、住民、社協などを対象とする研修事業の実施や実績検証などへの総合的な支援を得ることが必要である。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
中土佐町全域	4 地域福祉活動エリアに分けた全町	6,970 人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域ふくし活動推進委員 あったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」	潜在化及び社会的孤立する住民や複合的な課題を有する世帯も見えており、住民同士で支え合う意識づけや関係性づくりが重要であることが総意となっている。住民が「我が事」として関心を持ち解決できるよう、「地域ふくし活動推進委員」への間接的支援を行う。	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(既存設置)あったかふれあいセンター3 か所(まんまる、ほのぼの大野見、寄り家)	中土佐町社会福祉協議会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		

(研修の対象) あったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」「地域ふくし活動推進委員」等		(研修の内容) 訪問機能の強化や受け止めることのできる環境整備につなげるため、支援者支援研修内容へのアドバイスを行う。また、地域福祉研修などの企画にも学識経験者としてのアドバイスを行う。
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
(委託先①および多機関協働事業と一体的に実施。それらの活動を専門的な立場からバックアップする) ①地域福祉の拠点ごとに実施するイベント会場での住民への周知。 ②社会福祉法人や事業所への地域福祉活動への寄付依頼。 ③「香典返し等を活用した地域福祉への寄付」の推進。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
(委託先①および多機関協働事業と一体的に実施。それらの活動を専門的な立場からバックアップする) 既存設置 3カ所のあったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」や包括的支援事業により配置している「生活支援コーディネーター」との連携/多機関の協働による包括的支援体制づくり事業により配置する「相談支援包括化推進員」との連携 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、日本福祉大学地域福祉研究所:高知サテライト、地域福祉計画における地域福祉計画進行管理事務局会、地域福祉計画推進会議		
事業の成果目標		
①研修への関与やアドバイスにより、「地域ふくし活動推進員」等が主として実践する第2期地域福祉計画の地区アクションプランがスムーズに進行することができ、「小地域ケア会議」の広がりにもつながる。 ②あったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」の資質向上により、訪問機能が充実して相談へとつながる住民数が増加する。 ③地域活動団体等		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 中土佐町全域	(対象地域の範囲) 4 地域福祉活動エリアに分けた全町	(人口) 6,970 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) あったかふれあいセンター3 か所(まんまる、ほのぼの大野見、寄り家)	(相談を受け止める人) あったかふれあいセンター「コーディネーター」	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 各あったかふれあいセンターの「あったかふれあいセンターだより」、「社会福祉協議会だより」、「広報なかとさ」での周知など。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
研修を通じて支援力が高まり、あったかふれあいセンターの相談機能は勿論、訪問や集い機能を通じて得た情報からも地域生活課題の早期把握が可能となる。「小地域ケア会議」や地域ふくし活動推進委員会も把握の機会となる。「小地域ケア会議」では一定の開催頻度を保つことでモニタリングでき、あったかふれあいセンターが相談窓口となり逐次把握可能である。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) ①地域福祉拠点である 3カ所のあったかふれあいセンターの充実と住民活動の活性化に向け、研修などを通じて助言を行う。 ②地域福祉計画進行管理事務局会(3回予定)等の開催支援を行う。 ③支援者や住民への研修を通じ、福祉ニーズや地域福祉課題を把握し解決するための社会資源の創出に向けた意識醸成を行い、取り組みへとつなげることができる。 ④あったかふれあいセンターなどを通じて把握した地域課題の整理(地域ごと、町全体、取り組み優先順位づけなど)への適切な助言を行い、相談支援機関の有機的な連携が進む。 ⑤「安心生活応援ネットワーク会議」や「地域づくり・資源開発会議」に関わり、地域資源の創出方法や支援実績への検証も含む包括的支援体制構築に向けた助言を行う。 上記において、専門家・学識経験者としての立場で関与する。		(バックアップする人) 日本福祉大学福祉社会開発研究所関係者
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
既存設置 3カ所のあったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」や包括的支援事業により配置している「生活支援コーディネーター」との連携 多機関の協働による包括的支援体制づくり事業により配置する「相談支援包括化推進員」との連携 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター 地域福祉計画における地域福祉計画進行管理事務局会、地域福祉計画推進会議		

事業の成果目標
<p>①地域福祉計画の適切な進行管理や助言・研修を行い、地域アクションプランの実施や小地域ケア会議などを通じて住民が地域課題を「我が事」として考えられる意識の醸成が図られる。</p> <p>②「あったかふれあいセンター」が地域住民の地域福祉活動拠点としての機能を一層高め、新たなステップの主体的な活動へとつながる。</p> <p>③各地域の課題を整理し、解決への道筋における資源開発に向けた仕組みづくりが進む。</p>
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
<p>大学の総合的・効果的な助言が地域力強化推進事業と多機関の協働による包括的支援体制構築事業の一体的推進を後押しし、①複合する課題や困難事例等に取り組む住民による地域福祉活動が活発化し、②権利擁護支援センターの包括化推進員や相談支援の専門的な包括化推進員等によるつなぎや一体的な支援ができる体制整備が進み、③全町的な新たな資源づくりへと取り組むことができる。</p>

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	中土佐町(社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会)
②事業名	中土佐町多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>○平成 24 年度から地域福祉計画(+地域福祉活動計画)の推進にあたり、地域福祉の拠点として「あったかふれあいセンター」を設置し、対象者を制限することなく、集う場の開催や訪問、相談等を行ってきた。これまで同センターが実施してきた「小地域ケア会議」の運営等により、住民の身近な圏域での地域生活課題の解決に向けた取り組みや支え合いづくりが徐々に進んできた。</p> <p>○中土佐町内の相談機関等は、地域包括支援センターや子ども家庭支援相談、生活保護相談、障害者相談、生活困窮者の自立相談支援などがあり各々対応を行っている。近年増加している認知症の高齢者や判断力に支障のある障害者への法的な支援も含め対応するための二次的相談機関である「権利擁護支援センター」の運営を社会福祉協議会に委託し平成 29 年度から開始したところである。</p> <p>○近年の傾向として、対象者本人の課題のみに着目しても解決が難しい事例や制度の狭間にある事例、経済的に困窮しているため適切に制度利用ができない事案が増えており、世帯丸ごととらえ支援する視点や支援機関間の連携体制を強化する必要があるが見えている。また、地域課題を複数見出した機関や部署があっても、既存の社会資源だけでは支援の組み立てが難しい事から解決に至っていない場合もある。支援機関が連携した協議・調整の場づくりや、仕組みづくりを含めた資源開発を行うことが求められる。</p> <p>○このことから、包括化推進員を配置することで、社会福祉協議会に相談や地域課題が集約されやすい体制を整備し、地域課題を解決するための仕組みや資源開発を住民・事業所等多機関で連携し実施する体制を確保する。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<p>1) 地域福祉拠点であるあったかふれあいセンターの「コーディネーター」経験を有する職員</p> <p>2) 障害者相談支援事業所及び障害者地域活動支援センターにおける障害児者支援を行ってきた経験を有する精神保健福祉士</p> <p>3) 中土佐町権利擁護支援センターで成年後見制度利用促進のための活動や法律職を交えた専門相談の場の運営及び一次相談支援機関と連携した権利擁護支援を行ってきた職員</p> <p>4) 地域包括支援センターでの相談経験を有する社会福祉士</p>
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	中土佐町社会福祉協議会 地域福祉拠点の統括部門、中土佐町相談支援事業所、中土佐町権利擁護支援センター 中土佐町地域包括支援センター(直営)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	<p>○相談支援に従事する職員のネットワークづくり(安心生活応援ネットワーク)と地域づくりに関わる全町横断的なネットワークづくり(地域づくり・資源開発会議)の二つの視点から、包括的な相談支援体制の構築に向けた取り組みを行う。地域力強化推進事業で配置する職員や既設置の「あったかふれあいセンター」コーディネーター、生活支援コーディネーターも含め一体的に地域づくり・資源開発を進める。</p>

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>(1)相談支援包括化推進員に持ち込まれた事案に対し、実態把握を行い、プランの作成、相談支援機関との連絡調整、必要時個別支援会議の開催、モニタリングを行い、解決に向けた取り組みを行う。事案によっては「権利擁護支援センター」を活用し法律職や専門家からの助言を受け実施する。</p> <p>(2)相談支援に従事する職員のスキルアップのための研修を開催する。</p> <p>(3)「権利擁護支援システム推進委員会」を開催し、中土佐町に必要な成年後見制度の利用が促進されるために必要な中核機能やネットワークに関して意見提言をまとめる。</p>	<p>(既存の会議の名称)</p> <p>「安心生活応援ネットワーク会議」</p>
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>相談支援包括化推進員は、「あったかふれあいセンター」、民生児童委員、福祉サービス事業所、生活困窮者自立相談支援(未就労者含む)、要保護児童対策協議会、障害者相談支援事業者など、担当職員からのヒアリングや会議等を通じて、地域課題を把握し、専門家や学識経験者から会議運営に関する助言を得て、課題解決のための課題整理や優先順位をつけ地域づくりや資源開発を具体的に検討する会議を開催する。この会議を通じて横断的なネットワークの構築・拡大をめざす。</p>	<p>(既存の会議の名称)</p> <p>「地域づくり・資源開発会議」</p>
<p>※「コア会議」(包括化推進員会議)の開催…包括化推進員 3 人と地域包括支援センター職員が集まり、包括化推進員及び事業の周知方法の企画をして実施する。安心生活応援ネットワーク会議、地域づくり・資源開発会議の会議企画や調整を行う。専門家、学識経験者から会議運営に関する助言を得て実施し、支援実績の検証も行う。</p>	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>①地域福祉の拠点ごとに実施するイベント会場での住民への周知。②社会福祉法人や事業所への地域福祉活動への寄付依頼。③「香典返し等を活用した地域福祉への寄付」の推進。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>イ ネットワーク構築の「地域づくり・資源開発会議」の内容により実施する。</p> <p>中土佐町では町内 3 か所に地域福祉の拠点「あったかふれあいセンター」を設置し、小地域ケア会議の開催や、「地域ふくし活動推進委員会」の立ち上げ等、住民が主体的に活動できる土壌づくりに取り組んできた。平成 30 年度には地域力強化推進事業を活用し、我が事・丸ごとの意識の醸成および、各地域での活動や全町の取り組みがさらに進展するための活動を強化させる。地域活動と連動させながら一体的に新たな資源創出のための取り組みを行っていく。</p>	
オ その他	
<p>支援実績の検証や社会資源の創出方法の検証 第 2 期地域福祉計画にも位置付けている本事業を、専門家・学識経験者の助言を得て検証を行い、計画の評価に活かす。</p>	
⑧事業の成果目標	
<p>①複合的な課題のある対象者や世帯の課題を、法律職やスーパーバイザー、日本福祉大学福祉開発研究所等の助言を得て解決に結びつける。(年間相談件数 6 件以上、終結 1 件以上)</p> <p>②中土佐町の権利擁護に関する地域連携ネットワークや中核機関の役割等が協議できる。</p> <p>③地域課題の整理(地域ごと、町全体、取り組み優先順位など)ができる。</p> <p>④地域福祉拠点ごと、または全町レベルでの資源開発のための協議の場が開催でき、資源開発へと踏み出すことができる。</p> <p>⑤この事業への理解促進とともに、自主財源確保のための寄付金が集まる仕組みが新たに整備される。</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
<p>補助金交付申請が初年度である。地域力強化推進事業推進事業とともに実施し、一体的推進により包括的な課題解決へと結びつける入口～出口までの支援を行うことができることになる。</p>	

5. 成果目標の達成状況

(①:地域力強化推進事業1、②:地域力強化推進事業2)

ア.環境整備

①「あったかふれあいセンター」のCo.会にて、課題検討や目的を合わせ、小地域ケア会議の継続・拡大を図った。住民向けの権利擁護研修会を開催。地域ふくし活動推進委員への研修会(地域福祉活動同窓会:各地域の課題解決に向けた取り組みを知り評価する場)を1月に実施予定である。民生委員向けの研修や小・中学校に向けた福祉教育を実施。その他、各分野での地域生活課題の検討が実施されていることを把握した。

②地域福祉計画進行管理事務局会(7月、10月)において、事業の進捗に関する助言や、佐川町、黒潮町との情報交換会を実施し、事業実施町村の情報共有、事業に関する助言をを行った(日本福祉大学)。

イ.体制整備

①Co.会にて個別の共通シートを作成し、職員の人材育成や内・外部での課題検討を行うために活用しているが十分ではない。関係機関と協力し支援が行える体制へつなぐことができたケースもあるが、職員の意識、地域の醸成度等も十分でない。小地域ケア会議を継続・拡大することで「あったかふれあいセンター」での地域課題の把握、住民との協議の場の拡大が図れている。

②地域福祉計画進行管理事務局会(7月、10月)において、小地域ケア会議や地域アクションプランの実施、「安心生活ネットワーク会議」のケース整理について助言を行い(日本福祉大学)、職員の人材育成を図った。

(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)

「安心生活ネットワーク会議」、「コア会議」を適宜実施し、進行管理事務局会(年3回)や権利擁護センターを活用しながら6件のケース管理、支援を行った。各分野や地域ごとに地域課題解決に向けた取り組みは行われているが、本事業での「地域づくり・資源開発会議」は未実施である。また、権利擁護システム推進委員会にて後見利用促進等の意見交換や、担い手や支援者へ本事業の周知や権利擁護に関する研修等を実施。各地域で地域課題解決に向けた財源確保の為に取り組みが行われている。

高知県 佐川町

都道府県名	高知県	市区町村名	佐川町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課	電話番号	0889-22-7705
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	12,929(人)	世帯数	6,116(世帯)
高齢化率	38.4(%)	生活保護受給率	1.71(%)
面積	101.21(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	75.1(%)	公立小学校数	5(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

高知県中西部四国山地の支脈に抱かれた盆地の町。土佐藩筆頭家老・深尾氏の城下町として育まれた、「歴史と文教のまち」であると同時に、木々の緑に囲まれた自然豊かなまちです。「日本植物学の父」牧野富太郎博士や、明治の元勲・田中光顕を輩出するなど、文教のまちとして発展してきました。また県内随一の歴史と伝統を誇る「司牡丹酒造」のお酒や、梨・イチゴ・土佐文旦・ニラなどが特産品として知られています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域福祉アクションプランの推進支援により社会的包摂の実現を目指します。各地区の住民団体による拠点活動を中心に、住民活動が及びにくいミニマムの地域単位を防災となり組の取り組みでつながりを再構築します。住民同士の協調行動が活発になることで、福祉領域のみならず町全体の再生、活発化することを目的とします。住民活動の営みのなかで現れた課題は、丸ごと受け止めてワンストップで相談を受ける体制により本事業の信頼性を向上させます。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民活動やボランティア活動のやりがい意義を、実践を通じて感じていただく。活動を通じ、人とのつながり、人の役に立ち必要とされるやりがい喜びを実感していただき、社会インフラや社会保障の一方的なユーザーからプレーヤーになっていただく。 また住民組織の自立に働きかけ、主体的活動の積み上げを通じ、助け合いの仕組みづくりである生活支援体制整備を構築していく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	佐川町 (佐川町社会福祉協議会)	
②事業名	佐川町地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	H29 年度に策定した 6 ヶ年計画の第 3 次地域福祉アクションプラン(地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定)の目指す「支え合いの仕組みづくり」や小学校区ごとの各地区計画(5 地区)を実行していくには、地域住民、様々な団体、行政が協働し、地域の合意のもと活動を進めていくことが必要なため、各地区部会への連携・支援を行い、地域の資源の活用や新たな取り組み等により、身近な圏域での地域課題の把握、解決ができる体制づくりを推進するため、また、複合的になってきている地域課題を事業や制度をこえて相談を丸ごと受けとめる体制づくりをすすめるため、管理者と地域福祉コーディネーターを配置する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 12,929 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) ①地域住民(自治会単位の防災となり組) ②小学校区単位住民組織	(支援の内容) ①防災となり組組織化支援、充実支援 ②ボランティア養成・組織化支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 小学校区単位の拠点 (あったかふれあいセンター、集落活動センター、さかわ夢まち協議会)	(運営主体) みんなで福祉のまちづくり委員会 地区部会等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ①地域住民(自治会単位の防災となり組) ②小学校区単位住民組織	(研修の内容) ①防災となり組の住民相互の状況を把握し高齢者等の生活課題を学ぶ ②生活支援イベントへの参加を通して生活課題や地域課題を学ぶ	
(エ)その他		
小学校区単位のあったかふれあいセンターへボランティア登録を募り、助けあい組織化を目指す。 みんなで福祉のまちづくり委員会地区部会への連携支援		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
① 防災となり組のつながり強化の仕組み・きっかけづくりの「おなかまプロジェクト」は社協自主財源を充当する。 ② あったかふれあいセンターとの共同で実施を予定しており、当面は財源不要。必要があれば社協自主財源を活用する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
①生活支援体制整備事業……第 3 次地域福祉アクションプランの推進を行う生活支援コーディネーターが収集する地域福祉ニーズ及び社会資源の情報共有。 ②ボランティアセンター……災害ボランティアセンター模擬訓練と生活支援ボランティアイベントの相乗り実施 ③ あったかふれあいセンター……生活支援ボランティアイベントの相乗り実施、地域福祉ニーズ及び社会資源の情報共有		
事業の成果目標		
・登録制の生活支援ボランティア組織づくりに向けたボランティアイベント関係……小学校区単位で 2 ヶ所(全 5 ヶ所)参加者 30 人 ・防災となり組の組織化……8 ヶ所 ・防災となり組でのつながり強化のための仕組み・きっかけづくり(おなかまプロジェクト)……組織済全となり組を対象に実施 参加自治会 5 ヶ所		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 12,929 人

(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	
(場所・機関等の名称) ①町内全域: あんしん生活支援センター ②小学校区: あったかふれあいセンター ③自治会単位: 民生委員・福祉委員	(相談を受け止める人) ①管理者、地域福祉コーディネーター ②地域福祉コーディネーター ③民生委員・福祉委員
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 町広報での周知(記事、折込)、各拠点でのチラシ配布 ボランティアイベントやおなかまプロジェクト時にチラシ等で周知 社協広報えがお、地域見守り新聞	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 一人暮らしの高齢者等の「見守りネットワーク(8 地区年 2 回)」や児童等の見守りの「子どもとあゆむ会(9 地区年 3 回)」への参加や民生委員、あったかふれあいセンターのコーディネーターからの随時のつなぎによる把握。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 自治会単位で解決できなければ小学校区単位へつなぎ解決できなければ町全域に繋ぐネットワークを構築し、さらに解決できない場合は、社協、町健康福祉課等の各機関と連携	(バックアップする人) 社協、町健康福祉課等
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
専門的な支援が必要な場合は障がい者相談支援センターさかわや生活支援コーディネーター、佐川町教育委員会、健康福祉課、地域包括支援センターやその他関係機関と連携、情報共有を行い課題解決に努める。	
事業の成果目標	
見守りネットワークへの参加・・・16 回 「あったかふれあいセンター」(H30 年度 2 ヶ所新規開設)「集落活動センター」「さかわ夢まちランド」への支援・・・20 回 「みんなで福祉のまちづくり委員会」「地区部会」「専門部会」への支援	
ウ その他	
支援が必要な人の包括的な権利擁護の推進を図るため「法人後見事業」を実施。	
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
地域力強化推進事業による地域づくりで把握した地域課題について、隣近所、自治会、小学校区で解決を試みることが難しい複合的・複雑化した課題について、相談支援包括推進員に確実につながるネットワーク体制を構築し、佐川町社会福祉協議会が受託している障がい者相談支援センターさかわや生活支援コーディネーター、佐川町教育委員会、健康福祉課、地域包括支援センターやその他関係機関と連携、情報共有を行い協働して課題解決ができる体制を構築する。	

4. 成果目標の達成状況

<ul style="list-style-type: none"> ■防災となり組の組織化7自治会 23 組 174 世帯 ■防災となり組活性化事業「おなかまプロジェクト」5 か所 ■生活支援ボランティア組織づくりに向けたボランティアイベント尾川地区 110 名参加 ■見守りネットワークへの参加 16 回 ■「あったかふれあいセンター」「集落活動センター」「さかわ夢まちランド」への支援 31 回 ■「みんなで福祉のまちづくり委員会」支援先進地視察研修 66 名引率地区部会支援 14 回 ■香川県高松市での地域福祉アクションプラン実践発表 ■県内各社協の当町各拠点での勉強会調整 <p>上記の取り組みを通じ、住民の地域への帰属意識の向上と、全体の協調行動が増し地域が活性化した。県内外よりまちづくりについて関心を集め、講演依頼や視察の申し入れが増した。</p>

高知県 黒潮町

都道府県名	高知県	市区町村名	黒潮町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課 福祉係	電話番号	0880-43-2116
参考 URL	http://town.kuroshio.lg.jp		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	11,252(人)	世帯数	5,508 世帯
高齢化率	43.23(%)	生活保護受給率	26.1(%)
面積	188.59(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	90(%)超	公立小学校数	8(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営1ヶ所		
生活困窮者自立相談支援事業	県委託1ヶ所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>高知県幡多郡黒潮町は、「人が元気、自然が元気、地域が元気」を合言葉に「大方町」と「佐賀町」が合併し、平成 18 年 3 月 20 日に誕生した。高知県の西南に位置し、南国特有の温暖な気候と年間 2,800mm 前後の降雨地帯で、気候を活かした施設園芸、菰、水稲、シメジやエリンギなどの栽培が行われている。一方、漁業では「土佐カツオの一本釣り」で有名なカツオ船団が佐賀地域にあり、どの船も多くの水揚げを誇っている。また、天日塩や黒砂糖など自然を活かした特産物がある。観光では、美しい砂浜や海岸線、緑豊かな山々など自然資源を活かした「ホエールウォッチング」、「天日塩づくり」「わら焼きかつおのたたきづくり」など体験型観光と土佐西南大規模公園を活用した「スポーツツーリズム」の推進により県内外から多くの方が訪れている。4km 続く砂浜を美術館にみたく、毎年 5 月にTシャツアート展やシーサイドはだしマラソン大会が開催され、多くの観光客で賑わい、年間を通じて「見る」「聞く」「遊ぶ」「楽しむ」ことができる。自然の恵みをたくさん受けている本町・・・しかし平成 24 年、内閣府より 34 m という日本一の津波高が公表され、町全体が愕然とする。それ以降「諦めない」防災の取り組みが始まり、災害時の非常食を日常食に「黒潮町缶詰製作所」が第3セクターとして発進。地域では、61 集落で各地域に応じた地区防災計画の策定に向け取り組み、防災をテーマとして町が一体となり「まちづくり」が進められている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>本町においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ4つの基本目標を柱とする黒潮町創生基本計画(計画期間:H30~H34)を策定し、人口減少に対応するまちづくりを進めている。基本目標の一つに「地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくる」ことを掲げ、急速に進む少子高齢化や人口構造の変化に対応できるよう、高齢者や子育て世帯、障がい児者を社会全体で支えていくための「住民個人の働きによる自助」と「隣近所や地域でつくりあげる互助」の支援体制を構築することとしている。互助の考え方を地域に浸透させるため、「地域の中の困った」を地域が気づき、まずは地域の中で助けることを基本に考え、行政だけでなく地域やNPO等と連携しながら取り組みの充実を図っていき、5年後、10年後、30年後の将来を考えた地域での支え合いの仕組みをつくる。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分の困った」「少し助けて」を身近な地域で言える、相談できる環境をつくること。 ・地域では、隣の家や地域住民の困ったに気づき、主体的に取り組みを考え活動できるようになること。 ・地域住民だけが気付く、取り組むではなく、地域の商店などあらゆる機関が繋がり、課題の共有と取り組みができるようになること。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	黒潮町(特定非営利活動法人しいのみ)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	<p>【地域の現状・課題】 中心地の住宅街では、住民同士の繋がりが薄くなっている。以前は、子ども会活動が活発で活動を中心に親同士や世代間の繋がりがあったが、少子化に加え高齢者や世帯構造の変化に伴い、自治会活動も少なくなっている。高齢者支援の課題を共有する場がないことから、高齢者の孤立やゴミ出し、買い物や移送など生活に関する課題が今後増加していくと思われ、地域の中で現状把握や課題、将来のことを話す場が必要である。また、個人の困りごとを相談できる場も必要である。</p> <p>【地域の現状・課題】 隣町と隣接する比較的若い世代がいる地域では、祖父母と同居する家族がいるなど地域の繋がりは比較的残っている。しかし、漁村であるがゆえ、漁村特有の男性の孤立が目立つ。また、精神に障がいのある方や生活に支援が必要な方、フードバンクを度々利用している比較的若い男性が増加しており、親や妻が亡くなった後の支援を地域で考えていく必要がある。</p>	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)大方地域	(対象地域の範囲)入野・三浦小学校区	(人口)4,638人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) NPO 法人しいのみ、地域住民、関係機関	(支援の内容) 地区座談会への参加、助言	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) ・あったかふれあいセンターにしきの広場(入野校区) ・三浦小学校区に1ヶ所拠点を整備	(運営主体) 黒潮町 委託:NPO 法人しいのみ	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、関係機関	(研修の内容) ・なぜ、支え合いが必要になるのか人口減少、人口構造を考え仕組みづくり、支え手人づくりの勉強会 ・認知症など身近な困りごとに関する勉強会 ・子育ての不安解消に向けた支援体制づくり	
(エ)その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会の開催(5年後、10年後の未来、住みたい地域を考える) ・高齢者の生活支援、見守り隣組づくりへ向けた検討の場づくり 		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、町内社会福祉法人等と協働による資源づくり 		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域老人クラブ活動(見守り、花いっぱい運動)⇒地域に34クラブ、会員数1293人 ・地区サロン活動事業(介護予防事業)、認知症カフェ・家族等座談会 ・障がい児保護者交流会活動、障がい児者相談支援事業 ・子育てサークル活動、子ども食堂 放課後子ども教室事業 ・黒潮町あったかふれあいセンター事業 ・黒潮町集落活動センター事業 ・黒潮町若手の会(ボランティア支援活動)・高知県立大方高等学校支援地域連携本部事業 ・生活困窮者自立相談支援事業・黒潮町(大方・佐賀)民生児童委員協議会事業 		
事業の成果目標		
【目標】地域課題や地域の生活課題、支援が必要な方の困りごとに気づき、解決できる仕組みを地域で考え、取り組むことができるようになる		
【指標】		
<ul style="list-style-type: none"> ・あったかふれあいセンター利用者数(世代別)と地域の生活課題を検討する場に参加できた数 ・勉強会に参加した数と後の活動に参加できた数 ・支え手の登録者数 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)大方地域	(対象地域の範囲)入野小学校区、三浦小学校区	(人口)4,638人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) あったかふれあいセンターにしきの広場	(相談を受け止める人) あったかふれあいセンター及び統括コーディネーター (地域福祉・生活支援コーディネーター兼務)	

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) ・住民座談会、町広報や町内ケーブルテレビ、各種運営推進会議	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 関係機関(保健・介護・福祉・医療・包括・NPO・社協)との定例会を支援内容や検討課題に応じて実施。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 行政内関係機関協議、町地域福祉計画推進会議	(バックアップする人) 関係機関(専門職等)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
・地域ケア会議 ・介護保険事業担当者会議 ・要保護児童対策地域協議会(個別検討ケース会議) ・関連事業の各事業の運営推進会議、審議会	
事業の成果目標	
【相談】を ・あったかふれあいセンターで受け止めた数 ・専門機関につながった数 ・つながった相談が役割分担により支援できた数	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
【平成31年度に実施予定】 地域づくりに資する事業や社会資源、既に実施している相談事業をまとめ、関係機関と課題を共有し、支援策を検討する場を大方地域につくっていく。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	黒潮町(黒潮町社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	黒潮町社会福祉協議会では、相談・援助活動としての相談機能と、障害者相談支援専門員を配置した相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援事業の窓口をもっている。本町においても複合課題を抱える生活困窮者が増加している。その多くが障害者手帳は持っていないが、生活するための支援や家計支援も必要となっている。このため、行政や関係機関の支援だけでなく地域も巻き込んだ継続した支援が必要となっている。また、個人ではなく支援が必要な人を取りまく家族への支援も必要であり包括的な支援体制を構築する必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①あったかふれあいセンターコーディネーター、ケアマネージャー、介護福祉士 ②社会福祉協議会 CSW10 年目 ③社会福祉協議会 CSW13 年目
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	①あったかふれあいセンターさが ②黒潮町社会福祉協議会佐賀支所 ③黒潮町社会福祉協議会本所
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
既存する町内コーディネーター(子ども、虐待、学校、地域福祉、生活支援等)の役割の整理と調整 類似するケア会議等の調整 類似する相談事業のワンストップ体制 不足する資源の補完(必要な資源の整理) 類似事業を担当課や委託先だけで考え進めるのではなく、地域全体で考え検討する場づくり”	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 (回数)必要に応じ実施 (参加者)支援者、専門職、地域協力者、ボランティア、本人、家族	(既存の会議の名称) 個別ケース検討会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 (回数)全体会は年1回の報告会議、支援の方向性検討の場 (参加者)町内関係機関(保健、医療、介護、福祉)、社協、NPO、個別会議へ参加する協力者、地域の代表者	(既存の会議の名称) あったかふれあいセンター等の運推協 地域福祉計画に関する推進会議他

ウ 自主財源の確保のための取組の概要
活動 PR を作成し、財源や食糧(材料)支援⇒町内商店や農家、個人への協力依頼
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・事業協力のためのPRを用いたふるさと納税の活用を検討 ・事業 PR を活用した共同募金の活用 ・町内事業所(介護、福祉、商店等)への事業協力依頼、検討の場への参加 ・地域や隣近所のできる支え合いの仕組みづくりや支え手の育成のための講座の実施
オ その他
⑧事業の成果目標
<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あったかふれあいセンターの機能(訪問、相談、運営会議)を活用した支援課題の発見 ・支援が繋がらなかった人や公的支援の隙間に埋もれている人や家族へ支援が届く体制づくり ・社協が実施する相談支援業務を他の事業(公的サービスや地域資源等)と繋ぎ、面的な支援でカバーする仕組みづくり <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援課題の発見と支援が実施できた数 ・関係機関が繋がった(支援検討・取組みができた)回数 ・関係機関の増(町内資源の増)
⑨地域力強化推進事業実施計画
平成 29 年度 佐賀地域において社会福祉協議会へ委託し、地域力強化推進事業を実施。地区座談会などで地域の将来を想像し、住みたい地域を考え、それに向けた取組みへの支援を実施した

5. 成果目標の達成状況

■地域力強化事業(委託先:NPO 法人しいのみ)

地域福祉の拠点である『あったかふれあいセンターにしきの広場』を活用し、住民の交流により地域を知り、人や情報、支援を『つなぐ場づくり』と『支え合いの地域づくり』を目標に取組みを進めた。

- ①あったかふれあいセンターにしきの広場(拠点)の利用者数
- ②あったかふれあいセンターの運営推進会議(課題把握、地域協議の場)への参加人数
- ③コミュニティカフェ、子ども食堂など地域コミュニティの場に参加した人数と場づくりに参加した人数
- ④介護予防に関する活動、啓発研修会の実施回数と参加人数、支援活動に参加した数
- ⑤子育てへの孤立や不安解消に向けた取り組みを実施した回数と参加人数、支援活動に参加した数

	回数	世代別参加者						支援活動に参加した数(運営会含む)					
		乳幼	子	大人	高齢	障害	計	小	中	高	大	専門	計
①	204	53	205	818	5210	139	6425				346		346
②	30	48	179	728	97	33	1085	6	14	21	40		81
③	33				531		531				117	15	132
④	3	27	5	33			65				38		38

高齢や障害、子どもなどこれまで単発で実施していた事業をつなぐことで人や情報が繋がりが活動が拡充した。身近な場所で住民主体による活動ができることにて、住民の地域課題や他人の困りごとへの気付きができるようになった。

◆H31.2 月までの実績値◆

- ・あったかふれあいセンターで相談を受け止めた数 161 件
- ・受け止めた相談が専門機関につながった数 48 件
- ・つながった相談が役割分担により支援できた数 30 件

■多機関の協働による包括支援体制構築事業(委託先:黒潮町社会福祉協議会)

社会福祉協議会がもつ相談機能(生活困窮、日常生活自立支援、総合相談、障害一般など)を一括し、あったかふれあいセンター事業の訪問・相談機能を集約する。また、公的サービスに繋がっていない人や関係機関がそれぞれで支援している人の困りごとをつなぎ、一体的な支援体制を構築することで『地域とともに安心して暮らすことのできる環境づくり』を目指し取組む。

- ①個別検討ケース会議(支援会議、支え合い会議、未来会議など)の開催(月 1 回実施、必要に応じ実施、)
- ②地域福祉推進会議の開催(既存課題の報告、まとめ、方向性等の確認)年 3 回開催

◆H31.2 月までの実績値◆

- ・支援課題の発見と支援ができた数 50 件
- ・関係機関が繋がった(支援検討・取組みができた)回数 79 回
- ・関係機関の増(町内資源の増) 当初 29 箇所→取組み後 43 箇所【14 箇所増】

福岡県 大牟田市

都道府県名	福岡県	市区町村名	大牟田市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部 健康長寿支援課 地域支援担当	電話番号	0944-41-2672
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	115,281(人)		世帯数	56,890(世帯)	
高齢化率	35.9(%)	生活保護受給率	3.64(%)	面積	81.45(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	47.8(%)	公立小学校数	19(校)	公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター	直営: 1か所 委託: 5か所(大牟田医師会、医療法人静光園白川病院、医療法人親仁会米の山病院、社会福祉法人けんこう介護老人福祉施設美さと、社会福祉法人東翔会特別養護老人ホームサンフレンズ)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>旧産炭地でありその後、石炭化学コンビナートの隆盛のもと急速な発展を遂げた。その後基幹産業の衰退等により人口減少は、歯止めがかからず、高齢化率も年々高まっている。</p> <p>地場産業としては、三井系の工業を主とした化学工業や窯業・土石をはじめとした製造業の割合が高く、医療施設も多く存在する。また「認知症になっても安心して暮せるまち」を目指し、H13年から認知症に対する推進事業を展開し、全国から多くの団体が視察にみえる認知症ケアの先駆的な自治体である。</p> <p>地域のつながりは、区長制度がなく任意の自治会制度に地縁力を頼っているため、年々、加入者が減少し、地域のつながりの希薄化が顕著となっている。</p> <p>平成27年7月に、日本の近代化を支えた三池炭鉱宮原坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、三池港が明治日本の産業革命遺産として世界文化遺産に登録される。昨年、平成29年3月1日に市制100周年の大きな節目を迎え、観光のシティプロモーションに力を入れ、まちの活性化を図っている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>H28年10月より多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施しており、出口支援の体制強化に取り組んできた。その中で制度の狭間で悩んでいる相談者に対し、福祉機関だけでなく、異業種・他職種の方とネットワーク構築ができてきている。本年度は新たに不足する資源の構築に取り組んでいるところである。</p> <p>合わせて、本年度より地域力強化推進事業を開始する。これから①地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備として、地域包括支援センターや介護予防・相談センターを中心に取り組み、②地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援として地域住民や団体への中間支援に取り組んでいくことで「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉の推進を図る。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>従来の施策、制度は、困り事に対する支援であったが、高齢者になっても、障がいを持って、何らかの生活課題を抱える者であっても、福祉領域の観点を超えることによって代替えのきかない、人材になりえる事を理解し、障がいがあっても高齢者であっても認め合う事が共生社会の第1歩であると認識している。そのため、困りごとを抱える人にとって、その人が本人らしく、生きがいと役割を持って暮らしを営むことができるパーソンセンタードな暮らしを実現できるように、地域の住民や団体が自らの課題として解決に取り組むような地域社会を目指す。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	大牟田市 (包括支援センター委託の5法人:社会福祉法人×2法人、医療法人×2法人、一般社団法人×1法人、及びNPO法人の1法人)																													
②事業名	大牟田市地域力強化推進事業																													
③事業実施の必要性	<p>全国的な少子高齢化や核家族化の進行は本市も深刻な課題となっており、特に高齢化や若年層を中心とした人口減少、また地域のつながりの希薄化などにより、地域における課題が多様化、複雑化している。</p> <p>これまで、多機関協働による包括的支援体制構築事業で関係機関のネットワークが整備されてきており、今後「地域共生社会」の実現に向けて、各地域包括支援センターエリアに職員(地域共創サポーター)を1名ずつ配置し、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる環境の整備及び地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を推進する。</p>																													
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>市内全域</td> <td>小学校区</td> <td>115,281(人)</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>校区まちづくり協議会、校区民生委員・児童委員協議会、校区社会福祉協議会等</td> <td>地域での人材の発掘や掘り起こし</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>地域交流施設(市内46施設)、地区公民館(市内7施設)等</td> <td>社会福祉法人、医療法人 他</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>上記(ア)の支援対象者</td> <td>校区・ブロック別の地域福祉活動(地域づくり等)の研修会</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 市内に設立されている社会福祉法人地域公益活動協議会や共同募金会によるテーマ型募金</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 地域包括支援センター毎に配置している生活支援コーディネーターや生活支援体制整備事業を委託する社会福祉協議会との連携を行う。</p> <p>事業の成果目標 ・地域の新たな「集まり場」の発掘数:90ヶ所/年(1拠点あたり15ヶ所/年) フォーマルな集まり場(サロン、老人クラブ等)ではなく、地域で自発的に集まり活動しているインフォーマルな集いの場</p> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>市内全域</td> <td>小学校校区</td> <td>115,281(人)</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター(市内6拠点) 介護予防・相談センター(市内10拠点)</td> <td>地域共創サポーター 生活支援コーディネーター</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 地域住民へ広報紙(広報おおむた等)や地域ラジオ(FM たんと)、ネット媒体(愛情ネット等)で周知するとともに、相談支援施設(包括支援センター、地域交流施設、地区公民館等)で広く周知していく。</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法) 地域ケア会議や支援調整会議などの既存の定例会議での意見交換に合わせて、地域の交流の場に積極的に参加することでつながりをつくり、気になる人の情報をとる。</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	市内全域	小学校区	115,281(人)	(支援する対象)	(支援の内容)	校区まちづくり協議会、校区民生委員・児童委員協議会、校区社会福祉協議会等	地域での人材の発掘や掘り起こし	(拠点の場所)	(運営主体)	地域交流施設(市内46施設)、地区公民館(市内7施設)等	社会福祉法人、医療法人 他	(研修の対象)	(研修の内容)	上記(ア)の支援対象者	校区・ブロック別の地域福祉活動(地域づくり等)の研修会	(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	市内全域	小学校校区	115,281(人)	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	地域包括支援センター(市内6拠点) 介護予防・相談センター(市内10拠点)	地域共創サポーター 生活支援コーディネーター
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																												
市内全域	小学校区	115,281(人)																												
(支援する対象)	(支援の内容)																													
校区まちづくり協議会、校区民生委員・児童委員協議会、校区社会福祉協議会等	地域での人材の発掘や掘り起こし																													
(拠点の場所)	(運営主体)																													
地域交流施設(市内46施設)、地区公民館(市内7施設)等	社会福祉法人、医療法人 他																													
(研修の対象)	(研修の内容)																													
上記(ア)の支援対象者	校区・ブロック別の地域福祉活動(地域づくり等)の研修会																													
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																												
市内全域	小学校校区	115,281(人)																												
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																													
地域包括支援センター(市内6拠点) 介護予防・相談センター(市内10拠点)	地域共創サポーター 生活支援コーディネーター																													

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 複雑化、深刻化した相談は、地域よろず相談員と共に相談対応にあたる。解決が困難な相談は相談支援包括化推進員と連携を行う。また、相談支援包括化推進会議(権利擁護連絡会)で支援協議を行う。	(バックアップする人) 地域共創サポーター 相談支援包括化推進員 権利擁護連絡会構成委員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
高齢分野では包括支援センター・生活支援コーディネーター、障害分野では相談支援事業所、子ども・子育て分野では児童家庭相談所、生活困窮は生活支援相談室と連携を行う。	
事業の成果目標	
・新規相談件数:180件/年(1拠点あたり30件/年) ・相談解決数:144件(相談件数のうち状態が改善した件数8割)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
次ページ参照	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	大牟田市(医療法人静光園)
②事業名	大牟田市多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>世帯の中に、高齢者や障がい者、子ども等が同居し、同時に複数人の支援が必要な場合は、多くの支援機関が関わることになる。現在は、最初に関わった機関が、他の関係機関につないだり、調整をしたりすることが多いが、つなぎ先がない場合は、そのまま関わり続ける状況がある。また、最初に関わった機関の知識や経験の差によって、支援内容にも差が生じることがある。</p> <p>関係機関が一緒に世帯を支援するために、支援内容検討会議を開催することもあるが、関係機関が多くなると調整や情報共有にかなりの時間を要する。また、関係機関同士がお互いの役割や機能の理解が不十分な場合は、うまく連携ができないことがある。</p> <p>支援にあたり、地域に資源が不足している場合は、課題解決ができず、支援機関がいつまでも関わり続ける必要がある。今後、ますます増加し、支援課題が多様化する支援対象者を支援するために、機関を増やしたり職員数を大幅に増加したりすることは困難な状況がある。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1.3人(専任1名、兼務1名)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	平成14年4月 医療法人静光園白川病院入社 平成22年4月 医療法人静光園白川病院 医療連携室課長 平成24年10月 大牟田市中央地域包括支援センター管理者 平成27年4月 厚労省 社会・援護局 障害福祉課地域生活支援推進室 平成28年4月 医療法人静光園白川病院 医療連携室室長
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	大牟田市 健康長寿支援課 地域支援担当
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進員を配置し、支援機関の連絡会や研修会等の開催により、支援機関同士の役割や機能を認識する機会をつくる。支援対象者の支援を通じて、関係機関同士の連携を強化する。 ・多機関が関わる事例は、本事業で配置した相談支援包括化推進員がケース会議を招集し、必要に応じて会議の進行や助言を行う。 ・新たな資源を創出する必要性を共有し、さらに創出するための支援を行う。 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 個別ケース会議については、必要に応じて関係機関の担当者を招集し実施。 包括支援センターや生活支援相談室等で定期実施される会議で協議。	(既存の会議の名称) ・個別ケース会議 ・地域ケア会議 ・支援調整会議 他
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年4回開催しており、参加者は市関係部署、福岡県弁護士会、	(既存の会議の名称) 大牟田市権利擁護連絡会

福岡県社会福祉士会、福岡県司法書士会、市社会福祉協議会（成年後見センター、生活支援相談室）、市障害者協議会、大牟田警察署、スクールソーシャルワーカーなど。
ウ 自主財源の確保のための取組の概要
市内に設立されている社会福祉法人地域公益活動協議会や共同募金会などと連携し、自主財源の確保に向けて検討し取り組む。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、障害者支援事業所、ボランティア団体などと連携し、地域のニーズ分析や資源の把握、創出を行う。 ・平成 29 年度から実施している丸ごとスタイル会議を拡充する。
オ その他
⑧事業の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ・多機関が協働し支援を行った経験をもとに、次からの同様の事例を支援する際に、自ら連携をすることができるようになる。 ・推進員の調整等により、支援機関の労力が軽減することができる。また、推進員の助言により、関係機関の知識や経験を増し、今後の支援対象者の支援内容が充実することができる。 ・必要な資源を創出することで、現在の制度では対応できない、「制度の狭間」に陥ってしまいます人に対応することが可能になる。
⑨地域力強化推進事業実施計画
前ページ参照

5. 成果目標の達成状況

<p>【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】</p> <p>①多機関が協働し支援を行った経験をもとに、次からの同様の事例を支援する際に、自ら連携をすることができるようになる。</p> <p>②推進員の調整等により、支援機関の労力が軽減することができる。また、推進員の助言により、関係機関の知識や経験を増し、今後の支援対象者の支援内容が充実することができる。</p> <p>⇒実際のケースを通し、各支援機関で相談対応の幅が広がってきている。今後も継続して事例や支援に伴う課題を共有し、連携体制を強めていく。</p> <p>③必要な資源を創出することで、現在の制度では対応できない、「制度の狭間」に陥ってしまいます人に対応することが可能になる。</p> <p>⇒相談支援包括化推進員への相談が寄せられることで、全市的な課題を集約できている。現在は、時間をかけて伴走し、合わせて市内の支援機関と連携し対応している。その中でも住居確保要支援者への対応が多く、市内の関係機関との連携につながった。しかし、簡単に解決しない課題も多く、継続して資源の確保を行う。</p> <p>【地域力強化推進事業】</p> <p>(※今年度 8 月より事業スタートのため、活動を進めはじめたばかりです)</p> <p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p>①地域の新たな「集まり場」の発掘数:90ヶ所/年(1拠点あたり15ヶ所/年)</p> <p>フォーマルな集まり場(サロン、老人クラブ等)ではなく、地域で自発的に集まり活動しているインフォーマルな集いの場</p> <p>⇒地域の集まり場を発掘するにあたり、既存のフォーマルな集まり場の整理を進めている。現在 136 箇所のサロンのリスト作成を行っており、今年度中に関係機関に周知していくようにしている。その後、新たな集まり場の発掘へ移行予定。</p> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>②新規相談件数:180件/年(1拠点あたり30件/年)</p> <p>③相談解決数:144件(相談件数のうち状態が改善した件数8割)</p> <p>⇒大牟田市では高齢化率が非常に高く、地域包括支援センターが地域の核となって地域活動を進めている。そのため、従来の高齢者の支援センターから全世代型の支援センターへの位置づけへと進めている。8月に事業スタートしたため、9月の相談件数から実績をとりはじめ、半年間で1,426件の総相談数に対し、1,013件(71.0%)は相談解決している状況。</p>

福岡県 八女市

都道府県名	福岡県	市区町村名	八女市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉課 福祉総務係	電話番号	0943-24-8030
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	63,750(人)	世帯数	24,841(世帯)
高齢化率	34.49(%)	生活保護受給率	0.774(%)
		面積	482.44(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等) 加入率	88.1(%)	公立小学校数	14(校)
		公立中学校数	9(校)
		義務教育学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1か所、委託:5カ所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

平成18年・22年と2度の市町村合併を経て、市街地から山間地までの広大な面積を抱える。地域の課題も地域の実情によって多様である。農業作物(茶・果物など)や伝統工芸品などを主産業とし、伝統的建築物が残存し観光も盛ん。新規就農者支援や移住者支援等にも力を入れている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市では市と社協が協働し、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域共生社会実現に向けた次段階の小地域福祉活動推進に取り組んでいる。地域の高齢化とともに、生活困窮世帯等の相談件数が増加し、制度の狭間にある人たちの支援(フードバンク事業利用など)も年々増加の一途をたどっている。また、地域では人口も減少が著しく、高齢化するなかで、住民が住み慣れた地域で暮らすためには、住民同士による助け合い・支えあい活動に地域全体で取り組む必要があり、そのためには個別支援・地域支援・生活支援が3層一体となり、分野を問わない包括的な推進体制構築を目指すと共に、各分野、機関の機能整理を行いたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	今回の事業は小地域福祉活動の基盤の上に成り立つものであり、福祉生活支援室では制度の狭間にある人たちの支援のニーズについて明らかにすることで、地域や関係機関に課題提供を行っていくことができる。(我が事化) また、市内6圏域に配置する相談支援包括化推進員が地域の分野を問わない個別支援及び各分野の相談機関ネットワークをつくることで、地域の各機関が丸ごとのチームとして活動し、相談支援できるような体制づくりを行う。(丸ごと化) 小地域福祉推進を行う一方で、専門的な支援者間での包括的かつ重層的な支援体制がつけられることで、地域住民の安心感を醸成することができるよう、取り組みたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	八女市(社会福祉法人 八女市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業(制度の狭間を埋めるライフサポート事業)	
③事業実施の必要性	本市の地域の課題は都市部と山間部でそれぞれ異なっている。高齢化率とともに、生活に困窮している世帯の相談件数も多く、制度の狭間にある人の支援(フードバンク事業利用など)も年々増加の一途をたどっている。地域の課題を解決するために住民同士による助け合い・支えあい活動を地域全体で取り組む必要があることはもとより、その課題を顕在化させ、個別支援・地域支援・生活支援を包括的に推進するためにも当事業が必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 八女市	(対象地域の範囲) 八女市全域	(人口) 64,627人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 小地域における住民福祉活動の組織化と活動拠点の整備	(支援の内容) 生活支援コーディネーター(以下、生活支援C)及びコミュニティソーシャルワーカー(以下、CSW)との連携による地域を基盤にして解決につなげる支援や制度の狭間を埋める仕組みづくりを行う。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 福祉生活支援室(生活困難者支援)	(運営主体) 八女市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 八女市民	(研修の内容) 地域づくりに向けた人材確保・育成をはじめ、地域課題の気づきの場となる研修等を目的に開催(※地域福祉活動サポーター研修等)	
(エ)その他		
小地域福祉活動の基盤である、まちづくり団体等の福祉部会と福祉ネットワーク推進会の拡充		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、社協会費、香典返し寄附金等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援C)による小学校圏域の課題把握、資源開発、小地域福祉活動事業(CSW)による地域支援、住民主体による小地域福祉活動の支援連携。		
事業の成果目標		
第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画参照。(※評価指標と目標:福祉委員数154人→200人、見守り連絡員数479人→640人)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 八女市	(対象地域の範囲) 八女市全域	(人口) 64,627人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉生活支援室(生活困難者支援)	(相談を受け止める人) 生活相談員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社協だより、ホームページの活用をはじめ、CSWとともに福祉部会・福祉ネットワーク推進会や地縁組織、住民会議等に出向いて、周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域住民福祉組織や社会福祉法人連絡会等地域の機関との連携による早期の個別課題・地域生活課題把握。		

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 生活支援体制整備事業や小地域福祉活動、包括的な相談支援体制事業(相談支援包括化推進員)との連携による相談支援及びネットワークづくり。	(バックアップする人) 生活支援 C CSW 相談支援包括化推進員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
当事業の機能を活かし、制度の狭間にある人たちの状況を顕在化させ、生活支援体制整備事業や小地域福祉活動との連携による個別支援コーディネートを行う。	
事業の成果目標	
生活困難者相談支援件数、年間 200 件以上目標	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	八女市(社会福祉法人 八女市社会福祉協議会)
②事業名	包括的な相談支援体制事業
③事業実施の必要性、体制等	複合的な課題を抱えるケースへの適切な対応と、充実した相談・支援体制づくりのため、関係機関等による分野横断的なネットワークの構築と、専門性・利便性の高い相談支援機能の強化が求められている。本市においては、分野を問わない総合相談体制の充実を図るとともに、福祉の困難事例への対応力強化、関係部署・機関との連携強化を図ることにより、包括的な支援体制を構築する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	6 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人八女市社会福祉協議会本所・5支所
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
(1)本所・各支所に相談支援包括化推進員を配置 (2)他職種の相談員やコーディネーター等との連携方法の構築 (3)地域の支援体制の構築	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 (1)必要に応じて随時開催。	(既存の会議の名称) 個別ケース会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 (1)関係機関の実務担当者ネットワーク会議(福祉分野のコーディネーター業務を行う機関を含む)を年2~3回開催。 (2)相談支援包括化推進員連絡会議を年4回開催。	(既存の会議の名称) (1)実務担当者ネットワーク会議 (2)相談支援包括化推進員連絡会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金、社協会費、香典返し寄附金等	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域住民、生活支援 C、CSW、地域の福祉団体、地元企業、福祉分野以外の様々な団体と連携し、地域診断や資源調査を小学校区において実施予定。社会福祉法人や地元企業との協働による財源確保の検討。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
◎総合相談支援体制の充実 関係部署の連携に加え、他の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る。 相談件数:100件/月、支援の終結件数:50件/月	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

1. 評価指標と目標:福祉委員数154人→ 198人(当初目標200人)
見守り連絡員数479人→ 584人(当初目標640人)
2. 福祉生活支援室(生活困難者支援)「ほっと館やめ」市内1カ所
「ほっとする場所、ほっとな場所、ほっとかない場所」を掲げ、年齢や身体状況にかかわらず利用できるフリースペース(居場所)を提供し、ひきこもりや介護等、様々な相談支援にに応じている。
生活困難者相談支援件数:200件以上/年→ 281件/8月

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】7月～2月末 市内6圏域6名配置

1. 相談件数:100件/月 → 実績 77件/月(616件/8月)
支援の終結件数:50件/月 → 実績 54件/月(435件/8月)
相談支援実件数 280世帯
2. 総合相談支援体制の充実
関係部署の連携に加え、他の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る。
実績:以下3つの会議を活用し分野横断的な包括的相談支援ネットワーク構築及び相談支援員のスキル向上、地域資源の把握や開発に向けた連携に取り組んでいる。
 - ①相談支援包括化推進員連携会議(毎月開催:第3木曜日)
6名の相談支援包括化推進員の活動状況共有と各分野相談支援機関連携に向けた協議
 - ②各分野相談支援に係るコーディネーター(調整機関)連絡会(今年度2回開催)
地域包括支援センター、障がい者基幹相談センター、家庭児童相談室、生活困窮者自立支援担当課等が参加し、各分野や制度の狭間の課題共有と相談支援包括化に向けた具体策の協議。
 - ③相談支援ネットワーク会議(次年度開催準備中)

福岡県 うきは市

都道府県名	福岡県	市区町村名	うきは市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉事務所 福祉係	電話番号	0943-75-4961
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	29,763(人)		世帯数	11,067(世帯)	
高齢化率	33.0(%)	生活保護受給率	14.9(%)	面積	117.55(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	92.17(%)	公立小学校数	9(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	※直営:1か所 委託:1か所(医師会)				
生活困窮者自立相談支援事業	※委託:1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>平成 17 年に旧浮羽町と旧吉井町の 2 町が合併。市内:地区:11(小学校区) 行政区 158</p> <p>北に筑後川、南に耳納連山に囲まれた風光明媚な農村都市であり、旧浮羽町域では柿・梨・桃・葡萄・莓などの果物農家も多く、お盆過ぎから秋にかけてはたくさんの観光客が訪れる。旧吉井町域では旧宿場町の白壁造りの町並みが残っており、こちらも観光客が訪れる。</p> <p>本市は、昔からの地縁によるつながりが強く集落という言葉が合うような地区もあれば、新興住宅地やファミリー向けのアパートなどが年々建設される地区もあり、現状として過疎化・高齢化により地区や行政区が機能不全寸前の地区、高齢化率は低いものの近所関係の希薄な地区、区未加入等のももとの住民と新住民による摩擦が起きている地区など市全体としては急速な少子高齢化が進む一方で高齢率が下がっている地区もあり、地域課題は様々。また、人口に占める生活保護受給率も年々高くなっており、生活に困窮している世帯も多い。</p> <p>地域活動については、旧浮羽町域では校区公民館と行政区単位の分館があり、校区公民館が拠点となり社会教育・地域福祉活動が進められていた。校区社協についても、校区公民館の組織内組織として組織化し活動を行っていた。そのため、校区と行政区の連動性は現在も継続されているが、旧吉井町域では行政区ごとの分館はあったものの、校区公民館はなく、中央公民館が町に一つあるだけで、校区での活動というものがほとんどなかった。また、一部の地区では分館がない行政区もあり、地域活動を行政区や地区で行うという土壌が未成熟な状況であった。</p> <p>そのような中、合併後、市内全地区に地区公民館が設置され、旧吉井町域においても、校区社協が一部組織化されたが、平成 26 年に地区公民館が地区自治協議会へと移行。平成 29 年度より、行政区長に対する市長委嘱が廃止され、自治協議会長が委嘱することとなり、自治活動の中心が、地区自治協議会となりつつある。また、地区公民館の組織内組織であった校区社協は平成 28 年度から徐々に自治協議会内の福祉部門と一本化され、平成 29 年には全ての地区で校区社協は自治協議会の福祉部門に一本化される形となった。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>うきは市は現在、急速な人口減少、少子高齢化の進行とともに、核家族世帯や一人暮らし高齢者及び高齢者世帯の増加など、家族形態の変化が確実に進んでいるが、豊かな自然や歴史の中で、思いやりの心や助け合いの精神が育まれてきた。しかし、一方では、「地域の人や隣近所の人とは、かかわりを持ちたくない。」「困っている事や悩みについて、相談相手がいない。」などといった声や新興住宅やアパートの等の増加などによる新住民と旧住民の摩擦など、地域の姿が以前とは異なってきている面もある。</p> <p>今後も人口減少が予測され、核家族化・少子高齢化のさらなる進行や近所づきあいの希薄化、子どもから高齢者までを取り巻く様々な環境の変化などが暮らしに大きな影響を与え、多種多様な課題がさらに増えていくことが予想される。現在、各地区の自治協議会(福祉部門)を中心に、小地域福祉活動(ご近所での見守りや安否確認活動、よりあい活動、住民の福祉課題を把握する活動など)が展開されているが、これらの活動を全ての行政区で、よりきめ細かく展開していくため、行政区の福祉の中心役・小地域福祉活動の推進役として、社会福祉協議会より、各行政区へ働きかけ、福祉委員を平成3年より順次設置していただいている。(全行政区に設置)しかし、高齢化や過疎化などにより、区の役員不足など一部の方だけで、区内の福祉活動を進めていくには限界が来ている区もある。本来の地域福祉や住民同士の様々な助け合い・支え合い活動について立ち返ると地域全体で行う必要があり、それを実現するため、これまで社会福祉協議会が進めてきた、行政区ごとの「福祉会」設置と「福祉小座談会」をうきは市として推進し、今後、より重要性が高まる地域に住む住民同士の助け合い・支え合い活動の推進を一層進めていく。</p> <p>また、地区単位の活動の推進として、自治協議会(福祉部門)への活動支援および、第2層協議体との連携を行い、重層的な支援体制・仕組み作りを目指す</p> <p>また、上記の活動等の中で挙げた課題を受け止める場を平成30年度より明確化し「生活・福祉」丸ごと相談として市社協事務所内に設置(市内2ヶ所)個別課題の支援も併せて行う。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域住民が地域生活課題を自ら把握し、解決することが出来るような支援。(地域力強化推進事業)また、それを可能にするため、関係機関の連携体制の構築を目指す。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	福岡県 うきは市(うきは市社会福祉協議会)	
②事業名	我が事・丸ごとの地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	当市は、一部の地区においては昔ながらの住民同士の助け合いが残っているものの、人口の多い地区を中心につきあいが希薄になっており、困り事を抱えた住民を行政や社協等が把握したときには、すでに解決が困難な事態となっているケースが近年増加している。地域住民のつながりを築き、近所の困り事を住民が早期に発見し、支え合う地域づくりを推進することで、解決困難なケースを減らしていくことができると考える。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	行政区(158)	29,763
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区自治協議会(福祉部門)・福祉会	各種活動の支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
福祉会役員、民生委員、福祉委員、区長、地域住民等	各地区単位および市全域で実施	
(エ)その他		
他事業(生活困窮者自立支援事業、生活支援体制整備事業等)との連携		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ふるさと納税の活用、企業や団体に寄附金協力を働き掛けるなどにより確保に努める。 ※自治協議会(福祉部門)活動、よりあい(サロン)活動については社協住民会費・寄付金等を活用。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(協議体やSCと連携し、課題の共有・解決に向けた方策の検討等)、生活困窮者自立支援事業、障害者相談支援事業、福祉サービス利用援助事業 等		
事業の成果目標		
福祉小座談会の実施:100 行政区		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	中学校区(2)	29,763
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
「生活・福祉丸ごと相談」社協事務所内に設置(2ヶ所)	社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員 等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	社協広報等への掲載、ホームページへの掲載、地域の関係者への周知	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	福祉小座談会の実施(区長、民生委員、福祉委員等との情報共有の場)	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
地域で解決できる課題は住民の協力を得て、解決を図る。課題解決に向けて必要な情報の提供	行政、福祉事務所、地域包括支援センター、福祉委員、区長、民生委員、ボランティア等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業、福祉サービス利用援助事業、たすけあい援護物品(食品、家電製品等の提供)、障害者相談支援事業、不登校・ひきこもり対策相談支援事業、高齢者等住まい・生活支援事業、ふくおかライフレスキュー事業、社会福祉法人連絡協議会、子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業、居宅介護支援事業、生活福祉資金貸付制度、心配ごと相談、司法書士相談、弁護士相談等		
事業の成果目標		
相談件数:120件		

ウ その他
包括的に受け止める場をより身近な圏域に設置するよう、社会福祉法人連絡協議会へ協力を呼びかける。
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	福岡県うきは市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助金の活用なし）
③事業実施の必要性、体制等	困り事を行政等に相談しても、利用できる制度が無い事により改善できないケースが増えている。このようなケースに対応していくため、課題解決に向けて多様な関係機関と連携しながら終結まで一貫して支援できる体制整備が必要である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	福祉事務所相談業務3年以上
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	うきは市福祉事務所
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域力強化推進事業で実施している「福祉小座談会」において把握された課題で、解決に至らなかったケースに対応していくほか、民生委員児童委員の定例会に参加して地域で対応できない課題をこちらにつないでもらい、支援をしていく。多様な機関との連携に向けて、市内に今ある社会資源を洗い出し、それぞれと顔の見える関係づくりに取り組む。各課題に応じた機関につなぎ、連携・協働しながら対応するなかで、不足している社会資源を整理して新たな資源の創出を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 必要に応じ随時開催。参加者はケース内容によるため定めない。	(既存の会議の名称) ケース会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年1回開催。相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業等、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケア学識経験者等が参加。	(既存の会議の名称) うきは市地域障害者協議会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
ふるさと納税の活用、企業や団体に寄付金協力を働きかけるなどにより確保に努める。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
社会福祉法人の公益的な取組の活用に向けて、うきは市社会福祉法人連絡協議会に働きかけていく。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
今ある社会資源との関係づくり。新たな社会資源の創出。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決することができる環境の整備については、支援対象を福祉会(行政区)のみとしていたが、課題を発見できても福祉会のみで課題を解決するための方策には限りがあるため、地区自治協議会(小学校区)の福祉部門への支援も併せて行っている。研修会については、行政区単位・地区単位で実施。併せて市全体でも研修会を実施し、「これからの地域福祉活動」をテーマに行政区・地区の活動、地域福祉の新たなパートナーとして社会福祉法人等の報告など、地域に住む方の地域福祉から地域に関わる方の地域福祉への転換についてパネルディスカッションおよび講演を行った。

福祉小座談会の開催については、未実施の地域へ働きかけを行い、新たに福祉座談会を行っていただくことができた。また、これまで隔年で行っていた行政区が毎年開催するようになったこともあり、成果目標の100行政区には届いていないものの、89行政区で実施することが出来ている。他事業との連携については、第1層協議体・第2層協議体及び協議体設置に向けた勉強会等に本事業担当職員も参画し、地域生活課題の把握と解決に向けた環境の整備を進めており、地区単位での移送サービス、地区・行政区単位での住民型有償サービスなどの立ち上げ、新たな居場所活動としての行政区での公民館開放など、新たな取り組みも生まれている。

※福祉小座談会の開催:89 自治協会(福祉部門)活動支援:119 福祉会活動・行政区活動への支援:41

活動支援にかかる打ち合わせ:223 第1層・2層協議体への参画:33 地域住民に対する研修の実施:3

0

住民に身近な圏域で地域生活課題を包括的に受け止める場の整備については、4月より「生活・福祉丸ごと相談」の窓口を社協事務所(市内2ヶ所)に設置。成果目標以上の数値が出ている。相談は、本人や家族はもちろん、地域の関係者(区長・民生委員・福祉委員・ご近所)からの相談のみならず、専門機関(福祉事務所、地域包括支援センター、学校、警察署等)からもあり、相談窓口はたくさんあるものの、入り口としての相談窓口の重要性を感じている。

相談対応はもちろん、関係機関・地域の関係者との調整および連携した支援、その他の相談・支援事業で対応できない課題や支援事業につなげるまでは担当職員がケース対応を行う。また、企業や住民から協力頂き、食品や生活用品等の提供等や市内社会福祉法人の協力による、ケース宅の清掃も行っている。

※相談件数:403件(うち新規相談件数:111件) 支援回数:594回

多機関との連携については、地域包括支援センターとの定期的なケース情報共有会議も今年度より再開されるようになり、小座談会や丸ごと相談であったケースの情報提供や、地域包括支援センターとして地域の関係者と協働したいケースについて情報共有を行っている。また、保健課(生活支援体制整備事業所管)、福祉事務所(本事業所管)、市民協働推進課(地域組織支援所管)、社協にて各事業の進捗及び、今後の方向性について定期的に協議を行っている。

※数値については平成31年2月末現在。

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

民生委員児童委員の定例会に参加し、委員が抱える困難事例を行政につなぎやすい環境を整えるとともに、活動のためのQ&A集を作成した。市内の福祉事業所等で構成する協議会では、定例の研修会後に交流会を実施してネットワークの強化を図った。生活支援体制整備事業の第1層協議の場にも積極的に参加して、協議をとおして地域住民や企業、社会福祉法人等との顔の見える関係づくりに努めた。それにより、困難ケースの対応時に新たな連携先ができるなどの効果があった。また、横の連携を深めるため、市の福祉事業を多く受託しておりボランティア団体や地域との関係が深い社協と、市内11地区の自治協議会の事務局である市民協働推進課、生活支援体制整備事業の所管である保健課と定期的な協議を実施している。相談に対して、スムーズに多機関と連携するため、「つなぐシート」の活用を検討している。成果目標は「今ある社会資源との関係づくりと新たな社会資源の創出」としているが、一定の関係づくりはできたものの、働きかけができておらず新たな社会資源創出には至っていない。

福岡県 糸島市

都道府県名	福岡県	市区町村名	糸島市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	人権福祉部福祉支援課	電話番号	092-332-2073
参考 URL	http://www.city.itoshima.lg.jp		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	101,643(人)	世帯数	42,194(世帯)
高齢化率	28.4(%)	生活保護受給率	0.8(%)
面積	215.70(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	90.12(%)	公立小学校数	16(校) (離島 1)
		公立中学校数	7(校) (分校 1)
地域包括支援センター	委託:5か所(社協 1、社会福祉法人 4)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>H22 年に一市二町で合併。東は福岡市、西と南は佐賀県に隣接する自然豊かな場所で、交通アクセスに恵まれていることもあり、移住者も増えている。古くから農林水産業が盛んであるが、近年は「食」をターゲットに訪れる観光客も多い。また九州大学の移転に伴い、共同研究や国際交流などさまざまな連携がなされている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	生活困窮者自立支援事業を行っている中で、“周囲の人々は、実は気になっていたが、どうすればよいかわからずそのままにしている”ケースが目にと留まるようになってきた。このような状況を放置しないためにも、本事業に取り組み、みんなで考えることで誰か一人に負荷をかけず、緩やかにつなげる地域づくりを行うことを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	一つの制度、一つの部署、特定の分野のみを支援する一人の専門職では解決につながらない複合的な課題を抱えた人や世帯が増加する中、市民や専門機関、行政など周囲にいる人が「少しずつはみ出して応援(支援)する」ことで、時代や担当者が代わっても温かく見守ることができる地域にしたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	糸島市(糸島市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	本市では、中学校区を圏域とした地域包括支援センターや小学校区を単位とした校区社会福祉協議会などが設置され、市民と専門機関がつながりやすい仕組みは形作られている。今後は、その仕組みを融合させ醸成していく必要があるため、潤滑油となる人材を配置し、実は気になっていたがどうすればよいかわからずそのままにしているケースや地域課題に正面から取り組み、みんなで解決していくプロセスを踏むことで、誰か一人に負担をかけず、緩やかにつながる地域づくりを行っていく必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域 (重点活動校区:南風校区、前原校区、雷山校区、深江校区、可也校区)	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 100,237人 (重点活動校区:38,107人)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 重点活動校区の住民	(支援の内容) 校区担当CSWを配置し、地域ささえあい会議(生活課題解決のための会議)開催や、人や団体、企業のつなぎ役を担う	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ①既存団体の構成会員 ②市民 ③小・中学生	(研修の内容) ①総会等でのミニ研修(校区社協、民生委員、児童委員、福祉委員等) ②我が事丸ごと研究大会(全体研修、各地域生活課題ごとの分科会) ③社会貢献教育「寄付の教室」等の開催	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、市内の社会福祉法人で構成された「ふくおかライフレスキュー事業糸島連絡会」との協働		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
「地域ささえあい会議」は、本事業達成のための会議と生活支援体制整備事業の第2層協議体を兼ねた場とする。校区担当CSWと生活支援コーディネーターの協働によりその他環境の整備を行う(一部職員は兼務する)		
事業の成果目標		
・地域ささえあい会議参加者数:5校区×10人×2回=100人(延べ) ・地域生活課題の解決数:5件 ・我が事丸ごと研究大会参加者数:80人 ・「寄付の教室」開催校:小学校1、中学校1		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 南風校区、前原校区、雷山校区、深江校区、可也校区	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 38,107人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 糸島市社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 校区担当CSW(社会福祉士)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) ・市広報 ・市社会福祉協議会広報		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) ・「地域ささえあい会議」に、地域包括支援センター、地域の社会福祉法人の参加を促す。 ・民生委員・児童委員定例会(月1回)にCSWが参加し、気になる人の情報共有を行う。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 相談支援包括化推進員の役割を主任自立相談支援員(直営)が担い、生活困窮者自立支援で構築した市内連携や他の専門機関とのネットワークの活用によりバックアップ体制を広げていく。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員(主任自立相談支援員)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)、包括的支援事業(地域包括支援センター)、福岡ライフレスキュー事業	
事業の成果目標	
相談件数:15件、解決数:5件、つないだ件数:5件	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	糸島市	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助金の活用なし)	
③事業実施の必要性、 体制等	本市では、高齢者や障がい者、子育てなど各制度の支援体制は整備されているが、世帯を単位としてコーディネートする体制までは至っていないのが現状である。そこで、生活困窮者自立相談支援の直営実施で得たノウハウを活かし、市民にとって分かりやすい相談窓口かつ、民生委員や庁内の職員等が「気になる人をまずつなぐ」相談先として、相談支援包括化推進員を配置し、早期かつ積極的に支援できる体制を構築する。 将来的には、糸島市社会福祉協議会に委託し、地域力強化推進事業と一体的な運営を行う方向で検討している。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	主任相談支援員	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉支援課(生活困窮者自立支援担当)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
【把握方法】 ①庁舎内…生活困窮者自立支援庁内連携委員会を活用し、業務の中で気になる人・世帯を早期につなぐ ②地域…校区担当CSWとの連携により、民生委員をはじめとした地域の人からの情報収集を行う 【相談支援機関のネットワークの構築方法】 ・地域包括支援センター会議、自立支援協議会、要保護児童対策協議会など、既存のネットワークを活用する(所管課に協力依頼を行う) 【当該者に対する支援の方法】 ・アウトリーチを含む初期対応後、アセスメントを行い、適切な制度・専門機関へのコーディネートを行う		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数:月1回 参加者:市社協事務局長、ハローワーク職員、老人福祉施設施設長、九州大学准教授、障がい者就労支援事業所施設長、弁護士、医療機関精神保健福祉士、 議事内容:支援調整会議に準ずる	(既存の会議の名称) 支援調整会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数:年2回 参加者:庁内 13 課係長級職員(福祉保護、子ども、人権・男女共同参画推進、介護・高齢者支援、健康づくり、収税、業務(水道)、商工観光、学校教育、施設管理(市営住宅)、国保年金、生活環境、福祉支援) 議事内容:事例検討、各課業務の調整、相談対応方法の検討等	(既存の会議の名称) 生活困窮者自立支援庁内連携委員会	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
ふくおかライフレスキュー事業		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地域ささえあい会議(生活支援体制整備事業の第2層協議体と共同実施)において、地域住民や社会福祉法人、企業等との協働を検討する。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
相談件数:12件、支援終結数:9件 ※庁舎内の各部署からあがってくる複合的な課題を有する相談が毎月1件、適切な機関や制度につなぐことで見通しを立てることができた件数をその8割とする。生活困窮者自立相談支援事業を直営で実施しているため、初期相談対応後は生活困窮者自立支援事業のシステムを活用し支援を行う。		

5. 成果目標の達成状況

◆地域力強化推進事業

ア 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することが出来る環境の整備

① 地域ささえあい会議2校区で実施(M校区:3回 32人+45人+39人=116人、R校区:2回 22人+19人=41人)

② 地域生活課題の解決数:25件(相談件数37件)

③ 我が事・丸ごと研究大会参加者数:150人

前年度参加者から市民実行委員を募集。農業、芸術、企業、高齢者・子育てサロン、フリースクールなど多様な団体を招き、講座とグループワークを行い、参加者間で情報共有を行った。

④ 「寄付の教室」開催校:小学校1(57名受講)。

市社協の事業(ふくし体験スクール)内で「寄付の教室」を実施し、34名の児童(小5、小6)が受講。

⑤ その他

・フードバンク団体設立:前年度の我が事・丸ごと研究大会や小学校区で開催した小規模ミーティングから、子どもの貧困に関心がある方が集まり、団体設立。現在、6人の会員がレスキューフーズの管理や食糧セット作成を行い、市社協や市役所窓口において困窮世帯へお渡しする仕組みが出来ている。

・フードバンク事業学校や地域と連携して、中学校での授業や、文化祭・バザーでの食品集め、福祉センターを拠点にした食品集めを実施。市民へ関心を広げられるようになった。

イ 身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

① モデル校区におけるCSW活動 相談件数:43件、解決数:21件、つないだ件数:19件

◆多機関の協働による包括的支援体制構築事業 ※補助金の活用なし

・相談件数:11件、支援終結数:8件、

福岡県 新宮町

都道府県名	福岡県	市区町村名	新宮町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	新宮町役場健康福祉課	電話番号	092-962-0239
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	32,930(人)	世帯数	12,951(世帯)
高齢化率	17.8(%)	生活保護受給率	1.0(%)
面積	18.91(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	83.3(%)	公立小学校数	5(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(グリーンコープ)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>福岡県の北西部に位置し、福岡市の東部に隣接する。玄界灘に面しており、玄界灘の沖合には相島がある。また南東部には立花山があり、風向明媚な地域。</p> <p>近年、町内中心市街地の開発が進み、人口増加。2015年の国勢調査では人口増加率全国の市町村で1位を記録した。高齢化率も17%と低いが、行政区の中では高齢化率50%を超える地域もあり、各地域に適した対策が必要である。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	生活困窮や育児、介護、障がいなどからくる孤立、無職等の複合的かつ複雑な問題は誰もが関係する問題である。こういった問題を解決するためには、公的で専門的な支援や、住民相互の支え合いが重要となる。本人の状況に応じた包括的な相談支援を実施し、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、困窮状態から早期に脱却できるよう支援する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	悩みを持つ人と社会とのつながりをつくり、地域住民・関係機関・行政の協働を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	新宮町 (社会福祉法人 新宮町社会福祉協議会)	
②事業名	生活支援介護予防サービス基盤整備事業	
③事業実施の必要性	上記事業を進めていくために、各行政区の地域課題や特色、地域資源を把握するための地域座談会を開催する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 行政区単位	(人口) 32,707 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域の住民	(支援の内容)地域福祉活動を推進するために行政区長を福社会長とする行政区福祉会に、助成金の交付、情報提供、物品の貸し出しを行う。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)各行政区の公民館	(運営主体)各行政区	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域の住民	(研修の内容) 地域で支えあう体制づくり	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉法人や企業との協働		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターとして地域資源を把握するとともに、広域にわたる課題によっては、第1層協議体に図っていく。		
事業の成果目標		
全行政区に実施。取りまとめたものについて検討。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 行政区	(人口) 32,707 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域の公民館	(相談を受け止める人) 民生委員、福祉委員、その他ボランティア	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域ごとの回覧など		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域の住民や施設、協議体登録者等に集ってもらい、グループワーク形式で座談会を行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)広域的な課題に関しては第1層協議体(地域住民、事業所、ボランティア団体等が地域の課題について考える場)で検討していく。	(バックアップする人) 福祉協議会職員他	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターとして地域資源を把握するとともに、広域にわたる課題によっては、第1層協議体に図っていく。		
事業の成果目標		
全行政区に実施。取りまとめたものについて検討。		
ウ その他		
平成30年度は、各行政区ごとに包括的に受け止める体制の整備について検討する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	新宮町 (グリーンコープ生活協同組合ふくおか)	
②事業名	しごと・くらし相談室	
③事業実施の必要性、 体制等	生活困窮や育児、介護、障がいなどからくる孤立、無職等の複合的かつ複雑的な問題は誰もが関係する問題である。こういった問題を解決するためには、公的で専門的な支援や、住民相互の支え合いが重要となる。本人の状況に応じた包括的な相談支援を実施し、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、困窮状態から早期に脱却できるよう支援する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	福祉分野における相談支援機関での実務経験者で、町が適当と認めたもの。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	しごと・くらし相談室	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、その課題を適切にアセスメントし、それぞれの状況にあった自立支援計画(プラン)を本人と協働で作成し、必要なサービスの提供につなげる。生活保護の適用や援護措置が必要と考えられる場合には、適切に福祉事務所へつなぐ。必要な場合は、医療機関や公共職業安定所(雇用分野)といった、福祉分野以外の関係機関へも同行援助等行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) 必要に応じ会議を開催 行政関係課、町社会福祉協議会、福祉事務所、民生委員、弁護士、司法書士等	(既存の会議の名称) ケース会議	
(ネットワーク構築) 行政、社会福祉協議会、しごとくらし相談室(本事業)、心配ごと相談(役場総務課)のネットワークを構築し、住民課題の解決をはかる。	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
企業または個人からの寄付金について働きかけを行う。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
相談者が社会的に孤立しないよう、自立支援相談員や、生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図る。見守り活動や、地域支援を強化するため、情報共有を行う。寄せられる課題の中から新たな事業の創出を町、委託先等で検討する。		
オ その他		
相談支援員の資質向上のため、事例検討研修や専門研修等を実施するよう委託先に求めていく。		
⑧事業の成果目標		
(1)相談室の存在が住民に広く知れ渡り、相談室に行けばどんな悩みごとでも相談できる、支援してくれるという認識をもってもらう。近くに困っている人がいたら、相談室があることを教えることができるようになる。 (2)周知のため、町内に相談室のチラシを全戸配布する。 (3)全就業相談者のうち、80パーセント以上の着業を目指す。 暮らしの相談においては、80パーセント以上の相談者の生活再建(経済的自立、支援プラン目標の達成等)を目指す。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

(地域力強化推進事業)

・民生・児童委員や福祉委員が地域住民の相談に応じ、必要に応じて包括支援センターや役場につなぐことができている。

(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)

・町の広報誌に相談室のチラシを折込み、全戸配布した。

・8月中旬に税務課、住民課、子育て支援課、学校教育課、環境課、上下水道課の担当者を集め、県の自立相談支援事業の紹介とともに相談室の周知を行った。

・今年度4月以降相談件数57件のうち、問題解決は24件(約42%)(2月末時点)

福岡県 岡垣町

都道府県名	福岡県	市区町村名	岡垣町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉課 地域福祉係	電話番号	093-282-1211
参考 URL	http://www.town.okagaki.lg.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	31,810(人)	世帯数	13,776(世帯)
高齢化率	32.5(%)	生活保護受給率	1.81(%)
面積	48.64(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	83.8(%)	公立小学校数	5(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営:1か所, 委託:0か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:0か所, 委託:0か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>岡垣町は福岡県の北部に位置し、北九州市から西へ約30km、福岡市から北東へ約40kmの距離にあります。町域は東西に10.4km、南北に8.6kmで面積は48.64km²です。</p> <p>響灘に面する三里松原、孔大寺山、湯川山をはじめとする山々など美しい海と山に囲まれており、この自然からもたらされる農業・漁業が盛んで、地産地消の取組みも進んでいます。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>少子高齢化や核家族化、住民相互のつながりが希薄化するなど地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。多様で複合的な地域生活課題を解決するためには、自助・互助・共助・公助の連携によってすべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりが必要です。本事業に取り組むことにより、年齢や障害の有無にかかわらず、地域社会を構成するすべての人々が互いに支えあいながら、ともに課題を解決していく地域共生社会の実現を目指していきます。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域住民が地域での困りごとを他人事ではなく我が事としてとらえ、「お互いさま」の気持ちで課題解決に向けて取り組む意識を醸成します。</p> <p>また、福祉を支える関係機関や人材をつなぐネットワークを構築し、地域での支えあい・助けあいの力の底上げを目指します。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人 岡垣町社会福祉協議会	
②事業名	地域人材育成事業	
③事業実施の必要性	町の高齢化率は30%を超え、各自治区では10%未満から50%超と格差が大きく、住民同士のつながりが希薄になる一方で、地域課題は複雑化・多様化している。そのような状況の中、平成29年度から生活支援体制整備事業において、地域住民(子育て世代から高齢者、障がいのある方など幅広く)と福祉に関わる事業所、行政・社協が共に意見を出し合う「話し合いの場」を開始した。しかし、さらに一歩前進し、多様な連携や主体的な取り組みを生み出すためには、あらためて「課題に気づく」力が必要であり、地域福祉を学ぶことで自分が暮らす地域を見つめ直し、世代や立場を超えたネットワークで地域課題に取り組む意識の醸成が必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 岡垣町全域	(対象地域の範囲) 自治区及び小学校区	(人口) 31,810人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 自治区役員や民生委員等を含んだ地域福祉実践者、一般住民、事業所	(研修の内容) 地域福祉とは、居場所づくりの先進事例研修(立ち上げから運営)、地域と事業所が連携した取り組みの事例研修、多世代交流の事例研修等	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、社会福祉法人連絡会		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業		
事業の成果目標		
研修参加者数は70名程度を目標とし、2～3割を生活支援体制整備事業で実施する「話し合いの場」へつなぐ		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 岡垣町全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 31,810人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 岡垣町地域包括支援センター、高齢者・障害者相談センター、東部高齢者・障害者相談センター、岡垣町社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 社会福祉士等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報、HP、社会資源マップ		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 定期的(1か月に1度程度)に協議会を開催		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 町内2か所に高齢者・障害者相談センターを設置し、24時間365日相談を受け付けている。	(バックアップする人) 社会福祉士等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センターと連携して事業に取り組んでいる。		

事業の成果目標
相談件数:4,000 件
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
平成 29 年度に策定した地域福祉計画において、具体的な取り組みの一つに相談支援体制の充実を掲げており、今後、年齢に関わらず、すべての人を対象とした包括的な相談支援体制の構築を検討していく。地域包括支援センターや高齢者・障害者相談センター、社会福祉協議会などの既存相談窓口の拡充や、町内の社会福祉法人との連携など多機関で協働して包括的な相談支援体制が構築できるよう協議する。

4. 成果目標の達成状況

<p>「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p>→地域人材育成事業 4回実施 計110名参加</p> <p>「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p>→相談件数:4,867件(H31年1月末現在)</p>
--

福岡県 大刀洗町

都道府県名	福岡県	市区町村名	大刀洗町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課 福祉係	電話番号	0942-77-2266
参考 URL	http://www.town.tachiarai.fukuoka.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	15,637(人)	世帯数	5,480(世帯)
高齢化率	27.2(%)	生活保護受給率	(%)
面積	22.84(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	4(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(福岡県事業 委託先:グリーンコープ)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県の中南域を占める筑後平野の北東部、日本の三大河川のひとつである筑紫二郎こと「筑後川」の中流域北岸に位置する。大分自動車道や国道 322 号、500 号、主要地方道久留米筑紫野線等の県道によって結ばれている。企業誘致や住宅地化が進む北部は人口増加し、南部の農村地帯は人口減少。 ・4 小学校・1 中学校。 ・主幹産業は、農業(肥沃な農地で、米・麦・レタス等が特産)。農業従事者の高齢化や担い手の減少により、農業経営は厳しさを増している。 ・観光資源は、国の重要文化財に指定された「今村カトリック教会」、国史跡「下高橋官衙遺跡」 ・町のイベントは、毎年 7 月「枝豆収穫祭」、11 月「ドリームまつり」、2 月「ひばりロードふれあいマラソン大会」等
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>住民の抱える課題は、困難かつ複合化しており、専門機関が個別に対応するだけでは、世帯すべての課題を解決することが難しくなってきた。</p> <p>そのような課題を世帯単位で支援していく仕組みづくりと課題が重篤化する前に地域で発見、支援できる仕組みづくりを進め、包括的な支援体制を整備することにより地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>専門機関同士の連携体制の構築と、地域住民に対する福祉教育による支えあいの意識向上により、地域における包括的な支援体制を構築するとともに、抱える課題が重度化・重篤化する前に早期発見し、専門機関につなぐことによる予防的福祉の確立を目指す。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	大刀洗町 (大刀洗町社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	<p>援護を要する高齢者等が地域で安心した生活ができるよう、25 行政区ごとに「小地域協議会」を実施し、見守り活動等を実施し、他人ごとを我が事に変えていくような働きかけを行ってきた。</p> <p>今後、福祉教育をさらに充実させ、地域・住民が我が事として受け止めることができるようになる必要がある。また、制度の狭間の課題など複合的な課題を早期発見し、専門機関が連携し、早期対応できる相談窓口や体制整備が必要である。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 大刀洗町全域(25 行政区)	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 15,637
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 全住民	(支援の内容) 地域福祉活動推進に対する支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各行政区の公民館	(運営主体) 各行政区(小地域協議会)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 全住民(区長、民生委員、福祉委員、老人クラブ等)	(研修の内容) 地域福祉講座、 見守りネットワーク幹事会、全体会(学習会)等	
(エ)その他		
地域共生社会の地域づくりに関する研修会(H31.3.9 開催予定)		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
町内社会福祉法人との協働		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(介護保険法)生活支援コーディネーター 要援護者見守りネットワーク事業		
事業の成果目標		
地域福祉講座参加者数 100 人程度 全ての小地域協議会における福祉教育の実施(課題発見体制の意識づくり)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 大刀洗町全域(25 行政区)	(対象地域の範囲) 中学校	(人口) 15,637
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) せいかつ☆ふくし相談窓口(町社協内)	(相談を受け止める人) 社会福祉協議会職員他	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシや広報の全戸配布等、町・社協ホームページ、看板設置、町内福祉施設へ訪問しチラシ配布・説明		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 小地域協議会へ必ず担当職員が出席し、情報共有と福祉教育啓発を実施		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 要援護者見守りネットワーク 地域福祉活動連絡会(社協、包括、福祉) 庁内連絡会	(バックアップする人) 担当職員 専門機関 関係機関職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(介護保険法)生活支援コーディネーター 要援護者見守りネットワーク事業、生活困窮者自立支援法		
事業の成果目標		
安心して相談できる総合相談窓口の設置 相談件数 500 件		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	大刀洗町	
②事業名	総合的な相談支援体制(庁内連携等)構築事業(補助金の活用なし)	
③事業実施の必要性、 体制等	地域力強化推進事業の実施に伴い、委託先である大刀洗町社会福祉協議会だけでは解決できない課題が多数あると考えられるため、行政機関・専門機関との連携体制の構築が必要である。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	役場職員(一般事務) 勤務年数 20年(担当歴 2年)	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	大刀洗町役場 健康福祉課 福祉係	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁内連携体制の構築 ・社協の協力を得て、町内社会福祉法人を組織化し、社会福祉法人連絡会による連携体制構築 		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ケース会議(必要に応じて、こども課・社協・健康福祉課・関係事業所等が参加)	(既存の会議の名称) 個別ケース会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・地域福祉活動連絡会(月1回、社協、包括、福祉) ・「総合相談窓口」チーム会議(回数未定、関係課職員)	(既存の会議の名称) ・地域福祉活動連絡会 ・「総合相談窓口」チーム会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
協力を得られる町内社会福祉法人に町の総合相談支援体制構築等の説明をし、地域貢献事業が利用できないか定期的に確認する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
社会福祉法人との協働、共同募金		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
相談窓口から専門機関につないだ件数 24件程度 ※相談窓口等に寄せられる課題を専門機関が横断的に解決できるような体制を整える。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

・地域力強化推進事業

ア住民が我が事として地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備については、昨年に引き続き各行政区で包括と社協も一緒に「小地域協議会」を実施し、見守り活動を実施できた。今年度は、介護保険制度の生活支援コーディネーターと町(福祉課、地域振興課)、社協が協力して12月に4小学校区で「地域がつながる情報交換会」を開催し、見守りネットワークで民生委員、区長、地域福祉委員等の住民に校区別の地域課題や自分(地域)でできることを報告し、情報共有・啓発ができた。

イ住民の相談を包括的に受け止める体制については、平成30年7月から社協にCSWを配置し、安心して相談できる総合相談窓口を開設し、目標を達成。平成31年2月末現在の相談受付件数2,032件で、目標500件を達成。相談窓口には、介護保険対象の親、知的障害の子の生困窮世帯等の複合的な相談もあり、課題に応じて福祉課・社協・税務課・子ども課等と連携して対応した。

・多機関協働による包括的支援体制構築事業

今年度も課題に応じて、福祉課、社協、子ども課、税務課、産業課、消防防災安全係、自立相談支援事業所等と協働した(多機関連携件数12件)。特に、生活支援コーディネーターが小郡警察署と福祉課、社協、産業課、防災係、町内セブンイレブンをつなぎ、在宅高齢者を中心にニセ電話詐欺の注意チラシを作成し、セブンの配達の際と一緒にチラシを説明しながら配布を実施した。

また、社協が今年度初めて町内7社会福祉法人を集めた「法人連絡会」を2回開催し、顔が見える関係づくりに努め、法人の自己紹介や地域貢献について情報共有できた。

総合相談窓口から専門機関につないだ件数は、69件で目標24件を達成し、相談窓口等に寄せられる課題を専門機関が横断的に解決できるような体制を少しずつ整えることができた。

・今後さらに複合的な困難課題に横断的に関わられるように、社協とともに「相談支援包括化推進員」の活動の充実に努める。

佐賀県 佐賀市

都道府県名	佐賀県	市区町村名	佐賀市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉総務課	電話番号	0952-40-7249
参考 URL	https://www.city.saga.lg.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(H31.1.1 現在)

人口	233,437(人)	世帯数	100,225(世帯)
高齢化率	27.44(%)	生活保護受給率	1.25(%)
面積	431.84(km ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	81.4(%)	公立小学校数	35(校)
		公立中学校数	18(校)
地域包括支援センター	直営:1か所、委託:14か所(社会福祉法人、医療法人等) ※介護保険は佐賀中部広域連合が運営		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所、委託:1か所(NPO法人)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年及び平成19年に市町村合併。北部は福岡市に隣接 ・北部の山間地、中部の田園地帯、南部の有明海など、豊かな自然環境を有する。 ・農業(麦・大豆等)、漁業(のり)、諸富家具などの地場産業が盛ん。 ・世界文化遺産(明治日本の産業革命遺産)に登録された「三重津海軍所跡」、ラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」を有する。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>地域福祉計画の中で重点事業として掲げている以下の取組みを推進するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域で見守る体制づくり」を進めるにあたり、地域での課題発見力と課題解決力の両機能の向上 ・複合的な課題を抱えるケースへの適切な対応と、充実した相談・支援体制づくり
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が自らの意思で地域課題を把握し解決を図る土壌づくり ・地域力の向上や地域の一体感の醸造

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	佐賀県佐賀市(社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の中で重点事業として位置付けた「地域で見守る体制づくりの強化」を図って行くため、地域での課題発見力と課題解決力の両機能の向上を目指し、福祉協力員や居場所づくりの設置を推進している中、平成29年度は本モデル事業により専任のコミュニティーソーシャルワーカー(以下「CSW」とする。)を2名配置し、積極的な地域へのアウトリーチを行った。今年度も、昨年度と同様に相談支援包括化推進員を始めとして、地域住民や各種団体等と連携し、地域課題の発見、解決を図って行く。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 平成17年10月合併前の旧佐賀市の市域	(対象地域の範囲) 19小学校区	(人口) 162,429人 (H30.3月末現在)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 校区社会福祉協議会、民生委員児童委員、市民ボランティア等	(支援の内容) CSWによる助言や活動支援、活動費の補助等	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 単位公民館でのコミュニティカフェ、高齢者サロンなど	(運営主体) 校区社協、自治会、就労支援事業所、ボランティアなど	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 全市民	(研修の内容) 大学教授による講演やパネルディスカッション、先進事例の発表などで、地域での「助け合い・支え合い」の意識醸成を図る	
(エ)その他		
【福祉協力員の設置推進】 日ごろの生活の中で見守り活動を行い、異変を発見したときに民生委員などへ通報する福祉協力員の設置推進を図る。校区社協や自治会などに対して、学識経験者や先進地区の自治会長等を講師として福祉協力員の設置に向けた研修会を開催し、平成32年度までに市内の全小学校区(32校区)の設置を目指す。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金の配分金、各種財団の活動助成金の活用等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
CSWが個別支援や地域支援を行う際は、生活支援コーディネーター、生活自立支援センター、障がい者総合相談窓口、校区社協、民生委員、福祉協力員等と連携して課題解決を図る。		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・CSWの活動実績数(個別支援、地域支援、新たな仕組みづくり) ・福祉協力員設置人数 ・コミュニティカフェ設置数 ・コミュニティカフェ参加者数 ・支え合い・助け合い研修会参加者数 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 平成17年10月合併前の旧佐賀市の市域	(対象地域の範囲) 19小学校区	(人口) 162,429人 (H30.3月末現在)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 公民館、地域包括支援センター、地元事業所などを想定(地域の実情に合わせる)	(相談を受け止める人) CSW、生活支援コーディネーター、民生委員、校区社協、各種地域団体などを想定	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 市報、市HP、市社協広報誌、市社協HP、校区社協広報誌、自治会回覧など	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 校区社協や民生委員との定例会、生活支援コーディネーターや福祉協力員と連絡会議での情報共有	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域住民では解決が困難な複合的な課題について 専門機関へのつなぎ	(バックアップする人) CSW、生活支援コーディネーター、相談支援包括化 推進員など
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センター、生活自立支援センター、障がい者総合相談窓口、校区社協、民生委員、福祉協力員 等と連携して課題解決を図る。	
事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・受け止める場 2ヶ所 ・実施日数 12日 ・相談件数 24件 	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	佐賀県佐賀市(社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会)
②事業名	多機関協働による相談支援包括化推進事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>◎総合相談体制の充実 市長マニフェストで提起された『「個人」から「世帯」へ、「受付型」から「提案型」へ』のもと、最適なサービスを提案できるやさしく便利な窓口づくりを図る。</p> <p>◎福祉の困難事例への対応の推進 地域福祉計画に掲げている複合的な課題を抱えるケースへの適切な対応と、充実した相談・支援体制づくりを推進するため、関係機関等による横断的なネットワークを構築し、専門性・利便性の高い相談・支援機能の更なる強化を図る。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4人(専任2名・兼任2名)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、介護福祉士、主任介護支援専門員等の有資格者 ・社会福祉協議会、福祉施設、福祉系大学等の実務経験者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市役所 福祉まるごと相談窓口 ← 専任2名を配置 ・社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会 ← 兼任2名を配置
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉まるごと相談窓口(市役所1階)に相談支援包括化推進員を配置 庁内各課、地域及び各支援機関からの困難事例情報の多くが市に集約されることから、相談支援包括化推進員を市役所に配置し、早期連携につなげる。 2. 庁内外の連携推進 福祉分野以外の他分野(まちづくり、商工業、農林・水産、環境、教育委員会等)との協働のために、地域共生社会の理念の共有や取り組み内容の情報共有を図る。 3. 他職種の相談員やコーディネーター等との連携方法の構築 他職種の専門職員や地域の相談員等と業務内容等の情報を共有し、適切な支援に向けた協働のあり方や連携方法の構築を図る。 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)
<ul style="list-style-type: none"> ◎実務担当者会議 関係機関の実務参加者が参加。年2～3回開催予定。 ◎情報共有会議 必要に応じて関係者を参集し、随時開催 	

(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ◎代表者会議 関係機関の代表者が参加。年1～2回開催予定。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金の配分金、各種財団の活動助成金の活用等を検討	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域住民、CSW、生活支援コーディネーター、地域の福祉団体、企業、福祉分野以外の様々な団体等と連携し、資源調査や地域診断等をモデル地区において実施予定	
オ その他	
◎市が独自導入した「福祉総合窓口システム」の活用による庁内連携推進	
⑧事業の成果目標	
◎総合相談支援体制の充実(継続) 庁内関係部署の連携に加え、庁外関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る。 ◎複合的な課題を抱える者に対する相談件数:10件/月、支援の終結件数:5件/月	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

<p>【地域力強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域力強化推進事業における主な取り組みは CSW による個別支援、地域支援、新たな仕組みづくり支援であるが、それぞれの支援件数は昨年を上回っており、CSW の地域での活動がより市民に認知され、確実に支援の数は増加している。(個別支援:月平均前年度33件→今年度35件、地域支援:月平均前年度24件→今年度79件 仕組みづくり前年度3件→今年度11件) ・福祉協力員設置人数 1,914人(H32年度までに2,000人) ・コミュニティカフェ設置数 15ヶ所(H32年度までに32ヶ所) ・支え合い・助け合い研修会参加者数 335人(目標数は無。昨年度は306人) ・相談を受け止める場 1ヶ所(今年度の目標は2ヶ所) <p>【多機関協働事業】</p> <p>目標①:総合相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所内に事業専用窓口として「福祉まるごと相談窓口」を設置し、相談件数も増加したことから、福祉的課題を抱える市民の相談の受け皿として一定程度の成果は表れている。 ・個別ケースについて、必要に応じて庁内の関係部署と連携、情報共有している。 <p>目標②:複合的な課題を抱える者に対する相談件数 目標:10件/月 → 実績:22件/月</p> <p>〃 支援の終結件数 目標:5件/月 → 実績:21件/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他分野との連携強化に向けての研修会を開催してきたため、ネットワークの広がりができ、複合的な課題を抱える相談が、「福祉まるごと相談窓口」に寄せられ、その後の解決に向けての一步となってきている。

長崎県 長崎市

都道府県名	長崎県	市区町村名	長崎市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部地域包括ケアシステム推進室	電話番号	095-829-1421
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	421,799(人)		世帯数	208,166(世帯)	
高齢化率	31.4(%)	生活保護受給率	3.02(%)	面積	406(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	69.4(%) H30.4.1 現在	公立小学校数	69(校)	公立中学校数	39(校) (内1校体校)
地域包括支援センター	委託: 20 か所(社会福祉法人等)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1 か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

九州の西端、長崎県の南部に位置し、海と緑に囲まれた温暖多雨なまち。細く連なる平坦地には商業・業務機能が集積し、長崎港に面し山腹を這い上がるように形成された斜面市街地により、独特な都市景観が創られている。平成 24 年には世界新三大夜景の認定を受け、観光客や国際観光船の入港も増加傾向。全国平均を上回る高齢化率など、急速な高齢化や単身世帯の増加により、地域での支え合いの力を強くすることがますます重要となっている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	多世代にわたる多様化、複雑化するニーズへ対応するため、高齢、障害、子育て、生活困窮など福祉の分野を横断的につなぐネットワークを構築するとともに、福祉分野を超えた多様な主体とつながることにより、分野横断的な社会資源の発見と、不足する資源創出に向けての取り組みなど、支援を必要とするすべての方に対し、包括的に対応できる支援体制づくり、地域づくりを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	支援を要する世帯のライフステージに視点をあてたネットワークづくり。その時点での横軸のネットワークづくりと、世帯のライフステージに沿った経年的な切れ目のない縦軸のネットワークづくりにむけ、地域にある専門機関等との協働により資源創出を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	長崎市(地域包括支援センターを運営する法人2箇所)																																																																												
②事業名	多機関型包括的支援体制構築モデル事業																																																																												
③事業実施の必要性	<p>少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている。社会的孤立や各制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題に対応するため、高齢、障害、子育て、生活困窮など複数の課題を有する世帯に対し、ワンストップで受け止め、丸ごとコーディネートする相談窓口を市内2箇所に設置し、支援を提供するとともに、分野横断的に対応できる相談支援体制の構築を推進する。</p>																																																																												
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</td> </tr> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td colspan="2">(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td colspan="2">(運営主体)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域住民等に対する研修の実施</td> </tr> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td colspan="2">(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>既に取り組んでいるまちづくりに係る担当部署による地域運営及び活動への支援や、包括的支援事業(地域包括支援センターによる地域ケア会議や生活支援体制整備事業における地域生活課題に対する資源の創出など)等、既存の事業を位置付け、各事業を活かしながら、「イ」「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に取り組む。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td> </tr> </table> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>アの取組の中でのモデル地区</td> <td>15小学校区</td> <td>約 118,000 人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</td> </tr> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td colspan="2">(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>・多機関型地域包括支援センターの相談窓口や出張相談 ・地域との話し合いの場や住民の集まる場の活用</td> <td colspan="2">相談支援包括化推進員</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(周知方法) 専門職向け及び市民向けパンフレットの配布及びホームページ掲載や、アンケートによるききとりの機会を通じた周知を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(把握の方法) 相談支援包括化推進会議や地域ケア推進会議を通じた地域診断に基づく課題把握と、高齢者サロンや障害サービス事業所等における利用者へのアンケートなどによるききとりを通じた課題把握。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</td> </tr> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td colspan="2">(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>関係機関との協議及び調整、場の確保、広報周知、予算の調整などを行う。</td> <td colspan="2">行政担当者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>・包括的支援事業(地域ケア会議推進事業、生活支援体制整備事業)社会福祉協議会による地域福祉活動 ・地域生活支援事業(地域自立支援協議会の開催)</p> </td> </tr> </table>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			(支援する対象)	(支援の内容)		(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			(拠点の場所)	(運営主体)		(ウ)地域住民等に対する研修の実施			(研修の対象)	(研修の内容)		(エ)その他			<p>既に取り組んでいるまちづくりに係る担当部署による地域運営及び活動への支援や、包括的支援事業(地域包括支援センターによる地域ケア会議や生活支援体制整備事業における地域生活課題に対する資源の創出など)等、既存の事業を位置付け、各事業を活かしながら、「イ」「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に取り組む。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p>			事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			事業の成果目標			(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	アの取組の中でのモデル地区	15小学校区	約 118,000 人	(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)		・多機関型地域包括支援センターの相談窓口や出張相談 ・地域との話し合いの場や住民の集まる場の活用	相談支援包括化推進員		(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			(周知方法) 専門職向け及び市民向けパンフレットの配布及びホームページ掲載や、アンケートによるききとりの機会を通じた周知を行う。			(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			(把握の方法) 相談支援包括化推進会議や地域ケア推進会議を通じた地域診断に基づく課題把握と、高齢者サロンや障害サービス事業所等における利用者へのアンケートなどによるききとりを通じた課題把握。			(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			(バックアップの内容)	(バックアップする人)		関係機関との協議及び調整、場の確保、広報周知、予算の調整などを行う。	行政担当者		事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			<p>・包括的支援事業(地域ケア会議推進事業、生活支援体制整備事業)社会福祉協議会による地域福祉活動 ・地域生活支援事業(地域自立支援協議会の開催)</p>		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																																																																											
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援																																																																													
(支援する対象)	(支援の内容)																																																																												
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備																																																																													
(拠点の場所)	(運営主体)																																																																												
(ウ)地域住民等に対する研修の実施																																																																													
(研修の対象)	(研修の内容)																																																																												
(エ)その他																																																																													
<p>既に取り組んでいるまちづくりに係る担当部署による地域運営及び活動への支援や、包括的支援事業(地域包括支援センターによる地域ケア会議や生活支援体制整備事業における地域生活課題に対する資源の創出など)等、既存の事業を位置付け、各事業を活かしながら、「イ」「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に取り組む。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p>																																																																													
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																													
事業の成果目標																																																																													
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																																																																											
アの取組の中でのモデル地区	15小学校区	約 118,000 人																																																																											
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備																																																																													
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																																																																												
・多機関型地域包括支援センターの相談窓口や出張相談 ・地域との話し合いの場や住民の集まる場の活用	相談支援包括化推進員																																																																												
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知																																																																													
(周知方法) 専門職向け及び市民向けパンフレットの配布及びホームページ掲載や、アンケートによるききとりの機会を通じた周知を行う。																																																																													
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握																																																																													
(把握の方法) 相談支援包括化推進会議や地域ケア推進会議を通じた地域診断に基づく課題把握と、高齢者サロンや障害サービス事業所等における利用者へのアンケートなどによるききとりを通じた課題把握。																																																																													
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築																																																																													
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																																																																												
関係機関との協議及び調整、場の確保、広報周知、予算の調整などを行う。	行政担当者																																																																												
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																													
<p>・包括的支援事業(地域ケア会議推進事業、生活支援体制整備事業)社会福祉協議会による地域福祉活動 ・地域生活支援事業(地域自立支援協議会の開催)</p>																																																																													

	事業の成果目標 イー(ウ)のききとり件数から相談につながる件数を1割見込み、そのうち解決した件数を、平成29年度の同事業の実績から3割見込む。
	ウ その他
	⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
	「4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に記載のとおり

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	長崎市(地域包括支援センターを運営する法人2箇所)	
②事業名	多機関型包括的支援体制構築モデル事業	
③事業実施の必要性、 体制等	「3. 地域力強化推進事業について」に記載のとおり	
④相談支援包括化推 進員の配置予定人 数	6人(3人×2箇所)	
⑤相談支援包括化推 進員の経歴等	社会福祉士有資格者	
⑥相談支援包括化推 進員を配置する相談支 援機関の種類・名称	地域包括支援センター内 (名称:南多機関型地域包括支援センター及び北多機関型地域包括支援センター)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>高齢者、障害、子育てなどの相談機関や地域の民生委員からの情報などによる、要支援世帯への相談事例を通じ、関係者の支援体制の強化を図る。また、地域ケア会議及び自立支援協議会、要保護児童対策協議会などへの参加や、相談支援包括化推進会議の開催により、多分野にわたる機関が顔の見える関係となり、互いの役割を理解し、連携していく体制を構築する。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 個別事例に関連する機関等を集め、課題に対する支援体制や役割分担などについて協議する。なお会議については、主催参加も含め年間180回を予定しており、必要に応じ、本人や家族、行政、包括、医療、高齢、障害、子ども、教育、就労、法律、地域などの参加者を集める。	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童対策協議会、個別ケース会議など	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 多分野の機関等を一同に集め、個別事例から見えてくる課題を通じ、地域にある生活課題について各分野からの意見を集め、分野にとられない支援体制の構築について協議する。なお、会議については各センター主催の会議を年間5回程度開催し、参加者は個別事例会議の参加者に準ずるものとする。	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
社会福祉法人による社会貢献活動や既存のボランティア団体の取組について情報を収集し、地域にある社会資源や寄付金捻出の働きかけを行うなど、モデル事業の実施を踏まえ検討する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
個別支援や相談支援包括化推進会議の開催、高齢者サロン等でのききとりなどを通じ、地域全体の課題を抽出、集約することで、不足する資源を把握し、共同募金や各補助金などの活用を検討することにより、新たな資源の創出に向けて取り組む。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<p>①全地域包括支援センターで受ける相談のうち、多機関型地域包括支援センターの関わりが必要な相談件数を約1割見込む。</p> <p>②相談支援包括化推進会議の開催回数及び参加者数を平成29年度より1.5倍見込む。</p> <p>③支援が必要にも関わらず、自ら相談を求めない人へのアプローチの手段として、複数の機関による連絡会を年に4回開催し、入口支援の強化に向けた検討を行う。</p> <p>④各分野が共通する課題をテーマに専門職向けの研修会を年1回開催し、地域共生社会の実現に向けた意識の醸成を図る。</p>		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
「3. 地域力強化推進事業」に記載のとおり		

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

高齢者サロン等に出向き、買い物に関するアンケートのききとりと、相談を受ける場を提供する。

- ・アンケート回収件数のうち相談につながる件数を1割見込む
(H31年2月現在 アンケート回収1,484件中相談件数72件で約5%で未達成)
- ・そのうち解決した件数を3割見込む。(相談件数72件のうち57件が解決。79%で達成)

【多機関型包括的支援体制構築モデル事業】

- ・全包括支援センターの相談件数のうち1割見込む
(H30年4月～9月包括29,000件 多機関 2,900件で達成)
- ・相談支援包括化推進会議の開催回数及び参加者数を1.5倍見込む
- ・入口支援の強化 ゆめおすと生活困窮の相談支援センターと年4回連絡会を開催した
(H30年2月末現在 打ち合わせ3回 事例検討会1回 大阪西成高校視察、定時制通信制合同学校説明会での出張相談会1回)
- ・各分野共通の研修会を年1回開催し、地域共生社会の実現に向けた意識を醸成する。
(相談支援包括化推進会議の中で年2回研修会を開催した)

長崎県 佐々町

都道府県名	長崎県	市区町村名	佐々町		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	住民福祉課 地域包括支援センター	電話番号	(0956)62-6122
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	13,963(人)	世帯数	5,875(世帯)		
高齢化率	27.1(%)	生活保護受給率	1.46(%)	面積	32.27(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	74.0(%)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1カ所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1カ所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>【地域性】 佐世保市(25万人)に隣接し、佐世保市と合併した旧北松4町と佐世保市に囲まれた地形である。佐世保市の人口が減少している中、本町は若い世代の転入もあり人口は微増している。町内会が32あり、それぞれの地区集会所での活動も盛んにあっている。</p> <p>【地場産業】 明治から昭和中期にかけて石炭産業で繁栄を極めた時代は、大手企業から個人経営まで多数の炭鉱関連企業が存在した。炭産業の衰退後は、平野部や中山間地では稲作やイチゴ栽培等の栽培が行われている。また、炭鉱閉山や下水道関連設備の整備による佐々川の水質回復もあり、早春はシロウオ漁や毎年6月1日に解禁される鮎釣りは佐々町の風物詩のひとつとなっている。</p> <p>【観光】 3大花まつりとして、3月の桜(桜づつみ)、4月下旬の枝垂れ桜(真谷谷)、5月の菖蒲(皿山公園)がある。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	複合的な問題を抱えている対象者やその家族に、それぞれの専門性を持つ多機関が連携して関わることで、点だけではなく線・面へと包括的に支援ができることを目指す。 平成30年5月よりケース検討会を開始し、月1件のケースを検討する。平成30年度は計11件のケース検討を行い、うち6件の問題終結を目標とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	何か困りごとを抱えている人が「あそこに相談したら誰か話を聞いてくれる」と思われるような地域に根ざした安心できる総合的な相談窓口が活着していること。 課題解決に向けて、多職種・多機関がスムーズに連携を図り、最善の支援活動の営みを通じ、誰もが安心して過ごせる町を皆の協働により築いていく地域。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	佐々町	
②事業名	多機関協働による包括的支援事業	
③事業実施の必要性、 体制等	現在、複雑化・複合化した課題に対し、対象者ごとの「縦割り」で整備された公的な支援制度の下では、対応が困難なケースが存在している。また、地域住民のつながりの希薄化と地域の支援機能の低下、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースが問題となっている。多機関の協働による支援体制の構築が必要である。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士(勤務歴:県福祉事務所、地域包括支援センター等)	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	佐々町地域包括支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
社会福祉士等の相談援助にかかわる有資格者を相談支援包括化推進員として配置し、高齢者や障害者、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な問題を総合的に解決すべく、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらの連携・協働により包括的な支援の具体化を目指す。対象者の把握については、地域包括支援センター(高齢者福祉)、健康相談センター(母子保健、精神保健)、住民福祉課(障害福祉)、社会福祉協議会等が関係機関と連携し、把握に努める。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 他機関協働地域ケア会議 月5月～ ケースに関係機関	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域福祉推進会議 月1回(5月～) 地域包括支援センター、健康相談センター、住民福祉課、社会福祉協議会、その他関係機関	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
現在、自主財源はないが、今後自主財源の確保に向けた取り組みについて検討していく。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
課題把握、解決策の検討の段階により社会福祉法人等と連携を図り、新たな社会資源の創出を進める。		
オ その他		
特になし		
⑧事業の成果目標		
介護保険で実践し、成果(認定率の低下、通いの場の創出等)を導いた地域ケア会議の手法(個別プランの検証から地域課題の把握、解決策の展開)を、他の保健福祉分野(子ども、障害児・者、生活困窮者等)にも適用をする。 複合的な課題を抱える相談件数目標:11件 終結件数目標6件		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、地域住民ボランティア等を中心に、全ての世代の人を対象に地域の課題を把握し、解決を試みることによって、住民の地域活動への参加意識の向上および主体的・積極的な地域づくりへの展開を図る。		

4. 成果目標の達成状況

【成果目標】

複合的な課題を抱える相談件数目標 11 件、終結件数目標 6 件

【達成状況】

4 月 1 件、5 月 1 件、7 月 2 件、8 月 3 件、9 月 4 日件数、10 月 2 件、11 月 1 件、12 月 1 件、2 月 1 件の合計 16 件の相談対応を行い、そのうち多機関連携ケース検討会を 5 月から 2 月までに計 8 回開催し、対象者に関わる関係機関との情報共有や解決に向けての各々の役割について再確認した。ケース検討後も、各関係機関が対象者と関り続けながら、相談支援包括化推進員が中心となりながら対象者の経過を確認している。相談対応を行い多機関が介入した結果、精神疾患があり障害事件を起こしていた対象者が治療を受け状態が改善し就労支援につながったケースや、対象者が適切なサービス利用につながり虐待が解消されたケース等、多機関の連携を図ることにより相談対応した 16 件中 7 件が終結を迎えることができた。5 月から 2 月までに計 8 回開催した多機関連携ケース検討会のうち、9 月・11 月・2 月に地域福祉支援会議を合同開催し、ケース検討の振り返りや経過報告、研修会参加後の報告等を行い、関係機関との情報共有と連携強化を図ることができた。

熊本県 大津町

都道府県名	熊本県	市区町村名	大津町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	住民福祉部 福祉課	電話番号	096-293-3510
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	34,781(人)	世帯数	14,222(世帯)
高齢化率	21.7(%)	生活保護受給率	0.65(%)
面積	99.10(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	7(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営 1 か所		
生活困窮者自立相談支援事業			

(2 月末時点)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>大津町は政令指定都市の熊本市の東方約 20 キロメートル、阿蘇山との中間に位置しており、別府・阿蘇・雲仙などの国際観光ルートの路線上にあります。国道 325 号(久留米～阿蘇～延岡)と国道 57 号(長崎～雲仙～大分)が縦・横断し、熊本空港や九州縦貫自動車道熊本 IC を近くに擁する交通条件に恵まれた下で、輸送機械産業や機械製作産業を中心とした工業団地等もあり、人口増加を続けている田園産業都市です。</p> <p>また、国指定天然記念物の阿蘇北向谷原始林を初めとした阿蘇外輪山西部に連なる広大な森林、原野地帯とそれよりゆるやかな傾斜をなして広がる北部畑地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する白川の豊かな流れによって南部平野は肥沃な水田地帯を形成しています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>以前は家族や地域で解決できていた問題が、少子高齢化や核家族化などによる社会変化に加え、生活困窮や障害、子育て、高齢化など多様化した問題が複雑に絡み合い、総合的に支援が必要な世帯が増加しており、これまでのような家族や地域だけの解決が困難になってきている。</p> <p>更に熊本地震により被害が大きかった集落においては、家屋解体で戸数が激減し、ふるさとの景色も様変わりし、消滅の不安さえ抱かれる状況もあるなど、地域は減退し、「共助」の力さえ確保できなくなっている。</p> <p>そのため、災害を教訓とした地域で支える仕組みづくりをはじめとし、地域の課題は地域住民で解決し、「自助」「共助」「公助」だけでなく隣近所で助け合う「近助」も含めた地域ネットワークの推進を図り、持続的な地域社会の維持を図る。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域の中で、人と人との繋がりが希薄になりつつあり、それぞれに課題があるが打ち明ける事が出来ずに困っている現状がある。</p> <p>地域の課題や資源(人財)を洗い出し、地域でともに協力して知恵を出し合いながら課題の解決を図り、人と人が結び付き、更には地域の活性化が図れるようにしたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	大津町社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	熊本地震の影響や生活困窮者をはじめ、多様化かつ複雑化してきている住民ニーズへの対応や近隣地域とのコミュニティの希薄化が課題となっている。地域で座談会を開催してもらい、地域の資源や課題を洗い出し、地域での解決が可能なものについては、その支援を行う。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
全域	中学校区	34,781
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
区長、民生委員、地域福祉推進委員	地域福祉懇談会	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地区公民館、集会所、福祉施設等	社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民、各種団体	福祉学習会、地域福祉説明会、住民懇談会	
(エ)その他		
心配ごと相談所の運営(よろず相談、関係機関へのつなぎ)		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ふるさと寄付金やクラウドファンディング等、財源確保の方法も地域の座談会で検討していくが、現時点では未定		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・地域包括支援センターと協働し、通いの場事業への取り組み ・ミニデイを活用し、介護予防を実施 ・地区担当職員への説明会		
事業の成果目標		
・拠点の参加数 20人 ・研修参加数 400人 ・ボランティア 500人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
全域	中学校区	34,781人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
・包括的な支援体制の定例学習会(協議体との合同開催) ・コア協議体での月例会議	社会福祉協議会	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地域福祉推進地域別座談会		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
各種既存会議に参加し情報交換を行う。(自立支援調整会議、地域支え合い運営会議、地域ケア会議等)		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
包括的支援体制構築、ケース検討と専門機関への繋ぎ等	社会福祉協議会、町福祉課等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
協議体への参加、ケア会議への参加		
事業の成果目標		
・相談件数 120件 ・解決件数 40件 ・つなぎ件数 80件		
ウ その他		
防災に特化したモデル地区の整備(避難行動要支援者個別支援計画の策定推進等)		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
熊本地震により庁舎が使用不能になり、平成 32 年度に新庁舎が完成予定である。新庁舎に総合相談窓口を設置する事を想定し、平成 31 年度から相談員配置を実施予定である。		

4. 成果目標の達成状況

○地域力強化推進事業

ア、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することが出来る環境の整備

- ・拠点の参加者数 20人 → 20人(地域福祉取り組み地区参加者)
- ・研修参加者数 400人 → 約500人(地域福祉懇談会、まちづくり・地域力向上懇談会参加者数)
- ・ボランティア 500人 → 637人(ボランティア保険登録数)

イ、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ・相談件数 120件 → 110件
- ・解決件数 40件 → 7件
- ・つなぎ件数 80件 → 50件

大分県

都道府県名	大分県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保健部福祉保健企画課	電話番号	097-506-2591
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,141,542(人)	世帯数	491,583(世帯)
高齢化率	31.8(%)	生活保護受給率	1.7(%)
面積	6,341(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	—	公立小学校数	275(校)
		公立中学校数	138(校)
地域包括支援センター	直営:4 箇所 委託:55 箇所(社協、社会福祉法人、医療法人等)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:2 力所、委託:16 力所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

九州の北東部に位置し、14 市 3 町 1 村の 18 市町村から構成されています(平成の大合併前は 58 市町村)。 温暖な気候に恵まれ、宇佐神宮や六郷満山、国宝臼杵石仏等の磨崖仏などの歴史的文化遺産や多くの地域資源があります。 県内全域に広がる温泉は日本一の湧出量と温泉数を誇るほか、関アジ・関サバ、豊後牛などの高級食材をはじめ、かぼす・しいたけなど四季折々の食材も豊富です。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	「誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域社会＝孤立ゼロ社会」の実現を目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	すべての市町村において、社協・行政・社会福祉法人等の関係機関と県民が集い、声をかけあい、支え合う「我が事・丸ごと」の意識を醸成すること。 また、地域共生社会実現の第一歩を踏み出すこと。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	大分県 (①市町村補助事業②事業の一部を社会福祉法人大分県社会福祉協議会へ委託)	
②事業名	地域のつながり応援事業 (①市町村孤立ゼロ社会推進体制構築等支援事業②地域共生社会推進人材育成事業)	
③事業実施の必要性	<p>①法改正以降市町村による地域共生社会実現に向けた主体的な取り組みが求められている中で、県内18市町村においては1市を除き、具体的な取り組みが進んでいない状況にある。</p> <p>②県内の自立相談支援機関では毎年約 2,000 件の相談を受けているが、うち約 5 パーセント程度は多分野にわたる支援が必要とされ、支援が硬直化している状況にあることから、単独の支援機関では対応が難しい分野横断的な相談に主体的に対応できる人材が必要とされている。</p> <p>また、住民と協働した分野横断的な支援体制の不足から、困難を抱え支援を必要とする人が見えにくく支援が行き届かない現状があり、住民の問題を地域全体の課題として捉え、住民とともに課題解決を行い協働して地域づくりを行える人材が必要とされている。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
①②ともに県内全域	①市町村(本年度は6市町村を想定) ②日常生活圏域および市町村単位	1, 141, 542人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
①市町村ごとに課題を把握し、個別に支援および解決に資する体制を構築する。	①市町村ごとに個別に支援の体制を整備する。	
②自立相談支援機関の相談員・生活支援コーディネーター(第1層)→相談支援包括化推進員として養成 社会福祉協議会職員・生活支援コーディネーター(第2層・第3層)等→地域力強化推進員として養成	②地域における複合的な課題を主体的に解決できる人材として「相談支援包括化推進員」を養成する。 地域住民と協働した地域づくりを担う人材として「地域力強化推進員」を養成する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
①サロン・公民館・自治会等等既存の場を想定(市町村が事業において別途定める)	実施市町村ごとに別途定める	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
②民生委員・自治委員等の地域住民	②相談支援包括化推進員・地域力強化推進員の養成研修の一部に参加していただき、共に地域課題解決に向けた取り組みを考えることで、「我が事・丸ごと」の意識を醸成する。	
(エ)その他		
①市町村が自ら地域生活課題を把握し、その解決に資する体制づくりのための取り組みに対し助成を行い、モデル事業として他市町村へ横展開する。(本年度は6市町村を想定)		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
本事業を通じて市町村における体制整備を促進するとともに、広域的な課題に対応するネットワークの構築を図ることで、モデル事業終了後も機能し、それぞれ自治体の取組として予算面も含め継続する体制を整備する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
②自立相談支援機関・地域包括支援センター等の既存の機関との連携を図りながら地域課題を解決する。		
事業の成果目標		
①実施市町村数		
②地域力強化推進員及び相談支援包括化推進員の養成人数		

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) ②県内全域	(対象地域の範囲) ②中学校区	(人口) 1, 141, 542
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域力強化推進員が配置されている既存の機関(社会福祉協議会、地域包括支援センター)を想定	(相談を受け止める人) 地域力強化推進員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 養成研修終了後に市町村会議やHP等で周知。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 主に民生委員等との連携を密にし、様々な相談を一度受け止め、地域住民と協働して課題を解決できる体制を整える。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 「地域力強化推進員」の養成を行い、民生委員等身近な相談支援機関からの問題の早期把握ができる体制を整備する。	(バックアップする人) 地域力強化推進員 (主として市町村社会福祉協議会職員、生活支援コーディネーターが兼務することを想定)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域力強化推進員単独では難しい問題については、相談支援包括化推進員や、他の適切な機関と連携する。		
事業の成果目標		
地域力強化推進員への相談件数、解決件数、他の機関へつないだ件数		
ウ その他		
地域力強化推進員や、既存の機関単独では解決できない複合的な問題に個別に対応を行い、必要な機関へつなぐことができる相談支援包括化推進員の養成研修を実施する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
次年度以降は、本年度に養成した相談支援包括化推進員が実際に地域において活動する際の仕組みづくり等を包括的支援体制構築事業として行う。		

4. 成果目標の達成状況

<p>大分県においては、地域力強化推進事業として</p> <p>(1) 地域共生社会の推進に係る市町村補助事業 及び(2)地域共生社会を担う人材(相談支援包括化推進員・地域力強化推進員)養成事業の2事業を実施している。</p> <p>(2) 市町村補助事業 当初の目標6市町村に対して、5市町が実施中。 住民参加の助け合いサービスの立ち上げ、地域の要配慮者の把握体制の検討や、住民の地域福祉活動拠点の整備等、県民に広く共通した課題の解決に資する取組を行っているところであり、3月末までにすべての市町の事業が終了する予定である。 また、市町村の地域共生社会担当者会議を本年度初めて開催し、全市町村へ取組の概要を共有した。</p> <p>(3) 人材養成事業 全5日間の研修日程で7月から実施しており、2月で全研修が終了した。 相談支援包括化推進員・地域力強化推進員ともに養成目標をそれぞれ40人程度、全市町村から1人以上の参加を目標としており、概ね目標に近い人数が養成研修を受講したが、一部市町村についてはいずれか人員のみの参加となった。</p>
--

大分県 杵築市

都道府県名	大分県	市区町村名	杵築市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉推進課	電話番号	0977-75-2405
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	29,390(人)(H31.1.末)	世帯数	13,500(世帯)(H31.1.末)
高齢化率	36.22(%)	生活保護受給率	1.51(%)
面積	280.08(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	10(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営:1カ所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1カ所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>平成17年10月に、杵築市、山香町、大田村が合併して発足。 大分県の北東部、「仏の里」として知られる国東半島の南部に位置し、豊かな自然環境を活かした農・畜・水産業が昔から盛んで、杵築茶、ハウスみかん、山香牛、ちりめんなどが代表産品である。 また、市の中心部は江戸時代より松平3万2千石の城下町として栄え、現在も武家屋敷や石畳の坂道など、当時の面影を色濃く残した町並みが保存されている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力が低下している状況の中で、複雑化、複合化した支援のニーズに対応するため、全世代を対象とした一貫的かつ継続的な支援を行える包括的な相談支援体制の構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民が安心して自分らしく暮らしていける地域、また、高齢者、障害者、生活困窮者等も含めた地域の誰もが役割を持ち、暮らしに生きがいを見出すことができる地域を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	“杵築市(杵築市社会福祉協議会)”	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	高齢化(35.4%、H28.10.1 時点)が進展する中、住み慣れた地域で安心して生活を続けるため、住民が主体となって地域課題を解決していくことが求められている。杵築市では、概ね小学校区で地域住民を中心として住民自治協議会を立ち上げており、地域の実情に応じて活動を行っているところであるが、ひきこもりやダブルケア等の潜在的な地域の課題やニーズに対応する必要が生じてきている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
杵築市 東山香・山浦・向野地区	旧小学校区	1,909 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
住民自治協議会	地域福祉コーディネーターの派遣	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地域の公民館やコミュニティセンター等	住民自治協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
住民自治協議会	地域課題の抽出等の学習会を開催	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
住民による有償ボランティア等のサービス創出		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域支援員や生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員、医療・介護連携コーディネーターと連携		
事業の成果目標		
コーディネーターの相談回数		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
杵築市 東山香・山浦・向野地区	旧小学校区	1,909 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
住民自治協議会	地域福祉コーディネーター、地域支援員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地域福祉コーディネーターを住民自治協議会に派遣した際に周知。また、市報や市 HP にて周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域福祉コーディネーターを住民自治協議会に派遣することに加え、学習会等を開催		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
地域福祉コーディネーターを住民自治協議会へ派遣	地域福祉コーディネーター	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域支援員や生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員、医療介護連携コーディネーターと連携		
事業の成果目標		
コーディネーターの派遣回数		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	杵築市(杵築市社会福祉協議会)〃	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	<p>杵築市では、これまで地域ケア会議等を通じ、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んできた。一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力が低下している状況があり、高齢者、児童、障害者など対象ごとに充実・発展してきた従来の福祉サービスでは、複雑化、複合化した支援のニーズに対し、十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況が生じてきている。</p> <p>そのような状況への対応のため、平成 31 年度から現在の地域包括支援センターに、「子育て世代包括支援センター」、「障害者相談支援」、「生活困窮者自立支援」の機能を加えた全世代対応型の新センターを開設し包括的な相談支援体制の構築を目指すところであり、核となる人材の配置・育成や関係機関の連携体制の構築が急務となっている。そのため、杵築市福祉事務所内に相談支援包括推進員を配置し、関係機関の連携体制の構築を推進することにより、31 年度からのセンター開設に向けてのスムーズな移行を図る。</p>	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉主事	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	杵築市社会福祉協議会(H31 年度からは杵築市全世代対応型包括支援センター(仮称)内に配置予定)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>杵築市福祉事務所内に相談支援包括化推進員を配置し、定期的な関係機関からの情報収集や会議の開催等により庁内・庁外の関係機関の連携の充実と相談者の課題把握を図る。関係機関との連携や多職種の協働を推進し、相談者の支援内容に関する検討やコーディネートを行う。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	地域包括支援センター、市社会福祉協議会、障がい相談支援事業所、介護事業者、専門職(作業療法士、精神福祉士等)、行政(福祉、子育て・教育等関係部署)等の関係機関を構成員として月1回程度開催し、障害者や子育て家庭支援を含む複合化したケースについての解決に向けた検討を行う。	(既存の会議の名称) 地域ケア会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載	上記関係機関について、相談支援包括化推進員を通じ、ネットワークの構築を図る。	(既存の会議の名称) 地域ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
<p>社会福祉協議会の寄付金拠出の呼びかけ等、財源確保について検討をすすめる。</p>		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
<p>相談支援包括化推進会議等をもとに自立支援の視点を含めた地域課題の検証や評価、整理を行い、新たな社会資源の創出を図る。</p>		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<p>関係機関の連携の構築や多職種の協働を推進し、H31 年度からの包括的な相談支援体制の整備(杵築市全世代対応型包括支援センター(仮称)開設)に向けてのスムーズな移行を図る。個別の相談件数については、10件程度を目標に事業を実施する。</p>		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

○地域力強化推進事業

・コーディネーターの相談受付回数:8件

(相談内容:通院の移動手段・買い物弱者・ゴミ屋敷・地域の独居高齢者の低栄養等)

・コーディネーターの派遣回数:116回

(サロン、住民自治協議会会議、住民自治協議会会長・事務局長への訪問、地域ボランティア団体視察等)

・市内の関係各課及び社会福祉協議会のメンバーで構成する「地域力強化推進事業支援チーム」を4月に立ち上げた。現在、生活支援や移動支援等の特命事項達成に向け、サロンの立ち上げ支援やボランティア育成などに取り組んでいる。

○多機関との協働による包括的支援体制構築事業

・多世代型ケア会議開催回数:11回

(会議内容:兄弟でひきこもりの家庭の自立支援、未成年夫婦の子育て支援、高齢障害者の支援等)

・生活困窮者自立支援相談事業所の支援調整会議等に参加し、関係機関とのネットワーク構築に取り組んだ。

・包括的な支援体制の整備として、(杵築市全世代対応型包括支援センター(仮称)開設)に向けて関係機関や相談支援事業所と協議した結果、市内の組織改変等の関係により、2021年4月に開設時期を変更した。

宮崎県 都城市

都道府県名	宮崎県	市区町村名	都城市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	都城市福祉部福祉課	電話番号	0986-23-2980
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	165,433(人)	世帯数	78,981(世帯)
高齢化率	30(%)	生活保護受給率	1(%)
面積	653,36(km ²)	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	62.4(%)
公立小学校数	38(校)	公立中学校数	20(校)
地域包括支援センター	委託7か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

温暖な気候に恵まれた当市は、南九州の食料供給基地としての中核を成しています。また、全国でも有数の農業算出額を誇り、焼酎や乳製品、みそ、しょうゆなどの発酵・醸造技術を持った企業をはじめ、多くの食品関連企業が立地しています。また、全国トップクラスの肉用子牛の生産能力を生かし全国和牛能力共進会においては上位入賞を果たし、「都城産宮崎牛」として県内外から高い評価を得ています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域共生社会を実現するため、多機関協働による包括的支援体制構築事業による相談支援包括化推進員等と連携の上、情報の共有を図り、地域の様々な資源を最大限に活かして、人と人とのつながりを再構築し、住民を主体とした豊かな地域づくりの実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域づくりを一部の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題「我が事」として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治公民館等の地縁組織をはじめ、福祉分野に限らず地域のまちづくり、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	少子高齢化の進展とともに地域のつながりが弱まっている現状において、これまでの行政サービスだけでは限界を迎えることが予想される。子ども、高齢者、障がい者などすべての方々が、生きがい、暮らし、地域を共に創り、高め合うことができるよう、住民に身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりをし、豊かな地域づくりへと地域力を向上していく必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 都城市	(対象地域の範囲) 市	(人口) 166,409人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地区社協役員(自治公民館長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、各種民主団体等)	(支援の内容) 地区社協に対して定期的に支援する	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区社協、自治公民館、社会福祉施設の地域開放	(運営主体) 地区社協、自治公民館、当該社会福祉法人	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 住民福祉座談会	(研修の内容) ・地域における福祉課題を共有する座談会(15地区) ・社会福祉法人との意見交換会(15地区)	
地域課題学習会	・地域における福祉課題を共有する座談会(15地区) ・社会福祉法人との意見交換会(15地区)	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人による地域貢献への拠出 ・地区社協による収益事業 ・住民による福祉協力金の拠出 		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険生活支援体制整備事業(第2層協議体、第2層生活支援コーディネーター)、生活困窮者自立支援事業、学校運営協議会		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・課題の把握目標件数:60件 ・課題の解決目標件数:12件 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 都城市	(対象地域の範囲) 市	(人口) 166,409人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区社協(15地区)	(相談を受け止める人) 地区相談員・地区担当者	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社協広報紙、地区社協広報紙、各地区行政事務連絡便、有線放送等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) ・社会福祉法人との意見交換会 ・事業所訪問		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) ・地域ケア会議	(バックアップする人) 社会福祉法人、地域包括支援センター、障害相談支	

<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献協議会 ・生活支援体制整備事業第2層協議体 地区相談で受けとめた解決困難な相談については、上記の常設されている会議に支援調整を依頼し、解決策の助言及び支援を求める	援事業所、生活自立相談センター等の専門職
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
介護保険生活支援体制整備事業(第2層協議体、第2層生活支援コーディネーター)、生活困窮者自立支援事業、学校運営協議会	
事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・丸ごと相談目標件数:60件 ・丸ごと支援目標件数:12件 	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人都市社会福祉協議会
②事業名	多機関協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	本市の少子高齢化の進展とともに地域のつながりの希薄化等の現状において、福祉ニーズが多様化・複雑化し、単独の相談支援機関では充分対応できないため、各種相談支援機関が連携・協働することによって、複合的な課題を持つ世帯に対して、縦割りの制度を越えた支援が求められるため
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人都市社会福祉協議会 生活支援課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>高齢・障害・児童といった種別の枠を超えて、複合的な課題を持つ世帯を対象とした新たな枠組みの相談支援事業を行うもの。</p> <p>実施主体である社会福祉協議会が15地区社協をベースに地域の相談支援体制を構築することを基本とし、生活困窮者自立相談支援事業、障がい者(児)基幹相談支援センター、地域包括支援センター、ファミリーサポートセンター等の各種事業を実施しつつ、さらに国・県の機関、市の関係課、引きこもりや虐待等の相談機関とも連携して世帯の課題に対応する取り組みを展開する。また、福祉課題として解決できないような問題については、弁護士や司法書士などと連携し専門職のネットワークを構築する。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 「相談支援包括化推進会議」(市レベルの協議会) 開催回数:年3回 参加者:行政、保健・医療・福祉専門職、学校等 「我が事、丸ごと地域包括サポート会議」(地区ごとの協議体) 開催回数:地区ごとに月1回 参加者:地区社協、民生委員、高齢・障害・児童関係事業所等	(既存の会議の名称) 地域ケア会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 「生活支援ネットワーク会議」(小地域における支え合いの仕組み) 開催回数:月1回及び随時 参加者:生活のなかで困り感を抱える人に関わる方他(地区社協事務局、担当民生委員、自治公民館長、地域ボランティア、地域支援サポーター等)	(既存の会議の名称) 生活支援会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	

<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人による地域貢献活動における法人の拠出 ・地区社協における収益事業 ・住民による福祉協力金の拠出
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協による「生活支援ボランティア」養成講座の開催(生活支援サービスの創出による支え合いの再構築) ・共同募金協力企業による職場開拓 ・社会福祉法人による就労機会の提供や困窮世帯支援の展開(社会福祉法人による地域貢献)
オ その他
<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)との連携、社会福祉法人の地域貢献担当との連携 ・学校ソーシャルワーク、医療ソーシャルワーク、司法ソーシャルワーク、災害ソーシャルワーク、ファミリーソーシャルワーク等、その他関連領域との連携
⑧事業の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ・「相談機関連絡会」の実施による相談機関のプラットフォーム化 ・生活困窮における新規相談受理件数 毎月5件 ・「地域貢献協議会」における支援事例の検討 毎月1件×15地区 ・就労支援実績 毎月2件 ・相談終結 毎月2件
⑨地域力強化推進事業実施計画

5. 成果目標の達成状況

<p>地域力強化推進事業</p> <p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することが出来る環境の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の把握目標件数: 60 件 → 2月時点での課題把握件数: 93 件 ・課題の解決目標件数: 12 件 → 2月時点での課題解決件数: 48 件 <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸ごと相談目標件数: 60 件 → 2月時点での丸ごと相談件数: 78 件 (寄り添い訪問活動件数含む) ・丸ごと支援目標件数: 12 件 → 2月時点での丸ごと支援件数: 64 件 <p>※「寄り添い訪問活動」とは、民生委員に同行し複数世帯を訪問し相談に応じることで地域を“面として”とらえるアウトリーチ相談のこと、新規相談の掘り起こし</p> <p>※「丸ごと相談」とは、地区社会福祉協議会で受けた相談のうち、多機関と共に支援を行ったもの 地区社協相談件数 107 件(うち解決件数 48 件、関係機関に繋いだ件数 14 件)</p> <p>多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談機関連絡会」の実施による相談機関のプラットフォーム化 多機関協働事業、生活自立相談センター、障がい者(児)基幹相談支援センターを社協が受託し、包括的な支援体制の基礎が整った。 ・生活困窮における新規相談受理件数 毎月 5 件 生活困窮に関しては、離職や借金問題などの困窮者から寄せられる相談(8.9 件/月)があり、弁護士等による相談につなぐ等、連携の強化を推進した。 ・「地域貢献連絡協議会」における支援事例の検討 毎月 1 件×15 地区 地域貢献連絡協議会の中で、今年度は現実的な取り組みをモデル的に 1 地区行うこととした。 ・就労支援実績 毎月 2 件 就労支援に関しては、相談を受ける中でプラットフォーム化を図り、生活自立相談センターにつなぐことで対応している。 ・相談終結 毎月 2 件 多機関協働における相談終結の数は 0~1 件/月であるが、終結に向け、他の相談機関と協働し、支援を継続している。 ・相談支援包括化推進会議を 3 回/年開催し、異なる専門職同士が、顔の見える関係性を築いている。 ・「総合相談マニュアル都城市版」を作成し、相談をたらい回しにしない、つなぐ場合も適切な場所につなぐ、制度の狭間に陥らない相談支援体制を目指している。

宮崎県 小林市

都道府県名	宮崎県	市区町村名	小林市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部福祉課	電話番号	0984-23-0111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	45,990(人)	世帯数	22,172(世帯)
高齢化率	34.95(%)	生活保護受給率	13.50(%)
面積	562.95(km ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	66.58(%)	公立小学校数	12(校)
		公立中学校数	9(校)
地域包括支援センター	委託:2か所(社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)		

※記入例 直営:1か所、委託:2か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本市は南九州の中央部、宮崎県の南西部に位置し、本市の南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がり、ジオサイト(地質遺産)や温泉、湖沼などの個性的な地域資源も多数有しています。

全国でも有数の和牛生産をはじめとした畜産業、メロン・ぶどう・栗・露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業等が盛んです。

霧島ジオサイトと総称される三之宮峡や陰陽石、須木の滝等の自然が織りなす美、ホテルや水、満天の星空など自然の資源等を活かした観光に力を入れています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	小林市地域福祉計画で「地域や暮らしのこまり事が早期に発見・解決され、住み慣れた地域でその人らしく、暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念に謳っている。そして基本的な視点(ビジョン)として「高齢者、障がい者、児童などの枠組みにとらわれず、全ての地域住民で対応できる仕組みづくり」「すべての関係機関による総合的、包括的に支えていく仕組みづくり」「身近な圏域による支え合い」「これからの地域福祉を担う地域、ひとづくり」を示している。これらのことを目標に本事業を推進していくことで、地域共生社会の実現に繋がると考える。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域で「困っている人」、「支援が必要な人」を把握した際に、見て見ぬふりをしたり、誰かに任せようとするのではなく、「自分たちでなんとかできないか」と思える意識の醸成。 地域住民が「他人事」を「我が事」として、地域課題の早期発見や民生委員児童委員・専門機関への迅速なつながりが可能となるよう、住民同士が気軽に集える場の拡充や専門職との情報交換が可能な場づくり。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	小林市(小林市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	地域の現状として少子高齢化、人口の減少、地域のつながりの希薄化などが進展している。こうした中で地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市における子育て、介護、障がい、貧困など世帯全員の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進する必要性が高まっている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 小林市	(対象地域の範囲) 市全体	(人口) 約45,000人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 全世代の住民	(支援の内容) 生活支援コーディネーターとも連携して、地域生活課題解決を各活動対象ができるように研修会や学習会、定例会を開催する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 福祉総合相談支援センターを中心拠点とし、市内の各公民館集会所を衛星の拠点としていく予定である。	(運営主体) 福祉総合相談支援センターは社会福祉協議会、各公民館集会所は行政区が運営	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 校区地区社会福祉協議会を中心とした一般住民	(研修の内容) 地域の生活課題、福祉課題発見と支援についての講演とワークショップ	
(エ)その他		
ケーブルテレビや新聞などのメディアを活用し、住民への周知も実施する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉法人の公益的取り組みを進めるために設置された、社会福祉法人連絡会との協働		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターや社会福祉協議会の地域福祉係、地域包括支援センター、まちづくり協議会等と連携していく。		
事業の成果目標		
拠点の参加者目標数は延500人、研修会参加目標数は延200人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 小林市	(対象地域の範囲) 市全体	(人口) 約45,000人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) まちづくり協議会、校区地区社会福祉協議会を対象に、困り事相談会を巡回で実施する。	(相談を受け止める人) 社会福祉協議会相談係	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市の広報誌、ホームページ、社協の広報誌、各世帯へのチラシ配布などにより地域住民の相談を包括的に受け止める場を周知する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員児童委員、子育て支援センター、家庭児童相談室、地域包括支援センター、生活自立相談支援センター、成年後見センター、保護司会、まちづくり協議会などと連携し、地域生活課題を早期に把握できる体制とする。具体的には連絡会議とSNSを活用して早期に課題の情報把握ができる体制をつくる。		

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) (ア)であげた包括的に受け止める場としての校区地区社協、まちづくり協議会をバックアップする体制として、平成31年度以降に実施する多機関の協働による包括的支援体制を見据えて、(ウ)で構築するネットワークの中で適切な支援機関につなぐ連携体制を構築する。	(バックアップする人) コーディネーター役をこの事業の担当が担う。
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センターにおける包括的支援事業、生活支援コーディネーターとも連携していく。具体的には既設の地域包括支援センターと生活支援コーディネーターと社協の地域福祉係との連絡会議を活用し連携する。	
事業の成果目標	
相談目標件数は、月平均10件×7月の延70件とする。	
ウ その他	
セキュリティに配慮し、インターネットでの相談受付も検討していく。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
次年度の実施に向けて、相談支援の包括的なネットワークを構築する。準備会的に「相談支援包括化推進会議(仮称)」をイの(ウ)であげた関係機関に呼びかけて実施する。	

4. 成果目標の達成状況

<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p>○まちづくり福祉セミナー 講師:ケアタウン総合研究所 所長 高室 成幸氏 演題:「我がごと丸ごとの共生社会の小林づくりについて」 第1回 日時:平成30年11月3日(土)11:00~12:30 場所:小林市文化会館 参加者数:約50人 第2回 日時:平成31年3月11日(月)13:30~15:00 場所:小林市社会福祉センター 参加者数:約120人(民生委員児童委員)</p> <p>○福祉のまちづくりワークショップ 日時:1月~3月(計9回)19:00~20:30 場所:三松・東方・南の3校区公民館等 参加者数:延べ141人</p> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>○社会福祉協議会相談支援係での総合相談 期間:平成30年9月~平成31年3月 場所:小林市社会福祉協議会 相談件数:157件(平成30年9月~平成31年2月までの小計) 内訳)9月:33件 10月:29件 11月:20件 12月:15件 1月:28件 2月:32件</p> <p>○困りごと相談会 期間:平成30年11月~平成31年3月 場所:各地区ふれあい(いきいき)サロン会場 参加者(相談者):98人(4件)</p> <p>ウ その他</p> <p>○SNS福祉まるごと相談 期間:平成31年1月~ 相談件数:0件</p>

宮崎県 日向市

都道府県名	宮崎県	市区町村名	日向市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉課 福祉政策係	電話番号	0982-52-2111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	61,756(人)	世帯数	28,893(世帯)
高齢化率	30.79(%)	生活保護受給率	13.56(%)
面積	36.93(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	66.8(%)	公立小学校数	13(校)
		公立中学校数	7(校)
地域包括支援センター	委託: 6か所(社会福祉法人3、医療法人3)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市海岸部は、日豊海岸国定公園の南端に位置し、白砂青松の海岸とリアス式海岸からなり、柱状節理の断崖絶壁「日向岬馬ヶ背」や全国有数のサーフスポットである「お倉ヶ浜」など、自然のつくり出した芸術ともいえる景観が連続している。また、国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた「美々津の歴史的町並み」、日本唯一の「はまぐり基石」、日向特産の木酢「へべす」の産地としても有名である。</p> <p>平成 18 年 12 月にJR日向市駅の鉄道高架が完成、平成 22 年 12 月の東九州自動車道・日向インターチェンジの開通、平成 28 年 4 月の東九州自動車道の北九州・宮崎間の全線開通などに伴い、県北の中核都市として、重要港湾「細島港」を擁し、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担う「港湾工業都市」としてのさらなる発展が期待されている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>本市においても、2025年に向けて進行する少子高齢社会への不安、地域のつながりが弱まっている現状において、これまでの行政サービスだけでは限界を迎えることが予想されている。子ども、高齢者、障がい者などすべての方々が、生きがい、暮らし、地域を共に創り、高め合うことができるように、住民に身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりをし、「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指し、豊かな地域づくりへと地域力向上を推進していくことを目的とする。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>○地域のことに関心を持ち、地域の困りごとを自分事のようにとらえられる意識の変化。</p> <p>○少しの困りごとなどは地域住民で考え、取り組めるような変化。</p> <p>○近所同士の見守りや自治会内での支えあいの関係づくりなど、互助の取組が重要であることを地域住民が気づき、課題の共有、話し合いの場づくりを主体的に実施してもらう。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	日向市 (日向市社会福祉協議会)	
②事業名	平成30年度地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	人口減少や若者の都市部への流出、高齢者が増加する中で、地域コミュニティも衰退し、住民同士の「相互扶助」機能は弱体化している。また各種制度の分野ごとの相談支援体制の限界もあり、地域住民の多様な地域生活課題への対応は難しくなっている。現在の地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築と地域生活課題を解決するための住民主体の地域生活支援ネットワークの強化・充実が求められている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 日向市	(対象地域の範囲) 日常生活圏域(地域包括支援センター6圏域)～自治会単位	(人口) 61,756人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域福祉活動推進基礎組織(地域福祉部員・地域福祉推進員)地域福祉サポーター、ボランティア市民活動団体・グループ、地域福祉活動団体・グループ等	(支援の内容) 地域力強化推進コーディネーター(2名)及び地域福祉コーディネーター(23名)を配置し、各圏域における地域生活支援ネットワーク構築や地域福祉活動実践の支援・調整を行う。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) コミュニティセンター、自治公民館、図書館、学校機関 ※公共施設・介護・福祉施設、ショッピングモール、スーパーマーケット等※コミュニティカフェ、いきいきサロン活動拠点場所	(運営主体) 行政、社協、自治会、社会福祉法人、医療・介護・福祉機関、福祉以外の企業・法人等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、医療・福祉・介護関係機関、各法人・企業・事業所等、ボランティア、市民活動団体等(圏域内の地域資源)	(研修の内容) 地域福祉サポーター養成講座(地域を基盤とした福祉教育プログラム実践) ※福祉を知る、地域を知る(地域生活課題の理解)、考える、動く、変化(解決)させる仕組み理解 ※我が事意識の醸成(主体性の形成)	
(エ)その他		
地域力強化推進フォーラム(仮)企画・実施		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
財源等の確保については、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング等の活用、社会福祉法人や企業等の社会貢献活動との協同を図ることなどを検討していく。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
高齢者の生活支援(行政課題)に関する地域の基盤整備は、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)で推進する。本事業においては、生活支援コーディネーターと連携のもと、全世代(世帯)を対象とした包括的な生活支援(地域生活課題)に関する地域の基盤整備を推進する。		
事業の成果目標		
福祉部設置(地域福祉活動推進基礎組織)目標値:15地区 地域福祉サポーター養成 目標値:100名 ※生活支援サポーター養成と連動した地域の担い手育成 ※小地域福祉活動実践(地域福祉サポーター地域福祉実践)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 日向市	(対象地域の範囲) 日常生活圏域(地域包括支援センター6圏域)～自治会単位	(人口) 61,756人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉部・福祉推進員(地域福祉活動推進基礎組織※自治会組織)、地域生活支援ネットワーク、日向市社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 福祉部員、福祉推進員、地域福祉サポーター 地域力強化推進コーディネーター(社会福祉士)、地域福祉コーディネーター	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 行政や社協広報誌・ホームページ、SNS等の活用、自治会定例会(代表者会議)等への参加。地域生活支援会議(自治会圏域～日常生活圏域)を企画・実施し、相談・支援の方法・手段・展開について地域住民の共通理解を図る。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域福祉関係者、福祉部(福祉推進員)、地域力強化推進コーディネーター、地域福祉コーディネーター(社協地域担当者)を中心に、地域生活支援ネットワークを活用し、定例的な会議(役員会・班長会等)や地域生活支援会議の場をととして、地域生活課題の早期発見・対応を図る。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域力強化推進コーディネーター、地域福祉コーディネーター等を配置し、分野ごとの相談支援機関との連携を図り、課題解決に向けた情報提供(把握)や支援調整、地域関係者(相談者)に対する支援状況(結果)の報告を行う。	(バックアップする人) 分野ごとの相談支援機関等、行政機関、生活困窮者支援機関、地域包括支援センター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
相談内容により、各福祉制度(高齢・障害・児童・生活困窮)の相談支援機関の事業と連携のもと、包括的相談支援を行う。主な連携先としては、地域包括支援センターや生活困窮者自立相談・支援センター等がある。	
事業の成果目標	
福祉部設置(地域福祉活動推進基礎組織) 目標値:15 地区 相談件数:50 件 解決件数:10 多機関連携:40 件 ※地域における総合相談・生活支援プロセスの見える化。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
多機関の協働による包括的支援体制構築事業については、次年度実施に向けて予算化に努めるとともに関係機関、団体との協議を進める。	

4. 成果目標の達成状況

<p>(ア)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p><input type="checkbox"/>福祉部設置(地域福祉活動基礎組織)目標値:15地区 新設置数:25地区(平成31年1月7日現在)</p> <p><input type="checkbox"/>地域福祉サポーター人財養成 目標値:100名 H30年度養成数:13名 地域福祉サポーター:105名(平成31年1月1日現在)</p> <p><input type="checkbox"/>地域力強化推進フォーラム企画・実施(2回) 第1回 平成30年12月10日(月) [基調講演]大阪教育大学 教育学部教育協働学科 教育心理学講座 教授 新崎国広 氏 [演習]模擬地域生活支援会議の実施</p> <p>第2回 平成30年12月23日(日) [基調講演]同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授 上野谷加代子 氏 [実践発表]日向市社会福祉協議会 自立支援係 五十川裕真 氏</p>
<p>(イ)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p><input type="checkbox"/>日常生活圏域(6か所)への地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの配置</p> <p><input type="checkbox"/>各自治会定例会、区長会、役員会への参加における事業の周知、社協広報誌での周知</p> <p><input type="checkbox"/>社協生活支援会議の実施 地域支援係・自立支援係の合同実施</p>

宮崎県 門川町

都道府県名	宮崎県	市区町村名	門川町		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉課 介護福祉係	電話番号	0982-63-1140
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	17,619(人)		世帯数	6,850(世帯)	
高齢化率	32(%)	生活保護受給率	15.46(%)	面積	120.5(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	87(%)	公立小学校数	4(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	委託1か所(社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	なし				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

町面積の87%が森林、残り13%は南北3kmの国道10号線沿線に広がる平野である。農林水産業の盛んな一次産業の町である。日常生活圏域は、一圏域であるが、実際には四つの小圏域があり、この小圏域ごとに地域特性がある。南に日向市、北に延岡市を有し、消費および労働も町外に依存する傾向がある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	介護福祉部署では、認知症で生活困窮かつ家族の介護放棄など、困難案件が多い。さらに、65歳到達時にはすでに生活保護受給かつ障害手帳保有など、高齢になる前から課題を抱えて介護保険の1号被保険者になる人も毎月ある。町として、生活困窮者も、障がい者も、家庭内に課題を抱える者もすべて、いずれ高齢者になる。それぞれ単独の問題でなく、総合的に相談支援していかなければならない。また、その支援に関しては、行政が「面倒を見る」「お世話する」という感覚を住民に捨ててもらう必要がある。最終的には、家族・家庭・地域で、皆で支援するという認識を醸成したい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・自助・互助・共助・公助の意識醸成 ・他人ごとから我が事へ、地域住民の意識改革

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	門川町	
②事業名	門川町地域強化推進事業	
③事業実施の必要性	介護福祉部署では、認知症で生活困窮かつ家族の介護放棄など、困難案件が多い。さらに、65歳到達時にはすでに生活保護受給かつ障害手帳保有など、高齢になる前から課題を抱えて介護保険の1号被保険者になる人も毎月ある。町として、生活困窮者も、障がい者も、家庭内に課題を抱える者もすべて、いずれ高齢者になる。それぞれ単独の問題でなく、総合的に相談支援していかなければならない。また、その支援に関しては、行政が「面倒を見る」「お世話する」という感覚を住民に捨ててもらふ必要がある。最終的には、家族・家庭・地域で、皆で支援するという認識を醸成したい。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 門川町	(対象地域の範囲) 町全域	(人口) 17,619人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) SA・TE 黒潮	(支援の内容) ・町内外のあらゆる資源との引き合わせ ・町政策との連携	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) SA・TE 黒潮	(運営主体) 合同会社 SA・TE 黒潮	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) なし	(研修の内容) なし	
(エ)その他		
上記(イ)の運営主体が定期的に地域との交流会を開催。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
上記(イ)の運営主体は営利企業であり、財源は自事業で賄う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、民生委員児童委員協議会、町内精神科医、居宅介護支援事業所、農業委員会、商工会ほか		
事業の成果目標		
○複合的な課題を抱える者の雇用は10名、地域との交流会は年間延べ100名を目標とする。 ○これまでの活動を通して、自助・互助に共感し、活動参加を希望するような住民もある。よって、上記の人数が常時ではなくとも、望む限り恒久的に関われるような関係性を築くこと(ボランティアが生まれ、上記の場を借りて活動など)を目標とする。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		

事業の成果目標
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	門川町 (特定非営利活動法人 地域支援センター つながり)				
②事業名	門川町多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業				
③事業実施の必要性、体制等	介護福祉部署では、認知症で生活困窮かつ家族の介護放棄など、困難案件が多い。さらに、65 歳到達時にはすでに生活保護受給かつ障害手帳保有など、高齢になる前から課題を抱えて介護保険の 1 号被保険者になる人も毎月ある。高齢者、認知症、家族介護、障害、それぞれ単独の問題でなく、総合的に相談支援できる窓口が町役場に欲しい状況であった。かつ、その窓口が医療の専門性を保有する現場経験者や介護・支援のプロであれば効果大である。 「8050」「7040」問題の当事者を受け入れる場が町内に無かったが、本活動により、地域住民と連携して就労の場を提供したいという申し入れを取り付けた。30 年度は、この資源と連携し、町のモデルを構築したい。				
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 人				
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①作業療法士の資格を有し(昭和 61 年免許取得)、病院勤務 12 年、認知症専門特別養護老人ホーム勤務 3 年の臨床経験を持つ。現在、京都橋大学 健康科学部 作業療法学科 学部長 教授として老年期作業療法学を教えており、その傍ら NPO 法人地域支援センター「つながり」(理事長)を立ち上げ障害者や子供の拠り所、若年性認知症者の就労支援の基盤づくりを行っている。認知症地域支援推進委員、キャラバンメイト、介護支援専門員の資格も保有。 ②介護支援専門員、介護福祉士保有。昭和 49 年より平成 24 年まで養護学校寄宿舎、特別養護老人ホーム等で勤務し、平成 25 年から 29 年まで門川町介護保険事業介護認定調査員を務める。				
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	特定非営利活動法人つながり事務所(門川町内)				
⑦事業内容	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要 ①既存の地域資源の整理 相談活動において必要な町内及び近隣市町村の資源を洗い出す。既存の諸資源(行政、医療、福祉各分野)と、それぞれの強み弱みを補えあえるような場(会議等)を設け、得意分野を任せ合える関係性を築く。 ②地域の支援体制の構築 地域の企業とつながり、認知症の人や障がいを持った人、引きこもり 50 代の就労の場を創設する。 ③アウトリーチ 事業開始半年であるため、事業・相談員とも知名度が低い。地域の公民館やサロン、各種会議に赴くことで、既存資源(包括支援センターや社協)に繋がらないような相談案件を地域住民から引き出せるような関係を築く。 ④複合的な課題を抱える者の把握方法 町福祉課(高齢者部署、障がい者部署、子育て支援部署)のみならず、医療保健、町営住宅や水道、税務などの部署との連携し、情報共有している。				
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	<table border="1"> <tr> <td>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 行政職員、地域包括支援センター職員、病院ソーシャルワーカー一、対象者の家族等、支援の内容により参集者は異なる。</td> <td>(既存の会議の名称) なし</td> </tr> <tr> <td>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 月 1 回 行政担当職員との連絡会 毎週 開発する地域資源との連絡調整会 都度 地域の産業者等との意見交換会 など</td> <td>(既存の会議の名称) なし</td> </tr> </table>	(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 行政職員、地域包括支援センター職員、病院ソーシャルワーカー一、対象者の家族等、支援の内容により参集者は異なる。	(既存の会議の名称) なし	(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 月 1 回 行政担当職員との連絡会 毎週 開発する地域資源との連絡調整会 都度 地域の産業者等との意見交換会 など	(既存の会議の名称) なし
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 行政職員、地域包括支援センター職員、病院ソーシャルワーカー一、対象者の家族等、支援の内容により参集者は異なる。	(既存の会議の名称) なし				
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 月 1 回 行政担当職員との連絡会 毎週 開発する地域資源との連絡調整会 都度 地域の産業者等との意見交換会 など	(既存の会議の名称) なし				

ウ 自主財源の確保のための取組の概要
地域企業等の社会貢献の取り組みによりどのような社会資源を創出するか、計画が具体化してきた段階で財源確保の要否を検討する。ただ、社会資源は、地域企業主体で創出したいと考えている。社会福祉法人の地域貢献で場所や車両を借りたり、活動に賛同した企業等から協賛金を得ることで解決したい。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
地域企業等の社会貢献の取組を勧める。
オ その他
⑧事業の成果目標
<p>①上記⑦のAの取り組みを徹底し、課題を把握する。</p> <p>②「複合的な課題を抱える者を支援したのちには、地域に帰す。地域で支える。」「複合的な課題を抱える者のみでなく、支える側の支援を行う。」ことを指標とする。</p> <p>③複合的な課題を抱える者に対する相談案件の目標数を10件、支援終了の目標件数は5件とする。ただし、他の社会資源や地域につなぐことで完結とせず、継続した見守りを継続することとする。</p>
⑨地域力強化推進事業実施計画
<p>平成29年度は、相談員活動よりも社会資源創出・地域資源の連携に成果があり、平成30年度は本事業のみで強力化推進事業まで兼ねていけるものとする。</p> <p>よって、平成30年度の強力化事業補助金の活用なし。本事業により創出する新たな社会資源との兼ね合いを見ながら、検討する。</p>

5. 成果目標の達成状況

<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ活動により、地域のキーマン(民生委員児童委員や地区会長など)と顔の見える関係が構築でき、10件の相談案件がまいこみ、7件を終結できた。しかし、終結できた案年は、当初の成果目標である「複合化した課題」ではなかった。10件のうち、終結していない3件が複合化した課題であり、現在は、医療機関、社会福祉協議会、家族と協働している。 ・個別事例の検討会は未開催、関係機関との連絡会を月1回実施予定。
--

宮崎県 美郷町

都道府県名	宮崎県	市区町村名	美郷町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課	電話番号	0982-66-3610
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	4,994(人)	世帯数	2,200(世帯)
高齢化率	51.1(%)	生活保護受給率	1.95(%)
面積	448.7(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	3(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	委託: 1(社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	県直営		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本町は、宮崎県の北部に位置し、平成 18 年 1 月 1 日に3村(旧南郷村、旧西郷村、旧北郷村)が対等合併して誕生した町であり、面積は県土の約 6%の、44,884ha であり、その約 90%が山林です。本町の産業別人口比率(平成 22 年国勢調査)は、第 1 次産業が 35.1%、第 2 次産業が 17.3%、第 3 次産業が 47.6%となっています。構成は、農業が 20%を超えており、県全体と比較して農業、林業、建設業が高くなっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>近年、介護・障害・高齢者虐待・生活困窮などが複合的に絡んだ世帯が増加しており、単に行政サービスに繋ぐとただただでは解決しない事例が多くなっている。</p> <p>そこで、社会福祉協議会内に相談支援包括化推進員を配置し、行政、包括支援センター、安心生活支援センター、民生委員協議会、教育委員会等と連携を取りながら、あらゆるニーズに対応した幅広い支援を行う。また、既存の医療・福祉ネットワークのみに限らず、商工会、ハローワーク、児童相談所等との連携を図る。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>近年、既存の行政サービス及び社会資源だけでは、解決が困難なケースも増加している。昨年度より、民生委員をはじめとした「地域で活動している方々」に対し、日頃の活動を通して「こんなサービスがあったらいいな」と感じているものはないか、聞き取りを行った。その結果、「高齢者の居場所」や「ちょっとした生活支援サービス」が必要との意見が多かったため、本事業を通して新たな社会資源を創出したい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	美郷町社会福祉協議会	
②事業名	美郷町地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	地域ごとに課題やニーズが異なっており、できる限り住民に身近な地域ごとに住民自らが課題を解決するような仕組みを創出することが、今後本町の高齢者福祉を安定的に運営する上では必要であると考えている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
美郷町南郷地区	小中一貫校区(旧中学2校、小学校4校)	1,851人(高齢化率 49.2%)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
民生委員	空き店舗を利用したコミュニティスペースの活用方法等について	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
商店街空き店舗1軒(旧衣料品店舗)	社会福祉協議会又は地元商工会で運営する予定で調整中	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
校区内の地区役員及び商工会関係者	身近な地域の生活課題について考えるワークショップ等	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会への香典返し(寄付)を活用する方向で検討中。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険生活支援体制整備事業(第2層協議体、生活支援コーディネーター)、地域包括支援センター		
事業の成果目標		
商店街空き店舗を活用したコミュニティスペースにおいて、民生委員及び社協地区担当職員等により相談を受け付ける場を創出する。(1)延利用者数 320名 (2)相談件数 20件		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
美郷町全域		5,044人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
安心生活支援センター(社会福祉協議会内)	各地区社会福祉協議会担当	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
町及び社協広報誌、町ケーブルTV、安心生活支援センターかわら版		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
自ら相談に来ることができない方に対するアウトリーチを強化するために、民生児童委員に依頼し、地域の中での「気になる人」(支援が必要と思われる人)を、チェックリストを用い確認してもらい、必要であれば月1回の定期訪問対象者とする。また、毎月、行政及び社協で定例会を開催し、訪問対象者の選定及び情報共有を行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
複合的な課を含んでいる等の理由により様々な関係機関と調整が必要になる場合の連絡調整について	多機関の協働による包括的支援体制構築事業による専門支援員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険生活支援体制整備事業(第2層協議体、生活支援コーディネーター)、地域包括支援センター		
事業の成果目標		
安心生活支援センターによる ①延訪問件数 120件×6月=720件②相談件数 10件×6月=60件(うち改善した件数 30件)		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	美郷町社会福祉協議会	
②事業名	美郷町包括的支援体制整備事業	
③事業実施の必要性、体制等	近年、介護・障害・高齢者虐待・生活困窮などが複合的に絡んだ世帯が増加しており、単に行政サービスに繋ぐとただだけでは解決しない事例が多くなっている。そのような様々な課題を抱えた世帯に対し、積極的にアウトリーチを行うことで潜在的なニーズを掘り起こし、必要なサービスにつなげる。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士 1名 (後見専門員・日常生活自立支援専門員) 社会福祉主事 1名 (後見専門員・日常生活自立支援専門員)	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	美郷町社会福祉協議会内(地域福祉係)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
社会福祉協議会内に相談支援包括化推進員を配置し、行政、包括支援センター、安心生活支援センター、民生委員協議会、教育委員会等と連携を取りながら、あらゆるニーズに対応した幅広い支援を行う。また、相談支援包括化推進会議を活用し、既存の医療・福祉ネットワークのみに限らず、商工会、ハローワーク、児童相談所等との連携を図る。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○月1回開催中 ○健康福祉課(課長、担当)、社会福祉協議会(地域包括支援センター、安心生活支援センター、相談支援包括化推進員等)	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進員進捗会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○年4回開催中 ○行政、社協、民生員代表、県弁護士会、県司法書士会、大学教授、町立病院院長等	(既存の会議の名称) 社会福祉協議会法人後見等第三者委員会	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
町外在住の家族に対し、支援対象者の近況報告を目的とした月1回メール配信サービスを実施しており、対象者に対して寄付の呼びかけを行う。また、法人後見受任報酬、社会福祉協議会への香典返し(寄付)、共同募金等を複合的に活用することについても検討する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
美郷町地域力強化推進事業を活用して、商店街空き店舗を活用したコミュニティスペースを創出し、空き店舗を利用したコミュニティスペースを活用し地域で課題を解決する体制の構築を図り、他の地域へ展開することを検討している。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
相談支援包括化推進員を中心に関係機関とネットワークを構築し、複雑化した課題に対し包括的に対応できる体制を構築する。また、既存の制度では解決できない「法の狭間」に落ち込みがちな世帯に対し積極的にアプローチし、これまで活用できていなかった地域の資源を活用した解決方法を模索する。 新規の相談受付件数(困難事例) 36件、改善した件数 18件		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

(1) 地域力強化推進事業

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

商店街空き店舗(平成 30 年 12 月から開所予定)を活用したコミュニティースペースにおいて、民生委員及び社協地区担当職員等により相談を受け付ける場を創出することを目標とし、延利用者数 320 名、相談件数 20 件した。

→ 基本的には週2回軽度、地域の有償ボランティアによる運営を行い、必要に応じて民生委員及び社協地区担当職員等が相談を受ける体制で調整中(平成 31 年度より開所予定)。

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

社会福祉協議会に委託し、平成 30 年 10 月より民生委員等から寄せられた「気になる人」とリスト化し定期訪問(月1回)を実施することを目標とし、延訪問件数 720 件、相談件数 60 件とした。

→ 延訪問件数 784 件、相談件数 203 件

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

相談支援包括化推進員への新規相談件数 36 件(うち改善した件数 18 件)

→ 新規相談件数 31 件(うち改善した件数 14 件)

宮崎県 高千穂町

都道府県名	宮崎県	市区町村名	高千穂町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保険課	電話番号	0982-73-1202
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	12383(人)	世帯数	5028(世帯)
高齢化率	40.26(%)	生活保護受給率	2(%)
面積	237.32(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	84(%)	公立小学校数	5(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営 1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	なし 宮崎県が実施する自立相談支援事業(西臼杵支庁福祉課)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>(地域性)九州中央部にある山間地域。公共交通機関はバス(民営・町営)のみ。消防と衛生(ゴミ処理場、火葬場)は西臼杵郡で維持。医療と福祉は民間の参入は厳しく、町立病院、町立保育園、社協(サービス事業所)の役割が大きい。介護・国保・水道などを除く町の一般会計年間予算はおおよそ 80 億。自主財源は 25%ほど。ふるさと納税寄付金は1億8千万(おおよそ 1/2 が実収入)。子ども医療費(中3まで)無料化支援に充当。</p> <p>(まちの魅力)食「高千穂牛」「かまいり茶」「きんかん」「焼酎(芋・米・そば・きび・麦・栗)」味「かつぼ酒」「かつぼ鳥」「鳥の丸焼き」見「高千穂峡」「高千穂神社」「夜神楽」「雲海」感「天安河原」「秋元神社」「トロッコ列車」「神話伝説」買「650 円/100gの高千穂牛肉」「米焼酎 露々」「長期貯蔵焼酎 3650」</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>障がい者と子どもを入り口とした支援体制を整えたい。</p> <p>いまの地域課題は、障害福祉資源が乏しいことと不登校児童・生徒が多いこと。</p> <p>この課題を解決するために、障害福祉は広域で相談支援を充実させる仕組みづくりに、不登校は教育委員会・学校・福祉が連携できる仕組みづくりに取り組む。</p> <p>そして、障がい者と子どもの問題の背景に潜む「世帯が抱える問題・課題」まで支援できる体制を整備したい。</p> <p>また、支援者ら個々のスキルアップと連携するための核となる人材の育成に取り組む。</p> <p>住民をライフステージで支援していくことが包括的に支援することと考える。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>町地域福祉計画の基本理念は、「安心できる暮らしを地域みんなで支え合うまち高千穂」。実現に向けて基本目標の一つに「地域における福祉サービスの質を高めるために」を掲げている。地域福祉の向上に向けた 4 つの助けのうち行政が取り組むこと(公助)を発信することで、(自助・互助・共助)の取り組む意欲を引き出す。</p> <p>次世代を担う子ども達を支援することは、住民が福祉に興味を持つことに繋がると考える。福祉に取り組むことが地域づくりに繋がるという体験をしてほしい。</p> <p>また、教育分野と福祉が連携し課題を解決することで、学校がもっと福祉教育に力を入れるようになってほしい。</p> <p>まちづくり・地域づくり分野と福祉分野が同じテーブルで協議したり、研修したり、事業することが当たり前のような関係をつくりたい。</p>

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	高千穂町	
②事業名	高千穂町多機関の協働による包括的支援体制構築事業(高千穂町地域福祉ネットワークセンター事業)	
③事業実施の必要性、体制等	複合的な地域福祉課題を抱える人に適切な福祉サービスを提供するため関係機関のネットワーク強化が必要。特に子どもの問題を支援の入り口として世帯全体のお困りごとを受け止める相談支援体制	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①社会福祉士、相談支援専門員、知的障害福祉士 ②保健師、助産師、養護教諭、保育士、介護支援専門員、介護認定審査会審査員	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	・高千穂町役場 福祉保険課 ・高千穂町子育て支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
対象者の把握(乳幼児健診・障害者手帳・介護認定者)、相談支援実施(個別訪問・定期相談・園と学校定期訪問・要保護児童支援)、研修実施(町保健師スキルアップ研修・町内福祉事業所研修)、推進員の研修(年間計画により受講)		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
・町要保護児童対策協議会: 随時: 行政、学校、園、外部有識者 ・町子育て世代包括支援センター: 随時: 保健師、臨床心理士、小児科医 ・町地域包括ケア会議: 月 1 回: 行政、社協、医療機関、介護事業所、相談支援事業所 ・西臼杵地域障がい者自立支援協議会: 月 1 回: 障がい児・就労・生活支援部会: 行政、相談事業所、サービス事業所、当事者、ボランティア団体	(既存の会議の名称) ・要保護児童対策協議会・地域包括ケア会議・障がい者自立支援協議会	
・町子ども子育て会議: 年 2 回: 行政、学校、園、子育て支援センター、主任児童委員、住民 ・町母子ケア会議: 月 1 回: 行政、子育て支援センター、子育て世代包括センター	(既存の会議の名称) ・子ども子育て会議・母子ケア会議・地域包括ケア会議・障がい者自立支援協議会	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
社会福祉法人に対し、社会貢献事業の地域貢献活動としてセンター運営費への拠出金の協力お願い。活動紹介や人材育成研修への参加を働きかける。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
既存会議を活用し、地域に不足する資源を把握して地域住民やボランティア団体と社福法人等(子ども・高齢者・障がい者)に新たな資源の創出を働きかける。		
オ その他		
人材育成(町保健師、社会福祉士、保育士、介護支援専門員のスキルアップ)		
⑧事業の成果目標		
町子育て支援センター内にネットワークセンター準備室を設ける。週 3 日は 2 人体制とし、幼稚園・保育園・小中学校、支援学校高校訪問を実施。それ以外は 1 人体制、訪問記録や事務処理、窓口相談、訪問相談。相談は、随時専用携帯電話で対応。毎月第 2 水曜日は子育て支援センターで相談窓口を設ける。ケースを整理し、支援策を立て、支援策を基に個別会議を持ち、関係機関へ繋ぐ。子ども・障がい者の相談からその背景(世帯・環境)まで捉えて、支援策を講じる。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
H31 年度は準備室から町ネットワークセンターとして週 5 日開所。センター長兼専門相談員 1 名、相談員 1 名常勤配置。あわせて、西臼杵郡で取り組む体制を整えていく。ほか 2 町に兼務相談員(町保健師)1 名を置き、町内の園、学校定期訪問を実施。H32 年度は郡ネットワークセンターとして開所し、郡障がい者自立支援協議会運営を委託する。H33 年度以降は、包括相談センターとして、子ども、障害者、高齢者などの総合相談をワンストップで、また、ライフステージ支援や権利擁護、人材育成にも取り組む。		

4. 成果目標の達成状況

体制:週2~3、月13日は2人体制(8:30~16:00) それ以外は1人体制(8:30~16:30)で実施

相談受付:平日(8:30~16:30)携帯電話、訪問、来庁で対応。

園訪問:町内保育園6、幼保園2 町保健師と定期訪問し、相談支援を実施。

学校訪問:町内小学校5、中学校3を、県立高校1、支援学校1を定期訪問し、相談支援を実施。

相談件数:233

主な内容:保育・教育に関することが8割 生活困窮 障がいに関するなどが2割。

問題終結状況:生活困窮は生活保護受給で、障害は障害福祉サービスに繋げて終結したが、それ以外は、見守り支援や背景の課題も含めて継続支援中。

学校支援:12月から臨床心理士を派遣し、児童生徒及び保護者に対しカウンセリング実施。実績9回。

※スクールカウンセラーの配置が無く、メンタルケアの対応について教育部門から相談があり、児童の様子から緊急性があったため福祉で対応。

※流れ「学校長」→「教育委員会」→「福祉保険課」→「臨床心理士」→「臨床心理士と学校とで日程調整」→「面談」→「臨床心理士から学校へ説明報告、保護者の希望があれば保護者へ説明」→「福祉保険課へ記録提出」→「教育委員会へ報告」

○臨床心理士を派遣するほどのメンタルケアが必要となった背景には、中学生の自殺や一家殺人事件が関係していると思われる。

○今回、学校との連携をとる中で、不登校児童生徒の多さを知り、学校としてもどう支援していけばよいか課題を抱えている事が分かった。学校が家庭内事情に張り込む術がなく、連携し支援する必要がある。

鹿児島県

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	—		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業 ○

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	くらし保健福祉部社会福祉課	電話番号	099-286-2841
参考 URL	https://www.pref.kagoshima.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	1,612,481(人)		世帯数	727,666(世帯)	
高齢化率	29.4(%)	生活保護受給率	1.89(%)	面積	9,187(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	—(%)	公立小学校数	513(校)	公立中学校数	227(校)
地域包括支援センター	直営 39 か所, 委託 25 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営 1 か所, 委託 9 か所 ※県所管区域				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本県には、南北 600 キロメートルに及ぶ広大な県土の中に、美しい自然環境が織りなす四季折々の景観、特色ある島々、奥深い歴史を感じさせる名所、良質で豊かな温泉など、魅力ある観光資源が豊富にある。また、世界的に価値を認められた資源も豊富であり、奄美大島及び徳之島が世界自然遺産に登録されれば、国内で最多の3つの世界遺産(世界自然遺産:「屋久島」, 「奄美大島, 徳之島, 沖縄島北部及び西表島」, 世界文化遺産:「明治日本の産業革命遺産」)を有することになる。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	市町村における包括的な相談支援体制の構築を促進するため、各相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を育成する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	多職種・多機関をネットワーク化し、個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握、支援調整の組み立て等を総合的・包括的に行う「包括的相談支援体制」が市町村単位で構築される。

3. 都道府県事業について

①実施主体 (委託先)	鹿児島県 (社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会)
②事業名	地域包括支援体制人材育成事業
③事業実施の必要性、 体制等	複合的な課題を抱えた個人や世帯に対し、制度・分野ごとの縦割りでなく、分野をまたがった総合的な支援を行う市町村の包括的な支援体制の中核を担う人材の育成が必要である。
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象) 高齢者や障害者等に係る各種福祉制度に基づき配置されている相談員・支援員等	
(取組内容) ・県の地域振興局・支庁単位(7か所)で、相談支援包括化推進員を養成する講座を開催 [研修内容] ・各分野(高齢、障害、児童等)の基礎知識、共通知識の習得のための講義 ・関係機関の連携による問題解決を図る演習等	
⑤事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとに配置できるよう、相談支援包括化推進員を育成する。 ・地域における関係機関の相談支援員等相互のネットワークが構築される。 	

4. 成果目標の達成状況

初年度は、鹿児島地域振興局及び熊毛支庁管内でそれぞれ6回養成講座を開催し、各相談支援機関の相談員等77人が受講した。
--

鹿児島県 鹿屋市

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	鹿屋市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部 福祉政策課	電話番号	0994-31-1113
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	103,591(人)	世帯数	50,855(世帯)
高齢化率	28.56(%)	生活保護受給率	1.15(%)
面積	448.33(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	72.24(%)	公立小学校数	24(校)
		公立中学校数	12(校)
地域包括支援センター	委託:1か所(医師会)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>鹿児島県の東部、大隅半島のほぼ中心に位置する鹿屋市は、風光明媚で第一次産業を基幹産業とする都市であるとともに、多くのオリンピック代表選手やトップアスリートを輩出している鹿屋体育大学が立地する躍動感にあふれる街です。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民の生活課題を支援する既存の取組を続けながら、豊富な地域資源を生かした各種取組を構築することで、住民のつながりを取り戻し、「社会的孤立」問題や「制度の狭間」問題に対応するとともに、分野を超えた協働を進めることにより、地域活性化や雇用創出にも通じる施策の構築を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	社会的孤立などの問題の根源となる地域での「つながり」の希薄化を解消するため、住民に身近な圏域において福祉部門と企業・法人・NPO・ボランティア団体等との連携による人材育成・情報集積・ネットワークづくりや、農水産業・観光・教育・環境・地場産業等との協働した新たな福祉サービスを提供する事業の構築を図ることで、地域の生活課題を支援すること、生きがいや居場所づくりをすすめることを達成しながら、一方で福祉部門からのアプローチによる地域づくり、産業創出や経済活動の活性化にもつなげたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会	
②事業名	我が事丸ごとの地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	分野ごとの専門性の高まりや事業の細分化が、同時に縦割りの問題も顕在化させており、分野横断的な包括的支援体制の構築が必要。また、公的サービスの普及と同時に、住民が主体的に地域課題を解決する力、地域のつながりを構築したい。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 1つの中学校校区でモデル的に取り組む	(対象地域の範囲) 中学校校区	(人口) 103,591人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 町内会長、民生委員・児童委員、サロンや見守り隊	(支援の内容) 課題発見機能の構築、アウトリーチ、サロン、見守り隊の設立の支援、生活支援サービスの構築	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域の公民館、社会福祉法人の空き室、空き家	(運営主体) 町内会・自治会、社会福祉法人、社協	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 民生委員・児童委員等、各種専門職、地域住民	(研修の内容) ・地域共生社会の実現に向けた取り組みについて	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
・共同募金から地域課題解決のために還元できる手法の構築 ・社会福祉法人の地域公益活動の中で、生活課題を持つ世帯への支援を実施		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業やボランティアセンター(社協内)、包括支援センター、権利擁護推進センター		
事業の成果目標		
鹿屋市において住民が主体的に課題を把握できる環境を整備する		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 1つの中学校校区でモデル的に取り組む	(対象地域の範囲) 中学校校区	(人口) 103,591人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ・自治公民館、地区学習センター ・社協(総合相談、CSW、権利擁護推進センター)	(相談を受け止める人) ・見守り隊の住民と、協働する社協のCSW ・権利擁護部門SW、総合相談	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) ・総合相談や権利擁護推進センターの相談場所や相談できる内容を記したパンフレットの全戸配布。 ・各種研修会やセミナー、民協の各種会、町内会の各種会、その他随時関係機関へ直接周知する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) ・見守り隊の連絡会、単位民児協の定例会への参加 ・生活支援体制整備事業の協議体への参加		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 見守り隊の例会に参加し、各種制度等について案内。状況によりケース会議やアウトリーチ。	(バックアップする人) CSW(社協)、生活支援コーディネーター(社協)、権利擁護推進センター(社協)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業、ボランティアセンター事業(社協)、包括支援センター、権利擁護推進センター		
事業の成果目標		
身近な圏域で住民の相談を包括的に受け止めることができる体制を構築する		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
複合的かつ複雑化した世帯の課題の解決を図るため、各分野の相談支援体制の日常的・実務的な相談支援包括化ネットワークを構築する。		

4. 成果目標の達成状況

住民が地域課題を把握し解決する機能、地域生活課題を包括的に受け止める体制をどのような形、圏域で整備していくかについて協議を重ねた結果、

モデル地区での取組結果の検証等を踏まえ、これまで市域における住民主体の互助・共助組織やシステム(ドライブサロン、たすけあい隊、気張いもんそ会などの有償ボランティア)は、支え合いの精神によるものであること、この機運を持続させながら、さらに市全域に広げるための意識醸成や専門的な技術的アドバイスや支援が必要であることから、今後は、町内会単位を中心として「地域福祉協議会」(市域で 150 か所)を組織化して、住民に身近な圏域での課題発見機能を充実させながら支え合いの地域づくりを強化していくこととした。

[平成 30 年度主な成果]

- モデル地区内で「地域福祉協議会」を設立(鶴羽町内会、高牧自治会:2 か所)
- 市全域を対象にした「我が事・丸ごと地域づくりセミナー」の開催(市文化会館:参加者 400 名)
- 地場名産物の復活を目的とした地域イベント「小簿そばを活用した交流事業」の開催
(協力:社会福祉法人愛光会:参加者 90 名)
- 新たな形態のドライブサロン「生きがいつくり型ドライブサロン」の実施
(協力:社会福祉法人岳風会:利用者 40 名)
- 民間事業所等との協定締結による生活困窮者への食糧支援(支援者数:8 件)
(生活困窮者への食糧支援に関する協定)

31 年度から福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築(多機関協働による包括的支援体制構築事業)するとともに、地域における課題解決を試みる体制(地域力強化推進事業 H30~)との連携を図り、支え合いの地域づくりを助長させることとしている。

鹿児島県 西之表市

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	西之表市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉事務所市民総合相談係	電話番号	099-22-1111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	15,435(人)	世帯数	8,067(世帯)
高齢化率	36.40(%)	生活保護受給率	1.341(%)
面積	205.66(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	93.6(%)	公立小学校数	10(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>亜熱帯性の気候で緑豊かな美しい海に囲まれた種子島の北部に位置し、本土に最も近い海の玄関口として人・物の交流拠点となっている。島の豊かな自然に加え、宇宙センターや鉄砲伝来の島として、またサーフスポットとしても有名である。</p> <p>人口は離島であることから、就学・就業場所が限定され、高校卒業と同時に島外への人口流出が多くみられ顕著な減少をたどっている。また市街地に人口が集中する傾向にあり、少子高齢化率の進行と合わせて地域の消滅の危機に直面している。</p> <p>産業は温暖な気候と平坦で比較的広い耕地に恵まれているため、農業が地域の産業の中核となっており、就業人口の 26.4%が農林水産業従事者であるが、就業者の高齢化や後継者不足に加え、商工業においても大型店舗の進出やICT基盤の発展により、消費支出が島外へ流出しており低迷している状況である。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>地域の「気になる人(要支援者)」とその人への住民の関わりを確認し、支え合い活動の実施状況や支援が不足している状況を把握し、その地域で取り組む課題を抽出する。(個別及び地域の顕在する・潜在しているニーズ及び社会資源の把握)</p> <p>福祉分野に限らず、災害時の避難支援者や避難経路、危険箇所、空き家情報等、更には郷土芸能や伝統行事などの歴史・文化、名所など魅力ある地域資源の発掘など、多方面にわたる課題や実態の抽出を行う。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域において、「公助」に加えて「共助」と「自助」が機能し、「公助」だけではカバーできない多くの課題を「共助」による地域住民の支え合いで解決できる地域共生社会の実現を目指す。</p> <p>地域内での相談体制の構築及び多機関との連携を強めることで、分野を問わない包括的な相談支援体制の構築を目指す。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	西之表市及び西之表市社会福祉協議会	
②事業名	地域包括支援体制整備事業	
③事業実施の必要性	地域における福祉ニーズが多様化、複雑化している中、地域で支え合う仕組みづくり等、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区及び自治会	(人口) 15,435人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 校区及び自治会役員等	(支援の内容) 講演・説明会・研修の実施、ツール作成支援。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 自治会集会所及びサロン等	(運営主体) 自治会等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 参加者(全員)	(研修の内容) ツール作成に係る事例紹介及び手順・活用策等。	
(エ)その他		
既に取り組んでいる地域への活用段階でのフォローや課題解決策に係る経費補助等の支援の実施。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市社会福祉協議会との協働事業とし、財源及び人材等の確保を図る。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業、生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業		
事業の成果目標		
地域課題抽出のための作業やツールの作成を支援した地区数。 継続支援:1小学校区、新規取組:1小学校区・3自治会		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区及び自治会	(人口) 15,324人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 自治会集会所・サロン、地区社協・地域支援協議会	(相談を受け止める人) 地区社協及び地域支援協議会等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 協議会等の活動による直接的な広報周知、市及び社協等の情報発信手段による周知を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区社協及び民児協、包括支援センター、自治会役員、各福祉施設等の地域支援協議会への参画を図る。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 各専門員等の関係機関へのつなぎによる連携構築。	(バックアップする人) 各専門相談員・コーディネーター等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業、生活支援体制整備事業、生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業		
事業の成果目標		
地区社協及び地域支援協議会等が受けた相談のうち、解決方法等を示す及び関係機関へつないだ件数の割合:8割		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
本事業に合わせ、市総合相談窓口に総合相談及び消費生活相談に加え、子育て世代から高齢者世代に対応した相談員やコーディネーター等を配置し、総合的・包括的な相談支援体制の構築を図る。		

4. 成果目標の達成状況

◎地域力強化推進事業

[成果目標]

①支え合いマップ等、要支援者等の状況把握による地域課題抽出のための作業やツール作成を支援した地区数。

○継続支援: 1小学校区、新規取組: 1小学校区(校区内自治会含む)・3自治会

②地区社協及び地域支援協議会等の活動の中で受けた相談うち、解決方法等を示した件数と関係機関へつないだ件数の割合。

○相談を受けた件数のうち解決等に至った件数の割合: 8割

[達成状況]

①継続支援については独自取組等への支援を協議中、新規取組は4自治会、1小学校区と取組手法及びスケジュール等を協議中。※小学校区や各自治等への説明会や講演会の実施、研修等への参加を行っている。

②受けた相談件数 38 件のうち、解決や関係機関等へつないだ件数が 27 件、支援対応継続中が 9 件であり、現時点での「相談を受けた件数のうち解決等に至った件数の割合」は7割強である。

鹿児島県 中種子町

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	中種子町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	中種子町 福祉環境課	電話番号	0997-27-1111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	8,010(人)		世帯数	4,257(世帯)	
高齢化率	37.57(%)	生活保護受給率	8.79(%)	面積	137.78(km ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	95(%)	公立小学校数	7(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

少子・高齢化で一世帯の平均人数は2.3人と核家族化が進んでいます。米やさとうきび・さつまいもの農業を基幹産業とし、進学や就職で若者は当該に転出し、就農者も高齢化しています。その中で平均気温は20度と温暖な種子島特有の自然環境や住みやすさを求めるIターン減少もみられ、新たな地域文化の形成や地域活動の担い手にもなっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	小学校区で高齢化が進む地区と障害者のグループホームの多い地区で、子供・高齢者・障害者を地域で支え、生きがいをともにつくり、安心して心豊かに暮らせる地域を目指します。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	高齢者・独居高齢者が増える中、生まれ育った地域の仲間と楽しく暮らしたいと言う要望にこたえるための地域の拠点づくりをします。孤立化する高齢者の交流の場や相談の場があることで、「地域の中で一人ではない」「農業だけでなく他人との交流や年をとっても役にたてるという喜びを実感できる」拠点づくりを目指します。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	中種子町地域包括支援センター (特定非営利活動法人環境福祉サービスおたつめたつ)	
②事業名	住民が気軽に集える拠点「〇〇サロン」づくり	
③事業実施の必要性	2025年には高齢化率60%になる小学校区において、近隣住民との交流の機会も減り、自宅に引きこもりがちな高齢者が増えることが予想される。気軽に交流できる場所づくりが出来る。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
中種子町内	小学校区・行政区単位の2地区	星原:492人、上方:526人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
校区内の空家・上方公民館	NPOおたつめたつ	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地区の代表者、NPO、サービス事業所、行政職員	自分たちの目指す地域について考える。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
NPO法人の社会貢献事業と、参加者の参加費		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
第1層の生活支援コーディネーターと一緒に知己の課題検討、整備を行っていく。		
事業の成果目標		
地域包括ケア会議、協議会を定期的開催。地域の行政員や民生委員、ボランティアなどの協力者:20人。サロンの参加者10人×4回×2か所=720人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
中種子町内	星原小学校区・行政区単位の2地区	星原:492人、上方:526人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
各地区のサロン会場	NPOスタッフ・ボランティア	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
各地区の総会時に説明。各戸にチラシ配布。パンフレット・ポスター配置。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
サロン開催時や地域の民生委員・相談員等との連携により随時把握していく。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
地域包括ケア会議開催時に地域の課題を検討する。	協議会メンバー	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域ケア会議(小地域ケア会議の共催)・生活支援体制整備事業(第1層の生活支援コーディネーターの協力)		
事業の成果目標		
相談:2件/月9ヶ月=18件 解決数:16件 つないだ件数:18件		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
協議会にて課題抽出や解決方法について検討するなかで、今後の相談体制等を検討し次年度につなげていく。		

4. 成果目標の達成状況

ア.「地域に身近な圏域」において、地域住民が主体的に地域生活課題を理解し解決することができる環境の整備

小学校区で、地区包括ケア推進協議会を発足。(構成員は校区長をはじめとする地区の代表・小学校長・行政・地域包括支援センター・NPO)地域の課題を検討しアンケート調査や地域住民個々の家を巡回し課題の把握を行う。「一人暮らしや交流の場がない」などの課題があり、星原地区においては、空き家を利用してサロンを週1回7月から開催することになる。その結果、参加者や協議会委員も地域の目指す姿をイメージし、地域活動が続けることによって地域の事情に沿ったサロン活動ができている。上方地区については、地区公民館を中心に地域の住民やグループホームの入居者との交流もしながら、7月から月1回開催している。

参加者延べ 385 名

イ.「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

サロン開催時、会場での相談の場を設ける。地域の民生委員や地域包括支援センターと連携し、常日頃から課題を把握し、定期的に情報共有を行っている。

地区の包括ケア推進協議会において、把握した相談について検討し、今後の地域づくりの検討を行うようにしている。

鹿児島県 南種子町

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	南種子町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉課	電話番号	0997-26-1111(内線 133)
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	5711(人)		世帯数	2979(世帯)	
高齢化率	34.79(%)	生活保護受給率	1.14(%)	面積	110.36(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	不明	公立小学校数	8(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(社協)				

※記入例 直営:1 か所, 委託:2 か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

古い歴史と伝統をもち、宇宙に一番近い町として知られており、青い空・青い海を見渡し、緑多い自然に恵まれた町です。超早場米「コシヒカリ」の出荷など、その温暖な気候と恵まれた農地を活かした農業が、この町の基幹産業です。人情あふれる心豊かな町で、町民は、住み慣れた地域を大切に、いつまでもその地域において生きがいをもって暮らすことができるようにと望んでいます。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	南種子町に住所を有する高齢者、障がい者及び子どもなど、生活に困難を抱える町民に対する支援の充実に資するため、地域の保健福祉医療など多職種との情報交換・連携を図り、地域包括支援センターの機能拡充による総合的な相談支援体制を整備する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	高齢者を対象にした相談機関である地域包括支援センターが相談窓口となり、障がい者及び子ども・子育て家庭の関係機関等と連携し、包括的な相談支援体制の構築に取り組む。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	南種子町
②事業名	南種子町包括的支援体制整備事業
③事業実施の必要性、体制等	南種子町に住所を有する高齢者、障がい者及び子どもなど、生活に困難を抱える町民に対する支援の充実に資するため、地域の保健福祉医療など多職種との情報交換・連携を図り、地域包括支援センターの機能拡充による総合的な相談支援体制を整備する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士及び主任介護支援専門員の有資格者1人、保健師の有資格者1人
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	南種子町包括支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
高齢者を対象にした相談機関である地域包括支援センターが相談窓口となり、障がい者及び子ども・子育て家庭の関係機関等と連携し、包括的な相談支援体制の構築に取り組む。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の開催回数:随時 参加者:保健福祉課長・福祉年金係長・介護保険係長・福祉担当職員 包括支援センター職員・介護保険事業所関係職員・その他必要と認められた者(障がい者及び子ども・子育て家庭の関係機関等)	(既存の会議の名称) サービス調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の開催回数:年1回以上 参加者:医療機関代表・社会福祉協議会代表・介護保険施設代表・民生委員代表・南種子駐在所代表・消防分遣所代表・副町長・企画課長・保健福祉課長・社会教育課長・建設課長・老人クラブ連合会会長・障がい者の代表・公民館連絡協議会会長・公民館婦人部連絡協議会会長・その他必要と認められた者(障がい者及び子ども・子育て家庭の関係機関等)	(既存の会議の名称) 地域ケア推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金・ふるさと納税の活用など、自主財源の確保のための取り組みを進める。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地区公民館単位による地域課題の把握に取り組み、見守り活動などを確立する。	
オ その他	
・見守りボランティアの研修会 ・相談支援包括化推進員の配置及び包括的な相談窓口など、町民への普及啓発	
⑧事業の成果目標	
・相談窓口の設置 月1 ・地区公民館単位による会議を開催し、課題を把握する。8地区 年2回程度開催 ・地域ケア推進会議により支援内容を協議する。年1回以上	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域住民の集いの場として、サロンの開設を推進し、地域住民がサロンに参加することで地域の課題等を把握し、自ら課題を解決したり、支援を求めたりすることができるような環境整備を行う。	

4. 成果目標の達成状況

<p>相談窓口は、地域包括支援センターに設置した。</p> <p>地区公民館単位による会議の開催は、実施できなかった。</p> <p>地域ケア推進会議については、2月28日開催に開催し支援内容等を協議する。</p> <p>また、上記会議に地区公民館長の出席を求め地域の実情課題等を把握する。</p> <p>相談支援体制の構築のため、相談支援包括化推進員について、8名が養成講座を受講した。</p>
--

鹿児島県 瀬戸内町

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	瀬戸内町		
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	瀬戸内町役場保健福祉課	電話番号	0997-72-1068
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	8,835(人)		世帯数	5,158(世帯)	
高齢化率	36.6(%)	生活保護受給率	69.1(%)	面積	239.65(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	13(校)	公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所, 委託:1 か所(加計呂麻園)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(広域)サテライト(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本町は、外海離島にあり、さらに有人離島 3 島を抱え、リアス式の海岸線に 64 の集落が点在している。住民は元来、自助共助意識は高いが、高齢化や人口減少およびIUターン者の増により、コミュニティが維持できない集落が出てきている。産業としては、養殖(マグロ、鯛、真珠)を主とした水産業と、果樹(パッションフルーツ、マンゴー)やサトウキビなどの農業の振興を図っている。観光においては、個人や少人数の旅行者がシーズンを問わず訪れており、増高傾向にある。</p> <p>過疎地・へき地・離島の本町は、日本の人口問題の先進地であり、今、大きな転換期にある。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業を通じ、福祉分野に限らず、保健・医療、雇用、教育、商工観光業、農林水産業等、小さな町だからこそ出来る、地域の多分野・多機関が連携、協働することで、地域の困り事や課題を包括的に受け止める「丸ごと」の総合的な相談支援体制を構築し、誰もがニーズに応じた支援を受けられる地域づくり、まちづくりを進めることが目的。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域における困り事や課題に関心を持ち、自らの事(「我が事」と捉え、みんなで解決に取り組もうとする意識が生まれ、住民すべてが生きがいを感じつながり合って生活するとともに、自ら出来ることを通じ、居場所と出番があり地域づくりの主体となっていることに喜びを感じるようになる。</p> <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援件数(これまで出来なかったことが解決につながる事例の積み重ね) ・新たな社会資源・事業等の創出 ・住みやすくなった、生きがいを感じるようになった人の割合の増加 ・交流会、研修会等への住民参加数 等

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	瀬戸内町(地域医療連携推進法人アンマ)	
②事業名	チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業(島の保健室 事業)	
③事業実施の必要性	加計呂麻地区(加計呂麻島)は、住民の自助共助の強い地域であるが、高齢化・過疎化が急激に進み、コミュニティ機能が著しく減退している状況にあります。離島の離島という孤立した地域性により課題が見えにくくなっており、具体的には、病気、障害、介護、子育て、生活、就労、貧困、住宅、空き家、遊休農地など、複雑に絡み合った地域生活課題を住民は抱えています。コミュニティナースが住民サポートをすることにより、住民の安心を確保し、ナースとしての知識・観察力・調整力を発揮して課題解決を支援します。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
加計呂麻地区(加計呂麻島)	加計呂麻島内	1,219 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域における課題解決のキーパーソン (地域おこし協力隊、民生委員等)	訪問による課題把握をする環境整備 地域資源との連携を図るための集いの場創出	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
俵小学校(平成 29 年度休校)保健室	地域医療連携推進法人アンマ	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
加計呂麻島地域住民	地域の支え手となるキーパーソンと他分野が連携し、地域住民と地域生活課題の共有を図るために地域共生社会実現のワークショップ等を開催する。	
(エ)その他		
地域のキーパーソンのサポートをコミュニティナースが担い、地域生活課題を地域住民が主人公となって解決するための計画(地域づくりに資する取組)を策定する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ふるさと納税を財源とした基金、コミュニティ助成事業		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
嘱託員、民生委員、児童委員、地域おこし協力隊、在宅福祉アドバイザー、老人クラブ 等		
事業の成果目標		
地域住民キーパーソン(50 名)、研修参加者数(100 名)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
加計呂麻地区(加計呂麻島)	加計呂麻島内	1,219 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
俵小学校(平成 29 年度休校)保健室を活用した「島の保健室」の整備	コミュニティナース 2 人	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	コミュニティFM、広報誌、嘱託員会、チラシ、医療介護連携協議会 等	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	地域におけるヒヤリング。要援護者情報・健診情報・医療情報・介護情報等を集積し分析結果から抽出。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
相談支援包括化推進会議(相談支援部会・住まい部会・しごと部会)	瀬戸内町役場、鹿児島県瀬戸内事務所、地域医療連携推進法人アンマ、医療介護障害事業所、福祉・医療・就労・教育・商工業関係者	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業(瀬戸内町包括支援センター・加計呂麻包括支援センター)、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、福祉サービス利用支援事業・シルバー人材センター・生活困窮者自立支援事業・無料法律無料相談会(社会福祉協議会)、障害者自立支援事業		
事業の成果目標		
地域生活課題対処数(50 件)		

ウ その他
地域生活課題を抱える住民に対し、その住民(課題)に適した地域のキーパーソンとコミュニティナースによるチームアプローチで相談を包括的に受け止める体制を構築します。
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	瀬戸内町(地域医療連携推進法人アンマ)
②事業名	チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業(支援体制構築事業)
③事業実施の必要性、体制等	本町は、行政区画が海を隔てる地理にあり、さらに高齢化・過疎化が急激に進み、コミュニティ機能が著しく減退しています。これは地域生活課題を見えにくくする大きな要因となっております。そこで、多岐にわたる住民情報を集積し“見える化”することは、多機関による協力体制の接着剤となり、迅速適切な課題解決の大きな一助になります。本事業では 29 年度設置した「相談支援包括化推進会議」の運営と、その拡充として「住民情報の見える化」システムの構築を相談支援機関となる「島の保健室」と「地域医療連携推進法人アンマ」で実施します。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	5 人(新規 2 人)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	相談支援コーディネーター(相談支援包括化推進員)として、コミュニティナース 2 人を新規配置します。診療看護師の資格を有する者と地域医療機関で従事しており、地域の実状を把握している者の 2 人。29 年度配置した 3 名は、役場保健福祉課内の保健師、社会福祉士。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	瀬戸内町保健福祉課および島の保健室
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
包括的な相談支援の受け皿となる「相談支援包括化推進会議」の拡充として「地域力強化推進情報ネットワークシステム(仮称)」を構築します。これは、住民の生活情報を安全・適切に管理・共有し、複合的な地域生活課題の発見と解決を図るものです。窓口として、本島側では町役場保健福祉課を、加計呂麻島では「島の保健室」を設置し、相談支援コーディネーター(相談支援包括化推進員)は、このシステムによる情報収集・分析・整理を行い、地域のキーパーソンをサポートし解決を図るとともに、地域の相談支援機関のコーディネートを実施します。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援部会 2 回/年 各 30~40 名 各種会議 1 回以上/月 各 10~20 名	(既存の会議の名称) 地域包括ケア会議、支援調整会議 在宅医療介護連携推進協議会
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議 2 回/年 各 40~60 名 各種会議 1 回以上/月 各 10~20 名	(既存の会議の名称) 地域包括ケア会議、支援調整会議 在宅医療介護連携推進協議会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
ふるさと納税を財源とした基金、コミュニティ助成事業	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
昨年度実施した当該事業で必要と認められた社会資源(ひきこもりの人や不登校児童・生徒の居場所づくりなど)や、今後の相談支援包括化推進会議や個別事例の検討会議、地域力強化推進事業の実施を通じて必要と認められた社会資源(町社会福祉協議会が設置予定のシルバー人材センターや無料職業紹介所と連携した就労支援の仕組み、地域住民が主体的に担う福祉サービスなど)を関係機関と連携して創出します。	
オ その他	
相談支援コーディネーター(相談支援包括化推進員)は、地域に潜在する課題、またその背景をデータ化し集計分析することにより、地域全体の社会的課題を明確にし、相談支援包括化推進会議や行政と連携し、その解決を促進します。	
⑧事業の成果目標	
複合的な課題を抱える者に対する相談件数(50) 支援の終結件数(20)、新たな社会資源の創出(3)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

- 地域力強化推進事業「チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業(島の保健室事業)」
 - ・平成 30 年 6 月 1 日に「島の保健室」開所。
 - ・毎週水曜日開催の「島の保健室カフェ」や個別訪問により、シマの人々から様々な相談事が持ち込まれ、加計呂麻島における気軽にできるワンストップの相談窓口として機能し始めている。
 - ・相談受付件数: 87 件(H31.2 月末現在)
 - ・相談支援セミナー・ワークショップ開催(11 月 27 日) 60 名参加

- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業「チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業(支援体制構築事業)」
 - ◇相談支援包括化推進会議……平成 30 年 5 月 29 日(70 名)、平成 31 年 2 月 22 日(65 名)
 - ・相談支援部会……平成 30 年 7 月 26 日(50 名)、11 月 27 日(40 名)
 - ・住まい部会……平成 30 年 11 月 29 日(30 名)
 - ・しごと部会……平成 31 年 1 月 29 日(50 名)
 - 就労支援セミナー……平成 31 年 1 月 29 日(80 名)

 - ◇複合的な課題を抱える者に対する相談件数: 58 件
支援の終結件数: 39 件

 - ◇地域力強化推進情報ネットワークシステム(アンマネット)の開発

 - ◇新たな社会資源・事業等の創出～住民による地域づくり事業との連携
 - ・空き家を改修した拠点で、しごとづくりや多世代交流【山郷まちづくり委員会】
 - ・高齢者のしごと・生きがい・健康づくり【あしたの加計呂麻島プロジェクト】
 - ・地元農産物の直売所が生きがいづくり・ふれあいづくり【NPO 法人セイラビリティ奄美】
 - ・みんなの憩いの場・つながる場がオープン【町地域女性団体連絡協議会】
 - ・夢と希望と町の未来を語る近未来会議の開催【町近未来会議実行委員会・町商工会青年部】

事業の体系

厚労省事業を活用した
瀬戸内町・瀬戸内事務所の協働事業

誰もがつながり合い、支え合う、心豊かな地域共生社会の実現を目指して
 事業背景：①住民ニーズの多様化・複雑化 ②高齢化・人口減少 ③地域のつながりの希薄化 ④
 国政の主な動き：①生活困窮者自立支援制度の創設 ②ニッポン一億総活躍プランの閣議決定
 ③厚労省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 ④社会福祉法の改正

支え合う地域力の強化

(H30～)

住民が、一人ひとりが抱える困難（生活困窮、障害、認知症等）やその背景にある地域課題を「我が事」として捉え、その解決に主体的に参画することで、支え合う地域づくりを実現する。

相談支援包括化推進会議



加計呂麻島

多機関の協働による包括的支援体制づくり

(H29～)

福祉分野に限らず、保健医療、雇用・就労、商工観光、農林水産、教育など地域の多分野・多機関が連携・協働することで、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談体制を構築する。

【町域を超えたネットワーク】



相談支援包括化推進員
(相談支援コーディネーター)
町保健福祉課・島の保健室

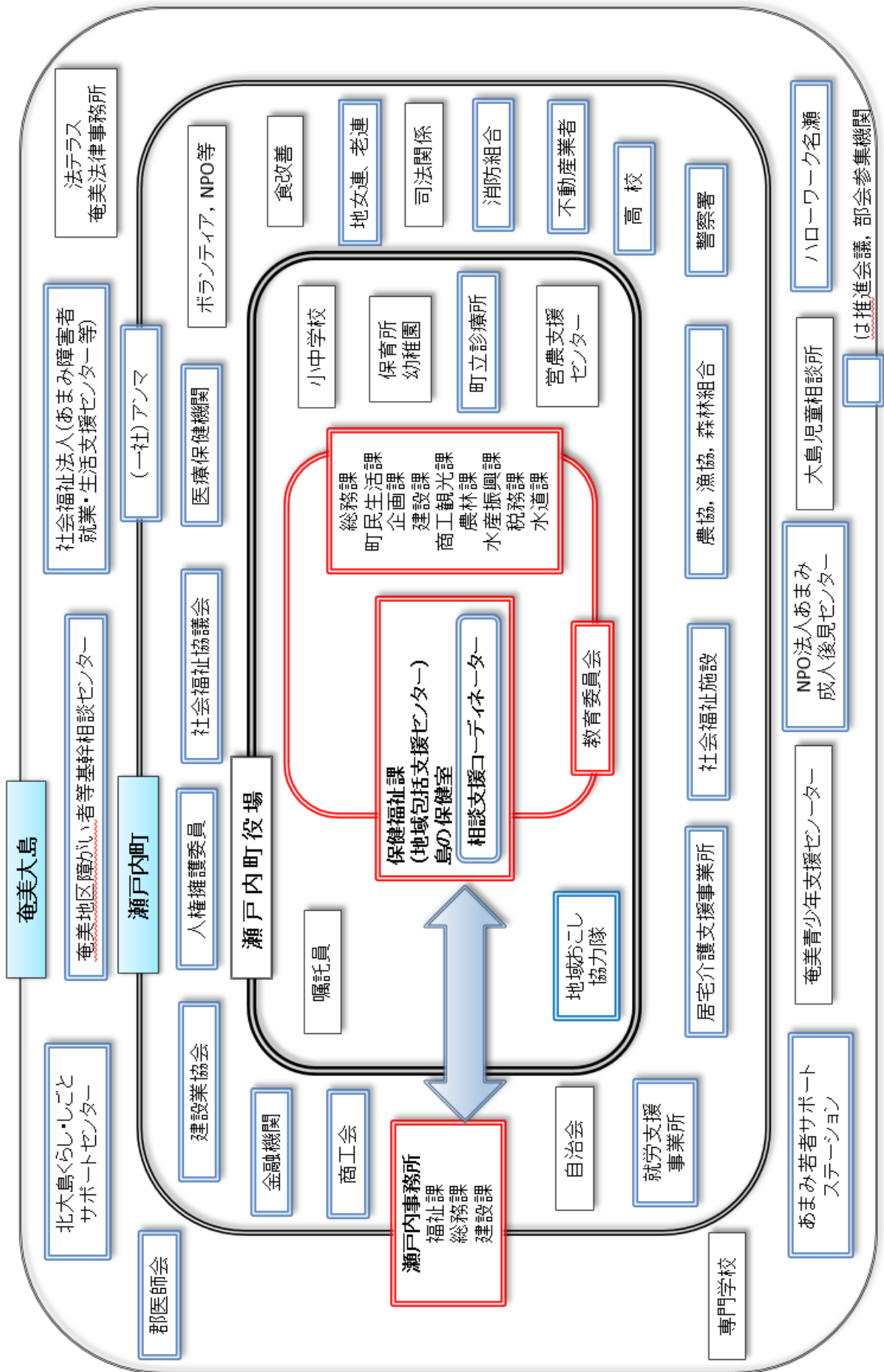
地域力強化推進情報 ネットワークシステム

住民の困り事を解決するための生活情報の見える化 (H30～)

人の絆とICTのチカラで住民の生活課題を解決！

瀬戸内町全域

「チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛事業」主な連携機関・団体



推進体制と主な取組

チームせとうち「我が事・丸ごと」支え愛宣言

現状と課題把握
各種機関・団体
ヒアリング調査等



相談支援包括化推進会議

☆は中心機関

相談支援部会

一人ひとりの「暮らし」に
寄り添う支援

- 構成
 - 町:保健福祉課☆, 町民生活課, 教委総務課
 - 県:瀬戸内事務所福祉課, 警察署, 高校
 - 民間:社協, 民協, 人協, 医療・保健・福祉・介護機関・施設・事業所, 相談支援機関等
- 取組内容
 - (1)包括的相談支援体制の整備
 - ・相談支援コーディネーター・島の保健室設置によるワンストップ相談窓口の機能強化
 - ・情報共有シート活用による行政の情報共有
 - (2)関係機関のネットワーク構築
 - ・市民の支援ニーズ(ひきこもり等)に関する民生委員アンケート調査
 - ・情報共有と支援ノウハウの蓄積
 - (3)相談支援に携わる人材の育成
 - ・研修会の開催
 - (4)「我が事・丸ごと」の意識醸成
 - ・卓上旗の設置
 - ・講演会の開催



住まい部会

一人ひとりの「住まい」の
安心を確保

- 構成
 - 町:企画課☆, 保健福祉課, 町民生活課, 建設課, 総務課, 商工観光課, 教委総務課
 - 県:瀬戸内事務所福祉課, 総務課
 - 民間:社協, 商工観光団体, 老健施設, NPO等
- 取組内容
 - (1)施設ストック(空き家・空き店舗・遊休施設等)の状況把握, 情報集約・提供
 - ・大学と協働した空きキャパシティ調査
 - ・商工会による空き店舗調査
 - ・各種調査との連携
 - (2)要配慮者や移住者への住宅確保支援
 - ・居住支援協議会の設置検討
 - (3)創業希望者の空き店舗活用支援
 - (4)公営住宅の入居者支援
 - ・高齢者・障害者の住み替え, 身寄りがいない入居者の入退去, 法人保証等の仕組みづくり

しごと部会

※H31.1新設

一人ひとりに応じた多様な
「働く」を支援

- 構成
 - 町:商工観光課☆, 企画課, 保健福祉課, 農林課, 水産振興課, 教委総務課
 - 国・県:ハローワーク, 瀬戸内事務所福祉課, 高校
 - 民間:社協☆, 商工・建設業団体, 農林水産業団体, 医療・福祉団体, 相談支援機関, 就労支援事業所等
- 取組内容
 - (1)求人・求職情報の集約・提供
 - ・社協の無料職業紹介所・シルババー人材センターの活用促進
 - (2)多分野連携による多様な就労・就労訓練機会の提供
 - ・セミナーの開催
 - (3)関係機関連携による就労準備を含むきめ細かな就労支援
 - ・情報共有と支援ノウハウの蓄積
 - ・研修会の開催